

令和 8 年 6 月

四万十市議会定例会会議録

自 令和 8 年 6 月 11 日

至 令和 8 年 6 月 30 日

四 万 十 市 議 会

令和 8 年 6 月 四万十市議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜日	要 旨
第 1 日	6 月 11 日	木	1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定 4 諸般の報告 5 議案の上程 6 提案理由の説明 7 各委員長報告
第 2 日	6 月 12 日	金	休 会
第 3 日	6 月 13 日	土	休 会
第 4 日	6 月 14 日	日	休 会
第 5 日	6 月 15 日	月	休 会（質問通告午前10時締切り）
第 6 日	6 月 16 日	火	休 会
第 7 日	6 月 17 日	水	休 会
第 8 日	6 月 18 日	木	休 会
第 9 日	6 月 19 日	金	休 会
第 10 日	6 月 20 日	土	休 会
第 11 日	6 月 21 日	日	休 会
第 12 日	6 月 22 日	月	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位 1 番～ 5 番）
第 13 日	6 月 23 日	火	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位 6 番～10番）
第 14 日	6 月 24 日	水	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位11番～14番）
第 15 日	6 月 25 日	木	1 開 議 2 上程議案等に対する質疑 3 委員会付託 （予算決算常任委員会）
第 16 日	6 月 26 日	金	休 会（産業建設・総務・教育民生常任委員会）

日 次	月 日	曜日	要 旨
第 17 日	6 月 27 日	土	休 会
第 18 日	6 月 28 日	日	休 会
第 19 日	6 月 29 日	月	休 会
第 20 日	6 月 30 日	火	1 開 議 2 各委員長報告 3 委員長報告に対する質疑 4 全員協議会 5 討論、採決 6 閉 会

令和8年6月四万十市議会定例会会議録 目次

第1日 6月11日 木曜日

開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	
議会運営委員長（山下幸子）	4
諸般の報告	5
議案の上程（第1号議案から第16号議案まで及び諮問第1号から諮問第3号まで）	5
提案理由の説明	
市長（山下元一郎）	5
副市長（武田安仁）	10
各委員長報告	
総務常任委員長（西尾祐佐）	13
産業建設常任委員長（川村真生）	17
教育民生常任委員長（谷田道子）	19
散 会	22

第2日 6月12日 金曜日 ～ 第11日 6月21日 日曜日 休 会

第12日 6月22日 月曜日

開 議	24
発言の訂正・補足説明	
市長（山下元一郎）	24
一般質問	

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
1	谷田 道子	市長、 所管課長	1 地域の医療を守っていくために (1) 国際情勢の影響と災害時の医療供給 体制について 2 高齢者の孤立を防ぎ、命を守る見守り 体制について (1) ひとり暮らしの高齢者等への支援と 見守りの強化について	24 39

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
1	谷田 道子		3 高齢者の生きがいづくりのための生涯 学習の推進について (1) シルバー教室廃止後の高齢者の学び と生涯学習について	24 } 39
2	澤良宜由美	市長、 所管課長	1 住みやすい地域づくりの取組について (1) 地域のゴミ収集（一般ゴミ・資源ゴミ） の取組について (2) 高齢者や障がい者に対するゴミ収集 の取組について (3) 市の行事に対する地区の負担金につ いて 2 投票しやすい環境づくりの取組について (1) 郵便投票の現状把握について (2) 移動投票所について	40 } 52
3	前田 和哉	市長、 所管課長	1 放課後児童対策 (1) 放課後児童クラブと放課後子供教室 の連携、待機児童解消について 2 3歳児未満の保育料について (1) 1・2歳児保育料の負担軽減について 3 大規模災害からの早期復旧 (1) 罹災証明迅速化ソリューションの導 入について 4 建築基準法に基づく安全点検 (1) 建築基準法第12条に基づく定期報告 について	52 } 67
4	川村 真生	市長、 所管課長	1 放課後児童クラブ (1) 長期休暇期間中の配食サービスの実 証実験 2 ふるさと納税 (1) 委託先変更による現状の確認 (2) 制度改正による影響	67 } 80

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
5	川渕 誠司	市長	1 市長の政治姿勢について (1) 平和な社会の実現 (2) 防災・減災対策（事前復興まちづくり計画） (3) スポーツ振興 (4) 文化振興 (5) 大学誘致の検証 (6) デジタル教育	80 ～ 96

延 会..... 96

第13日 6月23日 火曜日

開 議..... 98

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
6	竹本 寛実	市長、 所管課長	1 高齢者の交通手段の確保について (1) 免許返納後の特典について (2) 既存の交通手段の活用について 2 子育て支援について (1) 子どもの遊び場の確保 (2) 保育園の送迎	98 ～ 107
7	鳥谷 恵生	市長、 所管課長	1 農業振興について (1) 耕作放棄地対策について (2) 果樹振興について (3) 稲作について 2 デジタル化について (1) デジタル化の課題について	107 ～ 122
8	大西 友亮	市長、 所管課長	1 市長の政治姿勢について (1) 前市長の発言について (2) 今後の市政運営にあたって 2 児童の長期休暇中の昼食について (1) 長期休暇中の児童の昼食について	122 ～ 135

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
8	大西 友亮		3 旧文化センターについて (1) 文化センター跡地利用について	122 } 135
9	小出 徳彦	市長、 教育長、 所管課長	1 西土佐診療所医療体制について (1) 医師確保について (2) 患者さんの送迎について 2 四万十市シルバー人材センター西土佐 事務所廃止による影響について (1) 西土佐地区での地域支援事業「くらしサポート西土佐」の開設に対する市の今後の考えは 3 地域公共交通について (1) 西土佐～中村線、黒尊線の利用状況について 4 市道市野々線改良状況について (1) 進捗状況について (2) 権谷、大江地区むくろじ橋（通称）の改修について 5 分館活動について (1) 条例廃止に伴う今後の活動と支援は	136 } 151
10	上岡 正	市長、 副市長、 教育長、 所管課長	1 大学誘致失敗に伴う諸課題について (1) 誘致失敗について問う 2 四万十川の活用について (1) 養殖事業について	151 } 163

延 会..... 163

第14日 6月24日 水曜日

開 議..... 167

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
11	西尾 祐佐	市長、 教育長、 所管課長	1 人材確保と関係人口増の取組について (1) ふるさとワーキングホリデーについて問う 2 四万十市DX推進計画について (1) 市内のDXについて 3 教育行政について (1) 部活動の地域展開について問う (2) 教職員の業務の見える化について	167 } 185
12	西澤 和史	市長、 教育長	1 市長の政治姿勢について (1) 人口減少対策について (2) 少子化対策について (3) 子育て支援について (4) 高齢者支援について (5) 協働のまちづくりの推進について 2 生涯学習について (1) スポーツの振興について	185 } 202
13	寺尾 真吾	市長、 教育長	1 市長の政治姿勢について (1) 財政の健全化 2 教育政策と防災政策について (1) 下田小学校の高台移転 3 小学校の教育について (1) 学校再編	202 } 221
14	宮崎 努	市長	1 市長の政治姿勢について (1) 商工業版地産地消について (2) 市民病院経営について	221 } 236

日程追加

追加議案の上程（第17号議案から第19号議案まで）…………… 236

提案理由の説明

市長（山下元一郎）…………… 236

散 会…………… 238

第15日 6月25日 木曜日

開 議	241
上程議案に対する質疑	241
委員会付託	241
散 会	241

第16日	6月26日	金曜日	～	第19日	6月29日	月曜日	休 会
------	-------	-----	---	------	-------	-----	-----

第20日	6月30日	火曜日					
------	-------	-----	--	--	--	--	--

開 議	246
発言の訂正	
市長（山下元一郎）	246
各委員長報告	
予算決算常任委員長（宮崎 努）	246
総務常任委員長（西尾祐佐）	247
産業建設常任委員長（川村真生）	249
教育民生常任委員長（谷田道子）	249
各委員長報告に対する質疑	250
討論・採決	
意見案第1号（提案理由の説明 4番 川村真生）	253
意見案第2号（提案理由の説明 11番 川渕誠司）	253
意見案第3号（提案理由の説明 6番 前田和哉）	254
意見案第4号（提案理由の説明 3番 鳥谷恵生）	255
意見案第5号（提案理由の説明 13番 西尾祐佐）	256
意見案第1号に対する反対討論（11番 川渕誠司）	257
意見案第1号に対する賛成討論（3番 鳥谷恵生）	258
意見案第2号に対する反対討論（7番 寺尾真吾）	260
意見案第2号に対する賛成討論（14番 谷田道子）	261
閉会挨拶	
市長（山下元一郎）	263
閉 会	263

令和8年6月11日（木） 第1日

本 会 議

6月12日（金）第2日	}	休 会
6月13日（土）第3日		
6月14日（日）第4日		
6月15日（月）第5日		
6月16日（火）第6日		
6月17日（水）第7日		
6月18日（木）第8日		
6月19日（金）第9日		
6月20日（土）第10日		
6月21日（日）第11日		

令和 8 年 6 月 四万十市議会定例会会議録

四万十市告示第54号

令和 8 年 6 月 四万十市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 4 日

四万十市長 山 下 元一郎

記

1 期 日 令和 8 年 6 月 11 日

2 場 所 四万十市議会議事堂

令和 8 年 6 月 四万十市議会定例会会議録（第 1 日）

令和 8 年 6 月 11 日（木）

■議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

諸般の報告

日程第 3 第 1 号議案から第16号議案まで

第 1 号議案 専決処分の承認を求めることについて

（令和 8 年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算
（第 1 号））

第 2 号議案 令和 8 年度四万十市一般会計補正予算（第 1 号）について

第 3 号議案 令和 8 年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第 1
号）について

第 4 号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 5 号議案 四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正す
る条例

第 6 号議案 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例

第 7 号議案 四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例

第 8 号議案 四万十市まち・ひと・しごと創生会議設置条例の一部を改正す
る条例

第 9 号議案 四万十市高度無線環境整備推進事業基金条例を廃止する条例

- 第10号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中平晋祐）
 第11号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（門田勝利）
 第12号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（岡田志津）
 第13号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（宮村喜久）
 第14号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（三浦 治）
 第15号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（山本 聡）
 第16号議案 動産の買入れについて

諮問第1号から諮問第3号まで

- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 （助村通俊）
 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 （芝 雅人）
 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 （吉本千史）
 （議案の上げ、提案理由の説明）

日程第4 所管事項の調査（令和8年第2回臨時会より継続調査）
 （各委員長報告）

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席議員

1番 竹 本 寛 実	2番 西 澤 和 史	3番 鳥 谷 恵 生
4番 川 村 真 生	5番 澤良宜 由 美	6番 前 田 和 哉
	8番 廣 瀬 正 明	9番 山 下 幸 子
	11番 川 渕 誠 司	12番 大 西 友 亮
13番 西 尾 祐 佐	14番 谷 田 道 子	15番 山 崎 司
16番 上 岡 正	17番 小 出 徳 彦	18番 宮 崎 努

欠席議員

7番 寺 尾 真 吾	10番 垣 内 孝 文
------------	-------------

出席要求による執行部側出席者職氏名

市 長 山 下 元一郎	副 市 長 武 田 安 仁
総 務 課 長 山 崎 寿 幸	企画財政課長 竹 田 哲 也
防災まちづくり課長 安 岡 栄 治	デジタル・広報課長 中 脇 弘 樹
市民・人権課長 武 田 千 尋	税 務 課 長 戸 田 裕 介
環境生活課長 横 山 昌 之	子育て支援課長 田 村 典 義

健康推進課長	竹本美佳
観光商工課長	遠近由幸
建設課長	津野智宏
会計管理者兼会計課長	薦田則一
福祉事務所長	武内俊治
学校教育課長	岡本寿明
総合支所長兼 地域企画課長	佐川徳和
産業建設課長	田中邦典

高齢者支援課長	中田智子
農林水産課長	吉田貴浩
上下水道課長	岡村速人
市民病院事務局長	金子雅紀
教 育 長	松田文雄
生涯学習課長	濱田武
西土佐診療所事務局長	橋田慎也

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局 長	岡村 むつみ
主 監	原 憲 一

事務局 長補佐	戸田 卓 宏
---------	--------

午前10時0分 開会

■議長（山崎 司） これより令和8年6月四万十市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席の届出が参っております。垣内孝文議員、今期定例会について病氣療養のため欠席、寺尾真吾議員、病氣療養のため欠席、以上のとおりご報告いたします。

~~~~~

■議長（山崎 司） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において竹本寛実議員、西澤和史議員を指名いたします。

~~~~~

■議長（山崎 司） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期日程について、議会運営委員会でご協議を願っておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

山下幸子議会運営委員長。

■議会運営委員長（山下幸子） 議会運営委員長報告を行います。

まず、今期定例会の会期日程については、6月9日委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

会期は、質問者が14名であり、一般質問期間を3日間として、本日から6月30日までの20日間といたしております。

日程等の詳細については、タブレットに保存してあるとおりでありますので、ご参照賜りたいと思います。

続いて、所管事項の調査について報告をいたします。

まず、四万十市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について協議をいたしました。

これは、関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議会運営の申合せ事項について確認いたしました。

これは、現在の申合せ事項について、改正後の議会運営委員会で確認を行うものですが、内容について一度会派に持ち帰り確認し、次回の委員会で会派からの意見を持ち寄り、改めて協議することといたしました。

次に、市議会ホームページへの個人情報の掲載について協議いたしました。

これは、本市議会ホームページの市議会議員名簿には、住所を地番まで掲載しているが、令和5年9月15日付の総務省通知において、議会のウェブサイトへの議員の住所の公表に関しては、個人情報への配慮が必要との指摘もあり、住所全体ではなく、一部の公表とすることを選択できるようにすることとあることから、今後は住所表記を大字までとすることといたしました。

た。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うことに決しました。

以上のとおり報告をいたします。

■議長（山崎 司） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月30日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

令和8年3月定例会以降における法令の規定により監査委員から報告のあった例月現金出納検査結果報告書並びに議長の事務報告及び議長が決定した議員派遣、申合せにより議会運営委員会の委員配付とした陳情1件については、タブレットの諸般の報告内に保存してあります。これによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

■議長（山崎 司） 日程第3、「第1号議案」から「第16号議案」まで及び「諮問第1号」から「諮問第3号」までを一括議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

山下市長。

■市長（山下元一郎） 皆さんおはようございます。

本日、議員の皆様のご出席をいただきまして6月の市議会定例会が開会できますことを御礼を申し上げます。

提出議案の説明の前に、台風6号の被害状況についてご報告をさせていただきます。

6月1日から3日にかけて日本列島で大雨をもたらした台風6号ですが、本市におきましても、災害対策本部を設置するとともに、市内全域に警戒レベル3、高齢者避難を発令し、各地区に避難所を開設いたしました。台風6号は、雨・風共に強く、岩田地区・安並地区・蔵岡地区等では、道路が冠水するとともに、市内各所におきまして土砂崩れや倒木などによりまして交通機能への障害が発生をいたしました。

また、一部民家では、床下浸水も確認され、2日の夜には、一部地域で停電も発生したというふうに確認をしておるところでございます。

また、農業分野におきましても、大雨や強風によりまして、露地栽培野菜への被害、またビニールハウスの損傷、また田畑への土砂流入などの災害も発生をしておるところでございます。

す。これらの被害に遭われました市民の皆様にご心よりお見舞いを申し上げますとともに、市としても災害の早期復旧及び今後の防災・減災対策に力を注いでまいりたいと思います。

それでは、今期定例会に申し上げます議案につきましてご説明をさせていただきます。

専決処分の承認議案で「令和８年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算」の１件、予算議案では「令和８年度四万十市一般会計補正予算」など２件、条例議案では「四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」など６件、その他の議案といたしまして「固定資産評価審査委員会委員の選任について」など７件のほか、「人権擁護委員候補者の推薦」に関する諮問３件、報告事項が１０件となっております。

なお、後日３件の追加提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

提出議案の詳細につきましては、後ほど副市長からご説明をさせていただきますので、私からは令和７年度の決算概要並びに３月定例会以降における主要課題等への取組についてご報告をさせていただきます。

初めに、令和７年度の決算概要になります。数字は万円の概数で申し上げさせていただきます。

まず、一般会計ですが、歳入２５４億６,２２０万円、歳出２５２億８,６８７万円、収支は１億７,５３３万円の黒字ですが、令和８年度へ繰り越した事業の財源７,８７６万円を差し引くと、実質収支は９,６５７万円の黒字となっております。これは、全額減債基金に積立てをしております。

続きまして、特別会計になります。

と畜場会計は３億６,２４３万円、鉄道経営助成基金会計は８億６,５３５万円、幡多中央介護認定審査会会計は１,４４３万円、園芸作物価格安定事業会計は９万円で、いずれも歳入歳出同額となっております。

国民健康保険会計事業勘定は、歳入３８億３,１７３万円、歳出３７億７,１４６万円、差引き６,０２７万円の黒字となっております。こちらにつきましては、全額財政調整基金に積立てをさせていただきました。

国民健康保険会計診療施設勘定は、歳入３億１,９１７万円、歳出４億２,２１２万円、差引き１億２９５万円の赤字となっております。令和８年度へ繰り越した事業の財源８万円と合わせまして実質収支は１億３０３万円の赤字となっております。この赤字は、専決処分です。令和８年度予算からの繰上充当により措置をしております。

幡多公設地方卸売市場事業会計は、歳入１,５９３万円、歳出１,５９２万円、差引き１万円の黒字ですが、全額令和８年度へ繰り越した事業の財源となっております。

介護保険会計保険事業勘定は、歳入４０億６,７３７万円、歳出４０億２,２５０万円、差引き４,４８７万円の黒字です。これは、全額介護保険介護給付費準備基金に積み立てました。

下水道事業会計は、損益計算で収益６億３,５３４万円、費用６億２,３３５万円、差引き１,１９９万円

の黒字です。

また、資本的収支は、収入 5 億 3,902 万円、支出 6 億 8,949 万円、差引き 1 億 5,047 万円の不足で、これは当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

病院事業会計は、損益計算で、収益 14 億 7,722 万円、費用 16 億 4,124 万円、差引き 1 億 6,402 万円の赤字です。この結果、累積で 28 億 4,094 万円の未処理欠損金となり、全額翌年度への繰越しとなっております。また、資本的収支は、収入 1 億 4,531 万円、支出 1 億 8,972 万円、差引き 4,441 万円の不足で、これは当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填し、なお不足する部分は、一時借入金で措置をしております。

以上が令和 7 年度の決算概要となっております。

続きまして、3 月定例会以降における主要課題の取組についてご報告をさせていただきます。

まず、四万十市総合計画等の策定についてになります。

昨年度末に、令和 8 年度を初年度する第 2 期四万十市総合計画及び第 3 期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

人口減少や少子高齢化の進行、地域経済の縮小など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、気候変動による自然災害の激甚化やデジタル技術の進展、また住民ニーズの多様化など、新たな課題に的確に対応しながら、将来にわたり持続可能で活力あるまちづくりを進めていく必要があります。こうした状況を踏まえ、新たな総合計画では、「受け継ぐ、結ぶ、拓く」を基本理念に掲げ、本市の将来像である「伝統が息づき、人がつながり、未来をともに築くまち四万十市」の実現に向けたまちづくりを進めることとしています。

また、第 3 期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、総合計画のリーディング施策として位置づけ、本市の最重要課題である人口減少対策を総合的かつ計画的に推進をしてまいります。

これらの推進体制について、私を本部長とする四万十市総合計画・総合戦略推進本部を中心に、全庁横断的な取組を進めていくところですが、これらの取組をよりの確かつ円滑に推進するため、当推進本部の下部組織として、人口減少対策等の市の重点施策を推進するワーキンググループも新たに設置し、事業推進に努めてまいります。

続きまして、治水対策についてです。

先ほど台風 6 号もありましたけれども、近年全国各地で豪雨災害が頻発する中、本市では、国・県をはじめとする関係機関と連携をし、初崎堤防をはじめ、楠島地区や入田地区の内水対策整備などの流域治水に取り組み、本市の治水安全度は大きく向上をしております。

加えて、現在国では、中筋川における治水安全度の向上を図るため、新山路橋から下流の山路地区を対象とした堤防新設事業を進めており、今月 18 日には、4 回目となる事業説明会が予

定をされております。

また、本市としましては、今後予定される用地取得事務などについて必要な協力を行うなど、国・県並びに関係機関との連携により、流域治水対策を強力に推進していくことで、市民の皆様の安全・安心な暮らしを確保するとともに、災害に強いまちづくりを着実に進めてまいります。

次に、水産業振興についてです。

国が本年の夏をめどに取りまとめる地域未来戦略におきましては、令和6年度から高知大学と本市との連携の下取り組んでいるしまんと海藻エコイノベーション共創拠点、通称しまのぼですけれども、戦略産業クラスター計画の素案に明記をされました。

地域未来戦略は、地方への投資を呼び込み、地域経済の付加価値向上へつなげる国の全体戦略ですが、今回国が策定する計画の素案に明記され、今後その計画が具体化していけば、国等の支援策を優先的に受けられるなど、取組の一層の推進が期待できます。これらの状況を踏まえ、今後庁内に対策チームを設置し、国の動向に注視しながら、事業の推進を図っていきたいと考えております。

次に、広報広聴機能の強化についてです。

本年度、機構改革によりデジタル・広報課を新設し、市の広報広聴機能の強化を図っております。

広聴面においては、広く市民の皆様の声を聞くため、5月より市政懇談会を開催しており、9月までの日程で市内全地区を巡回いたします。懇談会でいただいた意見は、庁内で共有し、今後の市政運営に生かしていきたいと考えていますので、多くの皆様のご参加をお願いしたいと思います。

広報面につきましては、従来の広報紙や公式ホームページ、またLINE等のSNSに加えまして新たな取組として、本年4月より地元コミュニティーFM放送局の番組において、私が直接市政に関する情報発信を始めており、今後は定例記者会見の開催も予定しているところでございます。

次に、四万十川ウルトラマラソンについてになります。

今年で32回目を迎える四万十川ウルトラマラソンですが、4月に開催された実行委員会におきまして、10月18日に開催することを決定したところです。

大会の規模としましては、前回大会同様、100kmの部が1,600名、60kmの部が500名、計2,100名のエントリーを予定しております。本大会は、長年にわたり地域の献身的な協力によって支えられていますが、近年はボランティアの高齢化や人手不足等により運営体制の維持が大きな課題となっております。

そこで、伝統あるこの本大会を次世代へ継承するため、今大会よりガバメントクラウドファンディングを活用し、新たな財源を確保する取組をスタートさせました。昨年度より取り組ん

でいる企業版ふるさと納税制度も含め、事業に係る財源を確保することで、負担が大きい業務を民間事業者へ委託し、ボランティアがおもてなしに専念できる環境を構築したいと考えております。本市を代表するスポーツイベントである本大会が、市民の皆様一人一人にウルトラマラソンの感動や地域のにぎわいを実感していただける大会となるよう、関係機関としっかりと協議を行い、安心・安全に大会が開催できるよう万全な準備を進めてまいりますので、大会を支えるボランティアスタッフ、また沿道でのご声援についても、市民の皆様の積極的なご協力をお願いしたいと考えております。

次に、道の駅についてです。

道の駅「よって西土佐」は、地域の特産品販売や観光交流の拠点として、平成28年4月10日にグランドオープンし、今年で丸10年となりました。道の駅は、オープン以来、四万十市の北の玄関口としまして、地域内外の多くの方々にご利用いただき、本年3月には、レジ通過者数150万人を突破したところです。これもひとえに生産者や地域の皆様、運営に関わる関係者の皆様のご尽力のたまものであると深く感謝を申し上げます。

また、4月5日に開催した10周年記念イベントには、約1,000人のお客様にお越しいただき、盛大に節目を迎えることができました。地域の魅力を発信する拠点として、改めてその役割の大きさを実感したところでございます。

今後も道の駅「よって西土佐」が、地域活性化の拠点としてさらに発展していくために、各種イベントの開催による交流人口の拡大や地産地消・地産外商の推進、また観光施設としての魅力向上に努めてまいります。

次に、しまんと市民祭についてです。

本市の夏の風物詩であるしまんと市民祭は、本年度も中心市街地や四万十川河川敷を会場として、なかむら踊り・しまんと提灯台パレード、全日本女郎ぐも相撲大会、しまんと納涼花火を開催いたします。本年度から、なかむら踊り・しまんと提灯台パレードの実施主体であるしまんと市民祭実行委員会の事務局を、市から四万十市観光協会へ移管し、全国女郎ぐも相撲大会、しまんと納涼花火大会と併せて、四万十市観光協会が一体的に運営を担う体制となりました。このことにより、各催事の連携強化や効率的な運営が図られることを期待しております。

なかむら踊り・しまんと提灯台パレードでは、躍動感あふれるなかむら踊りと迫力ある提灯台を訪れた皆様に体感していただくとともに、市役所駐車場に出展スペースを設け、飲食物の販売等を行うことにより、集客増加と回遊性を高め、パレード全体のにぎわいの向上を図ってまいります。

しまんと納涼花火大会では、駐車場の一部有料化や有料棧敷席の設置を継続し、財源確保に取り組むことで、持続可能なイベントの仕組みづくりを進めてまいります。

しまんと市民祭を通じて、観光誘客や地域内消費の拡大など、地域経済の活性化を図り、まちのにぎわいを創出し、市民の皆様が心から楽しみ、地域が盛り上がる取組となるよう努めて

まいります。

以上で令和7年度の決算概要並びに3月定例会以降における主要課題等の取組についての報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 続いて、武田副市長。

■副市長（武田安仁） それでは、私のほうからは、議案を順次説明させていただきます。

まず、「第1号議案、令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第1号）」でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

予算書のフォルダー内02の特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、1億303万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,558万6,000円とするものでございます。

先ほど市長が決算概要についてご報告しましたように、令和7年度決算におきまして赤字となりましたので、令和8年度の予算をもって補填したものでございます。

なお、当該補正予算は、令和8年5月29日付で専決処分を行っております。

次に、「第2号議案、令和8年度四万十市一般会計補正予算（第1号）」でございます。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、7,618万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を259億7,018万9,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費、1項7目企画費のコミュニティ助成750万円の減額は、当初予算でみこしの購入やはっぴ等コミュニティ活動備品の整備に係る費用を助成するものとして計上し、申請しておりましたが、一部不採択となったことによるものでございます。

13ページをお願いいたします。3款民生費では、各種制度改正等への対応として、障害者自立支援システム改修に158万2,000円、児童扶養手当システム改修に101万6,000円、生活保護システム改修に60万3,000円を計上しております。

14ページをお願いいたします。4款衛生費、2項2目塵芥処理費1,000万7,000円の補正は、ごみ収集指定袋の購入につきまして、物価高騰等の影響により年間の必要数量の調達が困難となったため、見直しを行うものでございます。

6款農林水産業費、1項2目農業総務費では、国庫補助金の割当てに伴い、四万十大橋舗装改修に1,000万円、3目農業振興費では、集落営農組織等が実施する機械整備に係る費用を国庫補助金を活用し、補助するものとして、地域営農支援199万7,000円、集落営農活性化推進581万1,000円のほか、水稻生産用機械の導入及び更新に対する水田農業機械導入支援については、申請状況を踏まえた事業費の見直しとして1,601万8,000円などを計上しております。

15ページをお願いいたします。7款商工費、1項2目商工業振興費では、地域商業機能維

持・活性化計画に基づき実施する事業に係る費用の一部を補助するものとして34万円を計上しております。

8款土木費、6項3目住宅建設費の第二津野川若者住宅建設3,384万6,000円は、物価高騰等の影響に伴う事業費の見直しによるものでございます。

10款教育費、2項小学校費240万8,000円の減額及び16ページの3項中学校費236万6,000円の補正は、用務員の異動に伴う会計年度任用職員給与費等の見直しによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わりますが、9ページからの15款国庫支出金以下の歳入につきましては、それぞれ歳出に見合う額を計上しております。また、末尾に給与費明細書を添付しておりますので、ご確認ください。

続きまして、「第3号議案、令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第1号）」でございます。

予算書のフォルダー内04の特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、196万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億2,251万1,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費では、令和8年度介護報酬改定に伴う介護保険業務システム改修に64万1,000円のほか、国庫補助金を活用し、介護事業者が行う非常用自家発電設備整備への補助として地域介護・福祉空間整備補助を当初予算で計上しておりますが、当該国庫補助金の上限額が引き上げられたことに伴い、57万5,000円を計上しております。

7ページの3款国庫支出金以下の歳入につきましては、歳出に見合う額を計上しておりますので、ご参照ください。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案書の5ページをお開きください。「第4号議案、四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、人事院規則の改正により、国家公務員に係る特殊勤務手当の額が見直されたことから、本市においてもこれに準じた取扱いとすることについて所要の改正を行うものでございます。

次に、「第5号議案、四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、半島振興法等が改正されたことに伴い、本市条例の適用期限を延長することについて所要の改正を行うものでございます。

次に、「第6号議案、四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、令和7年度の税制改正に伴い、非課税の範囲で就労調整を行った者が、介護保険料の算定においてみなし課税となった場合、特例減免によって非課税として扱うことについて所

要の改正を行うものでございます。

次に、「第7号議案、四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、物価高騰や人件費上昇等の要因によりまして、宿泊業界においても施設利用料が上昇傾向にある中、ホテル星羅四万十においても安定した運営を行うため、利用料限度額を増額することについて所要の改正を行うものでございます。

次に、「第8号議案、四万十市まち・ひと・しごと創生会議設置条例の一部を改正する条例」でございます。

四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進等に当たり、四万十市まち・ひと・しごと創生会議を設置しておりますが、第3期総合戦略の策定に当たりまして、令和7年度で四万十市産業振興計画を総合戦略に一本化し、同計画の附属機関である四万十市産業振興計画フォローアップ委員会を開催したことから、今後の本市の産業振興に資する取組の進捗管理を創生会議において担う必要があることや産業界関係者の幅広い参画を促進するため、委員定数を変更することについて所要の改正を行うものでございます。

次に、「第9号議案、四万十市高度無線環境整備推進事業基金条例を廃止する条例」でございます。

本基金は、県から交付された交付金を積み立て、順次当該整備事業に係る辺地債の償還等の財源として取崩しを行ってきましたが、令和7年度末で全ての基金の取崩しが完了し、目的が達成されたことから、本基金を廃止するため本条例を廃止するものでございます。

次に、「第10号議案」から「第15号議案」までの「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、一括してご説明させていただきます。

これは、現在の固定資産評価審査委員会委員の任期が、本年6月末日をもって満了することから、次期委員の選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき同意を求めるものでございます。

まず、「第10号議案」の中平晋祐さん、「第11号議案」の門田勝利さん、「第12号議案」の岡田志津さん、「第13号議案」の宮村喜久さん、「第14号議案」の三浦 治さんは、再任として、「第15号議案」の山本 聡さんは、新任としてお願いするものであり、これら6名の方々は、固定資産評価審査委員会委員として適任者であると考えております。

なお、議案関係参考資料にそれぞれの経歴などを掲載しておりますので、ご参照ください。

17ページをお開きください。「第16号議案、動産の買入れについて」でございます。

今年度小学校の学習用端末としてタブレット1,841台を更新する予定でありまして、当該更新については、国の方針により、県が共同調達を行うことが義務づけられております。このため、4月23日に高知県GIGAスクール構想推進協議会が、公募型プロポーザルを実施し、納入業者を選定し、本市の契約金額が約1億円になることから、議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付すものでございます。

次に、18ページ、「諮問第1号」から20ページ、「諮問第3号」までの「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、一括してご説明させていただきます。

本年9月末日をもって任期満了となります3名の人権擁護委員の推薦につきまして、「諮問第1号」の助村通俊さん、「諮問第2号」の芝 雅人さん、「諮問第3号」の吉本千史さんを再任として、いずれの方も人権擁護委員に適任と考えますので、3名の推薦に当たり意見を求めるものでございます。

なお、議案関係参考資料にそれぞれの方々の経歴などを掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 以上で提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

■議長（山崎 司） 日程第4、令和8年第2回臨時会より継続調査の所管事項調査を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

先に、西尾祐佐総務常任委員長。

■総務常任委員長（西尾祐佐） それでは、総務常任委員長報告を行います。

令和8年第2回臨時会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、5月25日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、令和8年度主要事業概要について関係各課から説明を受け、調査を行いました。

初めに、防災まちづくり課から、四万十市事前復興まちづくり計画の策定、住宅等耐震対策、総合ハザードマップ作成、多重無線設備更新及び都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定について説明を受けました。

四万十市事前復興まちづくり計画の策定については、東日本大震災では、復興計画の策定や住民との合意形成などの調整に多大な時間を要し、復興が遅れるという課題が浮き彫りになりました。このようなことから、令和4年3月に策定された高知県事前復興まちづくり計画策定指針に基づき、令和7年度から令和9年度の3か年で、四万十市事前復興まちづくり計画を策定する。対象地域は市内全域とするが、大きな被害を想定される津波浸水区域を中心に検討していきたいとのことでございました。

委員から、「津波を想定して下田・八東地区を中心にすることは分かるが、昭和の南海地震では、旧町内において被害が甚大であったので、旧町内を入れることはないのか。」との質疑があり、執行部から、「現在の計画は、津波浸水想定区域を県の方針に基づき策定をしていき、委員の心配する中心市街地の液状化、建物倒壊という危険性は十分認識しているので、現

在の計画の策定のめどが立ち次第、今後の策定については検討していきたいと考えている。」との答弁がございました。

次に、会計課から、電子請求システム導入事業について説明を受けました。

取引先からの請求書について、電子請求システムを導入し、請求書の発生源である事業者から電子化を行うことで、請求処理を受領から支払いまでデジタル処理を行うこととし、事業者の郵送・事務処理コストの負担軽減を図り、地域DXの推進につなげる。また、請求書受領の際にRPA連携を行うことにより、内部処理の正確迅速化を図るとのことでございました。

委員から、「入札の進捗状況について。」の質疑があり、執行部から、「4月21日に一般競争入札を実施し、4月28日に契約を交わしている。」との答弁がございました。

次に、地域企画課から、特定地域づくり事業協同組合事業及び津野川若者住宅建設事業について説明を受けました。

津野川若者住宅建設事業については、県立中村高等学校西土佐分校の存続並びに西土佐地域での居住を希望する方の居住環境を確保するための住宅を整備するものとのことでございました。

委員から、「津野川若者住宅建設事業の進捗状況について。」の質疑があり、執行部から、「昨年度委託した設計が完了しており、その設計を基に現在積算を行っている。」との答弁がございました。

次に、総務課から、アナログ規制点検・見直し及び四万十市公共施設等総合管理計画について説明を受けました。

アナログ規制点検・見直しについては、国ではアナログ的な手法を定めている法令等の点検・見直しに着手をし、法改正を終えている。地方公共団体においては、令和9年度までに条例・規則・要綱等の見直しが求められており、本市では、条例・規則・要綱等が9,000条程度あり、点検・見直しを実施するものとのことでございました。

委員から、「市民の方の利便性はどんなところが上がるのかについて。」の質疑があり、執行部から、「例えばオンラインでつないで、現地まで行かなくてもできることとして閲覧等があると考えている。」との答弁がございました。

次に、デジタル・広報課から、ケーブルテレビ設備等更新、DXの推進、移住促進事業、シティープロモーションの推進、ふるさと応援寄附金及び市政懇談会について説明を受けました。

シティープロモーションの推進については、ロゴマークを活用したノベルティーの活用等によるプロモーション活動、コワーキングスペース整備事業、情報発信力の強化の3つの事業により、四万十市のブランド力を向上させ、経済の活性化を図っていくとのことでございました。

委員から、「ノベルティーは、今年度何種類作成し、どのようなところで活用されるの

か。」との質疑があり、執行部から、「4種類程度を検討しており、関西圏・関東圏で開催される移住フェアで活用したいと考えている。」との答弁がございました。

次に、税務課から、罹災証明迅速化ソリューション導入について説明を受けました。

デジタル技術を活用することで、災害時における住家被害認定調査に係る調査計画を迅速に策定し、かつ住家被害調査のシステム化により罹災証明書発行の迅速化を図り、被災者へのスムーズな公的支援の提供及び早期の生活再建を目指すものとのことでございました。

次に、市の財政状況について及び公共施設の維持管理費について企画財政課から説明を受け、調査を行いました。

市の財政状況については、過去5年の基金残高の推移として、令和4年度から減債基金を取り崩している状況で、令和7年度の取崩し見込額は約5億4,000万円となっている。令和7年度と同様の取崩しで推移すると、減債基金は令和10年度に0となる見込みであるとのことでございました。

委員から、「現在の財政状況や今後の見込みについて担当課長としてどのように評価されているか。」との質疑があり、執行部から、「収支不足を補うための基金がなくなっている状況であり、事業についてこれまで以上に選択してやっていく必要がある。また、基金がなくなる前に手だてを検討していかなければならないと考えている。」との答弁がございました。

次に、人件費について総務課から説明を受け、調査を行いました。

正職員の人数はほとんど変わっていないが、国の給与改定に基づき、人件費は増加している。

また、学校の正職員は用務員のみであり、大規模校に正職員を配置し、小規模校に会計年度任用職員を配置しているとのことでございました。

委員から、「全体的な総数の今後の見込みは。」との質疑があり、執行部から、「第3次行革の中にも定員管理計画の策定があり、他の自治体の事例等も参考に、本市の特性も考えた中で、どれくらいの規模が適正なのかを見定めた上で、職員採用と定員の確保を行っていきたいと考えている。」との答弁がございました。

続いて、所管事項に関する報告を受けました。

初めに、市税の滞納整理に係る損害賠償請求事件の進捗状況について、総務課から報告を受けました。

3月16日の総務常任委員会での報告以後、令和8年4月16日に第1回口頭弁論を行い、5月28日に第2回口頭弁論を行う予定であるとのことでございました。

次に、本庁舎電話交換機に係る録音機能の運用開始について、総務課から報告を受けました。

行政サービスの質の向上や職員に対する不当な要求等の抑制を目的として、本庁舎の電話交換機に録音機能を導入したとのことでございました。

次に、第3期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、企画財政課から報告を受けました。

本戦略は、第2期四万十市総合計画のリーディング施策として位置づけ、各分野の個別計画と相互に連携・補完しながら推進する。また、産業振興計画バージョン2を本戦略に一本化することで、施策の一体的な展開と進捗管理の効率化を図るものとのことでございました。

次に、大学誘致断念に伴う補助金返還・損害賠償請求訴訟の進捗状況について、企画財政課から報告を受けました。

学校法人京都市英館への補助金返還・損害賠償請求訴訟は、令和7年5月13日の高知地方裁判所への提訴後、令和7年8月12日付で、学校法人より反訴状が提出されている。それ以降、裁判における争点や証拠を整理するために実施する弁論準備手続を、原告・被告・裁判所の3者によるウェブ会議にて令和7年8月15日、同年11月7日、令和8年1月20日、同年3月24日の4回行ってきた。この弁論準備手続に当たっては、裁判所の指示の下、原告・被告双方の見解を示した準備書面等を裁判所に提出し行われるものであるが、原告・被告双方の証拠書類や争点の整理ができるまで今後も継続されるものである。今回は、6月2日に第5回目の弁論準備手続を行う予定であるとのことでございました。

次に、DX推進官について、デジタル・広報課から報告を受けました。

総務省の地域活性化起業人制度を活用し、令和6年度より2年間にわたりCIO補佐官として中 洋介氏の派遣を受け、庁内外で活動していたが、令和8年3月31日をもって任期満了に伴い退任となった。これを受け、本市では既に着手している取組を継承しつつ、改革をさらに深化・加速させるため、同制度を延長して活用することとし、令和8年5月1日付で新たに伊藤賢二氏の派遣を受けた。本年度が同制度の最終年度であり、特に庁内DXに注力していただくことを明確に示す等の理由で、職名をCIO補佐官からDX推進官へと改称したとのことでございました。

次に、令和8年度住民税特別徴収に関する納税通知書等の発送において、同封した文書の記載に誤りがあったことについて、税務課から報告を受けました。

令和8年5月14日に発送した令和8年度住民税特別徴収に関する納税通知書等についてにおいて、同封した特別徴収義務者指定通知に、誤って前市長名を記載し、送付したものである。今後の対応として、今回の印字内容に誤りのあった特別徴収義務者指定通知を正しい内容で再発行し、おわびと差し替えを依頼する文書とともに、特別徴収義務者へ送付するとのことでございました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うことに決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（山崎 司） 以上で総務常任委員長の報告を終わります。

続いて、川村真生産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（川村真生） 産業建設常任委員長報告を行います。

令和8年第2回臨時会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、5月25日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、令和8年度主要事業概要について関係各課からそれぞれ説明を受け、調査を行いました。

初めに、地域企画課から、ホテル星羅四万十エレベーター改修工事について、説明を受けました。

設置から31年が経過し、一部部品の製造が2026年12月末をもって終了することが決定していることから、リニューアルするものとのことでございました。

委員から、「一部部品とは何か。」との質疑があり、執行部から、「油圧ユニットと制御盤であり、どちらも故障すれば運転停止や閉じ込め等が発生するおそれがある。」との答弁がございました。

次に、産業建設課から、道の駅「よって西土佐」を拠点とした地域振興事業、地域おこし協力隊（地域活性化ミッション型）及び栗暮プロジェクト事業の3事業について説明を受けました。

地域おこし協力隊（地域活性化ミッション型）は、西土佐地域産業振興推進協議会が中心となり進めている地域資源の有効活用や地域活性化の取組を持続発展させていくために協力隊の配置を行うものとのことでございました。

委員から、「地域おこし協力隊が生活するための生活環境面のサポートは。」との質疑があり、執行部から、「今回の方は、空き家バンクを利用して職員が一緒に見に行ったり、アドバイスや相談にも乗りながら住むところを確保している。」との答弁がございました。

次に、観光商工課から、四万十市観光振興事業、宿泊税の導入及び物価高騰対策（市内中小企業者等支援）など、5事業について説明を受けました。

物価高騰対策（市内中小企業者等支援）は、物価高騰の影響を受けている市内中小事業者に対してエネルギーコストの負担軽減、省エネルギーの推進、デジタル技術の活用による経営力強化及び販路拡大等を総合的に支援していくものとのことでございました。

委員から、「いろいろな企業から切実な声を聞くが、上限10万円で大丈夫か。」との質疑があり、執行部から、「完全に全部を補填することはできないが、今回は令和7年度に受けた影響分への支援で、試算では70%ぐらいは給付金の中に収まる計算になっている。」との答弁がございました。

次に、建設課から、都市構造再編集中支援事業、公園施設長寿命化対策事業及び辺地対策事業など、6事業について説明を受けました。

都市構造再編集中支援事業は、中村地区と具同地区を中心に、都市機能の充実や地域資源を

生かした環境整備を進め、都市の魅力向上等にぎわいづくりにつなげるものとのことでございました。

委員から、「具同入田線の樹木を低木にできないか。」との質疑があり、執行部から、「今ある木も利用しつつ、新しい樹種に変えることも考えていきたい。」との答弁がございました。

次に、上下水道課から、水道料金減免事業、給水未契約世帯支援給付金事業及び具同新水源整備事業など、9事業について説明を受けました。

給水未契約世帯支援給付金事業は、水道料金減免事業に合わせ、上水道未契約世帯及び事業者に対して、一般的な家庭の水道料金、月2,000円の3か月分相当として、1世帯当たり6,000円の給付金を支給するとのことでございました。

委員から、「申請受付について。」質疑があり、執行部から、「受付に当たっては、区長を通じ、水道未給水地区に出向き、臨時窓口を7月に構えることとしている。受付は6月からとしており、個々に申請は可能である。」との答弁がございました。

次に、農林水産課から、新食肉センター整備事業、水田農業機械導入支援事業及びスマート林業推進事業など、9事業について説明を受けました。

水田農業機械導入支援事業は、物価高騰で影響を受ける水稻栽培について、今後の需要拡大にも対応できる米生産体制の確立を図ることを目的とするもので、規模拡大や集落営農を補助対象とする従来の補助事業では困難であった個人事業者を支援対象としているとのことでございました。

委員から、「免責要件を地区別に分けている理由は。」との質疑があり、執行部から、「平場と中山間地で分けており、県の補助要綱に準じて市に当てはめたもの。」との答弁がございました。

続いて、森林環境譲与税について農林水産課から説明を受け、調査を行いました。

まず、収支について、年度配分額につきましては、令和8年度は1億3,984万7,000円ということになっている。これは、例年県を通じて試算額が1月頃に示されるので、それに基づいて予算化をしているもの、支出の内訳は、森林経営管理制度に1億735万4,000円、林業担い手育成支援事業に1,041万6,000円、スマート林業推進支援事業に300万円、ヒノキの家づくり等促進事業に2,000万円などに活用することとしている。なお、基金残高については、今年5月31日現在で1億296万6,379円で、これは、基金運用の利子も含めた形となっている。

続いて、森林経営管理法改正に伴う事業の見直しについて、主な改正のポイントは、集積集約化を一層進めるために、森林所有者、市町村・県といった行政、林業経営体、森林管理署等の関係者が話し合っ、今後どういうふう集積していくかというようなところの構想を練るための仕組みの創設というものになる。なお、法は改正されているが、この構想自体は任意ということになっているので、今後どういったものにつなげていけるか、今年度検討をしていき

たいと考えているとのことでございました。

委員から、「関係者には自伐林家も含まれるのか。」との質疑があり、執行部から、「林業事業体と自伐型林業者それぞれの森の整備の仕方等が異なる点もあるので、そういったことも踏まえて検討していきたい。」との答弁がございました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うことに決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（山崎 司） 以上で産業建設常任委員長報告を終わります。

続いて、谷田道子教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（谷田道子） 教育民生常任委員長報告を行います。

令和8年第2回臨時会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、5月26日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、令和8年度主要事業概要について関係各課からそれぞれ説明を受け、調査を行いました。

初めに、環境生活課から、ごみ減量化対策事業、環境・地球温暖化対策事業及び飼い主のいない猫不妊去勢手術推進事業など、4事業について説明を受けました。

ごみ減量化対策事業のリサイクル促進として、昨年9月から使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を始め、半年間で約1万280個、重さ約10kg相当を回収し、当初の予想を上回る量をリサイクルに回すことができた。引き続き一般廃棄物の資源化を推進していくとのことでございました。

次に、子育て支援課から、放課後児童健全育成（東山小学校学童保育施設整備事業）及び家庭相談システム導入について説明を受けました。

放課後児童健全育成（東山小学校学童保育施設整備事業）は、東山小学校敷地内にある、以前学童保育施設として使用していた施設を改修することで経費を最小限に抑えつつ、環境整備を行うとのことでございました。

次に、健康推進課から、医療施設等支援、健康意識向上・ウォーキング啓発及びRSウイルス感染症重症化予防について説明を受けました。

健康意識向上・ウォーキング啓発については、既存で行っている健康ポイント事業に合わせて健康セミナーや体の測定会を一体的に実施することで現状を把握し、行動改善に取り組み、効果を実感して継続するという流れを定着させることを目的としている。個人で取り組みやすいウォーキングは、医療費や介護費の抑制効果が出ており、この事業を入りに運動習慣の形成を図り、生活習慣病の予防や介護予防で地域参加の促進につなげていこうとするものとのことでございました。

委員から、「健康ポイント事業について。」の質疑があり、執行部から、「健康づくりに一

定期間取り組んでもらうことで、高知県の健康パスポートのポイントの付与や抽選で協賛の生命保険会社からの商品等を提供するもの。」との答弁がございました。

次に、高齢者支援課から、あったかふれあいセンター事業、介護職員初任者研修事業及び健康・福祉地域推進事業について説明を受けました。

介護職員初任者研修事業については、高齢者の生活を支える介護人材の不足が今以上に大きな問題となることが見込まれており、本市では、特に訪問系サービスにおける人材不足や職員の高齢化、非正規職員の割合が高くなっている。このような状況に対応するため、訪問介護員や通所及び施設系の介護職員として従事できる資格となる介護職員初任者研修を実施することで有資格者を増やし、介護人材の確保及び介護サービスの充実につなげるとのことでした。

委員から、「身近な地域での開催による効果について。」の質疑があり、執行部から、「この事業がなければ、高知市等まで出向く必要がある。」との答弁がございました。

次に、学校教育課から、下田小学校高台移転、具同小学校校舎・屋内運動場耐力度調査及び学校問題解決支援事業など、7事業について説明を受けました。

学校問題解決支援事業については、学校に対する保護者等からの過剰な苦情に対応するための相談支援体制を構築するため、市教育委員会内で学校問題解決支援コーディネーター1名を配置し、過度な苦情や不当要求への対応、苦情発生の未然防止を図る活動を今年度から実施しているものとのことでした。

次に、生涯学習課から、しまんとこどもプロジェクト、部活動地域展開及び相撲場整備事業について説明を受けました。

しまんとこどもプロジェクトについては、事業の目的として、子供たちが自らまちづくりに主体的に関わる機会を創出し、地域や社会と関わりながら思いを実現させていく経験を支援するもので、今年度の助成金は、1団体当たり10万円を上限として5団体程度を予定して進めており、基金を活用しての実施を考えているとのことでした。

委員から、周知方法の質疑があり、執行部から、「チラシ作成、広報掲載のほか、直接各学校にお願いをしている。」との答弁がございました。

次に、犯罪被害者等支援条例に関する支援金について環境生活課から説明を受け、調査を行いました。

支援金の支給対象範囲については、遺族・重傷病・性犯罪の3つの事案を想定しており、支払い時期は、犯罪被害者等から市への相談、見舞金の申請に基づき、市から警察に対して照会をかけ、警察の回答をもって確認が取れたと判断し、支給の手続を進めていく。被害内容の確認については、提出していただいた書類の内容、添付書類での確認が主になるとのことでした。

委員から、「県外で犯罪に遭われた場合の対応について。」質疑があり、執行部から、「市

内に住民登録をしている方であれば対象となる。」との答弁がございました。

続いて、所管事項の報告として、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、学校教育課から報告を受けました。

令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正が計画策定の根拠となっており、本年2月に本計画を策定した。実施する業務量管理・健康確保措置の内容として、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務の3分類の業務について、積極的に見直しを図る必要があると考えているとのことでございました。

次に、カスタマーハラスメント対応マニュアルの策定について、学校教育課から報告を受けました。

教職員へのカスタマーハラスメントに対する基本的な考え方や対応等を定めた四万十市教育委員会におけるカスタマーハラスメント対応マニュアルと学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアルを本年2月に策定した。これらの対応については、学校を通じて保護者にもこのようなマニュアルを策定したことを周知しているとのことでございました。

次に、西土佐中学校合併処理浄化槽の修繕について、学校教育課から報告を受けました。

昨年度内に完了する予定で修繕を進めていたが、業者間（修繕請負業者と修繕の際に浄化槽内の汚水を抜き取る作業を行う業者）の調整がつかず、契約期間内での履行が見込めなくなったとの報告を受けたため、一旦現契約を解除し、一部の業務のみ別契約で実施した。今回の修繕によって汚水の浄化に影響は生じていないが、応急処置の段階であるため、本格的な修繕については今後検討していきたいと考えているとのことでございました。

次に、第32回四万十川ウルトラマラソンの開催について、生涯学習課から報告を受けました。

本年は、開催日を10月18日とし、新規取組として、ふるさと納税制度を活用してエントリーをするふるさと納税先行エントリー枠の追加や完走率を上げるために関門の場所の変更を行うとのことでございました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うことに決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（山崎 司） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

これにて各常任委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月12日から21日まで休会、6月22日午前10時会議を開きます。

6月22日の日程は、一般質問であります。質問者は6月15日月曜日、午前10時までに質問内容を文書により通告を願います。

念のため質問順位を申し上げます。

1 番谷田道子議員、2 番澤良宜由美議員、3 番前田和哉議員、4 番川村真生議員、5 番川渕誠司議員、6 番竹本寛実議員、7 番鳥谷恵生議員、8 番大西友亮議員、9 番小出徳彦議員、10 番上岡 正議員、11 番西尾祐佐議員、12 番西澤和史議員、13 番寺尾真吾議員、14 番宮崎 努議員、以上質問者は14名であります。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前11時10分 散会

令和 8 年 6 月 22 日（月） 第 12 日

本 会 議

令和8年6月四万十市議会定例会会議録（第12日）

令和8年6月22日（月）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 竹本寛実  | 2番 西澤和史  | 3番 鳥谷恵生  |
| 4番 川村真生  | 5番 澤良宜由美 | 6番 前田和哉  |
| 7番 寺尾真吾  | 8番 廣瀬正明  | 9番 山下幸子  |
|          | 11番 川渕誠司 | 12番 大西友亮 |
| 13番 西尾祐佐 | 14番 谷田道子 | 15番 山崎司  |
| 16番 上岡正  | 17番 小出徳彦 | 18番 宮崎努  |

欠席議員

10番 垣内孝文

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 市長 山下元一郎          | 副市長 武田安仁        |
| 総務課長 山崎寿幸         | 企画財政課長 竹田哲也     |
| 防災まちづくり課長 安岡栄治    | デジタル・広報課長 中脇弘樹  |
| 市民・人権課長補佐 濱田英利    | 税務課長 戸田裕介       |
| 環境生活課長 横山昌之       | 子育て支援課長 田村典義    |
| 健康推進課長 竹本美佳       | 高齢者支援課長 中田智子    |
| 観光商工課長 遠近由幸       | 農林水産課長 吉田貴浩     |
| 建設課長 津野智宏         | 上下水道課長 岡村速人     |
| 会計管理者兼会計課長 薦田則一   | 市民病院事務局長 金子雅紀   |
| 福祉事務局長 武内俊治       | 教育長 松田文雄        |
| 学校教育課長 岡本寿明       | 生涯学習課長 濱田武      |
| 総合支所長兼地域企画課長 佐川徳和 | 西土佐診療所事務局長 橋田慎也 |
| 産業建設課長 田中邦典       | 選挙管理委員会委員長 亀谷暢子 |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |             |
|------------|-------------|
| 事務局長 岡村むつみ | 事務局長補佐 戸田卓宏 |
| 主 監 原 憲一   |             |

午前10時0分 開議

■議長（山崎 司） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

発言の訂正及び補足説明がございました。山下市長より、開会日の提案理由説明に関し、訂正及び補足説明の申出がありますので、お聞き取り願います。

山下市長。

■市長（山下元一郎） おはようございます。開会日での提案理由の説明の中で、令和7年度の決算概要のうち、発言の訂正及び補足説明がありますのでさせていただきます。

令和7年度決算概要のうち、国民健康保険会計事業勘定の説明におきまして、「歳入38億3,168万円、歳出37億7,141万円」と申し上げましたが、これを「歳入38億3,173万円、歳出37億7,146万円」と訂正をさせていただきます。

また、同じく令和7年度の決算概要のうち、後期高齢者医療会計及び企業会計の水道事業会計の説明におきまして、発言漏れがありましたので、補足説明をさせていただきます。

後期高齢者医療会計は、歳入7億14万円、歳出6億8,107万円、差引き1,907万円の黒字ですが、出納管理期間内の保険料収入によるもので、全額を令和8年度へ繰り越し、後期高齢者医療広域連合に納付をさせていただきます。

続いて、企業会計です。

まず、水道事業会計は、損益計算で、収益7億2,446万円、費用6億7,365万円、差引き5,081万円の黒字です。

また、資本的収支は、収入7億7,307万円、支出11億683万円、差引き3億3,376万円の不足で、これは当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金で補填をいたしました。

大変申し訳ございません。以上のとおり、どうぞよろしくお願いをいたします。

■議長（山崎 司） 以上で訂正及び補足説明を終わります。

議長において、発言訂正の申出のあった部分については、説明のとおり、訂正することいたします。

~~~~~

■議長（山崎 司） 日程に従い、一般質問を行います。

谷田道子議員。

■14番（谷田道子） おはようございます。日本共産党の谷田道子です。

令和8年改選後、最初の議会、トップバッターとして質問をさせていただきます。私この12年間、1番くじは6回目となります。よろしくお願いします。

それでは、質問に入る前に、質問の項目の変更をお願いしたいと思います。

市民病院が最初にする予定でしたが、項目が多いために最後に回させていただきますので、通告の大項目の2番から質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

最初に、高齢者の孤立を防ぎ、命を守るための見守り体制についてお伺いをいたします。

四万十市においても、高齢化が進む中で、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えていきます。地域の中で孤立しやすい状況が広がっています。現在も民生委員さんをはじめ、社会福祉協議会や地域包括センターなど様々な現場で高齢者の見守りを支える取組が行われています。

一方で、見守りに関わる仕組みが、福祉・介護・防災、そういった活動、それぞれの部署や機関ごとに分かれています。本当に支援が必要な方の情報が共有されにくくなって、制度の隙間に置かれている方が出てくるのではないのでしょうか。

そこで、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の実態把握についてお伺いをします。

特に、支援の必要な方や孤立のリスクが高い方、どのように把握をされているのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 中田高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（中田智子） お答えいたします。

令和8年4月1日現在における住民基本台帳上の本市の全世帯数は1万6,277世帯で、このうち、独り暮らしの高齢者世帯は4,254世帯、高齢者のみの世帯は2,215世帯でございます。

特に、見守りが必要な世帯の把握状況についてですが、令和7年度の実績で申し上げますと、地区健康福祉委員会による支え合いの地域づくり事業では、85地区において919世帯の把握と見守りが行われており、四万十市社会福祉協議会が、毎週水曜日に旧中村市区域内でボランティアの協力を得て安否確認を目的に昼食用の弁当を販売しております四万十市社会福祉協議会見守りサービス事業では、利用者は68名となっております。

また、閉じ籠もり等何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握する高齢者閉じこもり等予防支援事業においては、令和7年度に新規に把握した人数は452名、あんしんコール事業におきましては、39世帯に緊急通報装置を貸与しており、徘徊のおそれがある認知症の方を見守るための認知症高齢者等見守りシールを交付している方は、現在8名となっております。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 住民基本台帳を基礎にしながら、民生委員さんや社会福祉協議会、それから地域包括センターが中心になって様々に連携をして把握に努めているということは分かりました。私、心配な点というのは、やはり介護保険とか福祉制度につながっていない方、相談相手がいなかったり、地域の中で見えにくくなっている方がやはり心配です。こうした人を早く把握し、支援につなげていくために、やはり関係機関、横のつながりが急がれるんじゃないかというふうに思います。

そこで、次に亡くなられた後で一定期間発見されなかった事案についてお伺いをいたします。

独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えていく中で、誰にも見取られないまま亡くなって、そしてしばらくの間発見されなかったという事案は、私自身何度か耳にしています。決して亡くなられた方の個人責任ではないと思います。様々なつながりが薄くて、そこには背景があると思います。市として亡くなられた後一定期間、発見をされなかった事案についてどのように把握しているのか、関係機関との情報共有はされているのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 中田高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（中田智子） 令和8年3月定例会において、福祉事務所长より、過去5年間の孤独死について市が把握した件数は22件で、そのうち65歳以上の高齢者独居世帯については19件と答弁させていただいております。その後に把握した亡くなった後、一定期間発見されなかった事案については2件で、そのうち高齢者独居世帯については1件となっております。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 取組状況や現状は理解をいたしました。

そこで、亡くなられた後、長い間発見されなかったということは、その方が地域や制度の見守りの中でこぼれた可能性があるというふうに思います。個人や家族だけの問題ではないし、どこで気づけたのか、どの支援につなげたらよかったのかをやはり検証していく必要があると思いますので、その点も今後取組を強めていただきたいと思います。

3点目ですが、見守りについては市だけで完結するものではありません。民生委員や様々な介護事業所や近隣住民など地域の様々な関係との連携が欠かせません。現在、どのような情報の共有や連携の仕組みがあるのか、また支援につなぐにくい高齢者をどのように把握して支援につなげているのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 中田高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（中田智子） お答えいたします。

民生委員が地区の中で見守りや支援が必要な高齢者等を把握した場合は、直接地域包括支援センターに相談が入る場合もありますが、通常は社会福祉協議会に情報提供、相談があり、必要に応じて社会福祉協議会から地域包括支援センターへケースのつながりが行われております。つながれたケースについて、地域包括支援センターのみの対応では困難と判断した場合は、社会福祉協議会や医療機関、ケアマネジャー、あったかふれあいセンターなど関係する機関と連携し、多機関による対応をしております。

また、高齢者閉じこもり等予防支援事業、重層的支援体制整備事業においては、定期的に関係機関が参加し、複合的な課題を抱えたケースの情報共有、対応の検討を行っております。

なお、民生委員から直接地域包括支援センターに相談があった場合は、必要に応じて社会福祉協議会とも情報共有を行っており、四万十市社会福祉協議会見守りサービス事業につなぐ場合もございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 一方で、見守りが必要な方の情報っていうのが、やはり様々な機関の中でその機関にとどまっている可能性もあると思います。支援の隙間がそこから生まれてきていると思いますので、今行政の縦割りが課題になっている、横をどうつないでいくかということについて早期に把握できる仕組みづくり、重層的体制整備事業がその一つだと思いますが、より具体化していただきたいと思います。

次に、配食サービスについて伺いをいたします。

配食サービスは、単に食事を届ける事業ではなくて、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯にとって、安否確認や見守りの役割も担ってきた大切な事業だと受け止めています。四万十市では、これまで週1回の配達で、利用者負担が1食300円でしたが、今年4月から1食500円に引き上げられました。物価高騰などの影響があることは理解をしていますが、高齢者の独り暮らしや高齢者世帯にとっては、200円の負担増は決して小さくありません。配食サービスについて、利用負担300円から500円に引き上げられた経過と理由について伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 中田高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（中田智子） お答えいたします。

議員が言われている配食サービスとは、四万十市社会福祉協議会が、高齢者や障害者の日常生活の安否確認と併せて、地域福祉の推進を目的として実施する四万十市社会福祉協議会見守りサービス事業になりますが、この事業における利用者の負担については、令和8年4月1日より300円から500円へと増額になっております。これは、先ほど議員のほうからもおっしゃられましたとおり、物価高騰によることもあるんですけども、宅配業者の増加による利用者の減少、またボランティアの不足に加え、物価高騰による燃料費や食材費の値上がり、さらに共同募金の配分金が減少する見込みとなったとの報告を受けております。

この300円から500円と増額になった件につきましては、見守りサービス事業運営委員会にて決定したという経過がございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） この200円の負担増によって、本当に必要な方が利用を控えることのないように、利用状況も丁寧に把握して、必要な対応を検討していただきたいと思いますが、今回の値上げした後に、利用者数、利用回数なんかに値上げをしたことによって回数を減らされた方というのはつかんでいますでしょうか、お聞きをします。

■議長（山崎 司） 中田高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（中田智子） 四万十市社会福祉協議会事務局によりますと、明らかに増額のためサービスの利用を控えたと思われる方、こういった方は2名だということです。ただ、

こちらの方については、見守り体制は取れているとの判断により、中止したと聞いております。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） やはり、500円になるということは、低所得者にとっては大変なことだと思います。そういった方への負担の軽減、利用をこれからも継続していくような仕組みづくりについて、ぜひ行政のほうとしても何らかの検討をしていただきたいと思います。特に、見守りも含めて大事な配食サービス、このサービスが後退することのないように、強く求めています。

次に、高齢者単身世帯の増加を踏まえた重層的な見守り体制の強化についてお伺いします。

先ほども重層的な整備体制事業の中で強化が進んでいるということはお伺いをしました。高齢者の見守りは、福祉だけでなく、介護とか防災、地域づくり、生活支援など幅広い分野に関わる課題です。それぞれの部署や機関が個別に対応するのではなくて、情報がつながって、支援の隙間が生まれることがないようにつながりが必要だと思います。配食サービスや地域包括支援センター、それぞれの事業所に加えて、異変に気づいていくには、気づくときは新聞配達や郵便・電気・ガス・水道など民間事業ともその気づきがあると思います。民間事業との連携、日常的な生活の異変の気づき、早期に支援につなげる体制が必要だと思いますので、そういった見守り体制の構築というのをぜひ強化していただきたいと思います。市の見解をお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 中田高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（中田智子） 議員が言われるように、いろいろな機関が連携して見守り支援を行っていかねばいけないというふうに考えております。家族や近隣住民だけでなく、市や社会福祉協議会、医療機関、介護事業所、また民間事業所等が連携して、包括的な支援体制を構築すること、これが重層的な見守り体制というふうに捉えております。先ほど答弁しましたとおり、独り暮らしの高齢者等を見守る様々な取組や多機関による検討会議等、独り暮らしの高齢者の方はもちろん、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられる町の実現に向けて、市は取り組んでいるところでございます。

見守り体制の今後の強化ということでございますが、関係機関の連携はもちろんのこと、異業種との連携や既存事業の見直しなどを行いながら、今後の見守り体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 今課長が言われたように、見直さなければいけない点、私一つやはり行政の縦割りが大きいと思います。その縦割りを越えて、必要な支援にどうつなげていくのかと

いうことをしっかりと見直していって、そして福祉の事業だけでなく、命を守る地域の取組として進めていっていただきたいと思います。この見守り体制については、これで終わります。

次の質問に移ります。

次、高齢者の生きがいくりのための生涯学習の推進についてです。

四万十市では、長年にわたってシルバー教室が実施されてきました。書道や民謡・踊り・生け花など、高齢者の皆さんが学び、集い、発表し、交流する場として大きな役割を果たしてきました。昨日もしまんとぴあで取組がございました。

そこで、来年3月をもってシルバー教室が廃止をされる方向になっています。長年参加されてきた方にとっては、大きな影響がある方針だと思います。この廃止についてどのような経過で判断され、参加者にどのように説明されたのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） シルバー教室についてお答えします。

シルバー教室につきましては、高齢者の学びや交流、生きがいくりの場として長年にわたり実施し、こうした活動を通じて、自主的に活動を継続されているサークルもあるなど、高齢者の学習活動の定着や人材育成という面で多くの成果があったものと認識しております。

一方、本市では、現在、しまんとぴあを新たな生涯学習活動の拠点として最大限活用し、市民の教養をさらに高めるため、全世代を対象とした生涯学習のきっかけづくりを重視した政策へ転換を進めております。その中で、シルバー教室の在り方についても見直しを行ってまいりました。参加者の皆様には、令和5年5月頃から今後の方向性について市の考えを説明させていただき、ご意見を伺いながら検討を行ってまいりました。その結果として、令和9年度末をもって事業を終了するという方針を決定させていただき、参加者の皆様のご理解の下、令和6年度から講座回数の見直しなど段階的な移行を進めているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） これまでもシルバー教室については様々な方が質問して、その中で答弁の中でも参加者の減少や固定化ということもこれまで言われていました。しまんとぴあを活用して、全世代型の学びへと発展させていきたいという答弁もございました。私は、しまんとぴあを市民の学びの場として、拠点として、子供から高齢者まで幅広い世帯が交流できる場にしていくことは大切だと思います。そのことと、高齢者が安心して参加できる学びや交流、生きがいくりを後退させてはならないと思うんです。シルバー教室の今後、サークル化すれば活動を続けられるということもお聞きをしました。長年続けてきた役割も市としてしっかりと今支えていきたいというふうに答えられていました。

そこで、シルバー教室廃止後に、現在の参加者が実際に活動を継続できるような支援策、どのような考えを持っておられるのか、お聞きをいたします。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） シルバー教室の終了後についてですが、終了後におきまして、参加者の皆様の活動を自主的な活動へ移行し、継続していただきたいと考えております。そのために、円滑に移行ができるよう、施設の予約方法に関するレクチャーでありますとか、活動の周知のための広報協力、そういった側面的な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、活動内容や運営体制に応じて、利用可能な施設や既存制度の情報提供を行うといったことなど、そういった活動につながるような支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） サークル化に当たって、具体的な支援策ですよね、方法だとかというのは今お聞きをしたんですけど、会場の使用料であったり、事務手続だったり、そういう具体的な支援策について市としては一定の支援策を示していただきたいと思うんですけど、その点について再度お聞きをします、具体的な支援策についてどのようにお考えなのか。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 具体的な支援ということですが、まず会場の使用料等につきましては、自主的な活動となりますので、そういった使用料、それから講師の謝金等、そういったところは原則として活動団体にご負担いただきたいと考えております。

市のほうの支援策としましては、そういったものを側面的に支援するということで、先ほど申しましたように、施設の利用の仕方をレクチャーしたりするとか、あとは活動の周知への協力と、そういったところになろうかと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） やはり、高齢者が多いシルバー教室です。そして、今までは公民館や様々な機関を使ってやられていたのが、しまんとぴあを中心にやるということになる、発表もそうですけど、やることになると、やはり財政的な負担もあります。そういった具体的に支援をしていくことが、やはりこのシルバー教室を今後定着し、生涯学習の位置づけで取り組むことができることだというふうに思います。

そこで、具体的にぜひ支援策を検討していただきたい、これは今後、来年の3月までということですけど、今後生涯学習の視点でも検討していただきたいと思います。

そこで、お伺いをします。

しまんとぴあを全世代交流の拠点として発展させることは大切です。同時に、長年続けてきたシルバー教室が果たしてきた役割も大きいものがあります。後退させないように、ぜひ考えていただきたいということを強く思います。それで、シルバー教室廃止後も高齢者が安

心して参加できるそういう場所、今までの活動をさらに継続していけるようなことが必要だと思いますので、市の責任で確保していく必要がありますので、市長の見解をお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

高齢者の生きがいづくりということでございますので、そういった形も重要になってくるということは重々承知をしております。そういった中で、限られた人的資源、財政的支援、本当に今四万十市、たくさん的高齢者の問題もそうですけども、先ほど谷田議員が最初の答弁でもありました。そういったところにもしっかりと力を入れていくというところの中で、自主的にやっていただけるサークル活動が続けられるような支援というのを考えていくことで、全体として四万十市としての高齢者福祉の充実というのを図っていきたいというふうに思います。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） このことは、やはり社会教育の一環ですし、私たちが今後どういう地域づくりをするかという大きな課題の一つになると思いますので、ぜひ生涯学習の視点でも、高齢者の生きがいづくりの視点でも、シルバー教室をきちっと支えて発展していただけるようお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

そしたら、最後の項目です。

地域の医療を守るために、災害時の医療体制についてお伺いをします。とりわけ透析医療の継続についてお伺いをいたします。

私、6年前も一般質問で災害時に透析患者さんの対応について取り上げました。今回は、その後、どのような取組が進められてきたのか、また現在の備えがどうなっているのか、改めてお伺いをいたします。

透析は、継続して受けなければ命に関わる医療です。そのために、透析に必要な資材の供給が滞れば、患者さんの命に直結する重大な問題となります。今、国際情勢の不安定化、燃料価格の高騰、物価の混乱などによって様々な資材費・燃料費の負担増あります。供給の不安が心配をされます。

そこで、特に透析に必要な人工腎臓、血液回路とか消毒薬、手袋、点滴関連資材など、医薬品について価格高騰、納入の遅れなど、供給の心配が出ていないのか、お伺いをします。

あわせて、その見通しについてもお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

中東地域における軍事的緊張、とりわけホルムズ海峡をめぐる情勢は、世界のエネルギー供給などに影響を与えかねない問題として注視をしているところでございます。

市民病院におきましては、近年の物価高騰の影響を受けてきたところに中東情勢による供給

不安も重なった状況でございます。特に、ナフサを原料とするビニール袋や医療用手袋などの医療資材、身近な物ではごみ袋やレジ袋などにつきましては、一時期供給が滞るおそれも懸念されていたところでございます。現状、購入価格は上昇している状況でもございます。現在は、受給に回復の傾向が見られるものの、価格は依然として高い水準で推移をしているところでございます。

次に、今後の見通しでございますが、医療資材の多くは、原油を原料とするナフサから製造される石油化学製品でありまして、その供給と価格は、原油の安定供給に大きく左右されます。現在のホルムズ海峡の情勢につきましては、鎮静化に向かう兆しもあります。今後、原料やナフサの供給が安定的に再開されれば、医療資材や燃料の供給、価格も徐々に落ち着いてくるものと考えているところでございます。ただ、引き続き国際情勢の動向を注視しながら、医療資材などの納入業者と調整を図りながら、できる限り前もって医療資材を確保し、診療に影響が出ないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 現時点で大きな支障は出ていない、値段が上がっているということでしたので、その点については安心をいたしました。透析患者さんにとっては、治療が継続することが大事ですので、前もって資材などについてはきちっと確保するというのをぜひ併せてお願いをしたいと思います。

そこで、医療資材や燃料が災害時止まった場合、市民病院として通常の診療・入院・透析・検査・手術など様々な診療機能について優先順位はどのように維持していくのか、優先順位の考え方についてお聞きをいたします。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） 災害時などの緊急時の優先順位などについてお答えをさせていただきます。

大規模災害時などにより、医療資材や燃料の供給が途絶した場合におきましても、市民病院の診療機能を維持することは極めて重要であると認識をしておるところでございます。

そうした緊急時の事態におきましては、まずは市民の命を最優先とし、限られた資材や電力を有効に活用するため、必要な治療を見極めた上で、優先順位をつけて医療を提供することとなります。

具体的には、救急医療や透析医療、人工呼吸器の管理など命に直結する治療を優先的に継続できる体制を確保していくということとなります。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） あらかじめどういう状態でどういうふうに医療を進めていくかというこ

とをやはりシミュレーションしながら、その場で適応していくということは大事だというふうに思います。具体的な計画として、整理をしていただきたいと思います。

次に、個別避難計画、通告書では個別避難計画と記載をいたしました。透析患者さんの個別の災害時の対応についてお伺いをいたします。

以前の答弁では、透析患者さんは、避難行動支援台帳に登録をされ、福祉事務所の障害者支援システムで住所・氏名・通院先など把握しているとのことでした。また、県の防災パンフレットや市民病院の透析ハンドブック配布をされているという答弁も前回ございました。

そこで、前回から現在まで、透析患者さん一人一人の災害時の対応について、その後の変化、取組の状況をお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

まず、個別避難計画についてでございますが、この個別避難計画とは、避難行動要支援者の一人一人について、災害発生時に確実に避難支援が行われるように、市町村が対象者の申請に基づきまして、あらかじめ作成することが努力義務とされているものでございます。具体的には、対象者の身体状況や生活状況、緊急時の連絡先、避難支援者の確保など実際に避難支援を行う際に必要となる情報を取りまとめたものでございます。この計画を作成する際には、必要があれば、市民病院として透析医療機関でありますので、協力をしているところでございます。このため、市民病院としては、透析患者一人一人の個別避難計画を直接作成しているというようなことは行っておりません。

次に、市民病院の透析患者の方々に対する災害時の対応につきましてお答えいたしますが、大きく2つの取組を行っているところでございます。

1つ目といたしましては、災害時の心構えと具体的対応方法の周知でございます。

市民病院では、透析患者の方々へ情報提供と啓発活動を実施しておりまして、県が作成いたしました透析防災のハンドブックを患者の皆様にお配りし、災害時の対応について周知、ご理解の推進を図っているところでございます。

また、市民病院独自で作成をしました透析患者用の南海トラフ巨大地震対応のマニュアルによりまして、災害時の心構えや具体的な対応、行動の方法につきましてご理解をいただいているというような状況でございます。

2つ目として、連絡・確認体制の構築でございます。

当院では、透析患者の方々の連絡先などを記載した資料を作成をしております。災害時などは透析に来られているのか、透析を受けられているのか、そういったことを確認を行っていきまして、透析患者の命を守る、必ず透析をしていただくというような方向に持っていくための行動をしていきたいと考えております。

こうした取組を通じまして、引き続き透析患者の皆様の災害時における安全・安心の確保に

努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 今の答弁で、パンフレットやハンドブック、ビデオの視聴など、透析患者さんが具体的に災害時にどう行動するかということについては一定理解をいたしました。

それで、もう一点の確認ですけど、現在、透析患者さん、市民病院で透析を受けられる市外から通ってこられる方もおられると思います、市民病院では。災害時の市外から通ってこられる方、連絡体制、個別に確認ができていのでしょうか、災害時どのような手だてで対応していくのか、その点もお聞きをいたします。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

まず、透析患者の方々についてですけれども、透析患者31人ございます。四万十市内の方が22人、市外が9人の方が透析を受けられております。この市外の方々につきましても、透析患者の連絡先などを記載しました資料を作成しておりまして、災害時などにつきましては、他の市町村、また関係の機関などと連携を取り合いながら、透析を継続できる、そういった行動、取組を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 災害時、市内・市外にかかわらず、透析を受けている方が取り残されないように、やはりしっかり連絡、通院手段、支援者、受入先について平時から個別に対応をお願いしたいと思います。

次に、断水時の対応についてお伺いをいたします。

私、6年前の答弁では、市民病院全体で1日50m³の水を使用し、そのうち透析には最大約10m³を使用している。そして、受水槽は50m³で病院全体としては約1日分ということでお聞きをしたんですが、それ以後の断水時の対応について変化があれば教えてください。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

まず、当院の供給設備につきましてご説明いたしますと、今谷田議員さんからもおっしゃられましたように、正面玄関前に受水槽を設置しておりまして、その規模は50m³でございます。また、高架タンクといたしまして、5m³の貯水がございます。

次に、地震などにより断水が発生した場合、この受水槽からの水を使用していくことになりますけれども、当院の平均水の使用量は、平常時で約55m³、休日で約25m³でございます。断水時には、休日と同程度の最大限の節水対策を講じた場合、最大で2日程度の水を確保できているということになると想定をしております。

一方、透析医療に必要な水量につきましては、災害時における最大稼働を想定した場合でございますが、22床を午前・午後の2クール稼働させた場合、想定いたしますと、機械の洗浄など様々考慮いたしまして5㎡程度の水が必要と考えているところでございます。

透析治療におきましては、患者様の血液を浄化するために、大量の水を使用いたしますため、透析医療の継続には、水の確保が極めて重要な課題であると認識をしております。断水時における水の確保につきましては、市民病院の事業継続計画、BCPで重要な項目として位置づけをしております。災害による断水時には、不足する水の確保のため、給水車による優先的な配送も要請させていただく必要も生じるかもしれません。引き続き、災害時の病院機能の維持と患者の命を守るため、市の防災部門や水道部門と緊密に連携や調整を図り、災害時等の診療機能の維持確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 厚生労働省の災害拠点病院の指定要件では、災害時に少なくとも3日分の病院機能を維持するための水を確保することというふうに書かれていました。具体的に、3日分の容量の受水槽、または停電時にも使える地下水だとか井戸の設備が望ましいというふうにもされています。3日分ということになると、今の答弁でいくと、前回も1日あるいは2日ということですので、3日に対応した取組というのを今後考えていっていただきたいと思うんですけど、局長としては水の確保の3日分についてどのようにお考えでしょうか。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

3日分ということで国が一定示されているということでございますけれども、現在市民病院の状況をお答えいたしますと、非常に経営が大変厳しい状況で、こういった状況では市民病院単独で災害対策として特にハード事業、施設の整備をこれ以上していくところは大変困難な状況ではあると考えております。

このため、まずはソフトでの対応、災害時に患者様の命を守るような体制の整備や対応について検討を進めてまいりたいと思います。水が滞らないように、先ほども申し上げましたとおり、災害部門や水道部門と連携協力しながら、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 現在、断水した場合、透析の場合だったら何日程度今の現状では継続できるのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） 先ほども申し上げましたように、基本的に災害時、最大限

透析を稼働させた場合には、1日5tの水が必要であるというところになってございます。こちら50m³、市民病院の貯水はありますけれども、こちらを極力節水しながら、透析のほうに回していき、透析を維持していくということになろうと考えております。

日数については、その節水の状況、入院患者様の入院の状況であるとか、災害時にどういった方々が市民病院、救護病院として対応していかなければならないか、そういうところもありますけれども、最大限節水して、透析が滞らないように、また必要に応じて水の給水車を使って給水してもらえるところで検討していき、対応してまいりまして、透析患者の透析が滞らないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 分かりました。

次に、水のことで、続いて市民病院、とりわけ透析医療、ほかの治療にも水が必要です。優先的に水を確保するために、今すぐに工事をして受水槽をするとかということはできないわけですので、ソフト面で上下水道課、それから民間事業所など連携をして、医療用水を確保する仕組みづくりっていうことは具体的に考えるべきではないかというふうに思います。財源も伴いますけど、やはり必要な連携を取りながら、民間事業者とも連携をして、医療用水を確保するために、具体的な取組について局長の見解をお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

当院における医療用水の使用状況におきましては、平時になりますけれども、透析においては1日当たり2.5t程度を使っているような状況でございます。この透析治療に用いる医療用水につきましては、透析室に設置しております逆浸透膜装置により、院内において製造を行っているというような状況でございます。このため、何より電力の供給が不可欠であるというような状況にあります。水の確保におきましては、飲み水等は市の協定などに基きましてペットボトルなどの供給をお願いしていくことになると思いますけれども、そういったことで、節水をしながら、透析用に回していく、貯水槽の水を回していくということになると考えております。

そして、災害発生時に断水におきましては、限られたこの水量の中で対応となりますので、今申し上げましたとおり、患者の命を最優先として、適切に優先順位を定めながら対応していくと、使用していくということになります。透析医療をはじめとする重要度の高い医療用水の確保を最優先に位置づけ、診療機能の維持、そういったところ、運営体制の構築に取り組んでまいりたい、そういった災害時の対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 分かりました。

次に、停電時の非常用発電機の稼働についてお伺いをします。

前回の答弁では、透析室にある病棟に地下発電装置が1台設置をされて、燃料が満タンで約1日程度の連続運転を想定しているという答弁をいただきました。

その後の取組、現在の稼働可能日数はどのようにになっているのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

当院におきまして、災害時の停電対応といたしましては、本館用に2基、また新館と透析室用に2基、透析用に1基ということになりますけれども、合計4基の非常用自家発電装置を設置しているところでございます。

これらの稼働の日数ということでございますけれども、燃料が満タンの状態におきまして、本館用が常時継続して稼働した場合は約6時間、新館、透析用が、運転を続けた場合、約10時間程度の稼働ということになっております。

診療機能を継続的に維持するためには、電力の安定的な供給が不可欠でございまして、非常用自家発電装置を稼働させ続けるためには、災害時の停電に際し、速やかな燃料供給を確保することが最優先の課題であると考えております。つきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、市の災害部門との連携の上、協定に基づきまして、燃料を供給していただくということになりますので、災害時における燃料供給体制について実効性のある仕組みの構築に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 続いて、市民病院や市として燃料供給、今課長も言われたように、優先給水、医療資材の確保など、民間事業者や関係機関との災害時の協定、具体的にどのようにされるのか、今具体的にされている協定があればお聞きして、今後どのように災害時の協定を考えているのか、お聞きをいたします。

■議長（山崎 司） 安岡防災まちづくり課長。

■防災まちづくり課長（安岡栄治） ご答弁いたします。

まず、医療機関の確保という部分で、まずは病院の機能維持が大事と思われまして。そういった面では、電力面で四電との間で災害時の協力協定の中で、優先順位を見極めながら、医療機関、それから災害復旧対策の中核となる官公署・避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施することとしております。

また、先ほど市民病院事務局長よりありました非常用発電機の燃料確保、これにつきましても、石油組合との協定によりまして、優先的に提供いただくといったような協定を結んでおります。

また、長期間の対応になることも想定しまして、入院患者等への食料品や日用品なども大切になろうかと思います。こういった面では、市内の量販店などと食料品や飲料水などの生活必需品の調達に関しての協定書を締結しているところでございます。

このような協定につきましては、今後におきましても関係機関の皆さんと連携をしながら取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 一定災害時の協定、関係機関との連携の状況については分かりました。災害時にやはり協定はあるが、動けないということにならないように、誰がどこからどのように確保していくのかまで具体的な確認が必要だと思いますので、そのことを求めておきたいと思います。

次に、災害時の透析のネットワークの連携についてお伺いをいたします。

前回の答弁では、災害透析コーディネーターが、医療機関の情報や患者情報を集めて、患者さんと透析医療機関をマッチングする仕組みがあるとお伺いをいたしました。市民病院が被災し、透析ができなくなった場合、どの医療機関へどの手順で受入れを依頼するのか、その点について市民病院のお考えをお聞きます。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） お答えいたします。

まず、災害時透析ネットワークとは、災害が起きても、透析患者の皆様が透析を受け続けられるよう、医療機関や行政が情報を共有し、患者の受入れ調整を行う相互支援の仕組みでございます。このネットワークは、透析医療の継続性を確保するため、極めて重要な役割を果たしており、全国的に整備が進められているところでございます。

災害時の透析医療の連携につきましては、高知県が策定した南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルに基づきまして対応することとなります。市民病院も透析医療機関の一つとして、このネットワークに加わっておるところでございます。このマニュアルは、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に、透析患者を含む重点継続要医療者の医療を確保するための指針となるものでございます。

次に、例えば災害時に市民病院が透析患者の受入れができなくなった場合の対応策でございますが、県が配置する災害透析コーディネーターが、被災した医療機関の医療情報や患者情報を収集して、透析が受けられるよう、災害時の情報ネットワークを活用いたしまして、患者の受入先となる透析医療機関との調整を行い、透析が中断しないように対応していくということになります。

市民病院といたしましては、この災害透析ネットワークの一員として、対応方法を習熟するとともに、自院の被災状況の報告や患者情報の引継ぎなどに積極的に連携協力し、また平時か

ら訓練や連携強化も図りながら、大規模災害の際でも透析患者の方々の医療が途切れることがないように、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 最後に、個別避難計画や関係機関との連携など、市民病院だけの課題にせず、市全体の危機管理として取り組む必要があるというふうに思います。そういった点で、全体の危機管理として取り組む市長の見解をお聞きをいたします。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

災害時におきましては、市民病院が医療機関として診療機能を維持することはもとより、市全体として災害対策本部の下、関係機関が連携をしながら、市民の命を守る体制を確保することが重要であるというふうに認識をしております。

先ほど局長のほうからもありましたけれども、県では災害時透析ネットワークと連携をした対応を行う体制を整備しておりまして、当市もそれに基づいた対応を行うこととしております。

一方で、災害の状況によっては、市外や県外の受入れ可能な医療機関へ広域搬送を行う必要も出てくる可能性もありまして、そういった移動手段の確保、支援並びに円滑な情報伝達が重要であるというふうに考えております。

このため、当市におきましては、市民病院を含め、幡多福祉保健所が主催する情報伝達訓練に参加するとともに、高知県幡多福祉保健所幡多地域の透析医療機関及び各市町村との情報共有を行っているところでございます。

今後も関係機関、定期的な情報共有を継続し、災害時に円滑な対応ができるよう連携強化に努めてまいりたいと思います。

■議長（山崎 司） 谷田道子議員。

■14番（谷田道子） ぜひ市全体の危機管理として位置づけるだけでなく、具体的な計画と訓練に結びつけていただきたいと思います。特に、透析患者さんをはじめ、災害時に特別な配慮が必要な方への対応は、平時から関係部署・関係機関で確認しておかなければいざというときに動けません。ですから、水・電気・燃料・輸送・受入れの確保など、市民病院任せにせず、市全体として共有し、実効性のある体制づくりを進めていただくことを求めて、この私の全部の質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で谷田道子議員の質問を終わります。

11時10分まで10分間休憩をいたします。

午前11時0分 休憩

午前11時10分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） 議員番号5番、公明党の澤良宜由美でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

では、初めに、住みやすい地域づくりの取組から、地域のごみ収集についてお伺いをいたします。

この地域のごみ収集の課題・取組については、4年前の初めての一般質問にも取り上げさせていただいた取組内容でございます。あれから4年経過いたしました、いまだ市民の方からのごみ捨てに関する問題や課題、また困難さを抱えている方が多数いらっしゃる痛感をいたしました。高齢者の方や障害のある方、また要介護から見たごみ出しの課題、そして各地区の責任者や役員の方が課題と感じているごみ収集の問題について質問をさせていただきます。

まず、基本的なところからですが、本市のごみ収集方法については、普通ごみをステーション方式と戸別方式があり、また粗大ごみ・資源ごみもステーション方式で収集をされているかと思えます。4年前にステーション方式と戸別方式の課題等について質問をさせていただきました。その際、当時の課長答弁で、問題点は幾つかあるが、一例を挙げますと、普通ごみの収集方式が、戸別収集の地区とステーション収集の地区があり、市民によってごみの処理に関わる労力等に差があるということです。市として、収集方法を可能な限りステーション方式に統一していく方向で考えているとの当時の課長答弁でございました。可能な限り、ステーション方式に統一していく方向性とのことですが、そこで質問になります。

まず、ステーション化に向けた現在の市の方針はどうなっているのか、変わらないのか、また進捗状況について、またそれに対する課題等についてお答えをお願いいたします。

■議長（山崎 司） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） 私のほうから、全国の自治体の状況等の説明と併せまして、本市の方針等ご答弁させていただきます。

日本の自治体が行っていますごみの収集方式、大きく分けると2つございます。今ございましたが、複数の世帯で共同のごみステーションを利用するステーション収集と利用者の玄関先からごみを収集する戸別収集、2種類でございます。これは、国立環境研究所が2020年に全国の自治体を対象に行ったアンケートの調査によりますと、回答した自治体のうち、ステーション収集のみを行っている自治体が56%、一部戸別収集を行っている自治体が35%、そして戸別収集のみの自治体が8%と多くの自治体がステーション収集をベースとした収集システムを選択しているところでございます。

この中でも、20万人以下の小規模自治体のステーション収集の割合が多く、人口規模が小さくなるに従って、ステーション収集の割合が多くなっているということが分かっております。

ステーション収集、戸別収集、ともにメリット・デメリットございますが、戸別収集の場合、回収箇所が増えることで、収集コストが高くなります。また、人員や体制の確保が難しくなることが課題となります。加えまして、小規模自治体の場合、人口密度が低いことで、戸別収集にした場合の効率の低下の影響も大きく考えられております。

本市の方針としましては、先ほど申し上げました小規模自治体の事例の事由に加えて、公平性の観点から、ステーション方式への統一を現在も進めているところでございます。

現在の進捗状況といたしましては、165地区の中で、ステーション方式の地区が131地区、一部戸別収集の地区については26地区、戸別収集の地区については8地区となっております、79%、約8割がステーション化をしております。4年前は、戸別収集が21地区ございましたので、一定ステーション化のほうを進めているとは感じているところでございます。ただ、議員おっしゃるとおり、ステーション化に対しまして反対する市民の声、一定数いらっしゃることも把握しております。ご意見等いただいた際には、ステーション方式の必要性についてご理解いただくようお願いしているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） ありがとうございます。先ほど課長からの答弁にもございましたが、一方でステーション化に反対するお声というのも私のほうにも届いております。今、内容等も聞かせていただきました。ごみ捨て場が遠くなる、現状のまがいいのではないかなというご意見も半数ぐらいは私は聞いております。今、ご答弁いただきましたので、ステーション化に反対するお声に対しても、承知のほうはさせていただきました。

では、次の質問に移らせていただきます。

ごみ出しルールの違反に対する対策及び課題についてお伺いをいたします。

ごみ出しルールの違反行為といっても様々あるかとは思いますが。時間外のごみ出しや収集日違いのごみ出し、また資源ごみにおいては、きちんと分別されていないごみ、また地区外のステーションにごみを捨てられている、またステーション以外の不法投棄等、各地区のごみ出しに関する問題は、少なからず発生はしているのではないかと思います。市の担当課や各地区の責任者への負担もその分増えているとお伺いしております。ごみ出しルールの違反問題は、マナーの悪さや個人のモラルの問題もございますが、それだけでは済まずではなく、市として主な原因をどのように分析をし、どのように対策を行っていくかとされているか、またその課題解決に向けてどのように動いているのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） ごみ出しにつきましては、様々な問題がございます。また、現在本市が進めますステーション収集、ステーションの管理におきましても、区長さんをはじめ、住民の皆様の日頃から大変ご苦勞をおかけしているということは重々承知しているところ

でございます。

まず、ルール違反、ごみに対する対策でございますが、まず違反ごみに対しては、違反シールというものを貼るようしております。違反シールを貼りまして、一定期間集積所に置く。置くことで、間違っただけの方で違反であること、併せて何が違反であるかということをもまずご本人に周知する、知っていただくところから今始めているところでございます。ただ、残念ながら、ルール違反が繰り返されている状況であるところでございます。違反ごみ、廃掃法によりますと、法律違反というのは罰則規定等もございます。ただ、その中でも出し方というか、ルールを知らない方がいるということも一定声をお聞きしておりますので、こういった点も含めまして、広報等も地道ではございますが、周知をしていくほかはないのかなと考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） 分かりました。承知をいたしました。ルールを知らない方ということも一つあるかと思います。また、周知については質問させていただきます。

この問題は、住んでいる地域住民、また地区・行政、この3つが協力して課題解決に取り組んでいかないとなかなか解決できないことだとは思っております。ぜひ地区からの要請とか支援体制にもぜひ拡充をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほどのごみ出しルールの周知方法についてお伺いをいたします。

さっき課長のほうからも言われましたが、ルール違反の問題にもつながってくるのかと思います。

まず、市民の方が、ごみ出しに関する情報、ごみの収集日とか仕分方の情報を得ることができるツールとして、各地区ごとに分けられました四万十市家庭ごみ収集計画表というものが各ご家庭にも配布をされており、計画表を下に、家庭ごみでも、地域でもごみ収集の運用をしているかと思います。これ確かにすごくいい計画表で、分かりやすく、分別とか収集日の日にちもすごく分かりやすく、各家庭に浸透をしているごみ出しルールに関する周知案内の案内物だと思っております。また、そのほかにも、周知方法としましては、広報紙、またホームページ、市公式LINE等などもあり、その公式LINE等では、資源ごみなどは天候不良によるごみ収集日の変更なども公式LINE等で周知をされているかと思います。

しかし、それでも地域のごみ集積所での先ほど課長答弁もありましたが、分別の誤りや収集日違いなど、ルール違反が発生している地域もあり、地域担当者がかなり負担をされているという現状でございます。特に、高齢化が進む中で、ホームページ、また公式LINEでの情報というのは、高齢者や情報弱者には届きづらく、従来の周知方法だけでは、十分に伝わっていない面もあるのではないかと考えます。また、先ほど言いました四万十市の家庭ごみ収集計画表、この家庭ごみの出し方とか分別、また収集日などの案内は、きめ細やかに掲載しております。

すが、高齢者のごみ出し困難者の支援に特化していない、要はごみ出しに対する高齢者が困ったときには、どうしたらいいのかということが書いていないというふうなご意見もいただきました。

これらのことを踏まえ、見やすく、分かりやすいさらなる分別資料への見直しも踏まえ、ごみ出しルール周知方法について本市の考えをお聞かせください。

■議長（山崎 司） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） ごみ出しの周知につきましては、基本、議員がおっしゃいましたとおり、年間の計画収集計画表をもって周知をしております。また、これにつきましては、広く市民のほうにも広く行き渡っているものと考えております。

先ほどございましたLINE等の件でございますが、本市では、資源物の収集日、雨が見込まれる場合、紙類を出さないようにということで、市の公式ホームページ、またはLINE等を通じて周知を行っているところでございます。ただ、これにつきましては、家庭ごみの減量推進員の研修会であったり、資源物ステーションを巡回させていただいた際、区长、また推進員さんから直接実情をお聞きする中で、やはりLINE等は高齢者の方は見ないという声をお聞きしています。また、その中で、放送、防災行政無線による周知っていうのも強く求められています。お声もいただいておりますので、そういった点も踏まえまして、高齢者等への周知方法について改めてまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） ありがとうございます。高齢者や情報弱者に対する周知というのは、今回ごみ問題じゃなくても、いろんなところで周知方法というのは本当に苦戦をされているかと思います。複数の伝達手段っていうのも必要になってくるかと思います。広報紙、または回覧板、個別の配布、また民生委員などの連携、また福祉関係者との連携を活用しながら、これは一つ高齢者の市民の方から言われたんですが、一回伝える、一回配るで終わってしまっているって。それではなかなか私たちには伝わりづらいですというふうに言われました。一回伝える、一回終わるで終わるのではなく、繰り返し伝えていただきたいという高齢者の方からのご意見がございました。繰り返し伝えていくという行動が、これからは重要になってくるかと思っていますので、行政、私たちも含めて、様々な方法で周知活動っていうことの大切さというのを認識して、お互いに頑張っていければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

では次に、地域の役員の高齢化やまた固定化に伴う地区の負担増に対する取組についてお伺いをいたします。

国の国立環境研究所の説明では、ステーション方式では、自治会が集積所の設置、修理、掃除、ごみ当番の修正、またルールの呼びかけなど、重要な役割を担っているとされております。

本市においても、これら全てとは言いませんが、各地区における負担というのはかなり大きいのではないかと考えております。また、役員を行っていただける方の高齢化、また次の担い手不足による役員の固定化などというのが、各地区でも課題が山積しているとお伺いしております。ステーションとか集積場の設置や修繕、また清掃支援、不法投棄監視、また当番負担軽減策など、地区の方と一緒に考えて、地区と市で支える必要が今後はあるのではないかと考えております。また、特に自治会機能とか地区機能の低下が今進む中で、ごみに関して言えば、地区の共助だけに依存するのではない制度設計も今後必要になってくるのではないかと考えています。

そこで、これに対しまして、市の考え方、お聞かせをお願いいたします。

■議長（山崎 司） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） ご答弁いたします。

本市では、各地区において家庭ごみ減量推進員を登録いただきまして、ごみ出しルールの啓発、ご協力をいただいているところでございますが、地区の負担につきましては、区長よりそのようなお声はいただいているところでございます。結果的に推進員の成り手不足にもつながることも懸念されております。加えまして、負担増になっている背景には、違反ごみ対応というのが大きく負担になっているということでございます。

ご指摘の地区役員の高齢化等々でございますが、これらの問題、ごみ収集だけにとどまるものではないと思いますが、なかなか全てを解決するというのは困難を極めるのではないかと考えています。負担増になっています違反ごみへの対応、ルールを守ってごみを出していただければ、一定の負担の軽減につながっていくものとも考えておりますので、繰り返しにはなりますが、ルールについて先ほどありました繰り返し地道に広報等で周知していくことは必要であると考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） ありがとうございます。なかなかじゃあ行政だけで、地区だけっていうのは、もう今からの時代では、なかなかやっていけないというのが現状だと思います。本当にタッグを組むじゃないですが、協力し合うということの必要性というのをまず地区の皆さんにも言っていて、それで一歩でも二歩でも進んでいける取組をやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では次に、高齢者や障害者に対するごみ収集の取組についてお伺いをいたします。

まず初めに、戸別収集の条件及び現状についてになります。

戸別収集ですが、高齢者や障害者、また要介護者などに対してごみの収集が困難な方に対する本市での取組の一つではあるかと思っています。

それでは、条件等、また現在の推移、件数等をお願いいたします。

■議長（山崎 司） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） ご答弁いたします。

家庭から出されるごみ、所定のごみステーションまで自力で持ち出すことが困難な高齢者や障害者に対し、戸別収集を行う四万十市助け合い戸別収集制度がございます。

戸別収集の条件でございますが、高齢者については、訪問介護サービスの提供、または介護認定を受けており、ヘルパーの援護を必要とする高齢者、障害者については、障害福祉サービスの提供、または障害者手帳の交付を受けており、ヘルパーの援護が必要な障害者、その他といたしまして、特に市長が認める者となっております。

令和4年、4年前ですが、当時が利用者が29名でございました。現在、40名の方が利用している状況となります。

以上です。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） ありがとうございます。4年前は29世帯ということで、現在は40件ということで、かなり利用はされているということで承知をしました。

次に、戸別収集、条件外とすみません、書いてあるんですが、先ほど介護保険の認定、または障害福祉サービスの認定、それ以外の3番の市長が認める方ということですが、ちょっと私これ4年前にも質問をさせていただきました、そのときの課長答弁が、簡単に申しますと、先ほど言った介護保険とか障害福祉サービスを受けていない方で、自分でごみ出しが困難な高齢者が市で総合的に判断をして、必要と認めた方を対象とするというふうに私は認識をしておりますが、現在、今市長が認める方は何件いらっしゃるのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） ご答弁いたします。

現在6件でございます。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） ありがとうございます。6件ということで、正直想像以上に少ないなというイメージがございました。今回、地域を回っておりまして、ごみ問題の相談等を本当によくお聞きをいたしました。認定には至らないものの、体力や加齢、地理条件や環境の条件等でごみ出しが困難と感じている高齢者が多いなと感じておりました。先ほど言われました市長が認めるごみ出し困難者の方が、まさにこういう方なのだろうなと思っております。地域や近所付き合いとかまた民生委員との付き合いが薄くなっている高齢者ほど、そういった支援情報を知る機会というのも少なくなってきております。独り暮らしの高齢者とか、高齢者のみの世帯の増加を踏まえまして、認定の有無だけではなく、実際のごみ出し機能や生活実態に応じて利用できるような対象要件の見直しや柔軟な運用、分かりやすい周知方法が検討できないのか、また地域包括支援センターや民生委員との連携により、認定外であっても支援が必要な

高齢者を把握し、戸別収集やごみ出し支援につなげる仕組みを構築できないかなど、今後本市としての考え方をお聞かせ願います。

■議長（山崎 司） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） まず、6件の内容について少し説明させていただきますと、条件外ということで認定している分になりますが、まず病気や術後でステーションまでの歩行が困難で、ヘルパーの支援を受けていない方、それから高齢により歩行が不安定で、やはりステーションまでごみ捨てが困難な方を今認定しているところでございます。

条件外につきましては、本課だけではなかなか対象者を確認することはできませんので、やはり関係各課と連携を取って、個別の支援に要する状況であったり、集積所がどこにあるとか細かい点も総合的に判断させていただきながら、個別に判断し、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） 分かりました。ありがとうございます。ぜひこういうごみ出し困難の高齢者の方が、これからも増えていくのは目に見えておりますので、ぜひ柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

環境省の手引でも、坂道や階段のある地域では、重たいごみ袋を持つことが、転倒のリスクを高めるとも指摘をされております。高齢者の方が、ごみ出しの負担を少しでも軽減できると同時に、単なるごみ収集という問題ではなくて、独居高齢者の見守りということもぜひ強く結びつけていく施策をまたお願いをしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

市の行事に対する地区の負担金についてお伺いをいたします。

本市では、花火大会や地域のお祭りなど、市民の交流や地域活性化に寄与する行事が盛んに開催をされております。こういった事業の運営に当たっては、各地区や団体等に対しまして、協賛金とか負担金が求められる場合もあり、多くの地区では、区費等を財源として対応をしているのではないかと思います。

しかしながら、近年は区費の未納世帯や自治会未加入世帯の増加により、実際に負担を担う世帯数が減少をしております。その結果、地区によっては、全世帯数に応じた負担金が求められる一方で、実際の負担は一部の加入世帯に集中し、地区運営や地域活動の継続に対しまして、公平性に欠けているのではないかというお声もお伺いをいたしました。

本市としまして、地区負担金や公平性、このようなご意見に対して、どのように考えられているのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 遠近観光商工課長。

■観光商工課長（遠近由幸） お答えいたします。

私のほうからは、現在、しまんと市民祭のなかむら踊り、それからしまんと提灯台パレードのほうで市民の皆様からご寄附をいただいておりますので、そのことについてお答えをさせていただきます。

この市民祭の踊りとパレードにつきましては、市の補助金のほか、市民の寄附、それから事業者からのスポンサー料を基にしまして運営をしております、市民の寄附、事業者からのスポンサー料は、市民祭を運営する上で欠かせない支えとなっております、市民寄附のほうは、例年取りまとめを各地区の区長の皆様をお願いをしているところでございます。お願いに当たりましては、寄附ですので、強制ではなく、市民祭の趣旨にご賛同いただける市民の皆様からのご協力によるものであること、それから一定目安を示したほうが分かりやすいという趣旨で、1戸当たり200円程度という金額をお示しさせていただきまして、ご協力をいただいている、お願いしているところでございます。

しかしながら、議員からご指摘があったように、寄附の趣旨が十分伝わっていない状況がございますので、次年度以降は、寄附は市民の皆様からの任意のご協力であるということを知りやすく伝えるため、表現等を工夫していきたいと思っております。

しまんと市民祭、なかむら踊り、それからしまんと提灯台パレードは、市民の皆様一人一人の支えによって成り立っています市民参加型の祭りでありまして、地域のにぎわいの創出や伝統文化の継承などにつながっておりますので、引き続きよい祭りとなるよう、努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） ありがとうございます。今回、地区の方の区長さんともお話をする際に、決して強制ではないというのも分かっており、地区としても事業に対してそういうのは全然やっていきたいという思いはあるんですが、やはり公平性に欠けるっていう思いが、なかなか市のほうから説明もない、こちらもどうしていいかも分からないというお声のほうもいただいておりますので、ぜひ今課長答弁がございましたので、ぜひ分かりやすい地区の方、また区長さんがみんなが納得して祭りやそういうのを盛り上げていける体制づくりをぜひつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

投票しやすい環境づくりの取組について伺いをいたします。

本市では、これまで投票率向上に向けた様々な取組も行っており、これらにより投票率向上に寄与しているのではないかと感じています。近年では、各学校や商業施設での期日前投票の開設や投票支援者カード、またコミュニケーションボードの導入など、地域住民の利便性、また意識向上、また投票率向上に向けた動きにも効果を上げているのではないかと感じています。

そこで、投票しやすい環境づくりの一環といたしまして、郵便投票という制度もございま

す。

そこで、初めに、郵便投票について伺いをいたします。

改めてにはなりますが、郵便投票の概要と本市の郵便投票の推移についてご答弁をお願いいたします。

■議長（山崎 司） 亀谷選挙管理委員会委員長。

■選挙管理委員会委員長（亀谷暢子） お答えいたします。

郵便投票の概要につきましては、郵便投票は、公職選挙法第49条第2項に規定されており、一定の要件に該当する身体に重度の障害がある者、戦傷病者、要介護が郵便により投票ができる制度でございます。例えば、身体障害者手帳をお持ちの方でしたら、両下肢の障害で、障害の程度が1級、もしくは2級など、介護保険被保険者証をお持ちの方でしたら、要介護5の方が対象となっています。

郵便投票の手続についてご説明しますと、まず郵便投票には、郵便等投票証明書が必要ですので、市の選挙管理委員会に対して、証明書の申請をしていただき、市の選挙管理委員会は、障害の程度などを確認の上、証明書を交付します。次に、選挙が近づきましたら、市の選挙管理委員会から、対象者にご案内を行い、投票を希望する対象者から、選挙期日の4日前までに投票用紙の請求をしていただきます。その後、市の選挙管理委員会から送られてきた投票用紙を用いて、郵送等により投票を行います。

なお、郵便投票証明書の有効期限は、交付の日から7年間となっておりますが、要介護認定者につきましては、要介護認定の有効期限の末日までとなっております。

郵便投票の推移及び他市との比較でございますが、本市の郵便投票の件数でございますが、本年4月に執行しました市議会議員選挙を含む過去5回の選挙を調べましたところ、合計9件、1回当たり1件から2件でございました。参考までに、4年前の令和4年4月17日執行の市議会議員選挙では、3件でございましたので、ほぼ横ばいの状況でございます。

他市との比較でございますが、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙で確認しましたところ、四万十市を含む11市の合計で54件の郵便投票がありました。高知市が最も多く、40件でしたが、そのほかの市は、3件からゼロ件でした。

なお、四万十市は2件でございました。そのほかの市の平均は1.4件でございますので、高知市を除いた市の平均程度であると認識をしております。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） ありがとうございます。大体本市においては、1件、2件、3件という現状なのかなと理解のほうさせていただきました。

先ほど説明のほうもございましたが、郵便投票につきましては、ちょっと簡単に申しますと、対象者が要介護5、また重度身体障害者、また一定の戦傷病者というふうに限定のほうをされております。しかし、実際には、要介護3・4の方でも、なかなか外出困難な方やまた認

知症、介護中の家族であったり、寝たきりに近い高齢者、また山間部で交通手段がない高齢者などは、多くの方がそういう方はもうほとんど対象外とはなっております。本市で中山間地域が広く、高齢化も進んでおります。今の現行制度では、要介護5が対象として限定されており、実際には投票所へ行くことが困難な有権者が多数存在をしております。投票権保障の観点から、郵便投票、その制度自体に対する拡大や手続の簡素化に向けて、本市からも国やまた全国市長会を通して、制度改正に向けて働きかけの要望をしていただきたいとの思いがございますが、本市の見解をお聞かせ願います。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

本当に高齢者も増えてきている中で、公正な選挙というのは非常に重要で、選挙権がきちんと行使できるようにしていくということは、非常に重要だと思っております。

一方で、公正な選挙をしっかりと確保していくという観点の中で、なかなか課題が多いのも事実でございます。他者の介入の可能性であるとか、そういったことがなかなか排除し切れないような状況もございますので、そういったところとのバランスというのは、非常に重要になってくると思います。直ちに制度改正というのを国に働きかけるというのは、要は大体どういうふうにすればいいかというのが固まってない中で難しいところはあるんですけども、議員おっしゃるとおり、投票する機会の確保というのは非常に重要だと思っておりますので、引き続き様々なところで話をしていく中で、そういったことが確保できるように努めていきたいというふうに思っております。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） 分かりました。ありがとうございます。

また、これ全国的にも話が上がって、各自治体でも話が上がっていることですので、なかなかすぐすぐというわけにはいかないと思いますが、ぜひ前向きにまたご検討いただければと思います。

では、次の質問に移ります。

移動投票所についてお伺いをいたします。

本市は、広域が広く、中山間地域を多く抱えております。投票所の配置も、地域の実情に配慮されており、特に本市西土佐地域では、23投票区が設けられるなど、本当にきめ細やかな体制が取られているなど感じます。

しかし、少子高齢化、人口減少が進む中で、今後も同じ形で投票所を維持し続けられるのかどうか、また投票所があっても、そこに行く手段がなければ、実質的に投票機会が確保されているとは言えないのではないかと思っております。

その投票機会を得るためにも、移動期日前投票所が本市にも必要ではないかと私は思っております。総務省は、移動期日前投票所について、投票所までの距離が遠い選挙人の投票機会を

確保する上で、有効な取組の位置づけともされております。他市の事例にはなりますが、山間地域など投票所までの距離が離れた地区に対し、自動車を活用した移動期日前投票所を実施し、旧投票区の有権者の約4割がそこを利用したという事例もございます。これは、投票所を減らすか維持するかという二者選択という考え方ではなく、移動する投票機能を組み合わせるという第3の選択肢が示されるのではないかと考えております。

本市においても、高齢化、また障害者、また免許返納による移動困難者、また公共交通の不足などによる投票したくても投票所に行くことが難しい有権者が増加しているのではないかと感じております。主権者として、投票権を保障する観点から、移動期日前投票所の導入可能性について調査研究すべきではないか、またモデル地区を設置するなどして、費用対効果とか利用ニーズを検証していくべきではないかと私は考えておりますが、市のご意見をお伺いいたします。

■議長（山崎 司） 亀谷選挙管理委員会委員長。

■選挙管理委員会委員長（亀谷暢子） お答えします。

移動投票所は、中山間地域など投票所までの距離が遠くて投票に行けない方などのために、バスやワゴン車などを活用して、投票所を家の近くまで移動し、投票することができるようにする取組でございまして、投票所へのアクセスが困難な方への投票機会の確保は、大変重要な課題であると認識しております。

一方、投票管理者・投票立会人・投票事務従事者などの人員の確保や悪天候時の対応、二重投票防止のためのリアルタイムでのネットワーク環境の確保、投票所の開設時間が短いことから、投票を希望する方の時間の都合がつかなくなることなど、様々な課題が考えられます。そのため、現在のところ、市の選挙管理委員会としては、移動投票所の開設は、検討しておりませんが、国・県の動向やほかの自治体の状況などにもアンテナを張り、有効な方法などがありましたら、調査研究してまいりたいと考えております。

なお、市の選挙管理委員会としましては、選挙の機会の確保のため、商業施設での期日前投票の実施や投票所を廃止した地区への送迎車による移動の手段の確保など取り組んでおりまして、この取組は、今後も続けてまいりたいと考えております。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■5番（澤良宜由美） ありがとうございます。この移動投票所のほうは、本当に全国的に進められております。高知県内でも今3市町村だったかな、やられているかと思うので、ぜひ調査研究していただいて、すぐにとは難しいですが、また本市のほうでも導入する選択をぜひ考えていただければと思います。

では、最後の質問になります。

福祉と選挙との連携強化についてお伺いをいたします。

今回、本市の市議選の期間中、その期間中に、要介護3の方とお話をさせていただく機会が

ございました。その方のご家族の方は、投票には行きたいが、正直簡単に行けるものではないというお訴えでございました。ベッドから車椅子への移動、また福祉タクシー代、また投票所での対応、投票が終われば、またそれを往復して家まで帰るまでの道のり、本当に移動困難者とその付添いの方のご負担というのが本当に大きいなというふうに話を聞きながら感じておりました。金銭面・体力面でなかなかすぐには行けないですよというふうなお答えでございました。

このような方にこそ、選挙と福祉の連携強化の必要性があるのではないかと思います。

また、他市の事例にはなるんですが、島根県松江市では、要介護認定者が投票に行きたいという意思を示した場合、在宅介護支援事業や訪問介護支援事業が連携をし、介護保険制度の生活援助の範囲で投票所への移動支援を可能としています。これは、選挙支援を特別な例外対応とせず、既存の福祉制度の中で位置づける考え方とされております。

また、愛媛県新居浜市では、重度障害者を対象に、自宅等から投票所、または期日前投票所への往復に使える専用タクシー乗車券を交付をしております。

また、神奈川県綾瀬市では、障害者や要介護認定者に対し、事前申請なくして、タクシー利用券を送付する仕組みを設けられているなど、いずれも投票に行く意思がある人に対し、制度する側、要は行政側が一步近づく発想で行っているとのことでございます。

このように、投票困難者の課題は、選挙管理委員会だけで把握するというのももう本当に難しく、困難だとは思います。むしろ、日頃から高齢者・障害者・要介護者と接している介護保険担当であったり、障害福祉担当であったり、それこそ地域包括支援センターの担当であったり、社会福祉協議会、またケアマネジャーとか民生委員などがやはり一番関わっている方たちです。したがって、投票機会の保障は、選挙管理委員会単独ではなく、福祉行政との横断な連携が望ましいのではないかと感じております。本市においても、福祉と選挙に関して、連携強化に対する考え方をお聞かせ願います。

■議長（山崎 司） 亀谷選挙管理委員会委員長。

■選挙管理委員会委員長（亀谷暢子） さきの市議会選挙におきましても、車椅子やつえを利用して投票に来られた方もおられまして、大変ご苦労されている状況は把握しております。

選挙に限らず、重度の障害の方や要介護の高い方など、外出が不自由な方への支援は、大変重要なことであると考えておりますが、市の選挙管理委員会としましては、そのような方につきましてまずは既存の制度などによる福祉・介護の面からの支援を利用いただければと考えております。

また、福祉・介護職員の連携を求めているかどうかのご提案でございますが、投票所までの移動中の事故の可能性や通常業務との兼ね合いによる人員の確保など、課題も多く、なかなか難しいのではないかと考えております。

■議長（山崎 司） 澤良宜由美議員。

■ 5 番（澤良宜由美） ありがとうございます。様々な課題等は、本当にあるかとは思いますが、それが何なのかを1つずつ検証していただいて、そこをまたクリアしていただく対策をこちらのほうからはお願いしたいと思います。これもお話しされていた方が言われていたことなのですが、投票所があることと、実際に投票できることの間にはすごく大きな隔たりがありますよと言われました。それもそうだなと思いました。高齢化が進む中、参政権の保障は、今言われました制度があるから十分ではなく、そこへたどり着けるか、意思を伝えられるか、安心して投票ができるかまでを含めてもう今は問われる時代ではないかと思います。これから投票しやすい環境づくりにぜひ前向きに取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で澤良宜由美議員の質問を終わります。

この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

前田和哉議員。

■ 6 番（前田和哉） 議員番号6番、市民クラブ前田和哉です。

議長のお許しいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今議会では、子育て政策について2つ、それから防災と建築関係について各1つずつ質問したいと思います。

まずは、放課後児童対策についてお伺いをいたします。

放課後子ども教室を放課後児童クラブに替えるというお話が以前ございました。そのお話とそれに伴う待機児童の解消についてお伺いをいたします。昨年の川渕議員の質問にもありましたが、もう一度お答えをしてください。

まず、本市の小学校には、放課後児童クラブと放課後子ども教室がありますが、違いは何か、また開設場所と開設数、受入れ可能数を教えてください。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

放課後児童クラブは、児童福祉法におきまして、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業と規定されております。

一方、放課後子ども教室は、文部科学省が行う地域と学校の連携・協働体制構築事業として実施しているもので、全ての児童生徒を対象とし、地域の人材の協力を得て、地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行うものとなっています。

両事業は、異なる事業でありますので、今申し上げましたように、対象者や事業内容が異なるほか、人員の配置や施設規模等様々な違いがありますが、本市におきましては、放課後の子供たちの居場所の確保という大きな目的から、いずれかの事業を市内全ての小学校で実施をしているのが現状でございます。

両事業の実施場所ですが、放課後児童クラブは市内6小学校において、専用施設や学校の余裕教室ほか11か所で実施しており、16学級で516名の受入れが可能です。

放課後子ども教室は、市内8小学校で実施しており、学校の余裕教室8か所で8教室行っております。放課後子ども教室については、定員を設定しておりません。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 分かりました。そもそも児童クラブと子ども教室、こども家庭庁と文科省の違いと、それに目的等も違うということが分かりまして、また児童クラブに関しましては、大規模校等が多いと思います。かなりの人数はこちらのほうで要は保育なりを設置していただいておりますというところでございます。子ども教室のほうは、小規模校であったと思いますが、定員も定めず、ボランティアにより運営していただいておりますと、そういうような判断でございます。

次に行きます。

これまでの取組として、放課後子ども教室を放課後児童クラブに移行していくというお話がございました。しかし、私を見る限り、国が放課後子ども教室を縮小・廃止して、放課後児童クラブへ一律に移行させることを求める通知や方針は見受けられません。むしろ、国は両事業の連携を促進し、地域の実情に応じて一体的な運営を進めることを示されていると私は認識しております。

一方で、本年度から放課後子ども教室については、活動日数の上限が示されるなど、制度運用に一定の変更が求められておると思います。

そこで、伺いをいたしますが、放課後子ども教室を放課後児童クラブへ移行した場合、どのようなメリット、それから反対にデメリットがあると認識されているのか、お聞かせをください。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 放課後児童クラブと放課後子ども教室は、先ほど申し上げましたとおり、異なる事業ですので、それぞれの事業で定められた基準がございます。その基準に沿った運用とすることから、仮に放課後子ども教室を放課後児童クラブに移行した場合、考えられる変更点について申し上げます。

放課後子ども教室は、入所要件がなく、その学校に通う児童であれば誰でも利用することが可能ですが、放課後児童クラブに移行した場合、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

が対象児童となりますので、利用者の立場から見ますと、制度移行により、入所手続きが煩雑となること、対象児童が限定されることから、放課後子ども教室であれば利用できていた児童が、制度移行により利用できなくなる可能性があることがデメリットとして考えられます。

また、放課後子ども教室の利用料は、児童に係る保険料と実費負担を除き無料ですが、放課後児童クラブに移行した場合、利用料負担が発生します。

一方で、メリットとしましては、利用料が発生する分、毎日のおやつを提供や各種イベント実施が可能となるほか、児童クラブで過ごす時間の充実につなげることができるものと考えております。

また、放課後子ども教室の開所日数、開所時間は、年間200日、1日4時間以内との制限があるのに対し、放課後児童クラブであれば、年間250日以上が原則となり、平日は3時間以上、長期休暇中は8時間以上開設することとなりますので、これまで以上に居場所機能の充実を図ることが可能となります。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 様々ございまして、児童クラブのほうになれば、料金も発生してくるところでございすけれども、一番がやはり教室を運営する中で、年間200日以内というところで、長期休み等も踏まえて教室を運営していくことはこれまでどおりで大丈夫なんでしょうか、すみません、追加で。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 長期休暇中もこれまでどおり運営はできますが、ただこれまでは8時間行っておりましたが4時間になるということになります。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 運営はできるけれども、時間が減ってくるというようなところもございす。

そんな中、子育て支援課において、放課後子ども教室に関する保護者アンケートを6月末までに実施していると伺っております。放課後の子供の居場所づくりを検討する上で、移行を調査、把握することは大変重要であるとは考えますが、そこでお伺いをしますが、アンケートに至った目的、背景、具体的な調査内容等構わない部分で教えてください。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

令和8年度、今年度より放課後子ども教室について補助基準の運用の見直しにより、先ほど申し上げましたとおり、開所日数・開所時間が厳格に取り扱われることとなりましたので、中村地域における放課後子ども教室について、これまでと同様の実施が困難な状況となりました。

た。

そこで、中村地域で実施する放課後子ども教室の保護者を対象に、今年の5月より意見交換会を行っております。意見交換会では、補助基準の運用の見直しを踏まえ、今後放課後子ども教室を継続していく場合、どのような変更が必要となるのか、これまでのように生活の場としての開設を求めるのであれば、放課後児童クラブへの移行が必要となることについてご説明させていただきました。また、先ほど述べましたメリット・デメリットについてもお伝えしております。その上で、現在放課後子ども教室を利用させていただいております保護者の方々の求める支援を把握するため、アンケート調査を実施することとしております。

アンケート内容としましては、現在放課後子ども教室を利用している理由、令和9年度放課後児童クラブと放課後子ども教室のどちらの事業を希望されるのかを保護者の皆様にお伺いしたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 分かりました。意向調査、いろいろされております、希望を聞いておりますけれども、基本的には子育て支援課としては、やはり移行の方向を考えておるのか、その辺を構わなければ教えてください。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 子育て支援課というよりは、まずは保護者の意見を尊重していきたいと思っております。必要な児童に適切な支援ができるよう、子育て支援課としてはその両方どちらかを選んだ場合に判断することになるかと思います。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 分かりました。希望によって推し進めていくと思いますけれども、やはり私考えるところでは、児童クラブのほうへ移行したほうが、いろいろと職員さんというか、そちらで働かされている支援員さんの待遇等も踏まえたら、こちらのほうがいいのかなと思うところはございます。そういうところで、質問させていただきます。

放課後子ども教室をクラブに移行する場合に、人員体制の確保が大変大きな課題になると考えております。放課後児童クラブには、放課後児童支援員の配置が求められております。保育士資格や教員免許を有する方については、比較的対応しやすい面もございますが、現在補助員や放課後子ども教室の指導員として従事されている方が、放課後児童支援員となるためには、一定の実務経験に加え、資格認定研修を受講する必要があります。そのために、仮に放課後子ども教室を放課後児童クラブに移行する場合であって、必要な人材を短期間で確保するということはかなり難しい、容易ではないと考えます。

そこで、お伺いをいたします。

放課後子ども教室の指導員や補助員が、資格取得を目指す場合、どのような支援や移行措置を考えているのか、お聞かせください。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 放課後児童支援員については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定められており、同基準第10条第3項に規定する保育士や社会福祉士等の資格を有する方が、県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講いただくことで資格を取得することとなります。クラブ化すると、放課後児童支援員の資格を有する人材の確保が必要となります。先ほど述べました研修ですが、秋頃開催される予定であります。委託事業者と連携しまして、クラブに移行しても人員を適切に配置できるよう、現在放課後子ども教室に勤務されている方、ボランティアで来ている方で資格を有している方にその研修を受講していただきまして、児童支援員としての資格を取得する人材を確保していくこととしております。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 保育士さんとか元の教員さんは、研修を受けるだけでよろしいですけども、補助員として業務されているというか、働かれている方は、実務経験か何か要ったと思いますけど、そちらのほうはどうなりますか。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 先ほど前田議員が言われたとおり、保育士や教員免許証、また社会福祉士等ありますが、あと高卒等で2年以上で通算2,000時間以上の教務経験のある児童福祉事業従事者というところに当てはまると考えてそこで対応させていただいております。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） やはり、2年間と実務経験で2,000時間が要ということでございますので、これ子ども教室をクラブに移行する場合には、やはりそういう資格試験にはハードルがあると思っておりますが、その辺はうまく移行は可能なものなのでしょうか。大丈夫でしょうか。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 今委託事業者と連携して、そこは可能に対応していきたいと思っております。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 移行は可能ということでございますので、その辺をお願いをしたいと思います。

次に行きまして、最後に、待機児童解消のための施設についてお伺いをいたします。

さきの3月議会でも少し触れさせていただきましたけれども、中村小学校の待機は、学校以外の開設場所が限られていることも一因であると伺っております。学校以外のところに開設場所を構えることはできないというところが理由だと。それによって待機が発生しておるというようなところも聞いておりますが、国が放課後児童対策パッケージ、本年度の2026年の最重点事項に、放課後児童クラブの待機児童解消策について、学校施設の積極的な活用を位置づけております。具体的には、学校教育に支障がない範囲で、学校内の低学年の普通教室、特別教室、図書館のタイムシェア、体育館なども有効活用をされるよう示されております。

そこで、伺いをいたします。

国が示すこうした施策のうち、本市で活用可能なもの、今後考えて検討していくようなことがございましたら、そういうような取組がございましたらお聞かせください。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 議員ご提案の学校施設の活用についてですが、放課後児童クラブにおいては、中村小学校・東山小学校・東中筋小学校では、学校長の協力の下、現在も学校施設内の一室を放課後児童クラブの実施場所として使用させていただいておりますが、待機児童の多い中村小学校・具同小学校について、現時点で今以上の空き教室がなく、受入れ人数の拡大が難しい状況です。しかしながら、児童が安全・安心に放課後を過ごす環境を整えられるよう、今後も既存施設や学校の空き教室の活用等、必要な対応について検討を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 中村小学校・具同小学校には空き教室がないということでございます。私たちは低学年の普通教室、それから図書館のタイムシェアとか、こういうところが掲げられておりましたんで、今年のパッケージの中へ。そういうところを利用、もしくは体育館なども含めて、利用が可能なのかなと思ひまして感じましたので、一度諮っていただけたらと思ひましてご提案をさせていただきました。分かりました。今後ともよろしく願いをいたします。

そのほかにも、夏休み中期間の児童クラブの利用状況が、平常時とは異なるようなことが起こっておりますので、例えば夏休みは来ない、利用しない児童さんが発生しまして、そこへ向いてこれまで行けてなかった待機児童を夏休み中に限って受け入れる柔軟な対応、こういうことをしていただいております。大変限られた施設や人員を有効に活用して取り組んでおりますので、評価をしている次第でございます。それでもまだまだ受入れニーズはある、もっと受けていただきたいというような要望もあるようでございますので、以前少し提案させていただきましたが、国において、長期休業期間中に限っての利用児童数の増加に対応するための運営費加算制度、それから放課後児童クラブの受入れ体制支援もございます。夏休み中の増給などもできるようなことが書かれておりましたので、本市におきましても、できまし

たらそういうような活用をしていただきまして、引き続き増給についてもご検討をいただきたいと思う次第でございます。

以上で1番目の放課後児童クラブについては終わりたいと思います。

次に行きます。

次は、1歳児・2歳児の保育料の負担軽減についてお伺いをいたします。

現在、本市の出生数は、年間約150人程度まで減少しております。人口減少対策や子育て支援の充実、喫緊の課題となっておりますが、そのような中、幡多地域においても、1歳児・2歳児の保育料の無償化を実施している自治体もございます。子育て世帯の経済的な負担軽減や定住促進の観点から、一定の成果を上げているものと考えておりますが、一方で本市において仮に1歳児・2歳児保育料を完全無償化した場合、年間お聞きをいたしますと5,300万円程度の財政負担が見込まれるとのことでございます。限られた財源の中で実施するためには、慎重な検討も必要であると十分理解をしているところでございます。

また、市長におかれましては、子育て支援は、本来自治体で格差が生じるべきものではなく、国の責任において全国一律の制度として実施されることが望ましいとの考えの下、これまでも国に対して制度の創設や財源確保について要望活動を行ってこられたと伺っております。

そこで、お伺いをいたしますが、まず市長は、少子化対策や子育て支援の充実という観点から、1歳児・2歳児保育の保育料の負担軽減についてどのようにお考えであるか、お伺いをいたします。

また、これまで国に対して要望活動を行ってこられたとお聞きしておりますが、その取組の状況や今後の見通しについて併せてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

就学児前保育・教育につきましては、国の制度に基づきまして、保護者の皆様に所得に応じた保育料が算定されておまして、利用者の方々に応分の負担をお願いしているところでございます。現在、3歳以上の児童の保育料は無償化となっておりますが、また多子世帯への支援として、扶養するお子様が18歳未満の場合、第3子以降の0歳から2歳児の保育料につきましても無償化の対象となっております。

保育料の負担軽減に取り組むことで、一定少子化対策、また子育て支援にもつながるものというふうに認識をしておりますが、ご質問いただきました1歳児・2歳児の保育料の軽減につきまして、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和5年度より保育給食費の無償化に今取り組んでいる中で、現在、市の財政状況を考えますと、完全な無償化というのは大変厳しいというのが現状でございます。

こういった状況を踏まえ、先ほど議員のほうからもありましたけれども、今年度につきましても、市長会等を通じて、国に対して保育の完全無償化について要望をしているところではご

ございますけれども、今後も結果が出るまで継続して強く求めていきたいというふうに考えております。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 分かりました。ある程度理解をいたしました。第3子の無償化についてはされておるというところもお聞きしますけれども、まだまだ負担がかかっているようなところがございます。本市の制度のままだでは、負担の大きい家庭が存在しますので、少しばかりある程度予算はかかりますが、提案をさせていただきたいと思います。

というのは、本市の第2子以降の保育料軽減制度は、国の多子軽減制度に準じた制度となっております。同時利用の児童がいる場合、第2子が半額、先ほど申しましたように、第3子は無料となっております。しかしながら、県下の自治体を見てみますと、先ほど申しましたように、幡多地区では全てではございませんけれども、ほぼ無料、無償化、高知市・南国市・安芸市などにおいても、第2子以降は無償としております。安芸市などは、きょうだいの判定基準を18歳未満の扶養児童としており、保育所に通っているかどうかにかかわらず、実際に養育している子供の数で支援を行っています。そのほかにも、全国では第2子の無償化を進める自治体、浜松市・福山市・市原市のように上の子の年齢を問わず、第2子以降を支援する自治体もございます。増えております。完全無償化は国策でやらないと難しいという市長からの先ほどのご答弁もございますが、ここはやはり県下の状況を加味して、少しでも対象範囲を広げること検討できないでしょうか、伺いをします。

例えば、安芸市のように、きょうだいの判定基準を18歳未満の扶養児童まで拡大し、小学生や中学生の兄や姉がいる家庭において、その弟や妹、1・2歳で保育所を利用する場合には、第2子として保育料を半額とすることはできないでしょうか。

小学生・中学生であっても、習い事や塾など子育てに要する経費は決して少なくありません。また、近年では、高齢出産も増えておりまして、年齢差のある兄弟姉妹を養育する家庭も珍しくありません。中には大学生の子供を扶養しながら下の子を育てるというようなご家庭もあるかと思います。保育所に何人通っているかではなく、実際に何人の子供を養育しているかという視点も必要ではないかと考えます。ぜひ年齢要件の見直しについてご検討をいただきますようお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

議員ご提案の軽減措置の導入につきましては、実際に対象となる児童数を把握し、軽減措置した場合の歳入への影響額の整理が必要であります。したがって、ご質問のありました年齢差のある第2子の保育料軽減措置につきましては、市の財政状況を踏まえた上で、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 納得がいったわけではございませんけれども、分かりました。理由は分かりました。ぜひ対象人員等を把握して、もう一度ご検討いただきたいと思います。

それと、もう一つ、私気になっているのが、これから申しますけれども、きょうだいの年齢差の負担のほかに、一方で年子や双子など複数の乳幼児を同時に育てる世帯は、さらに大きな負担を抱えていると感じております。例えば、年子の場合は、上の子と下の子がともに3歳未満で保育所を利用する期間が生じた場合に、保護者には実質的に1.5人分程度の保育料を負担して、一時的に、3歳児まで、そういうことになると思います。また、双子の場合は、さらに同時に養育費や保育にかかる費用が同時に発生してまいります。経済的な負担はもとより、育児や就労との両立においても大きな負担と考えます。それまでの期間、家計の負担が非常に大きく、仕事への復帰をためらったり、やむを得ず退職を選択したりする要因にもなりかねません。少子化対策として、子供を産み育てやすい環境づくりが求められる中、最も支援が必要な世帯の一つだと考えます。

こうした年子や双子などの多子世帯を支援していただけないか、年子・双子の複数の乳幼児を同時に養育する世帯の期間限定的な保育料補助、多胎児世帯への独自支援など、重点的な負担軽減を検討していただくわけにはいきませんか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 年子や双子等の保護者の皆様につきましては、一時的に経済的になかなか厳しい状況になるというのは承知しております。

保育料の新たな軽減措置につきましては、先ほどもご答弁いたしましたとおり、その可否を総合的に判断したいと考えております。保育料の軽減には、子育て支援策として必要な取組であると認識はしておりますが、財源の面での対応も併せて必要となりますので、市としては検討するとともに、継続して国及び県にも要望していきたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 同じ答えになるとは思ってましたけれども、こういう例を出しておけば、ご検討いただけるかなと思ひまして、2通りのケースをお伺いをいたしました。

私は、保育所に何人通っているのではなくて、実際に何人かの子供を養育しているという視点、観点からこれらの子育て保育料につきましても支援をしていく必要があるのではないかと考えております。完全無償化には、財源の課題もかなりハードルが高くございます。しかしながら、全国では、先ほど申しましたように、第2子の無償化、年齢制限の撤廃、多胎児世帯への支援など様々な工夫を行っている自治体があるようでございます。ぜひお調べいただきまして、本市にも人口減少対策と子育て支援の両面から年齢差きょうだい世帯や年子・双子の世帯への支援充実についてぜひ前向きに検討をお願いをしたいと思います。よろしくお願ひしま

す。

以上で2番目の質問を終わりたいと思います。

次に行きます。

次は、大規模災害からの復旧ということについて、本市は令和8年度に罹災証明迅速化ソリューションというものを導入することとなりました。その導入の背景と目的についてお伺いをいたします。

令和6年、能登半島地震では、広範囲にわたり住家被害が発生し、罹災証明書の発行に必要な住家被害認定調査や事務処理に多くの時間と人員を要し、被災者の生活再建に影響を及ぼした事例もあったと承知をしております。南海トラフ地震発生時には、本市においても多数の住家被害が想定されますが、こうした教訓を踏まえ、本システムの導入によって、どのような課題解決を目指しているのか、また現行の住家被害認定調査と比較して、今までの認定調査と比較して、調査の迅速化や判定の均一化、罹災証明発行の迅速化など、どのようなシステムを入れることによって効果を期待しているのかをお伺いいたします。

■議長（山崎 司） 戸田税務課長。

■税務課長（戸田裕介） それでは、ご答弁させていただきます。

現行の住家被害の認定調査の比較とシステム導入の理由というか目的についての答弁をさせていただきます。

まず、現行のアナログ的な調査の方法からの説明をさせていただきます。

住家被害認定調査が必要となった家屋に対して、現地調査を行うに当たっての現地特定を皮切りに、事前に居住者の情報、固定資産税の家屋台帳などを活用し、家屋の情報など各種情報を収集の上、紙ベースの調査票に事前に各種情報を記載し、調査に向かいます。

調査現場では、家屋の損壊状況の聞き取りを行いながら、同時に調査を行っていくため、住民の対応、説明のために1名、損壊状況の確認や写真を撮る職員が1名、調査票に記入を行う職員が1名、計3名を想定しているところでございます。

調査の結果については、調査票や写真を基に帰庁後に損壊割合を算定の上、算定結果の確認を終えて被害判定が行われているというような状況でございます。

対しまして、今回のシステム導入を行いますと、一定のデータ整備の準備は必要となりますが、各種情報は基本的にシステム上に取り込むことが可能となっております。住民基本台帳の情報、家屋の情報、地図情報が前提の情報として登録され、調査用のタブレットより閲覧可能となりますので、当該準備作業が大幅に軽減されるところでございます。

調査人員につきましても、住民対応の職員とタブレット操作により調査を行う職員の2名態勢で行うことが可能でございます。

続いて、調査後の結果報告につきましても、インターネットから当該システムに接続、随時アップロードすることが可能でありまして、アップロードした調査結果について、庁内の職員

が判定結果の確認を行います。疑問がある点、追加で確認をしてほしい内容などがあつた場合も、随時庁内職員が確認を行い、確認・指示を行うことが可能であるため、従来の調査方法による帰庁後の確認作業、調査結果の取りまとめ、報告など帰庁を待たず行うことが可能となっており、大幅な効率化を図ることができるというふうに考えております。

以上のように、当該システムを活用することで、脱アナログによる効率化・迅速化・省力化かつ複雑な住家被害認定調査を簡素化することによりまして、知識・経験の補完をすることができると考えております。つまり、罹災証明書の発行が迅速化されるということでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 幅広くご説明いただきました。脱アナログによって、人員を削減、従来では紙ベースで事前準備をしながら、3名体制で行かれておったものが、その場へタブレットを持って行って、1名の方はそういうことにはあまり精通してない方であっても、タブレットの記入はできて、専門家1名おれば2名体制でできるような、そういうようなお答えだったと思いますが、それによって、かなりの迅速化が図られるというような形であったと思います。

先ほどお聞きしましたように、罹災証明書は、被災者生活再建者支援金、公費解体、応急修理制度、各種減免制度など多くの支援制度を利用するための最初の端の出発点となる重要な書類であり、その発行の後れは、生活再建の後れに直結をいたします。

そこで、お聞きをいたしますが、本市としては、国が目標としている発災後、おおむね1か月以内の罹災証明発行を目指し取り組む考えであるのかどうか、その辺をお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 戸田税務課長。

■税務課長（戸田裕介） それでは、答弁させていただきます。

罹災証明書の発行につきましては、内閣府の住家被害認定実施体制の手引におきまして、発災から1か月をめどとして調査を行うことが例示をされてはおります。明確な期日として示されているものではございません。無条件での最速というようなイメージだと思います。手引の中におきましては、人命救助等必要な事務、措置を最優先として、できる限り早く交付をすることが示されております。実態としましては、罹災証明書発行を起点とする各種支援措置等についても整理をしまして、申請期限をめどとして、発行を行っていくということを考えております。具体的には、一月から二月程度を目安に、住家被害認定調査を行っていくことになろうかと考えております。

しかしながら、従前のアナログ的な調査体制では達成不可能でありますので、先ほどの目的及び効果の点で説明しましたとおり、罹災証明書の発行申請から調査計画の策定、調査班の編成、進捗管理、調査準備、調査、データ整理といった流れの中で、いかに早く効率的に罹災証

明書発行を達成するかという検討の中で、システム導入を決定したというところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） おおむね理解をいたしました。今からでございますので、1か月にこだわらず、1、2か月を期限としてやって、目標を立てているようでございます。人命にできる限り早く対応するような形を取っていただけたと思います。ありがとうございます。

次に行きます。

南海トラフ地震発生時には、全国から多数の応援職員を受け入れることが想定されます。これまで住家被害認定調査では、調査員の経験や知識の差による判定のばらつきが課題とされてまいりましたが、本システムにより、どの程度の標準化が図られるのか、また応援職員の活用をどのように考えているのか、先ほど手前にも少しお答えをいただいたと思いますけれども、あれば教えてください。

■議長（山崎 司） 戸田税務課長。

■税務課長（戸田裕介） それでは、答弁させていただきます。

他県応援職員の受入れと調査基準の統一という観点で答弁させていただきます。

住家被害認定業務を行う市民生活部として、応援職員の受入れの際に最も課題となるのは、煩雑な住家被害認定調査に対する理解となります。内閣府が規定しています住家被害認定調査の基準については、全国統一的なものではありますが、家屋の各部分に対する損壊の状況等を把握、認定、損壊の割合を計算する必要があり、複雑で習得が困難であります。しかしながら、今回導入を行うシステムにつきましては、住家被害認定調査自体を補助することができます。システムを介することで、事前に座学に要する時間が省略できるとともに、一定の調査精度が担保されるというふうになっております。

調査の具体的な内容ですけれども、直感的にシステム上で指示される項目につきまして、順次登録をして、写真撮影を行っていくことによりまして、その時点での判定ができるというふうになっております。内閣府の調査方法に対する習熟度を補完できるようになっているため、一定以上の精度で住家被害認定調査を行うことが可能となっております。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 早急にやっていただけるのはありがたいというか、そういうふうに目的を持ってますけれども、やはり一定の判定のばらつき、そういうようなところがないようお願いをしたいと思いますところで、次の質問に行きます。

能登半島地震の中では、半壊判定後の再調査により、全壊や大規模半壊へ変更された事例も見受けられたようでございます。本システムを導入しても、再調査申請は、一定数発生すると

考えます。判定根拠の説明や再調査が発生した場合、どのような対応を行うのか、そのシステム上で再調査等を進めていくことができるのか、分かれば教えてください。

■議長（山崎 司） 戸田税務課長。

■税務課長（戸田裕介） それでは、答弁させていただきます。

1次調査の結果に納得いただけない場合につきましては、再調査を行うことができます。当該申請については、全調査の結果が無効となる性質上、従前の調査結果に対する十分な説明が必要であると考えております。新システムの導入に伴いまして、各種写真撮影、損壊部分の割合、表示、最終的な調査時点での判定等がタブレット上に一連の流れで表示をされるため、住民に対する説明の点では、今まで以上の効果を期待しているところでございます。

加えて、どの職員が対応しても、システム上の判定結果を基に説明を行うことができるため、罹災証明書発行後の再申請の際にも、十分な説明ができるものと考えております。

今回、能登半島地震の事例を交えてのご質問となっております。その住家被害認定調査の結果をもってご納得をいただけないという場合でございますが、令和6年の能登半島地震のケースなどから情報を収集する中で、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の有資格をコーディネーターとして任用して、罹災証明書発行の際の説明に同席をしていただいているケースがあったとも聞いておりますので、当該ケースを参考にしながら、十分な事前説明が行える体制づくりを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 分かりました。まだ今からでございますのであれですけれども、一応そういうような例もありましたので、ご検討いただいとったほうが後々本当の場合を想定したときはできるかと思います。

また、タブレットに一連の調査の流れが取り込みができるということでございますので、後々そういう説明もできるかなと思いますので、その辺もよろしくお願いをいたします。

最後に、本システムは、住家被害認定調査の迅速化や判定の標準化に大きな効果が期待される一方で、災害時の通信障害やシステム障害、誤入力への対応、さらに職員や応援職員の操作習熟などが重要になると考えます。また、どれほど優れたシステムであっても、平時から訓練や実践的な運用体制が構築されていなければ、その効果を十分に発揮することはできません。

そこで、本市は、本システムを災害時に確実に活用できるよう、平時からどのような運用体制の整備を進めていく考えか、また職員研修や住家被害認定調査訓練、さらには他の自治体からの応援職員を受入れを想定した訓練などを今後どのように実施していくのか、お考えをお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 安岡防災まちづくり課長。

■防災まちづくり課長（安岡栄治） お答えいたします。

先ほど来、前田議員や税務課長からのお話にもありましたように、このシステムにつきましては、大規模災害時における罹災証明の事務において経験の浅い職員でもスムーズな調査が可能となり、罹災証明の発行が迅速に行われることが大きなメリットであるというふうに言われております。

一方で、議員ご指摘のように、発災後には罹災調査班の税務課職員だけではなく、限られた時間の中で迅速な対応が求められることから、状況に応じて災害対策本部、市民生活部内の横断的な応援体制が必要になってくることも考えられます。

加えて、発災後の混乱の中で、罹災証明事務の経験がない職員が、すぐにこのシステムを使いこなすことは難しいと思われますので、例年実施しております市内の初動期対応訓練を通じて、実際にこのシステムを使用して、罹災証明を発行するまでの一連の作業を行うなど、運用における課題の抽出・整理はもとより、職員のスキルアップにつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 分かりました。今後そういうところを進めていただきまして、人員横断的な職員の配置とか、よそからの応援職員との対応をお願いをしていただきたいと思います。本市が導入するこのソリューションは、住家被害認定調査の迅速化の判定の標準化に資する有効な取組であると私は評価をいたしております。今後はシステム導入にとどまらず、平時から訓練、受援体制の強化を進め、南海トラフ地震発生時には、確実にこのシステムが機能するように、体制整備に取り組まれていただけますようお願いをいたします。この質問はここまでいたします。

次に、最後の質問に移ります。

4番目として、建築基準法に基づく安全点検ということで、高知県及び高知市において、建築基準法第12条に基づく特定建築物の定期調査が未実施であったとの報道がありました。高知県の所有施設では、県立美術館や学校・病院など22施設、高知市では89施設において実施されていなかったことが明らかとなっております。いずれも制度に対する認識不足や施設管理部局の情報共有不足が要因とされております。建築基準法第12条による定期報告制度は、多くの利用者が出入りする公共施設や病院・福祉施設などについて、建築物の安全性や防火設備の機能を定期的に確認し、その結果を特定行政庁へ報告する重要な制度でございます。

一方で、消防法に基づく消防設備点検については、人命に直結することから、違反処理制度が確立されておりますが、建築基準法に基づく防火設備や排煙設備等については、不適合の指摘を受けても改修には多額の費用を要する場合が多く、必ずしも速やかな改善に結びついていないとの指摘もございます。

そこで、お伺いをいたします。

本市が所有、または管理する施設のうち、建築基準法第12条に基づく特定建築物定期調査及び防火設備定期検査の対象となる施設は何施設ございますでしょうか。

対象施設、それほど多くはないと思われますので、差し支えなければ、対象となる施設名についても併せてお聞かせをください。

■議長（山崎 司） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

建築基準法第12条に基づきます定期的な施設の点検及び県への報告が義務づけられております本市の施設につきましては、8施設でございます。

対象施設といたしましては、具体的にはしまんとびあ・西土佐ふれあいホール・四万十いやしの里・ホテル星羅四万十・市民病院・多目的ダイケアセンター・郷土博物館・スポーツセンター、以上8施設となっております。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 分かりました。私が思っていたより少し多くございます。なかなかこれからはそういうものに取り組まなくてはならない、修繕等に取り組まなくてはならないとは思いますが、これらの対象施設について、法令で定められた調査及び報告は、全て適切に実施されているのか、未実施施設はその8つの中でないのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） お答えさせていただきます。

点検・報告につきましては、施設によりまして、2年、または3年に1回の実施が義務づけられておりまして、この8施設につきましては、それぞれ適正に実施をされているというふうに認識をしております。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 分かりました。安心をいたしました。高知県、それから高知市がされていなかったということで、ちょっと気になりましたので質問をさせていただきました。良かったです。

最後に、定期報告制度は、報告書を提出して終わりではなくて、指摘事項を改善し、施設の安全性向上につなげることが重要であると考えます。

そこで、お聞きをいたしますが、定期調査や検査で指摘された不適合事項があった場合、本市ではその後の改善状況をどのように管理し、修繕や改修へ結びつけているのか、併せてお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） お答えさせていただきます。

高知県からの指摘に対しましては、改善の実施状況、それから今後の実施計画の報告が求められておりまして、簡易なものにつきましては、速やかに対応を行い、改善に一定の費用や時

間を要するものにつきましては、実施予定時期を明示をさせていただいた実施計画の報告を行っております。内容によりましては、翌年度以降に実施するものもありますが、いずれにつきましても、適切に修繕等が行われているというふうに認識をしております。

■議長（山崎 司） 前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 分かりました。時間等がかかるかもしれませんが、実施計画が出されて的確に進められておるといふご答弁だったと思います。ありがとうございます。ぜひそういうふうに進めていただきたいところがございますけれども、なかなか建築基準法でいいます建物は、物が大きいので、難しい部分もございます。その辺もよろしく願いをいたします。

最後に、少し先週の金曜日に東京都内の小学校で発生した火災では、児童が一時逃げ遅れる事態となったようでございます。骨折等の負傷者はあったものの、全員が無事に救出されたことに大変安堵している次第でございます。

一方で、私報道等で見ると、この小学校は、相当年数を経た建物であるように見られます。火災となった音楽室は、避難袋などで2方向避難を確保する構造であったようです。また、防火戸が閉鎖され、児童がひさしへ避難する事態となりました。防火戸は、閉鎖された場合でも、避難にはくぐり戸があります。活用を考えられたのか、先生の行動が勇敢に的確な判断をされておるといふような報道もございますけれども、そのようなところもございますし、また初期消火においても消火器で消しに行ったということでございますが、屋内消火栓もあるはずでございます。この辺の検討はされたのか、その辺も今後の検証を待つ次第でございます。私も当事者ではございませんので、軽々に論評することは差し控えるべきでございますが、建築基準法上では適法であったとしても、実際の避難行動や防火管理の面では、様々な課題が浮かび上がった事案ではないかと思います。

以上でございます。今回の質問の趣旨からは少し外れましたが、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で前田和哉議員の質問を終わります。

14時10分まで10分間休憩いたします。

午後2時0分 休憩

午後2時10分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、川村真生議員。

■4番（川村真生） 市民クラブの川村真生でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。お疲れのところだと思いますが、今議会も執行部の皆様、よろしくお願いをいたします。

それでは、初めに、放課後児童クラブについてご質問をいたします。

令和8年3月議会の私の一般質問の中でも、さらなる子育て支援の推進について本市の取組の質問をいたしました。その中でもご答弁、山下市長からもいただきましたが、今回、お聞きをいたしますが、放課後児童クラブにおける長期休暇期間中のお弁当の配食サービスの実証実験、これからスタートするものではありませんが、そのことに関して順次お伺いをしてみたいと思います。

この質問ですけれども、令和5年9月議会で私も長期休暇中のお弁当の提供の一般質問をさせていただきまして、その後、非常に前向きに検討を担当課のほう進めていただきまして、今年度は中村南小学校内のつばめ学級でまずは実証実験のスタートをされることが決定をされました。まだ全体に広がることは今後の検討等もあるかと思いますが、ここに至るまでの制度設計等にご尽力いただきましたこと、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

早速質問に入ってまいりますけれども、先月より保護者向けの連絡ツールであります t e t o r u でも実証実験に向けての案内等が今なされておりますことは私一保護者としても確認をいたしております。放課後児童クラブの委託先でございますけれども、ファミリーサポートセンターや放課後児童クラブで働く支援員の方たちの準備状況等も踏まえまして、このお弁当の配食サービスの実証実験スタートに向けた進捗状況といいますか現状につきましてまずお伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

まず、この実証事業の事業内容についてご説明いたします。

今回の実証事業については、かねてより保護者から要望がありました長期休暇中の昼食提供の実施に向けて、市内弁当事業者へのアンケート調査や放課後児童クラブを利用している保護者への利用意向に関するアンケート調査等の結果を踏まえて、学童運営事務局と実施する放課後児童クラブや実施方法等について協議調整を行ってまいりました。協議調整の結果、7月21日から8月31日までの夏休み期間に、先ほど議員がおっしゃられたとおり、中村南小学校の放課後児童クラブであるつばめ学級において実施することといたしました。

実施方法としましては、保護者が高知県子育て応援アプリおでかけるんだパスを使用して、期日までに弁当を注文していただき、当日弁当事業者がつばめ教室に注目数の弁当を配達します。弁当代金については、夏休み期間終了後に注文数に応じた金額を放課後児童クラブの利用料に上乗せして引き落とすこととしております。

実証事業の開始に向けた進捗状況といたしましては、5月29日につばめ学級の保護者に対し、注文に使用するアプリのインストールと配食サービス専用サイトへの登録について案内を行っており、実証事業期間中に配食サービスを利用する可能性がある場合は、6月30日までに

登録完了をお願いしております。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 現状について大変詳しくご説明いただきました。理解できました。ありがとうございます。夏休みまで残りちょうど約1か月となりましたので、しっかりとした準備態勢を整えていただいて、6月30日までに手続をしないと利用できないということで、すみません、私もしてなかったもので、今日早速登録させていただきまして、ありがとうございます。これも四万十市の子育て支援策の推進に向けての重要な位置づけの取組であることを保護者の方にもご理解いただきながら、ご協力いただけますよう、実証実験の利用促進につながるよう、情報発信のほうまたしていただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、利用見込み数について確認をしたいと思います。

今回の実証実験、お弁当を提供していただける業者さん、これ1社であると認識をしております。実証実験の対象は、先ほどからありますように、中村南小学校のつばめ学級を利用している家庭で、その子供が対象になるわけですが、つばめ学級、定員ベースですけれども、第1学級から第3学級で95名、マックスになります。これがマックスの数値だと思いますけれども、このつばめ学級入所しています全児童全家庭、これが全て利用するわけではないと思いますけれども、担当課としましてといいますか、現段階でどの程度の利用を見込んでいるのか、あるいは今回ご協力いただける企業さんのほうも民間事業者で、今回保護者の負担があるということで、商売で当然やられるということなので、ある程度の納品希望数だとかそういったものも提示されているのではないかなと推測をしておりますけれども、そのあたりについても伺いたいと思います。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 利用見込みにつきましては、昨年度実施した利用意向アンケートによりますと、つばめ学級では当時在籍していました83名の児童の保護者のうち、55名から回答があり、毎日利用したいとの回答が19名でした。次いで、週4日は利用したいが3名、週3日は利用したいが4名となっております。この希望数は、昨年度の在籍児童の保護者に対するアンケートとなりますので、今年度実証事業における利用見込みは、あくまで目安でございますが、1日に15から20食程度の利用が見込めるのではないかと考えております。

また、業者からのお弁当の配布数ですが、上限を30食としておりまして、納品希望数は特に示されておらず、実証事業においては1食でも配達していただけることとなっております。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） すみません、ちょっと聞き間違いがあったらあれなんですけど、上限

30食ということでした。これ30食以上オーバーした場合、その場合はどういった対応になるのでしょうか。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 今のところ、注文を先に優先、先着といいますか、そういった対応をしたいと思います。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 分かりました。これも実証実験ということなので、また始まったものにけちつけるわけにもいきませんので、十分検討を進めていただくのと、保護者の利用見込み、利用する家庭の毎日というところと週4日とかありますので、そのあたりはまた様子を見ていきたいと思います。ありがとうございます。

次に、質問に移らせていただきまして、今回のお弁当の昼食の提供、ちょっと案内等を見ますと、アレルギー対応が不可ということが示されておりました。これはどのような経緯で決定されたのかというところを確認したいんですが、これはアレルギーを持っている子、学童の施設なら結構子供たちがわちゃわちゃしているのもあるんですけれども、特にアレルギーがある子が触れてしまったりだとか、そういったリスクを考慮した安全面での対策なのか、それとも業者のほうで対応が難しいといったお声があったのか、そのあたり率直なご答弁で構いませんで、このアレルギー対応が不可となったその理由についてお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） アレルギー対応については、弁当事業者のほうから対応は難しいとのことから、今年度の実証事業では行わないこととしております。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 分かりました。事業者の方が難しいということでした。土台に乗らないとお弁当の配食サービスも来年度以降つながらないと思いますので、今回の実証実験に関しましては理解をいたしました。ありがとうございます。

それでは、このお弁当の実証実験についての最後の質問ではございます。ちょっと時期尚早な感じもしないわけではあるんですけれども、担当課の意気込み等もあればと思ひましてご質問させていただきたいと思うんですが、来年度以降の対応について、現時点での考えをお伺いしたいと思います。

保護者ニーズも高いということでありました。また、今回の結果等も踏まえる形にはなるうかと思ひますけれども、やはり利用希望人数が多い放課後児童クラブや放課後子ども教室、全体にも今後広がっていくことも想定されると思ひます。その基準となるのかどうか分からないんですけれども、この実証実験、今回つばめ学級で行うということで、保護者へのアンケートというものもやるようになっているかと思ひます。これが重視されるのかどうなのかという

ころもありますし、利用見込み数のお話もさっきいただきました。どのような結果になるかは実際スタートしてみないと分からないですけれども、担当課としまして、来年度以降、どのように、現時点の本当に想定で構いません、その点についてお伺いをしたいと思います。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。現時点で始まってないので、結果を見てからまた改めて判断をするということにはなるとは思うんですけども、この実証実験をすることによって、多くの課題が当然出てくるというふうに考えておりますので、弁当事業者の選定、衛生保管、学童事務局の事務負担等についても考えたいと思っております。

それから、実証実験終了した後にですけども、もちろんつばめ学級の保護者へのアンケートというのは実施するんですけども、併せまして学童運営の事務局、それから弁当事業者、そういったところにもヒアリングを実施して、出てきた課題等をきっちりと整理をした上で、来年度以降、どうやって進めていくかということを決めていきたいと思っております。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。本当に実証実験スタートしたばっかです。せっかくここまで進めてきたですので、できれば最終的なゴールというものは全体的に広めていただけるのがいいのかと思いますし、この前の3月議会でも取り上げましたけれども、より安心して子育てがしやすい四万十市になるためにも、前向きに進めていただければありがたいと思います。

今回の実証実験も、先ほどいろいろ財源等の問題という話がありました。今回、高知県のアプリを活用することで、財源というところ、負担たしかゼロだった記憶があります。来年度以降になると、多少かかるかもしれないんですけども、今回は保護者も購入という前提でありますので、無償化とかというわけじゃありませんので、多額の財源がかからない取組であると思いますので、先ほど市長からもいただきましたけれども、実証実験の結果を見極めながら、来年度以降につなげていただくことを期待いたしまして、次のご質問に移りたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次は本市のふるさと納税についてご質問してまいりたいと思っております。

これも新しい取組ではないんですけども、委託先が今回変更になったというところで、そのあたりについて確認等していきたいと思っております。

ふるさと納税制度始まって結構長い間たちました。本市においても、ふるさと納税の額、ふるさと応援寄附金の制度開始から令和5年度の実績の約6億100万円までは年々右肩上がりです。推移しておりましたけれども、令和7年10月からふるさと納税の制度そのもののルールが大きく変更になりました。具体的には、仲介サイトのポイント付与禁止だとか、後ほど質問にもつながっていくんですが、返礼品の地場産品基準の厳格化というところもありまして、ふるさと

納税の利用者等にも影響が及ぶ改正になったということもありまして、結果的に本市の令和6年度の実績というところが約4億3,800万円と前年度を下回る結果となってまいりました。このふるさと納税という制度そのもののよしあしは今回横に置きまして、現状を考えると、地方自治体にとって、主に都市部にお住まいの方から税収を地方に確保できるという点においては貴重な財源の一つであると思いますので、執行部としましても、多分この状況を打破したいという気持ちがあったらと思うと思います。それで、公募型プロポーザルが行われた結果、今年度4月1日からになります、一般社団法人の四万十市観光協会から香川県の三豊市に本社があります株式会社本気モードへ委託先が変更になりまして、より専門的なノウハウを持った民間企業に委託したものと考えておるところであります。令和8年4月1日からの運用開始から約2か月半経過いたしまして、その間にも本気モードさんによる受注管理のシステムとか出荷管理の説明会とか、そういったのも実施されているのも知っておりますし、また新たに配送業務を担うようになったのが佐川急便さんになりますけれども、事業者への個別訪問等も行いまして、そのふるさと納税の返礼品を出荷している地元事業者の方との打合せというか面談が、顔合わせかもしれないですけど、あったとお聞きしております。当初、新しいシステムを利用することに不安がある地元の事業者の方もいたという声も聞いておりますが、最初に、この受注間システム、レジフォーム、そして新たに取り入れられた出荷管理システムでありますけれども、佐川急便さんの佐川スマートクラブの運用が開始されまして、今までとは大きく異なる運用方法へと変更となっております。

そこで、質問とさせていただきますが、変更から約2か月半が経過した中で、地元の事業者からの反応、例えばまだにうまく使いこなせない等のそのような声があるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 答弁いたします。

ご質問いただきましたとおり、今回の委託先変更により、受注や請求に係る事務につきまして、従来はメールやファクス、紙媒体にも対応していたものが、原則寄附管理システム上で行うこととなったほか、配送業者の変更に伴う新たなシステムの導入を事業者の皆様にはお願いをしたところでございます。このお願いにつきまして、このことについては不安や戸惑いの声もある一方、これを機にシステムを導入しようというふうに変えられている事業者の方もおられるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 事業者の声というところをご答弁いただきました。現状につきまして理解をさせていただきます。ありがとうございます。

先ほど今課長のご答弁からもありました、特に出荷や配送業務に関しては、大きく変わります。

した。先ほどメールやファクスという声ありました。これもその方の声なのかもしれないんですけども、以前の委託事業者であった観光協会さんのときには、ふるさと納税が注文が入った際にはファクスで受け取って、荷造りができた段階で運送会社も以前はクロネコヤマトさんでしたけれども、そこに集荷の連絡をして、観光協会にも連絡して、送り状の番号を伝えるので完結しました。なので、ファクス使ってメールもあったんでデジタルじゃないとも言えないこともないんですけども、そのあたりで不安を覚えたという、先ほど課長もご答弁いただきましたので、多分その方あたりからのお声があったのじゃないかなと思います。やはり、これを機にデジタル化にかじを切るぞという事業者の方もいらっしゃるということもありましたので、戸惑いの声がある中でも、今後慣れていく必要があるというところの前向きなお声もいただいたと思います。私も本当にそのあたりは様子見たいなと思っているところでありました。

委託事業者のほうで、配送業務とか一部業務をたしか移行期間を設けてやられていたと思いますので、そのあたりのケアも地元の事業者に対しては一定あったのかと思いますので、そのあたりは不安もありながら、前向きな取組をされているんじゃないかなと思います。また、必要があれば、そのあたりを再度ケアのほうをしていただきますように、委託業者のほうにもお伝えできればと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

委託事業者が切り替わった後に、現状での納品対応についてお聞きをいたします。

先ほどからも私言っているんですけど、大きく変わったのが配送業務であると思います。特に、佐川さんのスマートクラブから入って、そこで自分で伝票を作って、システム内からオンライン上で集荷の予約ができると、そういった形になっておるかと思います。また、いろいろいきなり変わったということで、出荷とか納品の面におきまして、問題だとかトラブル等とか、そんなことがあったかどうかというところを地元の事業者の方から来ていないのか、その点についてもお聞きをいたします。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） それでは、納品等の対応についてでございますが、委託先変更直後につきましては、主にクール便を取り扱う事業者にて配送業者の変更により返礼品を安定した品質で届けることができないおそれがあるのではないかとといった相談や事業者と配送業者の間で認識の相違があった事例などがあったということ把握しているところでございます。

これらのケースにつきましては、市と委託先で都度協議をさせていただきまして、一部の返礼品につきましては、別の配送業者から発送するなど、個別の対応を取っているところでございます。

今後は、返礼品ごとの配送方法の最適化を図るほか、委託業者及び配送業者に対しても、可能な限り柔軟な対応を求めていきたいと考えているところでございます。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 分かりました。現状の問題点というところと若干ですが改善点というところのご答弁もいただいたかと思います。クール便に対応できないおそれがあるという、品質面のあたりの声があったということです。ふるさと納税、うちの上位でいきますと、定期便が1位で、あとはフルーツ、ウナギとか一部海産物とかあると思います。本当に品質面多分左右されるものがあると思いますので、そこをクール便が必要ないものも正直あると思うんですけど、やっぱりクール便じゃないといけないものというのも結構な数あると思いますので、そのあたりはぜひ改善をしていただきたいと思います。届いときにもし中身が何かあったときに、それもふるさと納税の返礼品を受け取った方の体調面だとか、そういったところに配慮する必要もあるかと思うので、クール便については今後事業者と、本気モードさんのほうと話していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りますが、これも念のための確認になります。地元の事業者さんなんかも割と柔軟に対応されているのかなという認識にはあるんですけども、一応念のための確認です。出荷の配送業務とかそういったものでいまだになかなか対応が難しいよという事業者がいるのかどうかというところで、業務に関してお手伝いがまだ必要な事業者がいるのかどうか、受注管理は基本的に本気モードさんとレジフォームを使ったものと、配送と受注伝票の作成なんかは佐川さんの佐川スマートクラブさんを使うわけなんで、2種類のところでやらないといけないんですけども、そういったところを本気モードさんや佐川急便さんの手を借りないと出荷業務ができない事業者は、現状ではいないという理解でよろしかったのか、そのあたりを念のため確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） サポートが必要な事業者の方というところでございますけれども、例えばパソコンを保有していない事業者であったり、メールやシステムの利用が困難であるなど、変更後の運用方法に対応することが難しい事業者の方々も一定数おられるところでございます。先ほど原則的に寄附管理システムを使っていくというお話をしたところですが、そのような対応が難しい方々に対しましては、従来どおり発注書の手渡しやファクスなどで対応しているほか、その後、システムを新たに導入することになった場合には、配送のシステムもあるんですけども、システム個別に操作方法をレクチャーするなどのサポート体制を取るように考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） そしたら、パソコンがないので、ちょっと今の現状の通常業務といえますか、システムが使えてない事業者さんがいるということですけど、今後入れていくんだらうというご答弁でしたので、ちょっと安心をしたところではあります。なかなかまだ運用変更し

てから3か月もたってませんので、一応念のための確認ということで今質問させてもらってますので、今後そういったお話、前に進むようなことがありましたら、ぜひとも丁寧に事業者の方には教えていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

じゃあここまでは現状のところについてお聞きをしてみました。次の質問に移らせていただきます。

このふるさと納税の寄附金、今回委託業者が替わったというところで、今までと違うような感覚ではいるんですけども、委託先が令和10年までとなっているかと思いますが、今年度も併せまして、令和8年から9年、10年の各年度について、ふるさと応援寄附金の本市の目標額といえますか、そういったところを教えてくださいと思います。令和8年度は何億円、令和9年度は何億円になるという形でご答弁いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 目標納税額というところでございますが、昨年度、プロポーザル審査を実施した際の資料等では、専門業者に業務を委託した他の自治体の伸び率を参考に、令和8年度は6.5億円、令和9年度は11億円、令和10年度は16億円とかなり高めの目標設定をしていたところでございます。ただ、その後、これまでの寄附額の動向から、令和8年度当初予算措置の時点では、令和8年度の寄附見込額を5億円まで引き下げたところでございます。

委託先変更による寄附増額のための戦略強化にシフトする一方、そのことにより返礼品が寄附に対する感謝の印であることという本来の魅力を損なうことや四万十市を共に盛り上げていくために、返礼品を提供していただいている事業者の方々の思いに反する取組とならないよう、金額のみで成果を出そうとはせず、ふるさと納税という制度が持つプロモーションの要素も重要視しながら、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 分かりました。すごい伸び率やなというので、率直に驚いているところではあるんですけど、これは他市の伸び率ということでした。

課長の今ご答弁の中から、プロモーションというところもあって、四万十市の魅力とかも伝えるということで、以前の委託先だと観光協会さんのときには、クロネコヤマトさんに頼むんですけど、箱にふるさと納税のシール貼ったりですとか、中に市長のお礼状のやつとか、そういった案内文入れてたと思います。今回廃止になりました。その中身については本気モードさんが直接ふるさと納税を頼んでいただいた方のところに送るっていうような案内文だったと思うんですけども、その魅力とか損なわないようにというところ、次の取組というところもあるんですけど、そのあたりはうまくやられているっていう認識でよろしかったですか、今ま

で以上に。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 今ご質問いただきましたとおり、これまで行っていた取組のうち、一部新事業者になってやり方を改めたことによりまして、現在のところ、以前はやっていただけれども、今やっていない取組というのはございます。ただ、効果等も考えまして、今後も引き続きその方向であるかどうかということにつきましては、これから協議も進めたいというふうに考えておりまして、特に手紙とは別にステッカーであったりとか、そういったものは今後どのような形で実施するか、検討することとしているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 分かりました。すみません、突然にご答弁いただきましてありがとうございます。始まったばかりというところもありますので、よりよく進めていただけるのが一番ですので、よろしくお願いします。

先ほどの質問とちょっとかぶるかもしれないんですけども、本気モードさん、先ほどの伸び率見てますと、率直にびっくりするんですけども、それほど他市の自治体の方は伸ばした実績があるということで、相当なノウハウがあるんじゃないかなというところを期待しているところでもあります。その取組について教えていただきたいところもありますが、企業秘密とかそういったこと、公表できないこともあるのではないかなと思いますので、そのあたり差し支えない範囲でご答弁を、伸ばすための取組というところをお答えいただきたいのと、以前の委託業者でありました観光協会さんの取組と大きく異なる点とか、そのようなものがあったら併せてご答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 先ほどの伸び率でございますが、先ほどの伸び率は、他の自治体が外部委託した際の伸び率でありまして、本気モードさんとの伸び率ではないところにつきましてはご承知おきをいただきたいと思います。

その上で、我々のほう、委託から2か月たちました。もう3か月たちました現時点におきましては、運用変更に伴う各種事務作業や総務省による制度改正への対応等に時間を要しておりまして、納税額増加のための具体的な取組については、まだ十分に着手できていない状況ではございます。総務省の掲げる各種基準に対し、非該当となった場合には、ふるさと納税の受付が3年間停止となることから、当該事務作業等につきましては、市と委託先にて都度協議を行いながら、慎重に進めているところでございます。そのため、ふるさと納税の受付を適正に行い続ける体制が整った後でございますけれども、これまでは取組が手薄となっておりました各ポータルサイトごとの寄附者の傾向等の分析、またこの分析結果に伴うサイトごとの掲載情報の最適化、それから返礼品検索でヒットしやすくなるためのSEO対策など、委託先のノウハ

ウやナレッジを生かした取組について定期協議を行いながら進めていく予定でございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 分かりました。先ほど改正というご答弁もありました。これ多分後の質問にもつながってくるかと思えます。分かりました。これから協議されるというお話ですので、事務作業といえますか、そういったところが整った次第で、伸び率伸ばしていけるように引き続き本気モードさんとも調整をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

現状につきましてもおおむね理解はできましたし、地元の事業者さんの前向きな声もあるということが理解できましたので、今後引き続き取組のほうよろしくお願いいたします。

それでは、ふるさと納税の2つ目の質問に移ります。

制度改正による影響ということです。先ほどの多分ご答弁にもつながってくるのかと思います。

ふるさと納税の制度改正、先ほどちょっと質問の冒頭でも申し上げましたけれども、先ほども言いましたが、令和7年10月の改正で、地場産品基準第3号がより厳格化となりました。そもそも地場産品基準第3号というものが、その当該地方団体の区域内で返礼品等の製造・加工、その他の工程のうち、主要な部分を行うことで、過半以上の付加価値が生じるもので、区域内の工程より生じた付加価値が、全体の過半数、半分以上を占めることとされておりまして、これが昨年度改正ポイントでありましたが、令和8年10月1日以降、これがより厳格化をされたということで、新たな要件が求められたものとなっております。その1つ目が、事業者による証明書の提出というところで、総務省が定める標準的な算定方法に基づいて、返礼品等の製造等を行う事業者が、当該返礼品の価値の過半が区域内の工程によって生じていることを証明書を市のほうに提出するという、2つ目が、ウェブサイト上での公表ということで、自治体が返礼品として提供を開始するまでに、証明書の内容を自治体のウェブサイト等に公表する必要があり、証明内容が公表されてない当該返礼品は、ふるさと納税の返礼品としては提供できないということになりました。この2つの要件を満たしていなければ、ふるさと納税の返礼品として取り扱えないということになります。多分そういったあたりのところ、事務作業、多分今尽力されていることだと思います。

そこで、質問に移りますけれども、本市において、ふるさと納税の返礼品の地場産品基準第3号に該当する市内の事業者数を教えていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 来月、令和8年7月の総務省への返礼品一括申請時に、返礼品を第3号該当として申請する見込みの事業者数につきましては、現時点では47事業者の見込みとなっているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 47事業者数ということですね。思ったより多いのかなというところでありました。分かりました。詳細なご答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。

区域外で生じた費用の算出根拠というところですよ。これは、民間事業者から総務省が定めるフォーマット、算定方法に応じて四万十市に証明書を提出するということは先ほど申しました。この区域外で生じた費用といいますのが、四万十市外から仕入れた原材料価格や区域外で製造工程によって生じた価値など、四万十市外において生じた費用を価格で算出したものになりますが、これ若干ややこしいところがありまして、四万十市外、例えばお隣の宿毛市さんとかで購入したものは、原材料は区域外で費用と思うんですけども、その原材料が四万十市内で生産されているものであったら、四万十市内で生じた費用とみなされるようになっておりますので、各仕入先の生産地の詳細について多分今事業者さんが確認作業翻弄しているのではないかと思います。この証明書について、四万十市が独自にももちろん提出を求めているものではなくて、総務省から出されたというところで、四万十市のみならず、多分全国の自治体で急ぎ多分提出が求められている中で早急な対応も今されているのではないかなと思いますが、この費用の算出作業に時間がかかることができなくて、そもそもこの証明書の提出が難しい事業者がないのかということをご心配しております。市内では47事業者ということでありました。算出されたしかもこの区域外の費用というところが、事業者からの提出というところになります。算出された根拠等、こういったものを行政のほうで確認作業とか行うことがないのか、その点について伺いたいと思います。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） それでは、算出について及び行政の確認についてお答えをさせていただきます。

第3号に該当する返礼品につきましては、当該地方団体の区域内において、返礼品等の製造・加工、その他の工程のうち、主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものであることであるため、加工における全工程のうち、一定以上が市内で行われていることが前提となります。その上で、原材料を市外産と市内産に区別し、市内での原材料調達費用に市内での工程によって生じた付加価値が返礼品の価値のうち何%となるかを価格ベースで算出することとされているところでございます。

この証明書の作成及び市への提出、本市では6月23日、あしたを締切りと考えているところでございますが、各事業者に対応いただくこととなりますが、その記載内容につきましては、市及び委託先にてまず書面で確認を行いまして、疑義が生じた際には、再度事業者に取り取りや実地調査を行った上で受理し、総務省への申請内容に反映することとしているところでござ

います。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 確認をしていただけるということなので、そこは一安心しました。そんな悪い人は多分市内事業者いないと思うんですけど、例えば区域内での割合が50%を現状のまま超えないという見込みになったときに、区域外の費用をわざと低めに算出して50%以上を狙っていくとか、そういったことって虚偽の報告になってくると思うので、そういったものはちゃんと行政と委託事業者のほうと確認するということでございましたので、そのあたりについては安心しました。あとは事業者の方、多分大変でしょうが、47事業者全員が出されて、10月1日以降もふるさと納税の返礼品、やっていただければと思います。

一応、行政のほうでも確認していただけるということでした。多分恐らく全員提出できるのかどうか、分からないところもあるんですけども、最後お聞きさせていただきます。

本当に一個一個多分課題解決しながらやっていって、本当に委託先も多分執行部側も多分ご苦労されているんじゃないかなと思います。先ほど目標額等もお聞きする中で、令和8年10月以降、納税額の伸び方に影響が出てくるものと想定しているのか、それともさほど影響がないものと想定しているのか、現時点でのお考えで構いませんので、そのあたりについてもお伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 今回の証明提出等が納税額の伸び方にどの程度影響が出てくるかと我々が見ているかでございますけれども、本市におきましては、昨年度の総務省への申請の時点で、各事業者に対し付加価値の聞き取りを行った上で申請しておりますため、今回の証明書の提出内容等に伴い、返礼品数及び寄附額が大幅に減少するとは考えていないところでございます。

また、仮に証明書の提出を辞退、または証明書の内容が適正と認められない等の事情により、第3号の登録返礼品数が万が一減少した場合であっても、本市は第1号に該当する農林水産物や第2号に該当する市内産品を主原料とした加工品も多くありますので、それらを返礼品として提供することにより、先ほどの質問でお答えした目標額を目指してカバーできるものと考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 川村真生議員。

■4番（川村真生） 分かりました。それほど影響がないというようなご答弁であったかと思えます。確かにパーセンテージ、加工品だとか、そういったのに該当するのってどちらかというと金額少ないのかなと思うところも確かにありますので、寄附額にはそんなに影響がないというご答弁でしたけれども、47の事業者さんが当然おりますので、このふるさと納税活用する

ことで、一定自分らの売上げとかそういったものにも反映されている部分あるかと思うので、期限、先ほど提出6月23日であったかと思いますが、取りあえずそこまで事業者のほうに出していただいて、その後精査をしていただいて、このふるさと納税が本気モードさんに替わって本当に本気になって取り組んでもらうように頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今回、確認の意味で一般質問させていただきました。ちょっと早いですけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。今議会も執行部の皆様、ありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で川村真生議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで約15分間休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時10分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 日本共産党の川渕誠司です。

一般質問を行います。今回の質問は、全て市長の政治姿勢についてです。

初めに、平和な社会の実現に向けてどういう姿勢で臨まれるのかをお伺いいたします。

本市は、2009年9月に平和首長会議に加盟しています。この会議は、加盟都市相互の緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の諸問題の解消、さらには難民問題・人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的とした機構です。

山下市長が就任をされてから今日までの間に開かれた平和首長会議は、昨年2025年8月7日から10日まで長崎で開催をされました被爆80年記念総会でしたが、市長はこれには参加をされましたか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

参加しておりません。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 次の平和首長会議が、来年の1月14、15日、広島で開かれます国内加盟都市会議総会なんですけど、こちらへの参加の予定はございますか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） まだ参加する予定とはなっておりません。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 前市長の3期目の任期終盤に、平和首長会議への参加の有無を質問した

ところ、一度もないということでありました。非常に残念に思ったことでした。この会議は、先ほど言いましたように、加盟都市相互の緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指すものです。ぜひ山下市長には、ご多忙とは思いますが、これ毎年開催をされていきますので、一度は参加をしていただいて、そこで得られたものを市民に還元してほしいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 日程調整がつきましたら、参加ができれば、参加をしたいと思います。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 参加をしたいという前向きなご答弁でした。ぜひよろしく願いをいたします。

平和首長会議のホームページを開きますと、加盟都市の様々な取組が紹介をされております。本市は、加盟都市の一つとして、何か取り組まれている事業がありますか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。この平和首長会議ですけれども、今議員のほうからもありましたけれども、四万十市は平成21年に会議に参加をしております、その後、具体的な取組といたしまして、子供たちによる平和なまち絵画コンテストの募集を毎年継続して行っているというふうに確認をしております。過去には、青少年平和と交流支援事業等の周知なども行っていたようではありますが、こちらが令和3年はコロナで中止となって、代替事業で子供たちの平和のメッセージの募集、令和4年が、広島子供平和への集いへの参加団体の募集等々、ホームページや広報というのを行っているというふうに確認をしました。令和5年以降は、そういった案内が来てないということで、そういったことは行っていないという状況でございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 平和絵画コンテストだとか、平和へのメッセージだとかやられていたということですので、ぜひ前向きにこれからも様々なことを検討していただきたいと思います。

原爆資料をこの平和首長会議持ってまして、その貸出しを受けて、各市町村、いろいろ展示などもしていますので、そういったことも考えていただけたらというふうに思っております。

続いて、平和首長会議の翌年2010年9月に、本市は非核平和都市宣言を行っています。市役所敷地内に碑が建てられています。

モニター表示をお願いいたします。

資料1をお願いいたします。

こういう碑が建ってますね。

すみません、続けて資料2をお願いします。

これでもちょっと小さいですね。読めないかもしれません。こういう文章です。私たちの願いは、全世界が平和であること、全ての人が幸せであること、私たちはこの地球上からなくしたい、憎しみを生む暴力を、命を奪う戦争を、全てを破壊する核兵器を、二度と繰り返さない広島・長崎の悲惨な歴史、私たちは誓う、核のない平和な未来、四万十市民はこの思いを世界に訴え、非核平和都市を宣言するという文章になっています。

市長は、この内容につきましてどのように評価をされていますか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 四万十市非核平和都市宣言、核のない平和な未来を市民と共に誓うという四万十市の平和への意思を内外に示す大変重要な宣言であるというふうに評価しております。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 大変重要なものだという評価をされているということです。

モニター表示をお願いいたします。

資料3です。

毎年非核平和宣言都市の懸垂幕がこのように駐車場のほうに出されますが、非核平和都市宣言に関連をして、今年度、この懸垂幕も含めまして、どのような取組を計画されていますか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） こちらの懸垂幕につきましては、毎年8月に掲げるようにさせていただいております、こちら本年度もさせていただくと思っております。

あわせまして、この当日ですけれども、黙祷を今ささげるといこともしておりますので、そちらも併せて行いたいと思っております。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） ぜひ先ほどの平和首長会議も含めまして、平和の取組様々お願いをしたいなというふうに思っています。

平和首長会議、非核平和都市宣言ともに核兵器廃絶というのが目標の大きな柱になっています。唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器禁止条約に署名・批准するように、市長にはぜひ日本政府に働きかけてほしい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 核兵器の廃絶につきましては、本市が非核平和都市宣言を行い、また平和首長会議でも加盟しているという趣旨からしても目指すべき重要な目標であるというふうに認識をしております。

一方で、この核兵器禁止条約につきましては、核兵器のない世界の実現に向けた重要な条約

であるものの、現時点でアメリカ・ロシア・中国をはじめとする核兵器の保有国が参加していない状態ということになっております。そういった中で、今日本政府は、核兵器保有国が参加していない現状で、実行力というのがこの核軍縮につながりにくいという考えの下で、NPT体制の枠組みにおいて、核保有国と非保有国の橋渡し役というのを担いながら、現実的かつ段階的な核軍縮を進める立場というのを示しているというふうに認識をしております、私もその考え方というのを理解をしているところでございます。そのため、核兵器のない世界の実現に向けた日本政府の積極的な取組や国際社会におけるリーダーシップというものには大いに期待をしておりますけれども、現時点において本市から核兵器禁止条約の批准というものを求めるということは考えておりません。

以上です。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 市長言われましたように、政府は核兵器禁止条約の加盟国と核保有国との間の橋渡しをしたいということなんですが、実はそんなに目立った動きがありません。加盟を市長のほうから求めるというのは、ハードルが高いというのであれば、少なくとも核兵器禁止条約の会議にオブザーバーとして参加するということを国に求めてほしいと思います。橋渡しというならば、両方言っていないと橋渡しにならないと思うんですね。オブザーバー参加を求めるお気持ちはありませんか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 繰り返しになりますけれども、日本政府は、対応につきましてそれぞれ考えを持って今行っているというふうに考えておりますので、こちらのほうから特に求めるということは考えておりません。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） すぐ加盟ということではないので、オブザーバーとして参加をして、唯一の戦争被爆国ですから、その役割を果たしてほしいなというふうに思うんですけども、ちょっと残念です。

それでは、次の武器輸出に対する政治姿勢に移ります。

1976年、当時の三木武夫首相が、憲法にのっとり、武器の輸出を慎むとした政府統一見解を示して、同じ年に、これは大変有名になりましたが、後に首相になった当時の宮沢喜一外相が、我が国は、兵器を輸出して金を稼ぐほど落ちぶれていない。もう少し高い理想を持った国として、今後も続けていくべきと国会で答弁をしています。その5年後の1981年に衆参両院で武器輸出禁止を全会一致で決めております。それから45年、今年の4月21日、政府は国会審議ではなく、閣議決定で、事実上、武器輸出規制の全面解禁へとかじを大きく切りました。殺傷能力のある武器が、輸出をされていくことになります。日本で作られた武器が、世界のどこかの子供たちの命を奪うということが現実に関わり得るという状況です。この武器輸出解禁

というのは、市長の政治姿勢と相入れますか、お答えください。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 内閣の閣議決定につきまして、私が意見する立場ではないと思いますので、特に答弁は控えさせていただきます。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） お気持ちだけでもお聞きしたかったんですけどね。内閣云々というよりも、武器輸出ということそのものに対して。これ殺傷能力のある武器が輸出できるということになったわけですよ。心は痛みませんか。もう一言お願いできますか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 今回の閣議決定にかかわらず、平和の貴さと次世代へ伝えていくことというのは重要だと思っておりますので、国際的な今の動向というのにも注視していく中で、引き続き平和首長会議の一員としてでも核兵器の根絶と恒久平和の実現に向けた取組というのは私もしていきたいと思っております。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 私、本当武器輸出については、日本国民の一人として、そんなことはやめてほしいと、こんなことは望んでないぞと政府に伝えたいという思いでいっぱいです。残念ですけども、次へ移りたいと思います。

平和な社会の実現の最後に、安並の爆弾池の保存について質問をします。

これは、3月議会で質問した際に、私の調査では、安並の爆弾池はもう埋められて、田んぼになっていたんですけども、生涯学習課より現存しているものがあるよという答弁がございました。議会後、私もすぐに見に行きまして、湿地帯で現場までは近づけないんですけども、少し遠く離れたところからそれらしきものの存在を感じ取ったというところです。

モニター表示をお願いします。

これグーグルマップの航空写真ですが、ちょうど写真の中央の真ん中の黒っぽい小さな円が、爆弾池だと思われます。ああいうのが残っているんですね。ただ、湿地帯なのでなかなか近づけないんですよ。遠くから見る、航空写真のように、上から見れば見えるということになっています。

続いて、モニターをお願いします。

資料5をお願いいたします。

これは、以前にもお見せした大分県宇佐市にある戦争遺構として保存されている爆弾池です。いろいろ調べましても、このほかに資料が出てこないんですよ。爆弾池というのは、ほとんど残っていないんじゃないかなと思われます。

資料をもう一つお願いできますか。

これも同じものなんですね、同じところなんですけど、こういうふうに保存をされている

と。3月議会の答弁でも、生涯学習課から、安並の爆弾池は、現存する爆弾痕として貴重な史跡であるという認識であり、現在取り組んでいる市史編さんの必要などに応じて調査を検討したいということでした。調査の結果、重要性がしっかり確認をされれば、さらに一步進んで、保存ということについても検討していただけないかと思います。そこが民地であるということや、湿地帯にあるということで、いろいろな困難は伴うと思いますけれども、本当の全国でも数少ない戦争遺構として保存する価値は高いというふうに考えます。市長、いかがでしょうか。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 爆弾池の保存について答弁させていただきます。

先ほど議員おっしゃられたように、3月議会で答弁した内容ということになりますけれども、調査をしてみて、またどうしても民地ということですので、その所有者のほうの意向の確認も必要になろうかと思えます。そのあたり含めましてこちらで検討をまずしていきたいというふうに考えております。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） ぜひ前向きにお願いしたいと思います。本当にこれ貴重な資料になろうかと思えます。

それでは、次に移りたいと思います。

防災・減災対策に移ります。

市長は、6月5日にしまんとぴあで行われました市政報告会において、防災・減災対策として、津波対策は当然のことだが、それだけでは全く不十分で、旧町内の液状化や中山間地域の孤立への対応が必要であると述べられておりました。私も全く同感です。ところが、今進められている事前復興まちづくり計画は、3年計画の今2年目ですけれども、開会日の総務委員長報告にもありましたように、津波浸水想定区域の策定になっています。現在の計画のめどが立ち次第、今後の策定については検討していくとのことでありました。私は、旧町内の液状化や中山間地域の孤立も含めた市全体を同時に捉えて進めていかなければ、十分な事前復興まちづくり計画とはならないのではないかというふうにちょっと心配をしています。市長、この点、どのようにお考えですか。

■議長（山崎 司） 安岡防災まちづくり課長。

■防災まちづくり課長（安岡栄治） 議員おっしゃいますとおり、大規模災害、特には南海トラフ地震に関しましては、津波災害のほか、中心市街地の液状化、それから中山間地の孤立等々のリスクを保有しているというふうに考えております。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） それであるならば、同時進行で進めていかないと、例えば1つが終わってから次ということにはなかなかかなりにくいんじゃないかなと。例えば、中心部ですよ、あの

旧町内が、地盤沈下で沈んで、家がたくさん倒壊している、火災が起こっている。そういうことを想定したときに、じゃあ津波浸水区域にはどうやって助けに行くのかと、向こうからどこへ避難するのかと、いろんなことを考えないといけませんよね。だから、同時に進行していかないと、市全体のことを、津波浸水区域すら救えないような状況ができてくるのではないかなと思うので、今のように、まず津波浸水区域だと。それができたら次へ行くよというんじゃないで、同時並行のような形で今から進めることは難しいですか。

■議長（山崎 司） 安岡防災まちづくり課長。

■防災まちづくり課長（安岡栄治） まず、事前復興まちづくり計画につきましては、被災後の復興に向けたあるべき姿といいますか、目指す姿を計画するものでございます。現在市で取り組んでおります事前復興まちづくり計画につきましては、東日本大震災をはじめといたします自然災害を教訓としまして、令和4年に県のほうで策定されました事前復興まちづくり計画策定指針に基づいて、主に甚大な津波被害が想定される地域を対象に策定しております。先ほどからご指摘いただいておりますとおり、最大クラスの南海トラフ地震が発生した際には、最大震度7の非常に強い揺れとともに、沿岸地域の津波に加えまして、市街地の液状化、それから中山間地域の土砂災害に起因する孤立など、本市は多様な災害リスクを有しております。このことから、現在の計画の中で復興パターンなどの具体的な計画は、沿岸地域の下田・八束地域を対象としながらも、しっかりと市域全体の現況と災害リスクの把握、また課題の抽出や整理を行っているところでございます。

こうした中で、高知県は、能登半島地震を教訓といたしまして、本年3月に市街地を含む中山間地域事前復興まちづくり計画指針を策定いたしました。この指針は、議員ご質問の津波の影響のない中山間地域や市街地を対象としまして、事前復興への取組の拡大を目指すものでございまして、県内では幾つかの市町村が本年度から計画策定に着手すると聞いております。

こうした全国的にも先進事例となる一方で、液状化や土砂災害に関しましては、津波シミュレーションのように、具体的な被害想定がなく、危険性があるといったハザードとなっております。このため、対象とする地域などの条件設定が非常に難しいという大きな課題がございます。このことにつきましては、県も認識をしておりまして、市町村職員を含めた意見交換の中で、本年度着手する市町村の考え方を参考にするとといったようなことも聞いておりますので、本市としましては、まず現在着手しております沿岸地域の計画策定を優先しつつ、市街地や中山間地域については、他市町村の動向などを注視し、情報収集をしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 条件設定がなかなか難しいということで、やっぱり分けられているようですがけれども、ただ津波想定区域のことにつきましても、旧町内の液状化や中山間地域の孤立も含めた上で検討はされているということですので、ぜひそれは抜かさないように、そのこと

を含めてどうするのかということをご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、来年完成しますこの事前復興まちづくり計画というのは、応急仮設住宅の建設候補地というのが示されますか。そこまで踏み込んだ計画になりますか。

■議長（山崎 司） 安岡まちづくり防災課長。

■防災まちづくり課長（安岡栄治） お答えいたします。

応急仮設住宅につきましては、発災後の時間軸としまして、約半年までの応急期・復旧期で建設されます。先ほど申しましたように、今回の事前復興まちづくり計画につきましては、復興期の計画でございますので、この中で応急期の機能を示すものではございません。応急期の機能配置につきましては、平成29年に策定しました南海トラフ地震応急期機能配置計画の中で、活動拠点や医療救護所、物資の集積所や災害廃棄物仮置場などの配置計画を定めておりまして、議員ご質問の応急仮設住宅につきましても、その機能の一つとして建設用地の必要面積、それから候補地であります学校の校庭や公園等の抽出をして整理をしておるところでございます。

一方、現在検討を進めております事前復興まちづくり計画との関係性ですが、発災後に速やかな復興を実現するためには、住み続ける復興地と応急仮設住宅地は違う場所、また資機材搬入を考慮すれば、応急仮設住宅地は国道56号など緊急輸送道路近くにあるのが理想であるというふうに考えております。このことは、昨年度行いました事前復興まちづくり計画の住民アンケート調査におきまして、復興地を優先し、応急仮設住宅地の場所は問わないとの回答が半数以上を占めていた結果からも、市民の意向とはずれはそれほどないというふうに判断しているところでございます。

いずれにしましても、事前復興まちづくり計画につきましては、主に復興地のエリアを定めることとなりますが、本年度から実施する地域ワークショップの中では、被災後の復興地と併せまして、応急仮設住宅についても市民意向を確認した上で、現在の応急期の機能配置計画との整合性、また必要によっては見直しについて検討していきたいというふうに考えております。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 別のところできちんと計画を立てておられるということですので、分かりました。

モニター表示をお願いできますか。

ちょっと小さいので見にくいかもしれませんが、これは徳島県の実波町が現在建設を進めている日和佐地区の防災公園です。すぐ町の近くなんですが、災害時は町民はここへ避難すると、非常に低い海に近いところですので、本当に逃げ場がないというところで、新しく造成して造っています。ここが応急仮設住宅の建設予定地にもなっているということです。

今四万十市は幾つか抽出をしているということですので、それであればいいんですけど、もしそういう場所がないと、具同なんかも避難場所が具同小学校と西中学校ですけど、とてもそこだけでは収容し切れない状況ですから、どっかに広いところがあって、そこへ避難をするあるいはそこが仮設住宅になるあるいはその後のきちんとした復興住宅になるとか、そういうことが求められると思うんですけども、こうしたことも考えていかなければ、市民の命は守れないし、復興につなげていけないんじゃないかというふうに思います。ぜひ事前復興まちづくり計画においても、適地があればいいですけども、ないなら造るというぐらいのつもりでお願いをしたいなというふうに思っているところです。よろしくお願いいたします。

次へ移りたいと思います。

次は、スポーツ振興です。

ちょうどサッカーワールドカップで今大変な盛り上がりを見せていますけれども、市民より、4月末ぐらいでしたかね、1万筆を超えるサッカー場建設を求める署名が市長に提出をされたということです。市長はそのときどのように対応されたんでしょうか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 応接室で要望書を受け取りました。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 受け取って、それに対して何かコメントとか、市長のお気持ちは伝えられなかったですか。これからこうしますとかということはどうですか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 要望をその場で受け取りましたので、これから検討していくということをお伝えさせていただきました。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） それでは、まだ実現性とか具体性というのは全然ないということですね。実現性、具体化ということで、私も実はサッカー協会の役員もしておりまして、この8年間の議員生活の中で、いろんな方からサッカー場を造ってくれ、造ってくれという声を聞いておりました。しかし、しまんとびあをはじめ、様々なビッグプロジェクトがある中で、なかなかよし造ろうということには、またここで提案するということが今までできませんでした。ただ、今回は、1万筆という大変大きな数の署名が出されたということで、それだけの市民が望んでいるということです。それで、以前スケートボード場が安並に造られましたね。そのときには、4,217筆の署名が出されたと思います。その2.5倍ぐらいの署名が出されて、サッカー場をぜひ欲しいということなんです。なかなか今の財政状況からサッカー場を単独にばかっと造れと言われても難しいことは十分分かります。

そこで、いろんな形でいろんな工夫をして、何か検討してほしいなという思いです。

モニター表示をお願いします。

先ほどの資料7でお願いします。

これは、先ほどの徳島県美波町の防災公園です。先ほど説明したとおり、これは大規模災害時には避難場所や応急仮設住宅の建設地となって、町民の命や暮らしを守る場所になっています。ふだんは、ここが地域住民の憩いの場やスポーツ交流の場として利用されるということなんです。中央には400mトラックを有する陸上競技場を造るということです。これは、美波町が中学生議会を開いたときに、子供たちから、中学生から要望が出されて、それを取り入れたということですが、陸上競技場のほかに多目的広場、それから散歩道や遊具の整備、防災倉庫やトイレなども設置をした形で、町民の命を守る防災公園、いざというときは。ふだんは公園になっているということで、そういう市民の命を守る防災施設を兼ねたサッカー場ということであれば、市民の理解も得られるんじゃないかなというふうに思うんですけども、こういう手法というのは検討材料の一つになるでしょうか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 貴重な意見ありがとうございます。もちろん検討材料になります。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） ぜひ一つの材料として検討をお願いしたいと思います。財政が本当に厳しい中で、市民の理解なしにはサッカー場造れないと思いますので、様々な工夫をお願いをしたいと思います。

もう一つ、参考にお知らせしたいことがあります。ただ、署名の代表者の要望は、人工芝グラウンドが欲しいということなんです。確かに人工芝グラウンドは、ランニングコストは安いんですよ。維持管理がしやすいので、人工芝グラウンドができたほうが、私もいいかなとは思いますが、ただ非常に初期費用がすごいかかります、初期投資がね。そういった意味で、天然芝の活用もあるかなとは思っています。

そこで、次の資料をお願いします。

これは、宿毛市の防災公園、宿毛市の総合運動公園にあります左の上の写真が防災公園ですね。右の上が運動公園全体ですが、そこの一部に左上のようなグラウンドが、広場がありまして、そこに苗を植えたところです。ちょっと苗見えませんが、ほとんど土みたいですよ。それが2、3か月すれば右下のようなああいう芝のグラウンドになります。J F Aのグリーンプロジェクトというのは、無料で芝の苗を提供しますので、芝自体は無料ですからただで手に入るわけですよ。ただ、あれを全部植えるというのは、人海戦術が必要です。私もこの宿毛には手伝いに行きまして、100人ぐらい集まってたでしょうかね。あらゆる年代のサッカープレーヤーやサッカーファミリーが集まってみんなで植えたですよ。それがああいうグラウンドになります。

次のモニターをお願いできますか。

これは、同じく大方高校です。大方高校が、やはり J F A のグリーンプロジェクトを使いま

して、グラウンドの芝化を今進めています。5月28日に土だったところに苗を植えたんですね。これは私が先日6月19日に行って撮ってきた写真ですけど、1か月もたたないうちにこれぐらいの芝になっています。夏には、7月・8月には、ふさふさした芝生が生えて、グラウンドが芝生化されるということになります。こういったものも活用できないことはない。これは、ぜひ学校でサッカーとの関係なしでいいですが、学校の芝生化ということもどんどん推し進めていただいたら、子供たちのけがも少なくなるし、防災上も例えば土だったらとてもヘリコプター止まれませんが、芝があったら降りれるということらしいです。それから、周辺地域に砂ぼこりが飛んで、洗濯物を汚すというようなこともないですので、各学校の芝生化も含めて検討していただけたら。いろんなところを芝生化していく中で、どっか人工芝、いいところはぼんと一つ造ると、大変勝手な願いですけども、そんな夢も持っていますので、ぜひいろんな知恵を絞っていただいて、また署名提出者の責任者とも相談をしていただいて、何とかサッカー場が造れるような方向でご検討いただけたらというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。お願いにしておきます。

次に、文化振興に移ります。

これについては、3月議会の答弁を受けて、改めて確認をするものです。

四万十川こども演劇祭については、新しい財源の確保を求めました。市長からは、意見についてはしっかり受け止め、議員が望むものと完全に一致するかは分からないが、改めて考えてみたいという答弁をいただきました。その後、何か進展はございますか。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 四万十川こども演劇祭について答弁させていただきます。

その後、特に進展ということはございません。今基金で事業を行っておりますので、まだ基金の残高ございますので、あと2回やるだけの基金がありますので、その間にどうするか検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） まだ、2回ほどの分の基金が残っているということは分かるんです。しかし、残っているからということで、あらっという、もうなくなったということでは困りますので、ぜひ早めの早めの検討をお願いしたいなというふうに思っています。新しい実行委員のメンバーもそろいまして、皆さんそれぞれ意欲的にこの演劇、子供たちに見せたいという思いで頑張っていますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

続いて、一條太鼓について質問いたします。

これも傷んだ太鼓の修理に多額の費用がかかるということで、市に支援を要請しました。担当課長からは、これまでもコミュニティ助成事業という制度で支援した経過があって、事業内容から支援や調整が必要であると判断した場合には、情報提供や支援を行っていくと、そう

いう予定であるという答弁がございました。市長からは、できる支援というのは、当然していききたいという答弁もございました。支援につながる具体的な進展がありましたでしょうか。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 一條太鼓さんへの支援についてですが、3月議会の答弁から、これまで一條太鼓さんからの相談等がございません。そういった状況ですので、特段そういった情報提供とかということもできていないというのが現状でございます。また、団体さんのほうからそういった相談等ありましたら、また支援等内容について進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 四万十川ウルトラマラソンも近づいてまいりました。多分そこにはまた出てほしいというような依頼もあるんじゃないかなということで、多分近々相談に行くんじゃないかと思っておりますので、ぜひ来られましたら親身に相談に乗ってあげてください。よろしくお願いをいたします。

続きまして、大学誘致の検証に移りたいと思います。

前回3月議会のときには、時間切れで再チャレンジについては十分な質問はできませんでした。そのとき、令和3年7月12日の住民説明会で、当時の市長は、開学は令和5年4月で、これ以上の延期は考えられないと。それは、大学の意向であって、そうでなければ私は責任を取るよと、そこまで言われました。ところが、文科省から認可が難しいとの通知を受けて、申請を取り下げた学校法人与市は、再チャレンジの協議、つまり令和6年度以降の開学の検討をそこから始めたんですね。これはおかしくないですかという質問に対して、状況の変化と言うしかなく、理解してほしいという答弁でありましたが、どうもやっぱり納得できないですね。山下市長は、就任された最初の議会で、大学誘致で何が問題だったと思いますかと私が質問しましたところ、地域住民とのコミュニケーション不足を上げられました。先ほどの再チャレンジの話も、住民に話したと全く違うことが進められようとしていたわけですね。それなのに、地域住民には何の連絡や報告もなかったということにして、住民の理解を得るという点でいうと、この事務のプロセスには問題があったと思いますが、市長はどう考えますか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

大学誘致を再チャレンジするかどうかを判断する時点において、まず財源の確保、学生確保の見通し、また文科省へ再申請する場合の期限など、実際に大学誘致事業を継続できるかどうか、その可能性について判断する必要がある、学校法人与協議を行ったというふうに確認をさせていただきました。

しかしながら、私としまして、当時どういった状況があったのかということ判断するだけ

の材料がありませんので、その当時の判断につきまして私が評価をするということは、非常に難しいというのが私の意見です。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 住民の前で言ったことと全く違うことがやられようとしているときに、やはりそれはもう一度住民に返して、地域の理解を得るというのが市の事務の進め方をすれば健全なやり方ではないかと思うんですね。市長は、地元とコミュニケーションをしっかりと取りながら、物事を進めていきますというふうに答弁をされていますので、ぜひ同じ過ち繰り返さないように、丁寧な市政運営をお願いしたいというふうに思っています。その点は市長に期待するんですけど、もう一つ、これも何回も言ってきましたけど、文書不存在の問題があります。これまで指摘をしてきましたね。これ問題となっている8月24日、学校法人側がわざわざ本市を訪れて、市長・副市長・担当職員と面会をし、文科省から補正の通知があったということを伝えた日ですね。どのようなやり取りがあったのか、その議事録がない。これについても質問しました。そしたら、山下市長は、後ほど検証できる資料があれば、もっとはっきりしたことが分かっていたのではなかったかというふうには思うというふうに答弁されました。やはり、文書不存在というのは、あまりにおかしなこと、不誠実ではないかなと思います。そして、今回、新たに作られていないことが分かった文書は、基本協定の解除に向けて動き始めた令和4年11月29日から解除の合意が得られた令和5年3月16日、学校法人は3月23日というふうに言ってますけども、16日までの間の市と学校法人との度重なる協議の記録です。これがないんですね。この間、3か月半ぐらい要しているんです。いろんなやり取りがあったと思うんです。3月16日の学校法人京都市育英館との基本協定の解除についてという伺いの起案要旨には、当時の市長や副市長や財政課長らの決裁印が押されています。

そこで、市長にお聞きしたいんですけども、基本協定の解除というのは、双方にとって極めて重大な問題ですよ、事案ですよ。先ほど言いましたように、合意までに3か月半も要した。その間に度重なる協議があった。どういう経過があったのか、文書で確認できないのに、これ決裁印を押せるんですか、押したんだけど、前の市長は。そんなこと行政手続としてできますか。市長どうなんですか、これ、考え方として。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 私が押したわけではないので、ちょっと答えようがないんですけども、私どう答えていいか難しいんですけども、当時の状況の中でどういったことがあったかというのは、私のほうでは判断ができません。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 山下市長なら押さないんじゃないかなと私思いますけどね。今市と学校法人との間で相互の裁判になってますよね。そこで、学校法人は、反訴状を出してますが、その中に、3月23日に契約解除に応じたのは、市長との間でお互い要した費用や損害は、請求し

ない意向を確認したからだ。それに応じたので、契約解除に応じたというふうに学校法人側は言っているんですね。学校法人側はちゃんとこうやって説明をされているわけですよ。だから、市側にも当然その過程の記録というのは、本来あるんじゃないかなと、疑って申し訳ないですけど。けど、非常に微妙な問題を含んでいるので、これ公にできないのかなと思ったりします。申し訳ないですね、そんな判断したら、申し訳ないんですけど、けど本当に取らなかったとしたら、それはこんな大事な会議の経過を取らないとしたら、最後決裁できないじゃないですか。どういう過程でというのをしっかり理解しないと。そう思うので、なかったとしましょう。そしたら、やっぱり市長、これ文書がないというのはおかしいでしょう。そうは思いませんか。絶対作るべきだと思いませんか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

これまでの事務執行におきまして、その場の状況に応じ、協議記録を作成してない場面があったと。情報公開請求に対しても、行政情報不存在として対応しているようなこともあるというような場合、請求を行った市民の方々も求める情報を取得することができないということになりますので、市の事務執行に対する理解を得ることができないと、不信を招くということも考えられます。そういった中で、行政情報の適切な記録及び保管が必要だというふうに考えます。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） そのとおりだと思うんですよ。だから、この執行はまずかったと思うんです。

それで、次に移るんですが、市長は昨年の12月議会で、市の意思決定に係る過程や事務作業の実績を合理的に後づけ、そして事後に検証できるようにする文書を作成しなければならないという公文書等の管理に関する法律というのはまさにそのとおりじゃないかと考えていると、そのときもそうやっておっしゃいました。だから、度重なる協議についても、本来は文書を残すべきだったろうと市長も考えておられると思います。

そこで、そのときに市長は、私は文書管理に関する新たな条例をつくりませんかというふうに提案をしましたところ、市長は現在の市の文書管理規程の改正で対応したいと、そのように言われました。この進捗をお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

■議長（山崎 司） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） 私のほうからお答えをさせていただきます。

昨年の12月議会におきまして、市長のほうでご答弁申し上げましたが、本市における審議、検討、その他の経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に後づけ、または検証することができると文書を作成することは、現在及び将来の市民に対する説明責任を果たすためにも必要なものであるというふうに考えております。

このため、本市の文書管理の基本規定であります四万十市文書管理規程を6月1日付で改正をいたしまして、市の意思決定に至る過程を合理的に後づけ、または検証することができるような文書を作成することを義務づけをいたしたところでございます。このことにつきまして、所属長より全職員に周知を行っているところでございます。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 早速6月1日には改正したものができたということでございます。ぜひそういう内容で事後に検証できるようなそういうものをしっかりとつくってほしい、そのようにしてほしいと思います。ただ、それでやってみて、やっぱり不十分な点があるなということでございましたら、新たな条例が必要ではないかと思います。まだ条例については、全国的には少ないとは思いますが。ただ、主要都市ではほとんどできてますので、地方都市においても今後絶対必要になってくると思いますので、それも含めて検討してほしいと思いますが、まずは6月改正のこの規程でしっかり対応いただきたいというふうに思います。

では、次へ移りたいと思います。

最後になりますが、デジタル教育についてお尋ねします。

デジタル教育ですから、本来は教育長の管轄かとは思いますが、デジタルということにつきまして非常に熱心に取り組まれております市長ですので、市長にお聞きしたいと思ってこれ入れたんですけども、別にどちらにお答えいただいても構いませんよ。

デジタル技術の有効活用というのは、市長の政策の大きな柱になっています。それから、6月5日の市政報告会で、本市の課題解決のために、教育においては、デジタルを上手に活用することが必要であるというふうに言われてました。そんなこともあって市長にということでしたんですけども、本市はGIGAスクール構想により、令和2年より小中学校で1人1台端末を整備しています。今年度当初予算では、1億円をかけて小学校の全ての端末を更新することになってますね。また、社会科で、デジタル版の副読本を作成することにもなっています。今の流れでは、どんどんデジタル教科書の活用が進んでいくのではないかと思います。これは、本市だけのことでなくて、日本全体の傾向ではないかと思われそうですけども。

一方で、デジタル先進国と言われる国々でアナログ回帰が起こっているのもご存じかと思います。ここにデジタル人材育成学会の角田 仁さんという方、今高知工科大学の客員教授をされているんですけども、その方の資料があるんですが、そこをずっと見ますと、世界的に学校教育におけるデジタルデバイスの見直しが広がっていますと。ユネスコは2023年に低学年での過度なICT使用と生徒の成績の間に負の相関があると示唆をしています。現在、フランス・イタリア・フィンランド・イギリスなどが、デジタル教科書の使用を禁止していますと。こういう状況下にあって、デジタル教育行け行けどんどんということではいけないのではないかなと感じるんですね。全く否定するものではありませんけれど、どういうふうにしていったらいいかということで、市長は、デジタル教育の問題点や方向性というものをどのように考え

ておられますでしょうか、お聞きをいたします。

■議長（山崎 司） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） すみません、私のほうでお答えをさせていただきます。

議員が言われたように、いわゆるデジタル先進国と言われる国々では、現在紙教材とか手書きの学習の重要性を改めて評価するような動きも見られているというふうに聞いております。しかしながら、こうした動きは、デジタル教育そのものを否定するものではなく、デジタルとアナログそれぞれの長所を生かした教育の在り方を模索する取組であるというふうに認識しております。

本市では、先ほど議員さんも言われましたとおり、令和2年度に1人1台端末を整備して以降、各学校において授業や家庭学習などの積極的な利活用を図ってまいりました。端末の利用によって、児童生徒一人一人の理解度や進度に応じた個別最適な学びや多様な考えを共有しながら学ぶ共同的な学びの充実が図られております。社会のデジタル化は、急速に進展する中、子供たちが将来、社会の担い手として活躍するには、情報活用能力をはじめ、デジタル技術を適切に活用する力を身につけることが不可欠であります。

一方で、今議員も言われたとおり、長時間の利用による健康面への影響、それから情報モラル、情報セキュリティへの懸念、さらには教職員のICT活用スキルの差による負担の増加など、解決すべき課題があることも認識しております。

これらの課題に対して、本市では、情報モラル教育を開催し、SNS利用時の危険性や注意点を児童生徒や保護者に啓発をしているほか、ICT支援員を活用した教職員の相談窓口の開設や研修の実施など、教職員のICTリテラシーの向上を図ってまいりました。

今後もデジタルかアナログかの二者一択ではなく、デジタル技術を効果的に取り入れながら、対話や体験といったアナログのよさを融合させ、本市の子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） 私もそのとおり、デジタルが全面的に駄目だということは全く思っておりません。デジタルのいいところと、教育長が言われたとおり、アナログのいいところとを組み合わせ、ハイブリッドで両方を進めていくというのが一番いいかなというふうに思います。先ほど言いました角田 仁さんは、こういうふうに書いているんですね。欧州のデジタル教育は、過度なデジタル化により、アナログ化への揺り戻しが起きていますが、日本はまだデジタル教科書の導入を進めています。日本は教育のデジタル化が、先進諸国に比して大幅に遅延したため、このような現象が起きているのです。しかし、どうせ後れてしまったのであれば、それを逆に生かして、先進諸国と同じ轍を踏まないような政策決定が必要だと。デジタル教科書で言えば、欧州諸国の事例をよく分析して、我が国は合理的な判断をすべきではないかとい

うことなので、これなかなか市町村では難しいかもしれませんが、なぜデジタル教科書でまずいところがあったのかということについては、十分反省したという内容を仕入れて、そしたら本市ではどういうふうに対応すればいいのかということも検討していったほしいなというふうに思っています。私びっくりしたのは、デジタル人材育成学会の会長さんがこんなことを言われているので、やっぱりいろいろ問題があるんだなというふうに思ったわけですね。しかも、今高知工科大学の客員教授ということでございます。私は、本市が紙の国語辞典を活用されているのはすばらしいと思うんですね。ぜひそういう取組も続けながら、デジタルとアナログの両者のいい面を取り入れて、四万十市の子供たちを育てていったほしいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で川渕誠司議員の質問を終わります。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時6分 延会

令和 8 年 6 月 23 日（火） 第 13 日

本 会 議

令和8年6月四万十市議会定例会会議録（第13日）

令和8年6月23日（火）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

1番 竹本寛実	2番 西澤和史	3番 鳥谷恵生
4番 川村真生	5番 澤良宜由美	6番 前田和哉
7番 寺尾真吾	8番 廣瀬正明	9番 山下幸子
	11番 川渕誠司	12番 大西友亮
13番 西尾祐佐	14番 谷田道子	15番 山崎司
16番 上岡正	17番 小出徳彦	18番 宮崎努

欠席議員

10番 垣内孝文

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 山下元一郎	副市長 武田安仁
総務課長 山崎寿幸	企画財政課長 竹田哲也
防災まちづくり課長 安岡栄治	デジタル・広報課長 中脇弘樹
市民・人権課長 武田千尋	税務課長 戸田裕介
環境生活課長 横山昌之	子育て支援課長 田村典義
健康推進課長 竹本美佳	高齢者支援課長 中田智子
観光商工課長 遠近由幸	農林水産課長 吉田貴浩
建設課長 津野智宏	上下水道課長 岡村速人
会計管理者兼会計課長 薦田則一	市民病院事務局長 金子雅紀
福祉事務局長 武内俊治	教育長 松田文雄
学校教育課長 岡本寿明	生涯学習課長 濱田武
総合支所長兼地域企画課長 佐川徳和	西土佐診療所事務局長 橋田慎也
産業建設課長 田中邦典	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 岡村むつみ	事務局長補佐 戸田卓宏
主 監 原 憲一	

午前10時0分 開議

■議長（山崎 司） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（山崎 司） 日程に従い、一般質問を行います。

竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） おはようございます。

議員番号1番、日本共産党の竹本寛実です。通告に従い、質問いたします。

初めてのことですが、精いっぱい努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、少子高齢化が進んでいる現代の日本社会において、高齢者による痛ましい事故の報道を聞くことも多い現状であり、国の方針として、高齢者の免許返納を推し進めているところと解釈しています。一般的に高齢者になると、認知機能が衰え、とっさの判断が鈍ることは、よく指摘されています。高齢者にとっても、公道を一般に利用している人にとっても、安全の面から見れば、免許返納の方針は理解できます。ですが、運転免許を返納することは、今まで利用できていた移動手段を失い、生活のすべに著しい制限がかかることになります。地域を回る中で、直接高齢者の方から訴えられたことがあります。それは、車がないと不便な生活地で、高齢になったら免許の返納をしたほうがいいと親族が心配をして言うが、実際は免許がないと、日々の生活に必要な物資の買物ができなかったり、通院や冠婚葬祭への参加が難しくなる状況であり、そのような状況においても、返納をしたほうがいいのかと、ためらう声がありました。

そこで、一般的には、返納後の生活を支える特典にはどのようなものか、質問いたします。

初めに、四万十市中村地区・西土佐地区における免許返納の実数と返納率についてお尋ねいたします。

■議長（山崎 司） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） ご答弁いたします。

まず、返納率につきましては、警察署のほうに問合せをいたしましたが、ご質問をいただいでご答弁まで短期間ということで、回答は難しいということで、ここでは実数のみ回答させていただきます。

過去3年間になりますが、65歳以上の免許返納実数でございます。令和5年度が、中村地区87名、西土佐地区4名の合計91名でございます。令和6年度が、中村地区121名、西土佐地区12名、合計133名でございます。令和7年度が、中村地区102名、西土佐地区4名の合計106名でございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） 分かりました。ありがとうございます。

西土佐地区は、少ないように感じます。中村地区もあまり進んでないと思います。

次に、ほかの幡多地区の免許返納の実数と返納率についてお尋ねいたします。

■議長（山崎 司） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） お答えいたします。

こちらは年度じゃなくて、令和7年1月から令和7年12月までの1年間の幡多地域各市町村の運転経歴証明書の発行の実数になりますが、まず宿毛市が、証明書発行実数が66件で、特典が、移動支援が7件、生活支援が2件、土佐清水市が、証明書発行実数が79件、特典につきましては、土佐清水市地域公共交通協議会が、バス・タクシーチケットを毎年交付し、市内5事業所で利用可能、それから黒潮町が、証明書の発行実数が43件、特典は、移動支援が1件、生活支援が4件、大月町が、証明書発行実数が16件、特典は特にないということでございます。三原村が、証明書の発行実数が6件、特典につきましては、タクシーの補助チケットを毎年配布しているということでございます。

以上の特典以外といたしまして、幡多地域内の市町村共通して受けれる特典でございますが、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線の窪川ー宿毛間の乗車券代半額割引、高知西南交通路線バス全線での運賃半額、こうち生協が行っています配達手数料の1年間無料、2年目以降は半額という、以上が特典でございます。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） 分かりました。ありがとうございます。

実数としては、あまり多く返納されてないんじゃないかなというのを思ったことでございます。

続きまして、四万十市についてお尋ねいたします。

土地が広い四万十市においては、交通の便が確保しにくいことが予想されますが、四万十市における返納後の特典内容についてお尋ねいたします。

■議長（山崎 司） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） 市内におけます返納後の特典でございますが、移動支援が7件、生活支援が34件、合計41件の特典がございまして、少し内容についてご説明させていただきますと、移動支援につきましては、先ほども少し触れましたが、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線の乗車券代半額割引、それから高知西南交通路線バス、全線での運賃半額、これは市内だけですが、四万十市内にありますハイヤー及びタクシー5会社の運賃10%割引きなどがございます。

生活支援の内容といたしましては、電器店・飲食関係・寝具・理美容店・生活用品店等、幅広く各店舗にご協力をいただきまして、店舗によつての割引であったり、ポイントの進呈であったり、様々な内容の特典がございます。こちらにつきましては、特典の詳しいサービス内容につきましては、市のホームページ等へ掲載しておりますので、またご確認いただけたらと思

います。

以上です。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

交通の件が7件と生活支援が34件ということは分かりました。

続けてお尋ねします。

西土佐地区は面積も広く、森林率91%という指標であり、森林率というのは、山の木々のみの試算なので農地は含まれておりませんので、生活用地としては、自然に囲まれており、交通手段が限られている現実があります。西土佐地区において、先ほど申されましたように7件と34件のような返納後の特典が受けられることができるのか、市として、西土佐地区がそのような特典を実際に享受できている環境にあるかどうか、お聞かせください。

■議長（山崎 司） 横山環境生活課長。

■環境生活課長（横山昌之） ご答弁いたします。

西土佐地域の方におきましても、特典が受けられるかどうかということでございますが、41件全て特典を受けていただくことは可能でございます。ただ、西土佐地域内で特典を受けられるものになりますと、数が少なくなりまして、幡多信用金庫さんの定期預金利息の上乗せであったり、先ほど言いました高知西南交通の運賃半額割引、それからこうち生協が行っています配達手数料の1年間無料の3件に限られる状況でございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） お答えくださりありがとうございます。

同じ市内において3件しか受けられないという状況は、あまり望ましいことではないのではないかと考えます。

次の質問に移ります。

現在、西土佐地区内の交通手段として、デマンドバスと奥屋内・口屋内・江川崎路線のバスと各方面にスクールバスの運行がされています。路線バスの運行道から自宅まで遠かったり、デマンドバスの毎回の予約の調整もあり、日常生活を組み立てる上で、もっと選択肢が欲しいとの声があります。

そこで、これら既存の交通手段の活用をして、さらなる移動手段の確保ができないかと考えています。

まず、宿毛市では、スクールバスの住民利用に関する条例があると聞きました。他県になりますが、愛媛県大洲市にもスクールバスの一般利用がされているようです。スクールバスの一般利用に関する条例を本市にも取り入れることができないのか、質問いたします。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） お答えします。

市としましては、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保は重要な課題であると認識しております。

ご提案のスクールバスへの一般利用者の混乗については、既存車両の有効活用という観点から、有効な手段の一つと考えております。

一方で、児童生徒の安全確保や乗降時の管理などの課題もあることから、現時点で直ちに導入することは困難であるというふうに考えております。今後、議員のほうから事例も出されましたが、他自治体の先進事例や制度運用の状況も参考にしながら、安全性を十分に確保できる方策等について研究していきたいと思います。

以上です。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） 分かりました。ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思います。

次に、診療所の送迎便の活用についてお伺いいたします。

現に高齢者の方からは、西土佐診療所に受診した際に、買物もできたら助かるとの声がありました。体調的にも一度の外出で済ませられると助かるとのことです。現在運行している送迎便を活用することはできないのか、お尋ねいたします。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） 診療所等が運行する送迎車両につきましては、出張診療所の休廃止に伴い、通院される患者さんの利便性向上を目的として運行されております。

ご提案の買物支援への活用については、まず通院される患者さんの場合、診療の予約時間や終了時刻に合わせて送迎していることから、どのように買物時間を確保するか等の課題もあるため、それらの課題を整理しつつ、慎重に検討していきたいと考えております。

また、通院患者以外の方の一般の利用につきましては、通院患者の診療時間や送迎スケジュールなど、優先すべき事項との調整において課題があることから、現状では実施は容易ではないというふうに考えております。

市としましては、高齢者等が安心して移動できる環境づくり、そして持続可能な公共交通体制を維持・確保するため、既存の交通資源の有効活用など、地域の事情に応じた交通施策を総合的に推進していきたいというふうには考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

実際に活用をしている人の声も聞いていただけたらと思います。中山間地域でも、高齢者が安心して移動手段が確保できる環境をつくっていただきたいと思います。

続きまして、子育て支援について質問いたします。

本市において、人口減少は喫緊の課題であると思います。現に、本年３月策定の第２期四万十市総合計画の５ページに、人口減少の抑制として、安心して子供を産み育てることができる環境の充実、移住・定住の促進が掲げられています。

その中で、今回は子育て環境の充実という観点から、遊び場の確保について質問させていただきます。

私は、子供の頃に、野山にまみれた遊んだ世代であり、山・川・野原で遊びました。ですが、数十年で環境も変わり、安心・安全に遊べる自然環境とは言いづらい現状があると思います。私自身、子育てをする中で、子供を遊ばせる場所に困ることがありました。

まず、令和４年度第１回四万十市子ども・子育て検討会での主な意見についての認識を問います。

令和４年度第１回四万十市子ども・子育て検討会の市の認識について伺います。

令和４年度第１回四万十市子ども・子育て検討会での意見交換内容、報告、その他主な意見に、西土佐に関する内容が４点上がっていました。この中で遊びに関するものとして、保育所はいい場所にあるが、保育所までの道が狭く、事故も起こる。子供を連れて散歩に行くが、とても危ない。西土佐地区には、遊具が置かれた公園が全くない。公園の整備もしてもらいたい。医療体制や公園の整備など、西土佐地域の子育て環境にも課題は多いが、人数が少ないので、ニーズとして取り上げてもらえないのではないかと心配であるとありました。これには続けて文言があり、ニーズ調査でいただいた意見は、少数意見であってもしっかりと所管課に伝えたと記されています。４年たちましたが、現在でもこの意見は受け止められているのでしょうか、市の認識をお伺いいたします。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

令和４年度に実施しました四万十市子ども・子育て検討会におきまして、西土佐地域に今議員が言われましたようなご意見、遊具が置かれた公園がない、公園の整備をしてもらいたいといったご意見・ご要望をいただいているということは、私のほうでも確認をさせていただいております。

令和８年３月議会におきましても、寺尾議員のほうからも同様のよう質問がございまして、その際にもお答えさせていただいておりますが、西土佐地域に大規模な遊具の設置というのが、用地の面からはなかなか難しいというのが現状でございます。このような現状を踏まえ、旧校舎や旧園舎等、休眠施設を利活用とする観点で、子供の遊び場を確保する有効な施策の一つになるというふうに考えているところでございます。

しかしながら、新たな公園や遊具を設置した場合に十分な利用が見込まれるか、あるいは地域外からの利用につなげることができるかというようなところにつきましても、改めて検討し

ていくということを考えておるところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

繰り返しになりますが、4年たちましたが、進展はないということでよろしいでしょうか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 現状、新たな公園はできておりません。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

次に、移ります。

先ほど市長も話されましたが、今年3月の議会で寺尾議員の西土佐の子育て環境のための遊具設置に限らず、既存の公共施設の活用や改善の検討についての質問に対し、中村のような遊具がなく、整備状況の格差は認識しているが、既存活用の要望もなく、現時点で利用者の見通しも立っていないと今も答弁いただきました。

しかし、西土佐では、遊具で遊ばせようとすれば、最寄りの遊具となれば、私の地区であれば、20分かけて行くのが、隣の四万十町あるいは松野町が、車で20分ぐらいの場所にあります。他県や遠出することになり、遊具を求める声は実際に上がっております。

西土佐の遊具について説明いたします。

現在、旧小学校校舎や保育園跡地を除き、西土佐内には、遊具が設置されている場所は2か所あり、1つは、用井の西土佐小学校前、もう一つは、茅生のクリーンセンター前にございますが、どちらも気軽に遊びに行けるような場所ではありません。先ほども申し上げましたとおり、西土佐に公園の整備はできないか、質問いたします。

■議長（山崎 司） 津野建設課長。

■建設課長（津野智宏） お答えいたします。

一般的に市域におきまして、新たな公園や遊具を整備する場合には、子育て世代だけではなくて、幅広い世代が利用する公共施設として、市全体の公園配置や財政上の優先順位、用地確保の見通し、維持管理体制など、総合的に勘案した上で判断することとなります。現段階では、四万十市子ども・子育て検討会におきまして、子育て世代からのご意見を把握した段階でありますので、新たな公園や遊具の整備につきまして、具体的な検討を行う状況にはないというふうに考えているところでございます。

以上であります。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

早急な公園整備が困難なことは、一定理解いたしました。ですが、既存の2か所の場所に新

しい遊具を設置することは可能なのでしょうか、お答えください。

■議長（山崎 司） 遠近観光商工課長。

■観光商工課長（遠近由幸） それでは、私のほうからは、現在日時計公園のほうですね、今用井の公園のお話しありましたけども、観光商工課のほうで管理を行っておりますので、日時計公園の遊具の設置、リニューアルなどについてお答えをさせていただきます。

今、お話がありましたけども、日時計公園は、用井地区の通称四万十パークという場所の中にありまして、道路と丘ののり面に挟まれた小さな公園でございます。

結論から申しますと、現段階において遊具の設置やリニューアルなどを行う考えはございません。その理由としましては、現在、西土佐総合支所におきまして、四万十パークの各施設等の管理につきまして、どの部署が管理を行うのが適正かということについて協議を始めているところでございまして、日時計公園もその管理を協議する施設の一つとなっておりますところでございます。

日時計公園は、四万十市公園条例に定められた公園で、市民並びに一般公衆の保健及び休養を図り、併せて自然の風致及び環境並びに生物を保護するために設置されているものとされておりまして、観光の目的で管理するよりは、他の公園と同様、公園管理部門で管理を行いまして、本来の目的に合った使用をしていただくのが適切であると考えておるところでございます。そのため、日時計公園をはじめとする四万十パークの管理の適正化を図る中で、日時計公園の遊具のリニューアルが必要なのか、日時計公園に遊具を追加するのが最適なのかということなどを含めまして、改めて考えさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

あの日時計は、僕が小学生の頃にできたもので、思い出深いところですが、現在実際誰も使っていない状況で、もったいないなと考えているところです。ぜひ検討していただければと思います。

続きまして、ほかに遊具を設置する場所を検討いただけるか、お尋ねいたします。

ただいま日時計公園のことは伺いました。西土佐には、村民グラウンドと呼ばれる大きなグラウンドがありますが、実際活用されているかは、不透明な部分があると思われます。村民グラウンドを公園として設置する場所の候補に上げることはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

公園以外の土地に遊具を設置する場合には、それぞれの土地の使用目的から、その土地に遊具を設置することが可能であるか、また利便性はどうか、設置後の管理方法など、課題を整理

する必要があります。

以上です。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

では、土地の所有者の了解があれば、実際に遊具設置に移ることは可能なのでしょうか、お尋ねしてもよろしいでしょうか。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 土地の所有が構わないとなった後でも、いろいろと遊具を設置してどのように利用するかなど、課題がありますので、それだけで設置できるものではないと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございました。

簡単に設置できるものではないことというのは、一定理解しましたが、やはり実際に住んで子育てする中で、連れていく時間などかかります。なので、その時間を子供の遊ぶ時間に使わせてあげたいという思いもありますので、ぜひ遊具設置を検討していただけたらと思います。

次の質問に移ります。

四万十市内における公立保育園の送迎バスは運行しているのか、また送迎バスの運行決定に関して、何か条件や基準があるのであれば、お聞かせください。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） それでは、送迎バスの運行の条件についてご答弁します。

特に条件を明示しているものではありませんが、保育所等の再編で、休閑所なった保育所に通っていた児童について、市が再編先として別の保育所を指定した場合に、通園距離等からバスを運行してきた経過がございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

では、次にお聞きいたします。

実際にバスを運行している地区、利用園児の数、同乗している支援者等がいるのか、お尋ねいたします。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） これまで田野川保育所や川登保育所の休閑所時に、通園バスを運行しておりましたが、近年の保育所の休閑所時には、通園バスを運行しておらず、現在は、八束保育所において、八束地区内からの通園児童について、当園日のみ運行しており、支

援者として添乗員を1名配置しております。

なお、通園バスですが、座席を園児用に改装したものを使用しております。

以上です。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

次に、現在運行している送迎バスを他の地区へも拡大していく予定はないか、お尋ねいたします。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） まず、八束の園児バスについては、八束地区内での運行としておりまして、また保育所については、学校と違い、校区的な指定はありません。通園する保育所等を保護者が選び、保護者の責任の下に送迎を行っていただいております。今後、ほかの地区での運行の予定は、ありません。

以上です。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

次に、先ほど高齢者の移動手段確保の質問でも取り上げましたが、そちらのスクールバスに混乗することは可能なのでしょうか、お答えください。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 学校の再編等により、遠距離通学になる児童生徒を送迎するため、教育委員会においてスクールバスを運行しております。

スクールバスがある地域においての話になりますが、保育所の利用児童の同乗については、平日や行事に合わせた学校の登校時間と保育所の受入れ時間との調整、保育所への送迎においては、添乗員の配置やまた保育所で使用する着替えや布団等の搬送など、全てを網羅する形でスクールバスの利用は、大変難しいと考えております。何よりも大人用の座席に、未就学児童を日常的に乗せることは、法令上問題ありませんが、適切ではないと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

実際、未就学児を乗せるとなれば、不安なことは多々あると考えます。

次の質問ですが、実際にスクールバスの利用が可能になった場合、安全のために人員配置または開園までの時差を埋める時間外保育のための人員配置と今後のスクールバスの利用とともに人員配置について検討する考えはないのか、お尋ねいたします。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 今のところ、スクールバスの利用は考えておりませんが、も

し今後スクールバスに同乗させることになりましたら、添乗員は必ず配置したいと思います。  
以上です。

■議長（山崎 司） 竹本寛実議員。

■1番（竹本寛実） ありがとうございます。

実際、安全に移動手段として活用できる方法を模索していただけるようお願いいたします。

市の運営は、限られた財政の中で行われており、決まり事も多くあるのは、今回十分理解いたしました。第2期四万十市総合計画の人口減少の抑制の目的のためにも、子育て支援の環境を充実させる、子育て支援の一環として検討していただきたいと思います。

お時間がとても余りましたが、以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で竹本寛実議員の質問を終わります。

10時45分まで休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） 議長よりお許しをいただきましたので、市民クラブ鳥谷恵生、一般質問を始めさせていただきます。

まず、今回ちょっと資料が多めになっておりますし、文字が小っちゃいところがあるので、皆様タブレットで見ていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、更新のほうをよろしくをお願いいたします。

まず初めに、皆様ご存じのとおり、6月19日、アメリカとイランで戦争終結への覚書が交わされました。これによって世界の原油の20%を占めるホルムズ海峡への交通がより可能になり、今後ナフサの確保、また石油価格の減少が見込まれるようになりました。これを受けて、皆様の一般のガソリンの供給、また農業関係においては、やはりトラクターや耕運機等、様々なところで燃料を使いますので、農家にとっては安心して生産ができるめどが一定立ったと思っております。

また、今後もこのように外国で何が起きても自国民が食べられるように、地方から食料安全保障の確保をしっかりと進めていかないといけないというふうに感じました。

その中の一つとして、今後四万十市においても、耕作放棄地の対策が重要になってくると考えております。

まず1つ目、今現在の本市の総農地面積と耕作放棄地の面積はどれぐらいあるのでしょうか、教えてください。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをさせていただきます。

令和7年度末時点での本市の農業委員会が公表している本市の総農地面積は、2,058haとなっておりまして、そのうち耕作放棄地、定義はここでは遊休農地というふうになっておりますが、の面積は67.3haというふうになっております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。67.3haあるということで認識をいたしました。

今後、農家の高齢化も含めて耕作放棄地・遊休農地が増えていかにしっかりと対策が必要だと思いますが、2番目の質問で、現在行っている四万十市の耕作放棄地対策を教えてください。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

本市の耕作放棄地発生の未然防止対策といたしましては、各集落が取り組む中山間地域等直接支払交付金制度事業や多面的機能支払交付金制度事業を通じた支援を行うことによりまして、事業実施期間中の継続的な耕作活動等につなげているところでございます。

これらの事業に取り組む集落では、耕作等による農地の維持のほか、水路や農道といった営農に必要な施設の維持管理等も行われておりまして、実質的な耕作放棄地対策となっているところでございます。

参考までに、令和7年度の実施状況といたしましては、中山間地域等直接支払交付金制度では、51集落協定によりまして628haの農地を、また多面的機能支払交付金制度では、58組織によりまして1,335haの農地が維持されているところでございます。

なお、その他耕作放棄地対策といたしましては、後の質問でもございますが、ぶしゅかんの定植も推奨してきたところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） 先ほどおっしゃられた取組に関しては、私のほうも一農業者として、耕作放棄地対策になっているというふうに効果を実感しているところでございます。

しかしながら、車などで四万十市をくまなく回っていると、ここは前までは作りよったけど、もう作っていないがやなというところが結構目立ってきたように感じております。高規格道路を通っていても、昨年までは作っていたところが、いつの間にか草ぼうぼうになっていたり、耕作放棄地は、確実に増えているように思います。そこを何とか食い止めるべく、また耕作放棄されてしまうと、草がぼうぼうになって、まず草刈りからスタートしなければいけない。最近では、本当に野焼きもかなり制限されるようになって、焼くことができないので、草刈り機またはちょっと高額なお金を出して、トラクターの後ろにつけるハンマーナイフモア等も

購入したりして、何とか草刈りからスタートしなければいけない。そうすると費用も労力もよりかかってしまう。そのために耕作放棄予備群の段階でいかに食い止めるかが、一番重要な課題ではないかなというふうに感じております。

そこで、3番目の質問にもなりますけど、私は、香美市の農地あっせん情報というのがとてもいい取組だなと思うのでご紹介をさせていただきます。

すみません、香美市の資料を出してください。

ちょっと見にくいかもしれないんですけども、香美市農地あっせんというふうに検索していただくと、このような書類というか、ホームページが出てきます。この中を進んでいくと、こういうところにこのような農地があって、現況はこうですというふうにしっかりと写真や面積が、場所も含めて示されて、それが今もたくさんの情報がホームページで公開されているところでございます。

一方で、四万十市においては、農業委員会のホームページを開いても、今現在は情報が一切載っていない状況でございます。これでは、地域の人なら何とか、この耕作放棄地は、あの人が作りよったけん、あの人に聞いたらどうやろうっていうことは言えると思いますが、地域外から、例えば若者がより農地を増やしたいから、どっかええとこないろうかということで探しに来て、なかなか地区の人と知り合いがいなかったりすると、耕作放棄地の情報が入ってきづらいと、それをしっかりと四万十市として管理をして、若者もしくは耕作意欲がある熟練の農業者さんが農業委員会のほうに來られたときに、あっこの農地、ありますよと、見に行きますかとすぐご案内ができるような体制づくりができると、より耕作放棄地にならずに、耕作放棄地予備群のまま、そのまま耕作できる、こういった取組ができるのではないかなというふうに考えております。そのあたり執行部としてどのようにお考えか、香美市のような取組ができるかどうかも含めてお考えを聞かせていただきたいと思います。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをさせていただきます。

本市におきましても、議員からご紹介のありました香美市の事例のようなきめ細やかな対応というものには至っておりませんが、農地あっせんの相談があれば、個別に随時対応をしているところでございます。

また、この質問を受けまして、香美市にも問合せのほうをさせていただきましたが、現在では議員もご承知だと思いますが、農地中間管理機構が農地あっせんを行う、いわゆる農地バンク法の施行がされておまして、基本的に農地のあっせんは、この法令に基づき行うこととなっておりますが、香美市におきましては、この法令の施行以前からこのような取組が行われていたという経過があるようでございます。

なお、耕作放棄地が増えている現状というものは、本市としても認識をしているところでもありますので、今ご紹介のあった香美市の事例、また他団体の状況等も把握をしながら、まず

は先ほど申し上げました農地バンク法の趣旨にのっとりまして、農地中間管理機構と連携をするとともに、現在全国的に整備が進められているインターネット上で農地情報が確認できるeMAFF農地ナビの活用も将来的に視野に入れながら対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

本当に農地バンクに関しても、農地バンクで検索してもらったら、四万十市で出てくるのは、楠島地区11aだけなんです。これでは、なかなかインターネット上でも情報が本当はないという状況なので、しっかりと農地中間管理機構と連携をしていただいて、耕作意欲のある方が、引き続きその農地を受けられるような、そういった仕組みづくりを早い段階で行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 繰り返しになりますが、この質問を受けまして、課のほうでも協議をしたところでございます。

また、香美市のような状況のような写真を載せてとか、そこまでの情報にはなかなかいいとは思いますが、まずは貸手があるかというような、例えばホームページ上でそういう者を募るとか、そういうことをやった上で、これに近いといったらあれですけど、できる範囲のところで対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。前向きに取り組んでいただけるとことで承知いたしました。

本当に農地というのは、時間との闘いでもあります。1年放置すれば草が生え、3年放置すれば木が生える。木が生えると、当然根も生えます。そしたら、田んぼの耕盤、いわゆる水をためるための硬く絞めた部分すら貫いて、水がたまらなくなる。そうすると、ショベルカー等で伐根からスタートしなければいけなくなる、そういった時間との闘いでございますので、ぜひ早急なご対応をお願いいたしまして、次の質問に進めさせていただきたいと思います。

2番目の質問、果樹の振興についてです。

先ほど吉田課長のご答弁にもありましたように、果樹というのは、やはり耕作放棄地を一定食い止める上で重要なものだと考えております。それは、やはり例えばコマツナとかといったようなお野菜であると、今日この日にこの作業をしなければいけないというのが、果樹であれば、一定、例えば1週間置いても大丈夫ということで、作業のバッファが広い、非常に有効な作物だというふうに考えております。

そこで、本市で今現在奨励をしておりますぶしゅかんそして栗の現在の栽培面積と今後の振興策についてお伺いをしたいと思います。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） それでは、私のほうからは、ぶしゅかんの件についてお答えをさせていただきます。

まず、ぶしゅかんの栽培面積でございますが、令和8年3月末時点で17.7haというふうになっております。参考までに、令和7年の収穫量は55tというふうになっております。

次に、振興策でございますが、これまで認知度向上のための情報発信や販促活動支援、また例年の苗木代補助に加え、令和7年度は、増加傾向にある収穫量を受けまして、生産体制の拡充、これは搾汁機の増設になりますが、そういったものの支援を行っているところでございます。このことによりまして、100tまでは搾汁が可能になるというふうに見込んでおります。

また、新たな販路開拓を目的に、今年度は、枚方市で行われる展示会へ生産者とともに出展の企画を進めているところでございます。

なお、今後の振興策といたしましては、品質向上の観点から、栽培管理の技術向上はもちろん、生産体制の充実に伴い、今後、増加が予定される収穫量を踏まえまして、本格的な販路の開拓・確保といった出口戦略、こういったものも必要になってくるかと思われまます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 田中産業建設課長。

■産業建設課長（田中邦典） 続きまして、私のほうから、西土佐地域において主に生産されております栗についてご答弁させていただきます。

まず、現在の栽培面積につきましては、ぶしゅかん同様、令和8年3月時点で約61haとなっております。

振興策につきましては、かねてより実施しております施策といたしまして、排水性が低い水田等を栗栽培に適した農地へ改良する水田転換推進事業、また苗木の新植であったり、改植への補助を行っているところでございまして、これを継続するという考えでございます。

また、西土佐地域橘地区におきまして、栗実証農園を設置しております。平場での肥培管理でございますとか、樹園管理技術の確立、こういったものを行いまして、事業継承に向け、西土佐農業公社に委託・運営をしていただいているところでございます。

これらの事業によりまして、栽培面積と収量の増加が現在図られているというふうに認識しておりますけれども、今後はこの成果を踏まえつつも、より実効性の高い振興策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

栗のほうは、単価等もいろいろ上がって、生産者の手取りも増えているという報告を聞いております。ぶしゅかんのほうも施設増設等で、生産量が上がっても対応ができるということで認識をいたしました。

それでは、次の質問に入ります。

それぞれ現在抱えている課題は何でしょうか。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） それでは、ぶしゅかんにつきましての課題ということで、ぶしゅかんにつきましては、大きく2点あるかと思えます。

1点目は、ぶしゅかんを初めて栽培する生産者というものが多くことから、定植・剪定・防除といった基本的な肥培管理の技術習得、こういったものの課題がございます。例えば、新規定植されたぶしゅかんの幼木の中には、生育の遅れが見受けられるものもありまして、この対策として、適宜技術習得の場を設けていく必要があるかと考えております。このため、令和7年度におきましては、四万十市ぶしゅかん生産組合への委託により、定植5年以内の新規生産者を対象とする巡回指導を実施しているところでございます。

また、ぶしゅかん生産者を対象とした講習会のほうも実施をしております、新規生産者からも参加をいただいているところでございます。

2点目は、ぶしゅかんの買取り単価でございます。

現在、収穫されたぶしゅかんの多くは、搾汁用として買取りをされておりますので、高値で買取りすることは、現状難しい状況がございます。この状況を受けまして、生産者の中では、より高値取引が期待できる、ぶしゅかんを果実のまま出荷する、いわゆる青玉出荷、こういった販売に向けた取組への期待感があることは把握をしております。

なお、現在、民間事業者のコンテンツ、こちらはECサイトのほうになりますが、こういったものを活用する形で青玉のネット販売の開始に向けた準備がなされているところでございまして、今後の展開を注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 田中産業建設課長。

■産業建設課長（田中邦典） 続きまして、栗栽培における課題につきましてご答弁申し上げます。

栗栽培につきましては、これは農業全般に共通することではございますけれども、やはり生産者の高齢化と後継者不足が上げられます。これにおきましては、今後も継続的な生産の維持のために解決すべき最も喫緊の課題だろうというふうに考えております。

この課題に向けまして本市では、前述の各事業によりまして、平地栽培への移行を推進しておるところではございますけれども、圃場の多くは、いまだ山間部の急傾斜地に位置している。以前から西土佐地域では、栗栽培が盛んでございましたので、そういうような圃場が

多いということになっておりますけれども、そのため、草刈りでありますとか剪定、こういったような肥培管理に多くの労力を必要としておるという現実がございます。

これに対しまして、今後は担い手の確保と併せて、これらをより簡素化・効率化していくような施策、こういったものを講じていく必要があるというふうには考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

特に栽培面積がどんどん増えてるぶしゅかんのほう、私のほうもお聞きしてありますが、玉出しではなく、やはり搾汁用であると、どうしてもぶしゅかんの特性上、青玉で取るので、1個当たり大体50から60g、対してユズにおいては、100gから120g程度で収穫されるので、ただ単価は似たような単価であるということで、取る手間が2倍であるにもかかわらず、単価が同じというところは、ちょっと生産者にとってはしんどいところであるとは思いますが。仮に青玉の出荷であれば、一定の手取りは見込めるとは思いますが、やはりぶしゅかんの特性上、クール便での出荷になりますんで、運送賃がかさんで、店頭販売するときも黄色くならないように、相手方が販売するときには、冷蔵での販売が望ましいと思いますので、どうしてもここでも単価が上がってしまうので、手に取りづらいという課題もお聞きしております。

そこで、私は、もうちょっと四万十市じゃなければ食べれない、ここに来ないと食べれないっていうPRももっともっと加速してもらいたいと思います。青玉をしっかりとこの地で消費してもらおうような取組を市としても後押ししていただけないかなというふうに考えております。

今後の課題、様々ありますが、耕作放棄地の解消に向けて、引き続き振興をお願いしたいと思います。

続きまして、これは国との施策の連携をご提案したいと思います。

資料、次に行かせていただきます。

今、国のほうでも、耕作放棄地対策において、また気候変動に対しては、果樹が不足していると。気候変動で果樹がとても減少しているので、なかなか需要を満たせていないということが上げられております。

そこで、一定大きな予算もついております。例えば、根域制限という、圃場内でかんきつとかであれば、根の周りを囲って、根域を制限して、省力的かつ効率的に栽培する方法であれば、10a当たり111万円ほど補助が出るというところも大きな補助がついております。

そして、果樹に対してはもう一つの資料において、赤線で囲っている部分です。果樹未収益期間支援事業というものもございます。果樹は、1回植えてから収穫まで、最低3年から4年かかります。その間は肥料をまいたり、草刈りもしたりしないといけないのを、その費用を10a当たり5.5万円掛ける4年分一括で交付するという、こういった事業も出てきておりま

す。なかなか生産者の方々、知らない方も多いと思いますので、市としては、こういった事業があるよということをご紹介等々もしていただきたいなと思っておりますが、その取組に関してはいかがでしょうか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

国のほうは、果樹振興のため、目的ごとに細分化された複数事業をパッケージとした果樹農業生産力増強総合対策というのを実施していると、議員のほうからもありましたけれども。この対策につきましては、果樹の優良品種への改植・新植やかん水設備等の導入を支援する補助事業でありまして、中央果実協会や県青果物基金協会といった都道府県法人を実施主体、生産者を中心とする協議会が支援対象者となるものでございます。これは、市として予算措置を伴うものでございませんが、こうした国の施策を含めて、果樹農業者への情報提供という形で連携強化を図っていく必要があるというふうに考えております。

また、果樹だけの振興を目的とした事業ではなかったんですけども、今年度実施しております四万十市農業用機械物価高騰対策支援事業におきましては、果樹事業者からも申請をいただいているというところで、支援をするようになっております。

また、毎年 J A 高知県中村支所や西土佐出張所の各種総会等にも出席をさせていただいておる中で、果樹農家からの意見というものの施策に反映できるように努めておりまして、今後もこのような場を通じて、果樹農家からのニーズや意見をお伺いするとともに、国の支援策等の情報提供というのも行っていきたいというふうに考えます。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3 番（鳥谷恵生） ありがとうございます。市長のほうからも、果樹の振興に関して様々取り組んでいただけることということでご答弁いただきましたので、ありがとうございます。

ちょっと1個質問を聞き忘れていたものがありましたので、再度聞きたいと思いますが、今四万十市の中で、ぶしゅかんと栗を振興しておりますが、その他の果樹で有望なものがありましたら、教えていただきたいなと思います。というのも、お付き合いのある農家さんから、この気候変動で、毎年違う病害虫に悩まされているというふうにお聞きしております。海外からいろんな害虫も入ってきておりますし、病気も当然ウイルス性のものとかがあつて、壊滅的な被害を受けてる生産者も私は聞いているんですけども、過去には松くい虫とかがあつて、松がもう壊滅的な被害を受けたように、突然何かおかしいことが起こったときに、常に我々は準備が必要だというふうに考えております。

そこで、市としても、今現在有望なものを何か考えられているのか、教えていただきたいと思っております。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをさせていただきます。

既に市内で栽培されている果樹、例えばユズとかブンタン・ミカンといったかんきつ類、こういったものは、本市の気候特性に適していると思われまして、品目の普及面では、有望であろうというふうに考えております。

また、本市におきましては、山間地域や沿岸地域まで多様な気候特性があることを踏まえますと、有望品目は複数というふうになってくるのではないかというふうに考えてはおります。現在の戦略品目も同様に、果樹の中では、ユズ・栗・ぶしゅかん、こういったものを位置づけているところでございます。

議員から質問のあった病害虫対策、こういったところも踏まえますと、やっぱり一つではなく、複数でというようなところが考えられるところではないかと思えます。

なお、四万十市まち・ひと・しごと総合戦略におきましては、農業を取り巻く環境変化に応じて、戦略品目の見直しを随時行っていくというふうにしておりますので、これに基づき適宜検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

適宜見直すということで、常に情報を得ながら、私のほうもいろんな情報があれば、またご紹介もさせていただきたいと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

果樹の振興については、以上で終わらせていただきます。

続きまして、稲作についてお尋ねしたいと思います。

去年・おとしは、米の価格がどんと上がりまして、生産者の方は、一定喜びがあった一方、消費者の方々は、何でこんなに高いんだろうと思われたかもしれませんが、今年においては、一定価格下落の方向性が農水省のほうからも発表されております。

その中で、より環境に優しい農法で、四万十川の貴重な資源を守っていこうということでできたしまんと農法米です。例えば、水を汚さないように浅水代かきをすとか、ネオニコチノイド系農薬を使わない、また魚毒性のある農薬は使わないというふうな栽培基準が示されておりますが、改めてお聞きします。

しまんと農法米のできた経緯についてお伺いします。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをします。

本市におきましては、20年ぐらい前までは、片魚地区や若藤地区、こういったところにおきまして、稲木による自然乾燥といった特色ある生産方法で米のブランド化をすると、こういったような取組がございました。

しかしながら、県内外に広く流通させるための生産量確保が困難であったこと、また生産者の高齢化といった課題がございまして、県内外に広く認知されるブランドとして成長するまで

には至ってはおりませんでした。こうした背景から、本市水田農業を振興するため、四万十市産米のブランド化を図っていくことになりまして、平成27年から販売主体のＪＡ及び生産者とともに、しまんと100年40010日プロジェクトの商品として位置づけまして、本市ブランド米の一つとして現在まで展開しているところでございます。

このプロジェクトにつきましては、本市の最大の資源である四万十川がこれから100年、4万10日を大体換算すると100年強ということになりますが、こういったものを踏まえながら、これから100年4万10日後も清流であり続けられるために、四万十川の環境保全を考えて生産されているものというコンセプトを有しております。

しまんと農法米につきましては、泥水を川に流さない、浅水代かきをすること、また農薬を高知県慣行基準と比較して5割程度削減すること、また水生生物への毒性が強い農薬を使用しないことを四万十川の環境保全につながる生産方法として位置づけております。

さらに、売上げの一部を四万十川清流保全基金に寄附することにもなっております。

このように共通の農法でブランド化を図ることによって、市内どこでも生産することができ、県内外へ流通できる収穫量確保に結びつけることができるとの狙いも込められたものでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

私は、この農法、ぜひ広がってほしいなと思っているんですけども、2番目の質問に行きますが、栽培基準、ネオニコチノイド系農薬を使わないとした理由を改めて教えてほしいと思います。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） しまんと農法米の農薬に関する栽培基準には、先ほども申し上げましたが、農薬を高知県慣行基準と比較しまして、5割削減すること、また水生生物への毒性が強い農薬を使用しないこと、こういったものが上げられます。こういったことを踏まえまして、議員ご質問のネオニコチノイド系農薬を使わないこととした理由、こういったものでございますが、この特定の農薬を使用不可というふうにしたのではなく、水生生物への毒性の強いものを除いた結果、使用不可との判断に至ったものでございまして、ほかにも専門的な用語にはなりますが、フェニルピラゾール系農薬、またピレスロイド系農薬といったものも使用不可としている経過があるところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

すばらしい取組だなと思います。水生生物に影響が少ない農薬を選ぶということは、本当に

四万十川の水産資源を守るということで、特に重要だなというふうに感じております。その理由も含めて、ちょっと私のほうから資料提供をさせていただきたいと思いますが、例えばネオニコチノイド、ネオニコ系と言いますが、とても土壌の残留性・残効性が高いものでございます。中には1,386日とか349日とか、1年から場合によっては3年以上残っていくようなものもございます。

また、使いやすさの要因と言いますと、水に溶けやすく、さらに植物の根から吸収して浸透移行性という、植物体内にずっと残っていくという、こういった特性もありますので、非常に効果が長続きするというふうに言われております。ただし、農薬の特性からいいますと、例えばこの中でもニコチン、たばこがお好きな方がいらっしゃると思いますが、たばこのニコチンを基に作られた農薬なんですけれども、これは神経シナプスから、アセチルコリンとかノルアドレナリンとか神経伝達物質が出るんですけれども、その中の受容体と言われる神経の伝達物質を受け取るところにネオニコ系の農薬がひっついて、過剰な興奮であったりけいれん、麻痺、場合によっては死に至るというふうな特性があります。ヨーロッパでは、この農薬を使うことによって蜜蜂が帰巢本能を失って、巣に帰れなくなって大量喪失するというので、ヨーロッパ全土で禁止されている農薬の一つでもあります。こういった農薬が川に流れ込むと、例えば、これは島根県宍道湖の年間の漁獲量なんですけれども、1993年にネオニコチノイド系農薬が使用され始めてから、ワカサギやウナギが一気に激減をし始めました。これは、国立研究開発法人産業技術総合研究所という、いわゆる産総研と言われるところが研究した内容なんですけれども、このような状況が生まれてきております。

これはなぜ起こったかというのと、魚に直接作用をしたというよりは、この中にあるミジンコ、ワカサギやウナギの餌となるような、またエビの餌となるようなミジンコが激減していった、餌がなくなって飢餓状態になったというふうには研究ではなっております。ここにありますように、エビ類や甲殻類、ユスリカ等が壊滅的なダメージを受けて、それを餌にしていたウナギ・ワカサギが減って、結果、飢餓になったと。あとは、植物プランクトン・ワムシ類は無傷で、それを食べていたシラウオは、今も生きているというふうには研究結果では出ております。

本市におきましては、特にアユの遡上時期に影響があると思われます。アユというのは、一年中藻を食べているわけではなくて、海から川へ遡上する間は、積極的に動物性のたんぱく質、いわゆる水生昆虫を食べております。その水生昆虫を食べる時期に、田んぼの中に多量のこういった水生生物への影響がある農薬がまかれると、一気に川に流出したときに濃度が上がって、餌となるような水生昆虫が少なくなるというふうに言われております。これは本市のデータなんですけれども、1993年、ちょうどこの赤線なんですけど、ネオニコ系が使われ始めてから、一気に下降トレンドへ向かって様々な生き物が減ってきております。必ずこの農薬だけかというわけではないんですけれども、やはり水田というのは、たくさんの面積が本市にもございますし、上流域にもございます。これをいかに削減していくかが、本市の水産資源を保全す

るための取組となるんじゃないかなというふうに思いますが、質問をしたいと思います。

こういった水産資源保全のため、今後の取組、しまんと農法米等を普及させるのにどのように市が考えられているのか、お聞きしたいと思います。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをさせていただきます。

しまんと農法米のコンセプトにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、水産資源保全を直接の目的としたものではございませんが、四万十川流域の環境保全につながる農法で生産するものでございますので、しまんと農法米の一層の普及の取組、こういったものを通じまして、四万十川の水産資源保全にも貢献していきたいというふうに考えております。

また、普及に向けた今後の取組ということについてでございますが、しまんと農法米につきましては、総合戦略の戦略品目の一つとして、これも位置づけておりまして、今後一層のブランド化普及を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

一方、これは、しまんと農法米に限ったものではないですが、最近の報道等でもありますように、現在全国的に米の在庫量が増加している現状もありまして、J Aから需要量に応じた生産ということで、令和7年作並みの作付面積、こういったものも求められているところでございます。

こうしたことから、しまんと農法米の一層の普及には、需要量の増が不可欠でございますので、本市といたしましては、販売を担っております販売主体であるJ Aを後方支援する形で、高知県アンテナショップでの展示即売会、また枚方で行われている友好・交流都市物産展への出展、また具同小へ継続して行っておりますしまんと農法米の農法を取り入れた米栽培体験への協力といった活動に継続して取り組むとともに、またこちらのほうも出口戦略というもので、消費先・販路先といったこういった出口戦略、こういったものも探ってきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

前向きに取り組んでいただけるということで、今のしまんと農法米の栽培面積等はここにあるように、令和7年度においては21.34haあるということで、この面積がどんどんどんどん広がっていくことを私としても応援したいと思いますし、できることはさせていただきたいと思っております。

それに関して、また勉強会等にもし予算が必要であれば、農水省が行っているみどりの食料システム戦略の中でオーガニックビレッジ宣言というものがございます。これは、初年度1,000万円、2年目800万円、3年目以降も拡大に取り組む場合は1,000万円、10分の10出る補助金でございます。なかなか10分の10出るものはありませんので、ぜひこういった交付金の活

用も視野に入れていただきながら、市として戦略を練っていただきたいなと思います。これに関しては、ご紹介程度でとどめさせていただきます。

水稻に関しては、以上になります。

続きまして、デジタル化についてでございます。

本市において、約1年前にデジタルイノベーションセンター「しまんとS i X s」が運用を開始されましたが、この1年間の運用の成果と課題についてお伺いいたします。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） それでは、デジタルイノベーションセンター「しまんとS i X s」の運用の状況についてご答弁させていただきます。

本市では、地元企業を中心とした地域内企業の持続的な成長と地域経済の活性化を図るため、昨年10月末より、市内商店街にしまんとS i X sを開設したところでございます。

取組の状況としましては、昨年度におきましては、企業向け研修会や高校生向けイベントなど、セミナーイベントを延べ7回開催しておりまして、地域の事業者の皆様や次世代を担う若者に対し、デジタル活用への理解促進、意識醸成を図ってまいりました。今年度に入りまして、女性活躍支援とデジタル活用をテーマとした2回のセミナーを開催し、参加者アンケートでは、非常に高い評価をいただいているところでございます。

また、幡多農業高校放送部と地域FM・FMはたらんどとのコラボレーション番組の配信拠点として施設を提供するなど、若者の活動の場としての活用も進めているところでございます。

本務であります地元企業の伴走支援の面でございますが、現在10社の事業者に対し、経営可視化の専門デジタルツールを活用し、決算分析やDXスタート診断を通じ、経営課題の可視化を行い、新規事業化のための道筋づくりや補助金を活用した計画作成等、具体的な支援に着手しているところでございます。

一方、ご質問もいただいておりました課題でございますが、S i X sの運営には、6つのK P Iを掲げているところでございますが、このうち一つでございます企業の経営指標が実際に改善した件数、この件数がいまだゼロ件であるというところでございます。当然、どちらかというと企業においては、支援の最終目的となるこの指標でございますが、この件数実績を上げていって課題を解決するためには、本事業の趣旨にご賛同いただく事業者を増やし、S i X sの認知度をさらに高めていく必要があると考えているところでございます。地元企業に広い人脈を持つ商工会議所や金融機関との連携を一層強化しながら、S i X sの認知度を高め、会員を増やし、着実な解決を図ってまいります。

以上です。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

様々なセミナー等開催されて、10社を継続的に経営支援をされているということで認識をいたしました。

じゃあ、次の質問に入らせていただきます。

現在、メインターゲットとしているのは、どんな方でしょうか。先ほどおっしゃられたと思いますが、改めて確認と今後はどのようにしていくのか、教えてください。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） それでは、メインターゲットと今後の展開についてお答えをいたします。

伴走経営支援のメインターゲットは、地元事業者でございます。実際の支援先を見ますと、従業員10名以下の小規模な事業者や個人事業主が大半を占めているところでございます。

これらの事業者は、業種も経営状況も千差万別でございまして、デジタルに対するリテラシーも様々でございます。だからこそ、画一的な支援ではなく、一社一社の状態を丁寧に可視化し、その企業にとって本当に必要な手法を見極めて支援するという伴走型のアプローチが必要であると考えているところでございます。

この取組は、本市の総合戦略の基本目標の1、新たな人を呼び込み、強い地域経済を創出するの実現に直結するものでございます。雇用の創出、賃上げ、若者が就きたいと思える業種の創出といった地域経済の好循環を生み出すことを目指しております。

今後の展開でございしますが、より広く事業展開を図るため、商工会議所との連携を一層深め、市の方針とベクトルを合わせながら、地域内企業との接点を広げてまいります。まずは、地域内の事業者がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのかを共有・可視化するところから着手してまいりたいと考えております。

なお、本事業は、企業支援も主目的としておりますが、産学連携や地域交流サロンの開設といった取組も目標に掲げているところでございます。そうした市民の皆さんを含めた幅広い活動の一環として、地域に開かれた取組も検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

地域に開かれた活動等もされていくということで、私、今回この質問をした背景というのが、S i X sのやっていることが、一定ちょっと専門的でとがり過ぎて、なかなかちょっと関わりづらいとか、自分たちには遠い世界のように感じるとかっていうお声が地域の住民の方からも上がってきているところでございます。本市は、やはり高齢の方も一定35%を超えておりますか、デジタルに関しては、かなりしんどい、慣れていない世代も多いところでございますので、例えばそもそもスマホの使い方が分からないとか、パソコンをあまり使ったことがないと

か、生成A I って何でしょうみたいな、そういった方々も一定多い地域でございますので、やはり私としては、初めての例えば、チャットG T Pとか、誰でも分かるパソコン講座とか、そういったちょっとデジタルについていけない世代の方々も気軽に关われるスペースとして、しまんとS i X sがそういった方向に向かえないかということで質問をさせていただきました。

今後は、そういった取組も可能性としてはあるということでの認識でよろしいんですか、改めてお聞きします。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） そういった側面についてもあるというところを答弁させていただきたいと思います。

市民向けの取組というところでございますが、まず前提といたしまして、しまんとS i X sは、先ほどメインターゲットとして答弁させていただきましたとおり、経営者の皆様への経営支援を目的として設立した事業所でございます。

今回のご質問は、デジタル化の対応が難しい事業者に対する取組についてのところを特に回答させていただきたいと思います。

ご質問にありましたデジタル化の支援につきましてでございますけれども、支援対象である事業者の方々に対し、これまでもそうですが、これからもご要望に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

具体的には、経営の可視化に必要なデジタルツールの体験、こういったものはもちろんですが、エクセルでの帳簿のつけ方、パワーポイントでの飲食メニューの見せ方をはじめとしたオフィスソフトの基本的な操作から、事業で必要となるSNS、InstagramやLINEとか、これらの登録活用方法などについてもレクチャーが可能というふうに考えております。

また、S i X sの会員になっていただければ、施設内のパソコンを使ってA I ツールサービス等を体験できるデモ環境も使用できます。ご質問にあったチャットG T Pが使えるような環境というものも用意できるというところでございます。

今後、S i X sが経営に関する身近なデジタルツールの相談ができる場所であったり、A Iをはじめとする新しいデジタル技術に実際に触れられる場所として、多くの皆さんに会員登録いただけるよう、施設の機能を充実させ、また広く周知してまいります。

なお、A Iやデジタル関連の基礎的なセミナーの開催につきましても、会員や地域事業者のニーズも踏まえ、地域コミュニティーの拠点としての役割も果たせるよう、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

本当に今の答弁を聞いて安心をいたしました。本当需要があると思いますし、ぜひ多くの人

に参加してもらいたいと思いますが、今 S i X s がやっていることに関して、例えば市の広報であったりとか、市の公式 L I N E 等でもしっかりと発信して、多くの方が情報にアクセスできるようにしていただきたいなと思っておりますが、そのあたりはどうでしょうか。

■議長（山崎 司） 中協デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中協弘樹） 周知につきましてでございます。

先ほど議員のご質問にもありましたとおり、専門的で何か敷居が高いというふうに感じられての方が一定数おられるのかもしれませんが。その点につきましては、我々も今後も継続的にしっかり周知をさせていただきまして、特に一般市民の皆様にも近い内容のセミナーの際には、ちょっと広めに周知をしてみる等の手段を講じてみたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

前向きな答弁をいただきましたので、しっかりとこの1年よろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で鳥谷恵生議員の質問を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

大西友亮議員。

■12番（大西友亮） それでは、質問通告に従って質問をしていきたいと思っております。

今回、私の質問は、前市長の市政運営についてということでお伺いをしていきたいと思っております。

今回の質問は、大学誘致がよかったのか悪かったのかという問題ではなくて、市の人権意識について問うていく質問でございます。

まず初めに、大学誘致に関わる裁判資料甲 A23-2 の中にある音声データは、大学誘致事業が不許可となった直後の非常に緊迫した中で記録をされたものです。次の日には、議員への説明をしないといけないという中での大学との協議の中で録音をされた音声データでございます。

その中で、私が問題して上げたい文書を、まず読み上げてまいります。

理事長のほうで、来年はクリアできているんですけどね。ただし、その前提条件で地ならしをせんといかんですから、反対派をちょっと抑えてくれないと、あれだけ反対されて新聞に載って、みんな知っていますよ。その中で市長と8年、9年前に相談をしましたけれど

も、今日までやってきたのですよね、市長。ところが、一部の反対派のために弁護士もつけていろんな反対派ががんがんやってくる中で、私学審査の関係者の方にもいろんなプレッシャーをかけますでしょうから、こういう結果になるんです。今度は、本来、幸い自分が明快な答えを持っていますから、私はそれを正攻法でやろうと思っている。その内側で市としても反対派を絶対抑えてくれないと困る。今回失敗しましたから、我々のほうが大きく信用をなくしたのだからですね。で市長です。反対派の方については、弁護士に相談したら、表現の自由だと言われました。なかなか難しいが、頭の中には全く違うことも描いているので、これが裁判資料の4ページに記載されてます。

続いて、27ページ、理事長が、まあ下田地域を踏まえて四万十市の大きな将来のためのメリットをしっかり説明してください。反対派も抑え込むくらいじゃないと。市長、普通の人やったら分かるんですけど、あの人は普通の人じゃありませんので、自分の手に負えない。大学誘致に反対するなんていないでしょうと発言をされています。抑え込む、普通の人じゃない、こういう発言がこの協議の中で普通に発言をされている。これ、僕、人権問題だと思っています。このやり取り、事実かどうか、まず最初にお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） そのやり取りは、事実でございます。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） 分かりました。

これについては、ちょっと後ほど深く追及させていただきますので、ここではちょっと一旦了とさせていただきます。

続いて、この中の今回住民の方の情報開示請求で出てきている資料でございます。

ただ住民監査請求、その市民の方は、令和4年12月1日にも同じように住民監査請求を出して、その際はこの1枚だけ出てきております。続いて2月18日、裁判に出された資料ということで開示をしますと、延べ28ページに及ぶページ数でこの文書が出てきております。これは何でなのでしょう。情報開示請求であれば、本来なら、これは12月1日付で出てくる資料のはずですが、今回なぜこの資料が出てこなかったのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） お答えします。

まず、令和4年に情報開示の請求があった際には、先ほど議員が見せられた協議内容をまとめた協議記録書の写しを交付しております。四万十市情報公開条例における行政情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書に記録され、実施機関の職員が、現に保存または保管しているものとされており、この条例の解釈としては、職務上作成したものであっても、備忘的に作成したメモ類や下書き等に類するものは、条例で言う職務に含まれないものとされており、このときは、音声データはこの職務に該当しないと判断し、公開してい

なかったものです。そして、裁判資料甲A23-2としての資料は、学校法人との裁判における証拠書類とするため、音声データを改めて書き起こし作成した資料であります。そして、既に裁判所にそのときは提出しているものであるため、条例における行政情報であると判断して出しているものでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） では、ちょっとお伺いしたいんですけど、公開の方法で、閲覧、写しの交付、視聴取とあります。12月1日付での情報開示請求の中では、市長の決裁文書、②協議記録、メモ、音声記録などというふうにありますけれども、これで何で視聴取があるにもかかわらず、その音声データをなぜそこで聞かすことはできなかったんでしょうか。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） 請求のほうにはそのように書かれてたのですが、先ほど言いましたように、音声データは、情報公開外というふうに判断してたということで公開してなかった。聞かせてなかったということは、すみません、ちょっとその点については、私も確認しておりませんので、申し訳ありませんが、答弁しかねます。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） ちょっと納得できません。行政情報公開に関して、範囲外だったということで、音声データを聞かせないというのは、僕は納得できないんですけど、しかもこれが出てこないことによって、非常に不透明になってるんです。そこで住民の方に、しっかりと音声データはありますと。ただ現状、音声データはありますけど、こういうふうな文書に作成できておりませんので、しばらくお待ちくださいと言え、住民の方は、この文書を隠してたっていうふうにおっしゃってるんです。僕もそう思います。この音声データが出れば、今回の人権問題だったりとか、非常に恣意的なところを感じるんです、これを隠してるっていうふうに。なぜそこで一言言わなかったのか。それこそ住民サービスの一つだと思ってます。しっかりと音声は取ってるんだけど、まだ聞かせれる状態にないから、しっかりと文字に起こして、しっかりと住民の人にお渡しできる形になってから交付しますというふうに言うのが普通じゃないですか。何でそこができなかったんでしょう、お願いします。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） すみません、その件につきましては、先ほども言いましたように、ちょっと私も詳しいやり取りを確認しておりませんので、私のほうからはちょっと答弁しかねます。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） じゃあ、できる方、ちょっと今からでも構いませんので、お電話でも構いません。ちょっと聞いてもらえますか。

■議長（山崎 司） 小休にいたします。

午後1時9分 小休

午後1時9分 正会

■議長（山崎 司） 正会にいたします。

武田副市長。

■副市長（武田安仁） 私も当時その情報公開請求事務に携わったわけではございませんが、先ほどの企画財政課長の答弁の補足というところで、お答えさせていただきたいと思います。

先ほども企画財政課長から答弁がありました内容にはなるんですけども、まず音声データそのものの扱いでございますが、職員が備忘的に作成したメモ類や下書き等に類するものは、条例で言う職務に含まれないものとされておりまして、その音声データそのものは、そういったものに該当すると当時は判断させていただいておりまして、したがって、音声データを聞いていただくことに対しましても、情報公開の対象のものにはならないという整理で当時しておりましたので、聞いていただくということもその当時はなかったというところでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） いや副市長、理解してくれっていっても、理解できないんです。何でかという、ここで市民の方が音声記録っていう形で書いてなければ話は分かるんですよ、協議記録、メモという形で書いてるんやったら、音声データ、今回除外しました、情報開示外として捉えましたっていうんだったら分かるんですけど、しっかりと音声記録というふうに書いてるんです、住民の方は。その音声記録が、実際あるわけじゃないですか。実際あったとして、それを住民の方に伝えるっていうのは、普通のことじゃないですか。今先ほど副市長が言ったような形で、これは情報外だというふうにおっしゃればよかったんです。これを恣意的に隠すから、不透明になるんです。市民の方からしたら、本当不信感しかないです。本来音声記録なんかないと思って、裁判聞いてるんですから。そのときに裁判では、裁判になったからってこの音声記録が出て、市民の方、どう思うかって。これ隠されたとしか思いようがないです。これを当たり前こういうふうな形で取り扱っているということが、僕はもう本当に不信感しかないです、執行部の方に。これ市長どう思われますか、今のやり取り。情報開示請求というのは、視聴取とちゃんとあるんですよ、公開の方法として。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 当時どういった判断になったかということについて、その真意は私としても分かりかねますけれども、先ほど企画財政課長、また副市長が答弁したとおり、当時音声データについては、どういった状況の中で判断したか分かりませんが、その当時には、音声データは職務というのに該当しないため、公開情報としなかったということだと理解

しております。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） これ本当に情報開示請求をする意味もないです、はっきり言って。こんな扱いをされるのであれば、住民の方も。住民の方はしっかりと信頼して情報開示請求をします。それをこんな形で、そのときにしっかり音声データありますっていうふうに言ってくれてたら、こんなことにはなってないんです。ちょっとまだ時間かかりますんで、再度しっかりと記帳した形でお渡ししますって一言つければ、全然こんなことなかったんです。これが裁判になったら出てきた。自分たちの公開情報請求では全然出てこないって、これ不信感しかありません。今後このような情報開示請求の取扱い、やめていただきたいです。しっかりと説明してください。何で出せないのか。それはあるけど、何で出せないのか。これだって、この音声データ、ないと思ってたんですから。不信感しかありません。よろしくお願いします。

じゃあ、ちょっと次に移ります。

先ほどの甲A23-2の内容についてお伺いをいたします。

この会議には、多くの幹部の方も出席をしていたようです。市長の普通の住民ではない、理事長の住民を抑える等の発言に対して制止することなく会議が進んでいます、この文書を見ると。市にとって反対派の住民は、普通の住民ではなく、抑え込むべき対象なのか、市の見解をお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） その発言については、市の見解ではないというふうに考えております。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） 当然そうだと思います。当然そうだと思いますけど、なぜ制止できなかったんでしょう、市長なそんな。僕これ思うんです。日常的にこういう会話をされてたんだろなって、立ち話で。この会議の中でぱっと出た言葉じゃないと思うんです。普通に市の中の会議でこういう発言、普通にあったと思います。今回大学との協議の中で、ぱっと出た言葉じゃないと思ってます。なぜなら、これほど重要な協議で、なおかつ音声データも取ってるっていう状態で、ぱっと出る言葉じゃないですよ、こんな言葉。日常的に市の中で普通にこの会話がなされたんだろなと思うんです。そこに市の見解ではないと言われても、皆さん、多分普通に言ってたんじゃないですか、反対派の住民の方、普通の住民じゃないと。前市長も普通にそれを発言されてて、普通にそれも制止されなかったと。これ僕本当に人権問題だと思います。

そこで、市民・人権課長、この発言について、これは人権問題に当たるかどうか、見解をお伺いします。

いや、普通の住民じゃないっていう言葉が、どういうふうに人権としてどういうふうに捉え

られるか、普通に答えていただいたらいいんですが。

■議長（山崎 司） 武田市民・人権課長。

■市民・人権課長（武田千尋） お答えいたします。

会議の内容等につきまして、はっきりしたことは、こちらのほう、すみません、把握はしておりませんので、ちょっと断言というのは差し控えたいとは思いますが、普通の人間じゃないという言葉だけを取りましたら、ちょっとどういう意図でお話ししたのか、疑問に思うところはございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） いや、人権課長、それで大丈夫ですか。普通の人間じゃないって、普通に話して出る言葉じゃないです。いや人権課長として、それは普通に人権問題やってというのが、普通じゃないです。普通の住民じゃないのでっていう言葉、僕ごめんなさい、多分使ったことないかもしれないです。それに対して、いやちょっと言葉は差し控えさせていただきます、ちょっと前後が分かりませんので。ただそれに関しては、ちょっとそう思いますっていう、そんな発言で大丈夫なのかなと思います、四万十市の人権問題の意識が。そこについてもう一度お願いできますか。

■議長（山崎 司） 武田市民・人権課長。

■市民・人権課長（武田千尋） お答えいたします。

普通の人間じゃないということにつきましては、問題発言だとは思いますが、その前後等、私のほうも詳しいことを把握しておりませんので、そこについて判断は若干しかねるというのが、申し訳ございませんが、ここでは断言することは難しいと考えております。

■議長（山崎 司） 小休にいたします。

午後 1 時18分 小休

午後 1 時19分 正会

■議長（山崎 司） 正会にいたします。

大西友亮議員。

■12番（大西友亮） ただ課長、ちょっと本当認識を改めてほしいんですけど、前後の関係は関係ないですよ、全く。前後の話の関係は関係なくて、普通の人間じゃないっていう言葉が出るのが、僕は問題だと思っております。例えば理事長が抑え込むだったりとか、市長が反対派の人は普通の人ではないと言ってることが問題であって、前後の問題じゃないですよ、僕が言ってるのは。前後関係がどうであれば、日常的会話で使いますか課長、こんな言葉。多分おっしゃらないと思います。普通に窓口でやっていて、何かしらのトラブルがあって、あああの人は普通の住民じゃないからねって言います、言いませんよね。そこなんです。前後は関係ないんです。だから、そこら辺をちょっと改めていただきたい。ぜひ市の執行部の方々に

……。

（「議事進行」「小休」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） 小休にいたします。

午後 1 時 20 分 小休

午後 1 時 22 分 正会

■議長（山崎 司） 正会にいたします。

大西友亮議員。

■12番（大西友亮） ただ最後に、執行部に対して言いたいのは、やっぱり人権問題、しっかりと考えていただきたい。これは日常会話的に使われていた言葉なんだろうと僕は思います。反対住民は抑え込む対象、反対派は普通じゃない、これ普通に使われてたと思います。議員の中にも反対派、いますよ。僕ら普通じゃないんでしょうか。そういう形で、やっぱりしっかりと人権意識を持って、相手の意見を聞く、相手を尊重する、そういう気持ちも大事なんじゃないでしょうか。確かにいろいろな議員さんがこの大学誘致に関して、いろいろ議論を交わしてきました。そら執行部とぶつかることもあります。でもやっぱり相手の意見もある程度尊重してやっていかないと、何事もうまくいかないと思うんです。ここでやっぱり普通の人間じゃないとかっていう発言が普通に出てくるっていうことに僕はびっくりしてます。ただ、あまり課長等にくどくしてもいけませんので、人権教育を推進されている教育長にこれまでのやり取り、そして反対派に対して普通の住民じゃないで抑え込む対象、これに対してどういうふうに教育長は感想をお持ちでしょうか。これは人権問題じゃないでしょうかね。

■議長（山崎 司） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） お答え申し上げます。

先ほど議員の言われました個人の尊重とか、人権意識の高揚とかということに対しては、私も同様の考え方を持っております。確かに個々個人が様々な意見を持って様々な考えを述べるということのは、非常に大切なことであり、尊重すべきことだというふうに思っております。

ただご指摘のありましたこの前市長の発言については、私も教育長就任以前の発言であり、その当時の具体的な背景であるとか、発言の真意につきましては、直接ここではお答えできる立場にございません。そのため、その内容については是非や個人的な論評については、差し控えさせていただきます。

ただ、現在あるいは今からの四万十市の教育行政を預かる者としてしましては、過去の経緯いかににかかわらず、本市の教育の発展、それより何より子供たちの人権意識であるとか、健やかな成長のために全力を尽くすこと、これに今後全力を尽くしてまいります。

また、私そのものが、現在学力向上、特別支援教育の充実を基本方針に上げ、学校現場や市民の声を真摯に伺いながら、一步一步着実に教育行政の改革を進めているところでございます。

今後とも、今議員の言われました貴重な意見として伺っていきますので、議会の皆様をはじめ、ご協力とご理解をいただきながら、誠心誠意職務に邁進してまいります所存でございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） もちろん人権教育に関わっている教育長からしたら、これはもうおかしい発言やというふうに捉えられるのは、当然でございます。

それで、じゃあ市長に、今後の市政運営について伺いをいたします。

今まで執行部とのやり取りをしました、前市政の中で。僕が恐らく考えるに、これは日常的に使われていた言葉であり、日常的に抑え込むってということもあったんじゃないかなと思ってます。実際、下田地区に関して、その弊害があるんじゃないかなと思ってます。高台移転への計画、できました。でもなかなかまだ進んでません。体育館、大事な避難場所なのにもかかわらず、まだトイレは使えません。プールも取り壊したまま、下田小学校のプールは、市内でも一番古いプールなのにもかかわらず、まだできてない。これに関して僕は、下田の住民の方々も不利益を被ってると思うんです。これが前市政が言っていた、頭の中には全く違うことも描いているので、これ脅迫ですよ。頭の中には全く違う考えで反対派を抑え込む考えがありますのでっていうふうにこの文章では取れるんです。こんな考えで住民としっかりコミュニケーションを取ることを前提としている山下市政、今後こういうことがないように、ぜひ市政運営をしていただきたいということで、市長に答弁のほうをお願いをいたします。これまでのやり取りを含めて、市の人権意識に対してこれからしっかりとやっていただきたい。そこについて市長、ぜひお願いをします、今後の市政運営について。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。

私が市長に就任してから、特に今ご指摘のあったようなことがあるかというふうには感じていないというところではございますが、下田地区に関しましては、私が着任してすぐに地元にも入らせていただいて、住民の皆様の声も聞くという姿勢も見せておりますし、現在も市政懇談会という形で各地区に入って、市民の皆様から直接意見を聞く場というのも設けております。そういった形で、しっかりと市民の方々とコミュニケーションを取るというのは、最初の私からの方針でございますので、そういったことも含めまして今後の市政運営に当たっていきたいというふうに思います。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） 分かりました。

前市長のこのような認識が、結果として市の公平・公正な行政運営をゆがめたのではないかと私は考えています。今後、四万十市政がこのようなことがないように、しっかりと反対派の方でも意見を聞いて、コミュニケーションを取って理解をしていただく。今回の情報開示請求

もそうです。しっかりとやっぱり言っていないと、どんどん不信感が高まりますよ、不透明な市政だなんて。これ当たり前です。音声データがあるのに、その音声データがないかのように、たった1枚の紙で終わらせる。これが正しい市政運営だったのかと、僕は疑問しかありません。

ただ今後、山下市政になって、しっかりとそこら辺やっていただきたいとお願いをいたしまして、この質問は以上とさせていただきます。

続いて、長期休暇中の児童の昼食について伺いをいたします。

長期休暇中における子供の栄養状態について、当市では、四万十ふるさと給食が実施されており、子供たちの健やかな体づくりに大きく貢献をしています。学校給食は、単に昼食を提供するだけでなく、1日の栄養バランスを補い、子供たちの健康を守る極めて重要な食のセーフティーネットとしての役割を果たしていると考えています。

しかしながら、夏休みや冬休みなどの長期休暇に入ると、この重要なセーフティーネットが、一時的に途切れることになります。近年、物価高騰が市民生活を直撃する中、子育て世帯、特に独り親世帯や経済的な困窮を抱える家庭において、給食のない期間の食費負担の増加や日々の食事の質・量の確保が大きな課題となっています。

本市として、長期休暇中における子供の食生活について市はどのような認識を持っているのか、伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） それでは、長期休暇中におけます子供の食生活の認識についてご答弁申し上げます。

長期休暇中とのことから、小学生や中学生が対象になると考えられますが、子育て支援課としましては、長期休暇中の小学生・中学生の食生活に関する状況を把握していないのが現状でございます。

しかしながら、長期休暇中の子供の食生活につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、学校給食が提供されないことによって、栄養バランスの偏りや食事回数の減少といったリスクが高まるという認識は、広く一般的に共有されております。こうした課題は、本市におきましても同様に生じている可能性があるのではないかという認識であります。

以上です。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） ありがとうございます。

課長、僕と認識は一緒でございます。やっぱり給食がないと、なかなか栄養バランスが取れる食事っていうのは、取りづらいのかなというふうに思っています。特に共働きだったり独り親世帯だったりとかっていうのは、やはり昼間家にいないこともありますし、そういうことで簡易な物に頼らざるを得ない、それはもう仕方のないことでございます。やっぱり栄養バラン

スというのをしっかりとやっていくというのも、僕は市の努めだと思っておりますので、続いて質問をいたします。

2 番目の地域の子ども食堂や居場所づくりへの支援強化について伺いをいたします。

近年、家庭環境の多様化や地域コミュニティの希薄化が進む中、子供が一人で食事をする孤食の課題や放課後等に安心して過ごせる居場所の確保が全国的な重要課題となっています。

本市につきましても、子ども食堂やふれあい学級など、地域の多様な居場所の質の向上や取組をしています。現在、市内では、四万十市子ども食堂をはじめ、地域のボランティア団体の方々が並々なぬ熱意とご尽力によって、子供たちに温かい食事と笑顔になれる居場所を提供してくださっています。これは、単に食事を提供する場にとどまらず、学習支援や異世代交流、さらには保護者の孤立を防ぐセーフティーネットとして、本市の子育て環境を支える極めて重要な役割を果たしていると考えています。

しかしながら、こうした活動の多くは、民間の善意や限られた補助金・寄附金によって支えられており、安定的・継続的な運営には多くの課題を抱えています。具体的には、食材費や光熱費の高騰による運営費の圧迫、調理や運営を担うボランティアの高齢化や固定化、さらには、開催場所の確保や広報の限界などが上げられます。持続可能な子ども食堂及び居場所づくりを地域に根づかせ、支援を必要とする全ての子供たちの手を差し伸べるためには、行政によるもう一步踏み込んだバックアップが不可欠であると考えています。

そこでお伺いします。

地域の子ども食堂や居場所づくりへの支援強化について、市のほうはどのように考えているのか、伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 議員のおっしゃるとおり、本市にはたくさんの民間の子育て支援の団体がありまして、本市としても大変感謝をしているところでございます。

本市における子ども食堂及び居場所づくりへの支援状況につきましては、まず子ども食堂については、令和8年6月現在、3つの団体が活動しており、各団体とも月に1回程度の頻度で食事を提供していただいております。

子ども食堂事業の経費につきましては、主に高知県の補助金が活用されております。

また、これに加えまして、本市からは、当該事業、子ども食堂と並行して各団体が実施されております学習支援や相談・受付業務など、居場所づくりに資する活動・経費の一部に対して子育て支援団体活動促進補助金として交付を行っております。

また、これらの子ども食堂の開催内容につきましては、子育て応援SNSを通じて周知を図っております。

子供の居場所づくりに関する現在の取組ですが、放課後児童クラブや児童館等で子供の居場所として長期休暇中も開所しております。

先ほど支援強化についてもご質問があったと思いますので、子ども食堂につきましては、今後も補助金の交付と開催内容の周知に加え、子ども食堂の事業者に対して何か有益な情報等がありましたら、それを提供すること、支援にもつながりますとともに、子供の居場所づくりにつきましては、現在の事業を継続して実施していくことが重要であると考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） ぜひこれからも子ども食堂並びに居場所づくりという形で支援の強化のほうを図っていただいて、有益な情報がありましたら、ぜひお知らせをして、一緒に四万十市の児童の安全、居場所づくりに努めていただきたいと思います。

続きまして、夏休みや冬休みの長期休暇は、子供たちにとって待ち遠しいものである一方、経済的に困窮や保護者の就労環境に課題を抱える家庭にとっては、非常に深刻な期間へと変貌いたします。学校給食という、1日1回確実に栄養が担保されるセーフティーネットが失われるだけでなく、日中子供が家庭で孤立をする孤食のリスク、冷房費や食費の増加による家計の圧迫、さらには、保護者の維持負担の増大からくるストレスなど、ドミノ倒しのように福祉的な課題が噴出する時期であるからです。福祉の視点から特に危惧すべきは、学校という日々の見守りの目が届かなくなることで、家庭内の困窮や児童虐待のリスク、児童の精神的な孤立が存在化・深刻化しやすいという点です。これまでも教育委員会による健康管理や地域のボランティアの皆さんによる子ども食堂などの尊い取組が行われてきましたが、これらの教育の枠組みは、地域の善意に依存しており、福祉が主導する網羅的なセーフティーネットとしての仕組みづくりには至っていないのが現状ではないでしょうか。

そこで、今回の学童への配食について、学童を利用する児童だけではなく、ほかの児童に対しても配食をすることはできないのでしょうか。

また、困窮世帯への支援につなげれないのか、お伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） 配食サービスは、学童に通っている児童に限られておりますが、それ以外の子供たちにもできないのかという質問だと思いますけれども、今の子供たちに学童以外で食事を提供できる仕組みは、構築できておりません。

しかしながら、食事は子供の健やかな成長に極めて重要な影響を与えるものでありますので、食事の確保が困難な状況にある場合は、その背景にある理由に応じて支援につなげていきたいと考えております。例えば、経済的な困窮が認められる場合には、生活保護制度をはじめとする既存の福祉制度へつなぐことや、また養育環境に課題が見られる場合には、こども家庭センターとして当該家庭に対して必要な支援を速やかに提供できるよう努めてまいります。

本市といたしましては、子供が必要な支援から取りこぼされることのないよう、関係機関との連携を強化し、重層的な支援体制の構築に引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） 私は今回の質問でお願いをしたいのは、今回の配食サービスの実証実験、非常に素晴らしいことだと思います。保護者から要請があつて、それに対して市がしっかりと応えたということで、昨日の川村議員の質問でもありましたとおり、非常に素晴らしい取組だなというふうに私は思っております。

ただ、やはり私としては、しっかりと長期休暇中の子供たちに対して、やっぱり配食サービスというのが、学童でおられる子供しか受けられないサービスなんです。しかも実費がかかると。昨日の川村議員のご質問を聞いておりますと、現状30食が限界だと、上限30食だと。なおかつアレルギーっていう形には対応できないというふうな形で課長が昨日答弁されておりましたので、やっぱり僕が考えていることとは、ちょっと違うのかなというふうに思っております。私は、やっぱり独り親世帯、共働きの世帯のときに、学童に入らなくても、しっかりと昼食が取れる、しかも栄養バランスが取れた食事がしっかりとできるっていう環境づくりをぜひしていただきたいというふうな今回は要望なんです。

本市にはスクールミールがございます。他市で取り組んでおるところの学校給食のその施設や調理機能を活用し、長期休暇中に児童クラブ等へ昼食、お弁当や給食の提供など行うことは可能でしょうか。運用面やコスト面の課題も含め見解を伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

学校給食センターでは、夏休み等の長期休業期間中、常に稼働できる状態とはなっていないというのが状況でございます。

学校給食を提供していない期間には、調理機器の点検・整備、それから機器の更新作業、施設全体の清掃及びメンテナンス等を計画的に実施しているところでございます。

また、学校給食センターにおきましては、調理から配送までの工程を食缶を介して行っておりますので、センター側で個別に配膳・配送するといった方法には、対応できないというところでございます。

以上のことから、学校給食センターから給食の提供を行うことは、非常に困難だと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） なかなか難しいということで、人的なコストなども恐らくかかるでしょうし、実際休んでいる期間中、機械のメンテナンス等、計画に入ってるんだと思います。

ただ実際問題、やはり児童の栄養バランスっていうところを考えたとき、長期休暇中、夏休みで1か月お休みします。冬休みは2週間ぐらいお休みします。その間しっかりと児童に対し

て整った給食・食事っていう形で、ぜひ前向きに今後考えていただきたいです。これはあくまでも要望ですので、お願いをしておきたい。他市ではこのような取組があるようですので、先進地として、そういう取組をぜひ本市でもやっていただきたいとお願いを申し上げまして、この質問は了といたします。

それでは、最後の旧文化センターについてお伺いをいたします。

これは、私が12月議会にも質問をしております。それ以降の進捗状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

桜町の旧文化センター跡地は、本市の中心市街地に位置する貴重な市有地であり、跡地利用の行方は、市民、とりわけ地域住民の皆さんにとって最大の関心事の一つであります。私もさきの12月定例会におきましても、この跡地利用の基本方針や検討プロセスの在り方について質問をいたしました。そこで、市長からの答弁では、12月当時です。建物については来年度に設計、そして取壊しはもう少し先になるかもしれない。そして今後については、具体的に何を造るところまでは、様々な意見を聞いて検討をしたいとの答弁をされていたところであります。あれから約半年が経過をしました。

そこで、12月議会以降、この跡地利用に向けて具体的にどのような進捗や環境の変化があったのか、まずは現在の状況についてお伺いをいたします。

■議長（山崎 司） 武田副市長。

■副市長（武田安仁） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、進捗という意味での現状についてですけれども、地元要望でございます平時の集会施設、それから有事の一時避難所等の内容を踏まえまして、現在関係課で検討を進めているというような状況でございます。

また、併せまして、商工会館の移転候補地としての要望等も受けておりますので、中村商工会議所に対しましては、その実現性を含めまして、定期的に進捗等の確認を行っているという状況でございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） 分かりました。思っているよりも進んでいるなという形で、地域住民の集会所並びに商工会議所ともしっかり連携を取って協議をされているということで、分かりました。

では、最後の質問で、跡地利用をめぐるっては、商工会議所や中村北部地域活性化推進協議会をはじめ、地域内で緑地公園化を求める声と建物建設により機能創出を求める声があり、まだ集約し切れてないというふうに12月議会では市長答弁されているんです。市長からは、同じ一つの敷地内で一部は公園、緑地化、あるいは建物を建てたいという様々な意見がある。両方の意見を聞きながらコミュニケーションを取り、ある程度理解をしていただいた上で、どちらの

方向に行くかを決めていかなければならない。最終意思決定の方向性を決めるのは市であるが、現状ではしっかりと丁寧にコミュニケーションを取っていきたいと、極めて慎重かつ対話を重視する答弁をいただきました。あれから半年が経過いたしまして、この間、市が掲げた丁寧なコミュニケーション、今取っていただいているということだったので、じゃあ、今後いついつまでにとかっていう具体的なところまではまだされてないんでしょうか。

■議長（山崎 司） 武田副市長。

■副市長（武田安仁） 具体的なスケジュール・プロセス等については、現在のところ整理ができています状況ではございません。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） では、今後地域住民並びに商工会議所の方々とこれからも密に連携を取ってお話をしていくという形でよろしいんですか。

あと、ちょっとその中で、前回12月議会で市長が答弁されたのは、緑地と公園化の意見も地域住民のほうから出てるっていう形で答弁いただいているんですけど、そこについては、もう今コミュニケーションを取ってなくなったような形なんですか。

■議長（山崎 司） 武田副市長。

■副市長（武田安仁） 具体のそういった団体とのやり取りを申しますと、議員もご承知のことかと思いますが、12月定例会時点におきましては、それぞれの団体におきまして要望の内容でありますとか計画というものは、まだ流動的な部分もあったところでございます。そういう状況の中、その後、中村北部地域活性化推進協議会のほうでは、そういった要望の精査といいますか、調整取りまとめをしていただきまして、5月に改めて要望書をいただいたところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 大西友亮議員。

■12番（大西友亮） 分かりました。

ぜひ市長の大事にする対話そして丁寧なコミュニケーション、このことに関してはしっかりと取っていただいて、文化センターの跡地利用については、今後も進めていっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で大西友亮議員の質問を終わります。

14時まで休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後2時0分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） 17番、市民クラブの小出徳彦でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めたいと思いますが、先ほど大西議員の大変白熱をした一般質問でございましたので、少しトーンを落とした形で一般質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、西土佐診療所の医療体制についてお伺いをしたいと思います。

現在、1名の常勤医師と非常勤医師の交代により今診療をなされておりますが、常勤医師への負担やこれまで通常での様々な診療体制が、今できなくなっている状況でございます。これらに対して西土佐の市民からは、常勤医師への負担への心配や通常診療体制への早期解決の期待の声が聞かれております。

そこで、現状における医師確保についてお尋ねをしたいと思います。

初めに、現状における常勤医師1名、そしてまた非常勤医師の勤務の体制状況についてお尋ねをしたいと思います。

■議長（山崎 司） 橋田西土佐診療所事務局長。

■西土佐診療所事務局長（橋田慎也） お答えいたします。

西土佐診療所は、有床の診療所であることから、常勤の医師の定員を2名としておりますが、令和7年10月末に1名の医師が退職して以降、1名体制で診療を行っております。

このような状況の中、非常勤の医師につきましては、安定した診療体制を維持し、常勤の医師の負担の軽減をすること等を目的に、金曜日の夜からの当直や土曜日、日曜日の宿日直を中心にご支援をいただいております。

令和8年5月の実績ですと、黒潮町の国保拳ノ川診療所、津野町の国保杉ノ川診療所、高知市の近森病院、愛媛県の旭川荘南愛媛病院などから5名の医師にご支援をいただいております。

また、6月10日から年内の予定で、毎週水曜日の午前中に市民病院から医師の応援をいただいております。

以上です。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

様々な形で診療の体制を常勤医師1名の中で、また応援をいただいております非常勤医師の体制で今努力をされているようでございますが、やはり課長言われましたとおり、通常でありますと、2名の常勤医師があつてのそういう体制でございますので、一日も早く2名体制の医師確保が求められているわけでございますが、そこで、次にお尋ねしたいのは、現在課長を先頭に様々な努力をされております医師確保への取組について、まずは市長を筆頭に鋭意取組をされてこれまできておられると思いますが、今後を踏まえ、このような非常勤医師の応援も踏まえた中で、今後の現状と今後への取組についてはどのようなお考えか、お尋ねをしたいと思います。

す。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

西土佐診療所につきましては、地域唯一の診療機関として、住民の命と健康を守る地域医療の拠点であり、その役割は極めて重要であると認識しております。

医師不足は、全国的な課題でありまして、地方における医師確保は特に厳しい状況にありますが、西土佐診療所の医師を確保し、診療体制を存続させることは、最優先の課題の一つであると強く認識しております。

高知大学との連携ですけれども、私自身も直接訪問をし、関係を構築するなどして、地域医療に貢献していただける医師の派遣について継続的に要請を行っております。高知大学からは、これまでも医師の派遣をいただいておりますが、診療体制が維持されるよう、引き続き粘り強く働きかけていきたいと考えております。

また、高知県や高知県国保連合会、関係医療機関等に対しても訪問を行い、現状を共有させていただくとともに、地域医療に関心のある医師の紹介ですとか、情報提供などの支援を求めているところでございます。

その他の取組といたしましても、ホームページを通じた情報発信や民間の医師紹介業者への登録活用を行っており、医師の募集に関する情報を積極的に発信するとともに、私としても、区長会などでも市民の方々に向けても医師の紹介をお願いするなど、医師の確保に対しての働きかけの強化をしているところでございます。何とかそういったことがありましたら、私のほうが直接お伺いをして、地域医療の重要性、診療所の魅力を伝えるとともに、勤務条件や環境について丁寧に説明をする場を設け、医師の確保について私も全力で努めてまいりたいというふうに思っております。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

ちょっと余談になりますが、現在の山下市長は、月に1回西土佐の総合支所のほうで職務を執行されているお話を聞いております。ゆえに、西土佐診療所も本当に直近の形で努力をされていると思います。

近年におけます中山間地域・地方にとりましては、医師確保は我が市だけではなく、大変どこも抱えておる大きな課題でございます。そしてまた、それ以上に都会にございます大学病院等は、医師不足ということもありまして、医師をなるべく大学へ戻そうとする動きも過去の間でお聞きをしております。そういった中で、なかなか情報が届かない、またいろんな情報網を通じて医師確保に取り組む必要があるのではないかなど。私、個人の議員といたしましてもただお尋ねするのではなく、いろんな情報を共有した中で、とにかく診療体制が取れるような医師確保を一緒になって努めていくのが必要ではないかなと私も考えておりますので、執

行部のほうでは、これまで以上の医師確保への動き、そしてまた議会としてもいろんな情報を共有した中で、西土佐地域の医療体制を守るためにもぜひとも医師確保へつながる動きを一緒にやっていきたいなと思っております。

次に移ります。

次に、現在建築中ではありますが、西土佐診療所の裏手にございます医師住宅の今建築が進められておりますが、これは、先ほど冒頭に課長から説明がありました常勤医師2名の体制の中の建設計画ということで今進められておるようでございますが、この住宅の今後の活用とこれらを医師確保につなげられるものとしてはどうかと、そういうところについて市のお考えがありましたらお教えを願いたいと思います。

■議長（山崎 司） 橋田西土佐診療所事務局長。

■西土佐診療所事務局長（橋田慎也） お答えいたします。

現在建築中の医師住宅は、本年7月下旬に完成予定となっております。新築の医師住宅は、医師の招聘を行う上で、大変よい材料の一つとなりますので、積極的にアピールし、これを活用していきたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

ぜひとも、すばらしい新築ができますので、これを目当てにお医者さんが来てくれるというのはちょっとどうかと思いますが、医師確保の一つの大きな材料になるのではないかなと思っておりますので、これも踏まえて医師確保へお力を継投していただきたいと思います。

次に、近況におけます西土佐診療所の患者さんの送迎についてお尋ねをしたいと思います。

現在、1名の常勤医師の状況によりまして、これまで行っておりました出張診療が今でなくなってきました。それでお聞きをしますと、週2回、地区を分けられた形で患者さんの送迎をされているようでございますが、現況におけます利用の状況についてまずお尋ねをしたいと思います。

■議長（山崎 司） 橋田西土佐診療所事務局長。

■西土佐診療所事務局長（橋田慎也） お答えいたします。

患者さんの送迎につきましては、奥屋内へき地出張診療所・大宮出張診療所・口屋内出張診療所の休廃止に伴い、患者輸送車を用いた送迎を行っているところでございます。

大宮方面につきましては、予約のある毎週火曜日に、奥屋内・口屋内方面につきましては、予約のある毎週水曜日に運行いたしております。

令和7年度の利用実績は、大宮方面・奥屋内・口屋内方面とも1回当たり平均3名程度のご利用をいただいているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

この質問に対しては、今朝冒頭で竹本議員が質問されておりまして、それとリンクする部分があると思いますが、形を変えてお尋ねをしたいと思っております。

非常に火曜日と水曜日、奥屋内・大宮・口屋内この地区におきましては、今朝竹本議員にもありましたように、免許返納によるとか、高齢によりまして運転をやめられた、そしてまた交通のあれがないという方が診療所を利用されている。それで送迎というのは非常にありがたいなと私も思っております。

そこで、次にお尋ねしたいのは、竹本議員の質問とかなりかぶっております。診療以外への患者さんへの送迎の対応についてでございますが、これは全ての一般ということではなく、少ない患者さんではございますが、週に火曜日・水曜日送迎で来られる患者さんに対して、帰りの道中とか、こういったことについて買物の時間とか、これは取れないのか、そこら辺について、運行上の問題もあると思いますが、その辺についてどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思えます。

■議長（山崎 司） 橋田西土佐診療所事務局長。

■西土佐診療所事務局長（橋田慎也） お答えいたします。

まず、患者輸送車の運行スケジュールですが、口屋内・奥屋内方面を例に取りますと、診療所を11時に出発し、各地区の患者さんを乗せて13時頃に診療所に到着、人数や診療内容によって時間は変わりますが、診療終了後、15時頃に診療所を出発し、各地区に患者さんを降ろし、17時頃診療所に戻ってくるというのが大まかな患者輸送車の運行スケジュールです。この中で買物ができる時間となりますと、診療終了後ということになるかと思われませんが、運行距離・時間も長く、患者さんの人数やお住まいの地区・診療時間などにより、運行スケジュールも日々異なってくることから、定期的に買物の時間を確保することには、難しい課題もあると考えております。

今後につきましては、課題等整理した上で、実施の可否について検討してまいりたいと考えております。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

多分奥屋内・大宮・口屋内地区からの送迎で来られる患者さんにつきましては、診療時間が終わった後も最後帰りは一緒になると思いますので、そのような観点から、ぜひとも今後途中で買物ができないのか、そういった時間を送迎の間に取っていただく、これについてはちょっと検討課題として、また検討していただきたいなと思っております。

以上で診療所については、質問を終わりたいと思います。

次に、2つ目に、四万十市シルバー人材センターの西土佐事務所廃止による影響についてお

尋ねをしたいと思います。

まず冒頭に、これにつきましては、市の所管事業ではありませんので、詳しくは質問できないと思っております。それを頭に入れた中で、可能な限りお尋ねをしていきたいなと思っております。

これにつきましては、3月議会で川村議員のほうからも一般質問されておりますが、私も4年間四万十市シルバー人材センターで作業をしてきました。

そしてまた、今回の四万十市シルバー人材センター西土佐事務所引上げによります統合の経緯についても、熟知をしている一人であります。

そんな中、西土佐地区の元会員さんの多くの皆様から、今回の経緯に至った様々な状況の切実な声をぜひ市へ届けてほしいという声があり、今回一般質問させていただくようになったわけでございます。質問なのか意見なのか分からない部分もありますが、構わない範囲でお答えを願いたいと思います。

まず、本年4月に西土佐事務所が、中村本所に統合されたわけでございますが、これに至る経過の中、西土佐地区の多くの理事、そしてまた会員さんは、今回の統合に全く納得をしない状況の中、統合がされました。やむを得ないこういった状況の中、西土佐地区においては、利用者からの依頼の声等が殺到しておりまして、やむを得ない状況の中で、西土佐地区において地理的状況、利用者の利便性を考慮する上での新たな地域支援事業「くらしサポート西土佐」、通称くらサポと言われておりますが、を立ち上げられました。

現在、くらサポの会員数は、28名が登録をされているとお聞きをしております。現在、くらサポの法人化を目指す中、近く2か月余りの活動・現状報告と今後について話し合いを持たれるというお話を聞いております。

それで、くらしサポート西土佐、くらサポでございますが、これの開設に対する市としてのお考えについてお答えができればお願いしたいわけでございますが、現在正式な団体組織に向けた取組をされているようでございます。シルバー人材は、公益法人であり、制度上、60歳以上の会員が原則となっているわけでございますが、西土佐地域が開設いたしましたくらしサポートセンターくらサポは、60歳以下でも就業可能となっているようでございます。

そしてまた、ちょっとイレギュラーな形ではございますが、現在西土佐総合支所の日直・宿直につきましては、現四万十市シルバー人材センターとの契約で運営をされており、また四万十市シルバー人材、そしてまた西土佐のくらサポとの双方で作業をされている会員さんもいるようにお聞きをしております。

そうした状況の中、今後市としてはどのようなお考えを持たれるのか、お尋ねをしたいと思います。

■議長（山崎 司） 中田高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（中田智子） お答えいたします。

議員がおっしゃられております地域支援事業くらしサポート西土佐の件についてですが、市のほうには、詳しい情報が入ってきていない状態にはなっております。先ほどご説明をいただきまして、いろいろとシルバー人材センターの事務局のほうにもお聞きした中で、市としてどういうふうに考えているかということでございますが、シルバー人材センターは、地域社会の活性化に貢献するとともに、高齢者が働くことを通じて、健康で生きがいのある生活ができることを目的に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、原則市町村を単位に設置されている公益法人でございます。

一方、地域支援事業くらしサポート西土佐は、詳細については先ほども申し上げましたが、把握はできておりませんが、住民が主体となって住民同士が支え合う地域の福祉活動であると捉えておりますので、地域コミュニティの向上にも寄与する取組であると考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

すみません、後になりましたが、資料1をお願いします。

これが西土佐でつくられました地域支援事業、通称くらしサポのチラシでございます。これを西土佐事務所が廃止された後、やむを得ない状況の中で、作業を止めるわけにはいかないということで、やむを得ずこういったチラシを作って、利用者の方に啓蒙しているのが今現状でございます。

先ほど課長からありましたように、大変複雑な状況の中での西土佐事務所の統廃合という形になったわけでございますが、私も先ほどありましたように4年間シルバー人材で作業をしておった中で、本年2月12日に統廃合についての説明会が西土佐でありました。それまでも自治会等でこういった統廃合についてのお話はあったようでございますが、統合目的ありきの話というか、一方的なような状況であったともお聞きをしております。現に2月12日の説明会では、これは西土佐社会福祉協議会の会議室のほうで行われたわけですが、シルバー人材センターの意見としては、社協との共同事務所の存続は難しいと。そしてまた、他団体との金銭の取扱いがあった。これは、いわゆる四万十市シルバー人材センターのコンプライアンスに反する。そしてまた、消費税をシルバー人材が払わなければならなくなった、そういった意味の是正等含めた中で西土佐事務所を廃止をするという説明があったわけでして、これまで西土佐の事務所、そしてまた作業、会員等ついて、利用者とのトラブル・問題も一切起こってない。地域なりのやり方できた西土佐地区のシルバー人材であったわけですが、これが一気に統廃合されるということで、利用者の方からも大変不安な声も出ていたのも事実ですし、そしてまた、会員さんからもこれまでと同じようなことができないということで不安の声がある中で、こういった新たな組織が出来上がったのが事实现状でございます。

そして、現在事務局といいますか、正式な団体ではございませんので、その方が、今いろんな利用者からの依頼であるとか、作業員配置、それをお願いしている事務方が今頑張っていたいておるわけですが、事務局を担当されている方の話によりますと、チラシを配布しながら、これまでに西土佐地区で行ってきましたいろんな作業の中で、西土佐地区の事務所がなくなることに對して、地域の皆さんの大変切ない思いをたくさん聞かせていただいたとお聞きをしております。そして、事務所がなくなることで、夜も寝られないほど心配をしていた、これはちょっとオーバーかなと思いますけども、現に例年何回も依頼を受けた利用者の方もたくさんいるのも事実でございました。そんな中、新たに西土佐地域で地域支援事業のくらすボができたことについては、安心をしたと。これまで利用されてきた高齢者の方にとっては、涙を流して喜んでいただいた話もお聞きをしております。それによりまして、西土佐にできた事業所について、もう隣の人にも早く教えてあげてと言われたとお聞きをしております。まだ現段階では、制度にのっとった正式な組織ではありませんが、こういった状況の中、やむを得ない状況での事業所を立ち上げた西土佐でございます。市として、今現にこれに対する支援、いろんな意味の捉え方は難しいと思いますが、片や四万十市シルバー人材センターというのは、補助団体の一つでございます。そんな中で起こった今回のこの西土佐地区・中村地区の問題でございますので、今後ともこういった内容を精査していただいて、これから正式な団体に向けたくらすボが立ち上がっていくと思いますので、2つの団体がということは非常に言いにくいわけでございますけども、地理的そしてまた利用者の利便性等を考えますと、どうしても西土佐地区には西土佐地区のこういった事業が必要だと思っておりますので、これは私の意見とまた今後の検討でございますが、こういった状況の中、現在双方で会員さんで作業をされている方もいますが、正式な組織が立ち上がっていけば、決して、これは四万十市シルバー人材センターに半旗を翻すわけじゃなく、西土佐の状況がどうしても西土佐でなければならないという地理的条件もありますので、そういった形で今後この団体が立ち上がっていくと思いますので、市といたしましても、こういったことの支援ができるのか、今後詰めていただく中で、ご検討をお願いしたいということで、この質問については終わりたいと思います。

次に、3つ目でございます。

地域公共交通についてお尋ねをしたいと思います。

今朝ほど竹本議員のほうからも、地域公共交通、運転免許返納によります様々な特典であるとかいろんな質問がされておりました。

近年におけます中山間地域、どこも一緒だと思いますが、人口減少がもうかなり進む中、中山間地域においては、ますますこれまで以上の地域公共交通への依存度が高くなってきている現状があると思います。

そんな中、人口減の中でございますが、今後の地域公共交通の在り方について、まずお伺いをしたいと思います。

その中で、現在西土佐地域中村線にあります西土佐中村線、1日3便通っているわけですが、これの利用状況、そしてまた併せまして、黒尊線、これも西土佐中村線との関連がある路線でございますが、この2つの路線の利用状況について、それぞれ西土佐中村線、そして黒尊線の利用者数の現状、これについてまずお尋ねをしたいと思います。

■議長（山崎 司） 佐川総合支所長兼地域企画課長。

■総合支所長兼地域企画課長（佐川徳和） それでは、私のほうからお答えいたします。

市が運行しております黒尊線と先ほど西土佐中村線というご紹介がございましたが、高知西南交通が運行しております江川崎中村駅線の利用者数について、過去3年間の状況をお答えいたします。

なお、利用者数の集計期間につきましては、黒尊線については、4月から3月までの年度集計になりますが、江川崎中村駅線につきましては、高知西南交通の事業年度である10月から9月での集計となりますことをご了承ください。

まず、黒尊線ですが、上り・下り合わせて、令和5年度は403人、令和6年度は348人、令和7年度は239人です。

続いて、江川崎中村駅線ですが、上り・下り合わせまして、令和5年度は4,159人、令和6年度は5,522人、令和7年度は5,881人となっております。

以上です。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

この数字が多いのか少ないかというのは、ちょっと私も判断をしかねるわけですが、当然江川崎発のバスについては、口屋内で運転手さんが交代をして、バスはそのまま中村駅まで行くという路線になっております。私も何回か乗ったことはありますが、乗られる方にとっては、乗換えではなく、運転手さんだけが交代するという路線でございますので、非常に利便性はある江川崎中村線の運行路線でございます。

それで、もう一つの黒尊線でございますが、令和5年度が403人ということでございまして、多いのか少ないのか、ちょっと私も判断しかねるわけですが、唯一の黒尊線、口屋内から奥屋内奥まで、黒尊まで通っているバスでございます。非常に一つしかない公共交通でございますが、やはり先ほどありましたように、免許返納をされた方とか、高齢者にとりましては、バス停まで出ること自体がままならぬといった状況も最近出てきております。

そういった中でお聞きするのは、エリア的に、例えば奥屋内地区の皆さんにとりましたら、愛媛ではなく、中村地域を利用する方が多いようでございます。医療関係も中村が多いという話も聞いておりますが、そういった中、黒尊線を使いまして、口屋内までまず行きます。そこで江川崎から来ました中村線のバスに乗り換えて中村まで行かれて、そしてまた中村駅で医療にかかったり、それから買物をして、また逆コースで帰ってきて、今度また奥屋内地区へ帰っ

ていくと。大変高齢者にとりましては、帰り、荷物もあったりとか、そして大変なわけで、そしてまた、地理的状況もあり、バス停から荷物を抱えて家まで帰らなければならないといった、大人数ではございませんが、利用者にとっては、大変な状況もございます。

そしてまた、四季を通じて雨の日もあれば、寒い雪の日もあるし、雪が降ればバスは運行中止になるわけでございますけども、そういった中、本当に地域の住民の足となる公共交通、非常に重要でございます。

そこで一つお尋ねしたいのは、黒尊線についてでございますが、先ほど利用者数については、周知をいたしました。その中で、黒尊線のデマンドエリア、これにシフトを変えることができないのか。といいますのは、先ほども言いましたように、例えばバス停までがなかなか厳しい。そういった中で、できればもうちょっと細かなこちらサイドの利用ができる公共交通が欲しいという声もありますので、これはすぐには無理と思いますけども、路線バスの利用者数というのが、現在運行上、採算的には大変厳しいと思いますが、これらを考慮した上で黒尊線、これらのデマンドエリアの拡大についてお考えはできないのか、それについてお尋ねをしたいと思っております。といいますのは、一つ441の口屋内バイパスが、もういよいよトンネルも抜け、今中の整備をされておるようでございまして、来年令和9年度のある時期には開通をしたいと思います。黒尊線を利用された市民の方にとりまして、トンネルは通らずにそのままバスは行かれるのじゃないかなと思っております。それらを踏まえて、黒尊線のデマンドエリア化、これについてのお考えが取れないか、それについてお尋ねをしたいと思います。

■議長（山崎 司） 佐川総合支所長兼地域企画課長。

■総合支所長兼地域企画課長（佐川徳和） それでは、お答えいたします。

黒尊線につきましては、現在路線定期運行、いわゆる時刻表どおりにて巡行を行っております。この運行方式につきましては、いつバスが動いているかが分かりやすく、初めて乗車する方でも利用しやすい一方で、今議員からご紹介のありましたように、バス停などへの移動が、高齢者の方には大変負担になることや、また利用者がいない状態でも運行を行うため、無駄が生じてしまうというデメリットもございます。所管課としましても、これらの問題について認識をしておりまして、昨年度から課内での検討を行っております。

そして、今年度より利用者数や地域の状況を踏まえて、利用者の利便性向上や経費の削減が可能となるよう、デマンド交通、区域運行への転換に向けて、一部関係者との協議を始めたところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

なかなかすぐには難しいとは思いますが、人口も減っていき、利用される方も減っていく中で、残された方の利便性を考えれば、やはりそれとまた先ほどありました利用の頻度、そして

また採算性を考えた上で、ぜひともデマンドのエリア化については、さらにご検討をお願いしたいと思っております。

以上で地域公共交通については、終わりたいと思います。

次に、市道市野々線改良状況についてをお尋ねしたいと思います。

その中で進捗状況について、まずお尋ねをしたいと思います。

現状での市野々線の進捗状況と今後の計画についてお尋ねをしたいと思います。

私のちょっと認識不足ですが、市野々線につきましては、未改良区が3か所まだ残っているように思いますが、間違っておれば訂正をお願いしたいと思います。この今後の進捗、そしてまた計画についてまずお尋ねをしたいと思います。

■議長（山崎 司） 田中産業建設課長。

■産業建設課長（田中邦典） お答えをいたします。

市道市野々線につきましては、愛媛県松野町に通じる重要な路線としまして位置づけ、継続して改良を進めておるところでございます。

先ほど議員がおっしゃられたように、3か所の未改良区というご認識だったかと思いますが、詳細につきましては、総延長2,380mのうち、未改良延長が110m、箇所数で言うと2か所でございます。それとプラスして、県境付近におきまして、今般のり面保護を目的として設置しておりましたのり枠に滑りが生じておるという状況でございまして、維持管理上、放置できない状況となっておりますので、この1か所、合わせまして3か所という状況になっております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

この未改良区2か所については、今後の計画というのは、なかなか難工区でございますので難しいとは思いますが、1か所は県境辺りののり面というふうにお聞きしましたが、残り2か所については、未改良区、今後どんなんでしょうか、そこについてお尋ねしたいと思います。

■議長（山崎 司） 田中産業建設課長。

■産業建設課長（田中邦典） お答えいたします。

まずは、先ほど申しましたとおり、のり枠に滑りが生じておる箇所、これがなかなか喫緊の部分でございますので、県境付近のまずこののり面工事に着手をいたしております。これにつきましては、令和9年度に完成の見込みでございますので、残る工区につきましても、用地取得が可能な箇所から順次改良を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

なかなか未改良工区につきましては、大変現状が厳しい路線、私も何回も通りますけど、なかなか工法的に、用地も含めてですけど、大変難工区ではないかなと思っておりますが、市野々線につきましては、地元の住民の方にとりましたら、愛媛へ向けての唯一の路線ということで、できるだけの整備をとという声もお聞きをしておりますので、この辺については、今後計画どおりの進捗をぜひともお願いしたいと思っております。

じゃあ、次に移ります。

すみません、資料２－１をお願いしたいと思います。

すみません、ちょっと見にくいですが、これは平成27年11月30日に四万十市へ出された要望書のコピーでございます。ちょっと見にくいですが、これを併せましてお尋ねをしたいと思いますが、権谷の大江地区、市野々線とは直接関わりはないわけでございますけど、ここにあります通称むくろじ橋、この改修について、平成27年11月30日に地元地権者・区長名の署名で出された要望書でございます。11年が経過をしております。その間、亡くなられた方も1名ございます。そしてまた、もう一名は、署名された方のご家族も亡くなられております。そしてその状況の中で、救急車が入らないことで、家からストレッチャーにより対岸の救急車へ搬送されて病院へ行ったという現状もこれまで起こっております。

市のほうは、これまで私が知っている状況の中では、市野々線の改良を進めるのか、またそれを止めてむくろじ橋、通称ですが、この橋の改修にかかるのか、地区での判断をしていただきたいということで、市のほうからは地区へ判断を委ねられているということの話を聞いております。

しかしながら、もちろん利用される多くの地域の方にとったら、市野々線の改良のほうがまず望まれるとは思いますが、しかし要望書を出された方たちにとりますと、やはりもう本当に狭い橋でございますので、要望書が実際本当に可能なのか、それとも将来的に、もう出ただけで駄目なのか、そういった声を最近聞くようになりまして、これは要望書としての市の扱いについて市の考えもお聞きしたいわけでございますが、ここですみません、資料２－２をお願いしたいと思いますが、すみません、まだ出ませんね。

まず、ここでそしたら、この要望書について、これまでの経過を踏まえた中、市の見解をお聞きしたいと思います。

■議長（山崎 司） 田中産業建設課長。

■産業建設課長（田中邦典） お答えいたします。

まず、権谷地区・大江地区にございます通称むくろじ橋の改修についてというご質問でございますが、先ほど議員のほうからご提示がありましたとおり、その要望書を確認させていただきますと、この橋梁につきましては、昭和38年に地区の皆様のご負担によりまして架設されたというふうにお伺いしております。昭和38年に造られたものでございますので、老朽化が進んでおるということに加えて、先ほど議員も申されたとおり、通行車両、大型車は現在

におきましては、幅員も十分でないということを認識しておるところでございます。平成27年にご要望をいただいた折、橋梁も含めて人家へ通ずる道路が直ちに市道へ編入できる要件を満たしていなかったということもありまして、市として対応するのは困難である旨、地元に対して回答をさせていただいております。

しかしながら、後になりまして、地元で管理することが難しくなることも当然想定をされておりましたので、将来的には市道として整備、供用することを前提といたしまして、現在、起終点のみを指定する市道認定を行い、現在に至っているところでございます。ただし、現状といたしましては、道路区域の決定及び供用開始の手続ができていないことから、現状では市が管理すべき道路となっていない状況ということでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

現状は大変厳しいとは思っておりますが、要望書を出された方にとったら、切実な願いというのを私もお聞きをしております。

今ちょっと写真が出てますが、見にくいですが、車が1台映っていると思いますが、この手前がむくろじ橋という橋でございます。軽トラックがようやく1台が通れるかなと。この地区の方は器用でございます。慣れておりますので、乗用車でも膨れて家の下まで入っている方もおいでるようでございますが、車の側面をこすったりというのは、もうしょっちゅうだというお話も聞いております。

そういった中、なかなか市としてのこれに取りかかるということは、大変ではございますが、一案として、現状の橋は置いたまま、例えば別のところから橋を架けていく、そういったことは考えられないのか。先ほど課長のほうからは、起終点については認定をして、市のほうがされていることをお聞きしましたが、現況の橋を置いたまま新たな設置ということはできないのか。といいますのが、最近公共工事における橋梁の改修等につきまして、今までですと、橋台部分から全部床版については、もう一から全部設計した上で建築をしてございましたけども、最近になりまして、床版部分については、既製品といいますか、公共工事に可能である工法が最近できるということで、そういった若干これまでの工法よりか安易な形でできるのではないかなということもお聞きしておりますが、これらについて市のほうのお考えはありますでしょうか、お聞きしたいと思います。

■議長（山崎 司） 田中産業建設課長。

■産業建設課長（田中邦典） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられましたように、私もむくろじ橋、仮称でございますが、こちらについては現状を承知しております。特に取付け部分につきまして狭いというようなことで、なかなかご不便もされていらっしゃるということとは、認識をしておるところでございます。

改修の手法ということでございますが、こちらにつきましては、議員ご提案のような簡易と  
いいですか、既設の物を活用するという方法も一案ではあろうかというふうに認識をしようと  
ころではございますけれども、当該橋梁につきましては、橋台も含めまして、現行の耐震規制  
をこれは満たしていないという状況でございます。その結果、架け替えが必要になるであろ  
うということ、それから生活道である既設橋梁の通行確保をしながら工事を行うという必要がご  
ざいまして、これにつきましては、多額の費用を要するということが懸念されます。したが  
いまして、国・県の補助事業を活用しないとなかなか難しいという状況になってござい  
ますが、先ほどの質問にありましたとおり、現在権谷地区におきましては、地元との協議により  
まして、市道市野々線の改良を優先するというようなことで申合せをして事業をしてお  
る状況にございますので、同位置地区へ同補助事業を複数導入するということは、大変  
難しい状況ではございます。

したがいまして、今後の展開につきましてですけれども、これまで同様、地区のご  
意向・ご意見もお伺いしつつ、優先順位をつけながら、取り組んでまいりたいという  
ふうに考えておりますので、ご理解いただけたらというふうに存じます。

以上です。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

これは通告にはなかったわけですけど、課長、例えば市野々線、今年度県境近く  
ののり面の工事をされるということで、令和9年度には完成されるということ  
ですが、残り2か所のいわゆる未改良区、何工区になるのかちょっとあれ  
なんですけど、これを地元の声が、例えばそれを置いて、この橋をや  
ってくれとかということになれば、これにかかることができるのかどう  
なのか、そこら辺ご答弁できましたらお願いしたいと思いますが。

■議長（山崎 司） 田中産業建設課長。

■産業建設課長（田中邦典） お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、当該地区につきましては、2つの大きな工事  
というか、工区がありまして、それにつきましてどのようにしていくのか  
というのを従来から地区のほうと意見をお伺いしながら実施をしてい  
るところでございます。先ほど議員がおっしゃられましたように、市  
野々線これをやめて、むくろじ橋のほうにというご意向がありましたら、  
そちらのほうももちろん検討はさせていただきたいと思いますが、先  
ほども申しましたとおり、橋梁の架け替えということになると、恐ら  
く多額の費用が生じてくる。それから、あと橋梁だけではなくて、こ  
ちらのほうは、砂防指定をされておる河川であるというふうに認識を  
しております。そうなりますと、なかなか橋梁のみではなくて、断面  
確保のための施工等々の設計も必要になってまいりますので、ご意  
向もお伺いしつつも、そのような状況も把握をしつつ検討していく  
必要があろうかというふうには考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） 分かりました。

大変無理な質問をしましたが、ちょっと話は元に戻りますけども、要望書を出された地区の方ですが、権谷地区全体にはなと思いますけども、なかなか実際市野々線の改良を先行されとる地域の声が多いと思いますが、逆に要望書を出された方は、大変声が出しにくい状況だと思うんです。

しかしながら、先ほどありますように切実なこのような現状で日々生活を送られている地域の方々にとりましたら、切なる願いでの要望書であるということは、ご承知いただいておりますが、こういった要望書を出された方へのご理解、説明というのは、市としてはどのようにされているのか、お考えになっているのかありましたら、お尋ねしたいと思います。

■議長（山崎 司） 田中産業建設課長。

■産業建設課長（田中邦典） お答えいたします。

この要望につきましては、やはり地区からというところもございますので、どうしてもそちらの全体としてのご意向というところにお答えするべきところではありますけれども、もちろん先ほども申しましたように、私も現状を把握しております。その中でご不便をされていらっしゃる少数でありますけれども、住民の方々もいらっしゃることは十分承知しておりますので、そういった少数の方のお声もお伺いしながら、今後また協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

これについては、現状が現状だけに、なかなか答えを求めることは難しいと思いますが、一つだけ、これはまた今後の検討としてお願いしたいのは、先ほど課長言われました砂防と言われましたか。に指定がなつとるということでございますが、先ほど私も申しましたように、私も熟知はしておりませんので、なかなかちょっと言いにくいわけですが、最近先ほどありました新たな工法で公共工事に適用されている簡易な床版を取り付けていくという工法です。実際、本当にそれで耐震化というのが図られないのか、そこら辺については、ぜひともまた今後検討していただいて、できないのであれば了解でございますけど、可能性があるのであれば、新たな工法については、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

以上でこの質問は終わりたいと思います。

次、最後になりますが、分館活動についてをお伺いしたいと思います。

これは、西土佐地域だけではなく、中村地域にも3つほどあるとお聞きをしておりますが、これは、本年度当初の西土佐地区の区長会の中で、執行部のほうから説明があったようでござ

いますが、これは、公民館条例廃止に伴う今の現在の分館活動の今後についてという説明があったようでございます。その後、各地区へ区長さんが、地区の総会とか地区の会の中で、地元住民への説明があったようでございますが、なかなか十分に伝わってない状況もお聞きするとあるようでございまして、私のほうへも、分館がなくなったら困ると。昔ほどの活動はないにしても、唯一分館があるから、この地域が活性しているのに、なぜなくすんやというような声があるようでございまして、区長会での執行部が説明された内容が、十分地区へ伝わってないのではないかなということで、今回改めてこの問題について執行部のご答弁をいただきたいと思います。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 公民館の分館活動について答弁させていただきます。

四万十市における公民館事業につきましては、しまんとぴあの建設に伴いまして、右山にあった中央公民館が廃止となったことから、現在は公民館本館がない状況で、分館のみが存在している状態となっております。このことから、今後の公民館事業の在り方について令和7年度より検討してまいりました。その中で、実際に活発に活動を行っている西土佐地域の分館長や分館活動推進委員となつていただいている西土佐地域の区長の皆さんに状況の説明、あとは情報提供などを行って、意見交換を行ってまいりました。その検討の結果、現在の方針としましては、公民館条例は廃止し、公民館分館として存在しております建物については、新たな社会教育施設として整理し、現在行っている分館活動については、地域コミュニティとしての任意団体の行う社会教育活動として、これまでと同様の支援を行うこととしてまいりますので、引き続き活発な活動を行っていただきたいと考えています。

この件は、さきの西土佐地区区長会及び西土佐地域の分館長会でも説明をさせていただき、ご理解をいただいたことから、現在条例・規則等の整備に向けた準備を行っているところで

す。

議員が心配されている誤った情報の伝達に関しましては、昨年度の意見交換の過程において、公民館条例が廃止となるという情報のみが独り歩きしてしまったのではないかと推測するところですが、今後、制度設計が整いましたら、また広報等を活用して周知することで、皆さんにご安心していただきたいと思いますと思っております。

以上です。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。

決して区長さんの伝え方が悪いという問題ではないと思うんですけども、ただ地区への捉えられ方が、ちょっと説明とは違う部分がというふうに私もお聞きしておりますのでお尋ねをした状況でございます。

ということで、今課長から答弁いただきましたが、分館活動については、これまでと同様に

支援をしていくという認識でよろしいのでしょうか。

また、この中には敬老会とか、そういったのも分館活動でこれまで行ってきておりますが、各地区の現状でのこれらの活動についての支援等については変わらないということによろしいのでしょうか。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 現在、分館活動として行っている活動については、これまでと変わらず、できる形で検討を進めてまいりますので。

■議長（山崎 司） 小出徳彦議員。

■17番（小出徳彦） ありがとうございます。了解いたしました。

それでは、この点については、市長、また今年度市政懇談会があるようでございます。こちらから言うのはどうかとは思いますが、こういうふうな捉えられ方をしている市民の方もいますので、できれば市政懇談会の中で、分館活動についてはこれまで同様支援をしていくということを市のほうからまた説明をお願いしたいなと思っております。よろしいでしょうか。

ということで、これをもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で小出徳彦議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

午後2時52分 休憩

午後3時10分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、上岡 正議員。

■16番（上岡 正） それでは、49回目の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大学誘致失敗に伴う使用借地契約の解除についてお聞きします。

私、反訴状を見てみますと、読んでみますと、市長と学校の理事長さんが損害賠償をしないということで解除を合意したというふうに反訴状の中で書いております。それは事実なんでしょうか、まずはお聞きしときます。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） 契約の解除等を行うまでに補助金の返還や損害賠償をどのように取り扱うかを具体的に庁内で検討していた事実もなく、法人と合意した事実もございません。

以上です。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 最後のところ、ちょっと聞き取れなかったが、もう一回お願いします。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） 損害賠償等を行わないと言ったような具体的なことを検討した事実もなく、法人側と合意した事実もございません。

以上です。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） そういうことであれば、反訴状にうそが書かれとるという認識でよろしいでしょうか。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） うそといいますか、こちらのほうとしては、そういった事実はないというふうに認識しております。

以上です。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 了解いたしました。

私、この解約については、昨日も川渕議員が質問したわけです。その中で決裁文書の中でもいろいろと問題があったと。しかし、伺いに書いとんですけんど、それはない。どんな問題があったか我々には分からない。

ついでですので、後から質問しようかと思っておりましたが、このことを先に片づけときます。

実は、解除はここに伺いがあるんですが、令和5年3月15日に起案をして、次の日に決裁になつとります。市長も第二副市长も第一副市长も判をついとります。そこで、決裁日は令和5年3月16日、解除をした日にちは3月23日、1週間後契約を解除した、双方が判をついた日にちは。そういうふうに私は書類から確認しておりますが、間違いありませんか。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） 間違いございません。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） そこでお伺いします。

これ解除したのですから、初めに契約したんです。初めの契約は、令和4年4月1日に起案をして、決済日は同じ令和4年4月1日、契約日も令和4年4月1日、そのことについて確認しとしますが、間違いありませんか。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） 下田旧中学校の賃貸借については、間違いございません。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） そこでお伺いします。

私は、この問題、契約日が決裁日と同じで、それも4月1日に代わられた、ご答弁ください

ました竹田課長が決裁をして、私、4月1日に相手方の判がそろってませんので、地方自治法234条に違反するんじゃないかというご質問もしたわけでございます。その答弁が、執行部のご答弁としては、自治法にはどういいでしょうか、違反しとるも違反してないとも答えてないんです。そこで私のほうは、このように理解をしとります。同じように判がそろった自治法では、記名して押印をした日というふうに書かれておりますので、私はそれは4月5日ですよということで、4月5日は認めてもらっております。それで、課長はこのように言ってます。4月1日は決裁になったから、ちょっと待って、文書見てみますから。

読んで見ますと、答弁を。4月1日に市と大学双方の合意があり、決裁も完了していることから、契約内容の有効は4月1日から発生すると。そして、双方の押印が4月5日に完了しましたので、そこでこの契約が確定したというふうに考えておりますので、違反しているというふうには考えてないと、そういうご答弁をいただいた。私は、決裁内容が契約内容にも挟まれておりますので、決裁を行ったときは、これから有効というふうには思ってますよ、言うたとおриと思います。しかし、契約日は確定した日、判がそろった日が、地方自治法によるところの私の解釈では契約日になるというふうに、この答弁からも私は思っております。私は、そのことを前市長さんに問うたときに、前市長さんは、法律の専門家やないから、地方自治法分かりませんという答弁がありました。そして、最後には、再度私が答弁を求めたところ、精査してみると、こういうふうにも言われました。そういう中で竹田課長、私はそのように理解してます。

もう一つこれに付け加えて言いますと、先ほどの決裁文書です。契約を解除したときには、先ほども言いましたように、3月16日に決裁したんですよ、令和5年の。契約日は判がそろった3月23日です。整合性が全然取れてないんですね、同じ大学の事業をしょって。決裁日じゃないんですよ、契約日が。そのことについてどのように私は理解したらいいのか、教えてください。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） まず、賃貸借契約のほうは、私も答弁しましたように、4月1日時点では両方の合意が得られてたと。その日が契約日になるというふうに答弁しております。

今回の解除のほうは、決裁日が16日なのに、契約日の日付が23日になっているのがおかしいということだと思います。それについては、決裁の日と双方の合意の日が、ちょっと私もお互いの合意の日がどうだったかというのを、この解除の契約についての日がちょっと分かりませんが、あくまで合意が取れた日ということであると23日がそうであったんじゃないかなというふうに私は考えております。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 全然そんなこと適当に言わんとってくださいや。同じあなたの部下で、

塚谷さんが補佐か係長か知りません、契約係です。同じ判が据わっとなですよ。竹田課長は、決裁日は双方が分かった日やけんって答えちょんですよ、ここで。ほしたら、このときも同じような扱いをするのであれば、3月16日の決裁日やないか、私はそう思うんですが、そこでこの間に私が地方自治法違反じゃないかと何回も質問しました。その中で、違反か違反やないかというか、効力が発生した日が4月1日やけんと、決裁日やけんという答弁しとんですよ。確定したのは、やっぱり判がそろった4月5日やって答弁されとる。このときは4月23日に判が据わったんですよ、向こうの判が1週間後に。このときは急いでますから、前のときは5日間であつたんですよ。だから、やはり後者を見ると、判が据わらんと、地方自治体は、私は契約が成立してないと思つたんですよ。このことについては、もうこれ以上論議することはないけど、そういう認識やけん、そのときに合わせて執行部が都合のええような解釈をして答弁をされちよるという認識で私はおりますが、そのことについて反論があれば反論してください。私はそのように断言して言い切つときます。このことについては反論がなければ、これで終わります。

次に質問をします。

ちょっとモニター、構ざったらやっていただきたい。

私は、今回のこの事業の後始末で、非常に残念に思うのは、今後ろの傍聴人の方は見えないと言っていました、また僕も見えないが、この文書は、まさに大学が認可されてできるかできんかというときに、令和4年8月23日に申請をしちよったもんについて認可の申請を大学がしてくれていたあれについて、文科省から8月23日にクレームがついたと。このクレームというのが、この文書というのが、大学には8月23日に着いて、着いたことによって8月24日に前市長、副市長、推進室の室長さん、大学側は2人の方の5人で話合いを持たれてます。分らんことがいっぱいあるんですが、この文書が、私は4つの直しが書かれとるんですよ、4つ。非常に厳しい4つとも項目です。特に3番目、前市長が言われた学生の確保が難しいって3番目のことを言よんですが、4つ是正事項があるんですよ。私は、これを8月23日で、9月12日まで20日間で大学が文科省のキャリアの役人さんに好意的に納得する資料が作れないと。私は思うんですよ。そこでお聞きします。

この資料、今までの中では、執行部は私が3月に聞くまでは、軽微だとか、簡易な直しだというふうにこの場でも質問の中でも何回も繰り返しておりました。何回も繰り返していた。簡易どころか、これを見たら、8月23日に来て24日の説明会のときに話合いのときにこれを見たら、ほとんどの方が駄目やないかという判断をするはずですよ。

そこでお聞きします。

この文書は、3月議会では、田能前副市長は全然見てないと。大学からも説明を受けてないと、こういう話でしたが、再度確認しときます。その席におった方が一人おるんですが、今の副市長も市長もこの席におったわけじゃありません。前副市長が見たことないと、これもその日は見ざつたと、こう言うよりますが、間違いありませんか、再度確認しときます。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） 答弁いたします。

今お示しの書類については、これまでの答弁では、書類を受領した明確な日は不明であるというふうにお答えしていましたが、令和5年3月1日の学校法人の担当者からのメールで、補助金の実績報告書の添付資料として提出があったことが3月議会以降に判明したところです。

なお、そのメール以前にこれらの書類を市が受け取っていたかどうかは、記録等もなく、不明でございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 私もメールが3月1日に来ちるのは、理解しとんです。それはそれでいいんです。その24日はなかったと。ここで一番大事なのは、何のための話合いぞと。文科省から何らかのご沙汰があったけん話合いを持たれたと、そうですね、24日は、次の日ですから。そこで、そのご沙汰を文科省の大学の説明だけで簡易なものであったと、それだけでその会は済んだと、議事録も取ってないと、そういう3月議会の答弁でございますが、私は何のための話合いぞと。どういう文科省から指摘があったのかと、当然前市長も副市長もまた管理職の担当の副参事も聞くべきであったと。なぜ聞かないかんかというたら、8月末には認可が下りる予定ということで過去の議会では答弁してます。その中の23日と24日ですよ、直しが来たんです。そこで何も大学の言う話ばあ聞いて簡易ですよということで済ませたこと自体、私はどんな仕事をしようかと思っております。そのことはそれで聞かざったということで、そこで竹田課長が今話してくれましたが、3月1日はメールが来ちよることは、私も疑っておりません。そのとおりであると思うんです。そこで、ちょっと見にくいんですが、この文科省からの審査意見書、意見書のここに、意見書の上に8月24日というふうなマーキングがあります。皆さんのタブレットの中では薄くなっちゃるかもしれませんが、あります。そこで、私は今まで誰が受け取ったかと、この書類をとということを3月議会でも問うてきました。答えは担当者に聞いたが、記憶にないということの答弁でございます。私は、3月1日にメールで来た文書を、この文書があったのは、裁判するために、資料集めのために推進室のファイルの中にとじとった文書があったというふうに答弁をされてます。

そこで、3月1日のメールが来て、なぜ8月24日だというふうに推進室の職員は2人です。どちらかが8月24日だというふうに書いたんです。そういうふうに答弁もあります、どちらかが書いたと。そのことについての答弁では、ある程度誰が書いたかというのは、2人のうちのどっちかに聞いたら、どちらにも聞いたら、私が書いた字ですというふうに答えられておりますということまでは分かっております。そこで、3月1日に来たメールを8月24日と書くのかと、私は8月24日に書いたとは思いません、どう考えても。8月24日にもらったから、8月24日というふうに書いたとしか想定推理できません。そこで、8月24日の午後から、うちに

おった大学の職員と京都から来た職員と5人で話し合いました。それが終わった後に、うちにおった大学の職員からうちの職員に、どっちとは言いませんが、私は多分普通であれば、上司のほうに渡して、上司から預かった職員が日にちを書いてファイルに留めたと。私は、やはりこの種の大事な書類は、受付印を押して、決裁を取って、いつ来たか、誰がもらったのかという処理をせないかんのに、ファイルに留めたと。それには理由があるでしょう、受付にも。私はそのように想像をしています。推理をしておりますが、そのことについて、いつかも分からんという、いつ誰がもらったかも分からんという執行部の答弁です。私はそのように推測しとんです。8月24日にもらったら、25日は、2億4,000万円の大学に補助を出した日、次の日は。それから9月5日は、9月議案に議案を出しちよった中学校の工事先議を前市長が求めた日、そういう大事な、今回の裁判でもこの2つの補助金と工事費、損害金の2,000万円、トータルして7億円の6割、7割を占める金額がその後出とるんです、この後に。そういうことで非常のこの文書というのは、いつもらって誰がもらってどうしたか。議員にも委員会にも何ちゃ報告がない。もしこのことが、24日にもらったことが、仮に24日にもらって、議員の皆さんに説明されたら、私は9月5日の先議も結果が変わっておったかもしれないと、そのように私は思っております。

そこでお聞きします。

この文書、3月議会には誰がいつもらったのか全然分からない、こんな大事な文書を。3月1日にはメールが来ちよる。その後調べた結果、いつ誰が誰からもらったのか、教えてください。前回の答弁は、うちにおる大学の職員からうちの職員はもらった、あるいはいつ誰がという記憶がないというふうなニュアンスで答えております。そのことについて誰がいつ誰から分かっとなる範囲で教えてください。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） 繰り返しになろうかと思えますけど、この書類が先ほど言いましたように、令和5年3月1日の学校法人担当者からのメールで届いたことは、判明しておりますが、それ以前に市が受領していたかどうかは、不明ということになります。

以上です。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） じゃあ、先ほども言いましたけど、8月24日というて職員が書いとる。その職員にも私聞いたら、私を書いた筆跡だというふうに認めております。その職員が3月1日に来たメールを、半年後に来たメールを、8月24日にたまたま説明会があったその日を入れますか。それには、私は3月1日のメールの文書をコピーで出してしもうたがじゃないと思ってますよ、どう考えても。私は、先ほども言うた次の日には、2億4,000万円の補助金を渡す、認可もないのに。そんな大事な書類です。それを向こうが大学の説明で簡易なものであれば、そこで議事録も取らなくて、しゃんしゃんと終わった、時間にしても10分足らず、少し

やったと。わざわざ京都から来て、私は済んだ後に、京都から来た管理職だと思うんですが、その方がうちの京都の職員に渡して済んだ後に、私は渡したと推測したんですね、推測です。そうじゃないと8月24日というふうに3月のメールを書くわけがない。なぜそれを財政課長も企画課長も共有して、来た文書を、仮に8月24日の済んだ後でもうちの中で協議をしておれば、8月25日の決裁を取った補助金出すんがも銀行は止めれた。

また、これがあって、本当に認可は危ないねということが執行部で共有できておれば、先議もかけんどころか、議案を認可が下りるまで下げた可能性だってある、そういう大事な8月24日のマーキングそのことさえ、この場に及んで明らかにできない。聞いてみると、いつもらったか、誰にももらったか記憶にないと、2人とも。記憶にないんでいいんでしょう、もう一回問います。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） おっしゃられるとおり、8月24日のメモ書きについては、いつ、またどのような目的で記載されていたのかどうかは、不明でございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 書いた人は分かってます。8月24日といって、なぜ書いたかという、職員は記憶もなぜ書いたかと、いつ受け取ったということは分からんと言いますから、まず私の推測せなしようがありません。8月24日にもらったと、メモは書いてます。それは会の前やない。なぜかと言うたら、田能前副市長は、このメモを見てないということですから、会の前にはもらってない。そっからいうと、そのことは私は信じてますので、会が済んだ後に、課に帰った後に、このメモを再度渡されたと思ったんですね、これメモやない。そこで書いたと思ってんです。しかし、共有しなかったと。このことは、こんなファイルに留められて、推進室の中にあつたという理解をしとるが、何か私の推測で、合理的じゃない、理解に苦しむということのご答弁があれば、反論があれば言ってください。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） いや反論ではございませんが、不明というふうにお答えさせていただきます。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 調べたら不明なんです。不明が不明なんです。私が推測を立てたんです。そのことに論理的、時間、誤差、そういうことがあって、推測があまり正しいがないですかということじゃないんですよね、今のご答弁は。

分かりました。時間が半分来ましたので、次の問題に入ります。

次に、いろいろと私この問題、質問してまいりました。その中で答弁の整合性が非常におかしい答弁が何回ももらっております。そのことについて2、3問いたいと思います。

市長、先ほども一番先に私ちょっと力入れて、地方自治法に違反しようがないかと、判がない契約は。ほんで、やはり竹田課長も確定したのは4月5日だというふうに答弁もあります。4月5日が正しいがやないかと。また、解約のほうでは、両方判ついた1週間後の3月23日になってます、16日決裁で。そういうことから併せると、やはり4月1日にどうしもうちが貸したという、あれが文科省に行ったもんですから、無理をして決裁日を契約日にしたというふうに考えるのが自然です。そういう中からいって、やはり前市長が精査してみると言うけど、自分の任期中にはどうやったかということを精査した結果は聞いてません。やっぱり引き継いだ市長は、この問題、議事録も読んでもらってると思いますが、地方自治法にやはり抵触する可能性があるというふうに思ってるのか、そうやない、これで正しいんですよというふうに思ってるのか、ご所見を伺います。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

学校法人と旧下田中学校校舎及びグラウンドの使用賃貸借契約は、4月5日に押印がなされており、4月1日付の契約とすることは、地方自治法に違反するのではないかという点に関しての見解ということですが、こちら昨年9月にも同じ質問をされましたが、これまで前中平市長、当時企画財政課長のほうからも答弁しておりますけども、市が締結する契約は、双方の合意があつて決裁が完了した日が、効力を発生する契約日とし、押印は、その契約を確定させるものであるため、タイムラグあることは、やむを得ないものと判断をしている。これを今回の契約に当てはめると、4月1日に市と大学側双方の合意があり、決裁も完了していることから、契約の内容の効力は、4月1日より発生する。そして双方の押印が4月5日に完了し、この契約が確定したものとし、地方自治法に違反していると考えていないという見解について、私は問題はないと考えております。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 市長、私は大いに問題があると思うんです。問題があれば、決裁日が契約日で、しちよう契約というのは、この後の解除のときも先ほど私が説明したように、判が据わるまで契約してないんです。普通契約書を交わして判があつて登記するときにも、まだ民民の場合は、印鑑証明持って実印を押してくれと、認めやったら。そこで変わる場合もあるんですね、判がないと。だから、私は、決裁日が、市長が同じようなことを言われますから、そうせんと、この書類というものは、文科省に行つとるんですね、この書類。だから、文科省が4月1日から借りとかないかんがです。だから、間に合わんざつたがやけんど押印が、4月1日に便宜上したんです。自治法ではそのこととめとるんですよ、判が据わるまで。それが市長、そういう答弁で間違いないですか。うちには顧問弁護士もおられる、精査すると、前市長が言うた。顧問弁護士に聞いたんですか。市長のご答弁、もう一回聞いたか聞かんか、弁護士に。市長の考えかどうなのか。これは法律の問題ですから、うちは顧問弁護士はお金は要らん

けん、電話一本で分かるんですよ、解釈が。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 私のほうで顧問弁護士には確認はしておりません。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 私はこの種の問題、精査すると、問うと言っているのだから聞いてもらいたかったですね、本当は。そういうことで、このことについては、答弁は了としますが、私は相変わらず地方自治法違反、免れない、そのように断言をします。それで何かあれば、違わなかったら訴えてもろうても結構でございます。

私は、答弁の整合性についても、いろいろと定員についてもどうなのかという質問を何回もしました。執行部の答弁は、受験生も3倍おるから大丈夫やと、何回聞いてもいかん。そこで私は、別の地方創生事業の国に出す提出書類の中に、四万十市から11名入るという提出書類を見つけ、そのことについて質問しました。11名なぜ四万十市から入るん。中村高校・幡多農校・宿毛高校・大方高校に調査を5年間しました。ほいたら1年に公立大学の4年生の看護科を含めて平均では7.5人です、年に4校合わせて。それが4校の中には宿毛市もおるんです。大方町もおるんです。その人を含めて7.5人しか1年に行かんのに、今度できる学校には11人入るといような書類を出しておる。その根拠を聞きました、この場で。その根拠は、専門学校はやめますので、有岡の開校と同時に。そうすると、そこの定員は40名、そこに市内から行きよう生徒は5.5人平均で、年。そこで80人の定員ですから、倍の11人入るとい答弁です。これが2回聞いても同じ答えです。誰一人注意しない。全然合理的な説明ではない、そのことがあたかも間違いがないと、議員が言ようが間違いだというふうに合理的根拠もないのに私はその場で切り返しました。800人の学校やったら110人行くがかと。うちだけで十分じゃいかと、そんな答弁を市長、何回もこの大学誘致の中で合理性のない答弁を繰り返しておりますが、そのことについて市長はどのようにお考えか。まだその職員がこの場に管理職でおられます。そういう人のリーダーになっております。私は、こんな議会の大事な一般質問の答弁に、全然合理性がない答弁を何回も繰り返すと。貴重な答弁時間も、それで私大分使いました。市長どのように思いますか。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） 当時の状況は分かりませんので、その当時どういった真意を持ってそういった答弁をされたかというのは、私のほうで判断することは難しいです。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 市長のほうはそうだと思いますよ、難しいと思います。私は質問して、各学校に頭を下げて頼んでこういう資料で、ほかには出しませんので名前なんか要りませんと。そこで今度うちの訴状では反対に、議会では十分入ってくるという答弁を何回も繰り返しておって、今度うちの訴状では、人間環境大学が松山に2017年に開校した学校を比較して、ち

ちゃんと調べれば分かるんです。向こうは、うちは最大でも文科省のほうから34名ですかね、12名のあれと34名だと指摘がある。それに合わせたら80人の松山の看護学部の看護学科の80人、同じ定員ですが、100人ちょうどおるんです。うちは32人、それで、到底この大学は、訴状の中では、定員割れのあれだという私の論理を訴状では使っとるんです、訴状では。私は、やはり本当にこの計画というのは、大学誘致の計画というのは、前市長のトップダウンの政策で、誰も回りがイエスマンばかりで、このことについて、何人かの議員もあるときからは、定員についても、認可についても一度立ち止まれとか、認可がないに補助金出すべきやないとか、いろんな提案もしたけど、止まらない。結果が裁判沙汰になった。挙げ句の果てには、初めの決裁は、言いますけど、竹田課長が4月1日に来たばかりで押しとる。それは周りを消しとるから、これでいいんですよって急がされたと思うんです、起案者から。判断ができないのに判断して決裁しとる。私はそのこと全てが、やはりもうちょっと研究してせなあいかざったと。ただし、中平前市長は、市長就任早々から大学の誘致の問題に取りかかっております。私先ほども共産党の大西議員さんが言うたように、早々から、私が議員になる前から大学誘致については理事長と何回か、私になる前です。だから12年半前。市長になって1年前後したときからこのことについては話しとるんです。そして、この問題の大きな間違いは、市長のブレーンが、大学側の理事になり、評議員になって、それは現職の市議員なんですよ、当時の。相手側、補助金をやる側に市の議員がなぜなったかと聞いてみますと、前市長に。大学側から議員を推薦してくれと言われたからしたんだということは明らかになってますが、そのこと全てが、理事におれば同じ会派の者がおかしいって言いにくいですわね。そういうことがあって今回の訴訟事件になった。そこで、最後にお聞きます。

いろんな問題があります。この大事な文書もいつ誰がもらったかも分からない。当然文書ももらったら、役所の仕事は、受付印を押すなり、決裁判を押して、部下がもらったら上司の決裁をもらうというルールになってる。いろんなルールを外しとるから、こんな問題も起きたんです。そこで、私は、前市長が一番責任があると思っておりますが、それぞれ私は誰があるとはここでは言いませんが、職員にもあると思っております、関わった職員は。市長は、この問題は今裁判中ではありますが、最終的には裁判が確定せな、なかなか処分の責任の在り方というのは決めるにいくと思いますが、やはりこの種の事業で裁判沙汰になった、反訴もされた、このことについて、執行部として責任があるというふうに考えておるのかどうなのか、また個人的にはどうなのか、その2つについて、責任の所在の在り方について市長のご所見をお伺いしたい。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） くしくも今議員がおっしゃってくれましたけれども、責任の所在に関しましては、現在裁判中でありますので、その中で今事実関係、責任の所在について明らかになってくるとおられますので、現段階では、私のほうからの見解を述べることは差し控えさせていただきます。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 分かりました。

原稿は書いておりましたが、原稿どおりには全然質問できませんでしたが、次の質問に移ります。

私は、四万十川のほとりで生まれ育っております。そういう関係で、四万十川のアユとウナギとエビを自分で取って食べて、あまりよう取らだったもんですから、身長も伸びなかったわけでございますが、そうして暮らしてまいりました。そこで、私は、四万十川のアユやウナギやツガニやテナガエビは非常に大事に思ってます。また、食べるのも大好きでございます。その中で、私は、市の水産業といいましょうか、水産行政についてあまりにも力の入れようが少ないんじゃないろうかと思っております。といいますのも、私よく、前市長じゃありませんが、夜のまちの活性化も人並みにさせてもらっております。その中で観光客ともよく話すんです。その中で観光客は、よく四万十川のアオノリはありませんかとか、アオサの天ぷら、ありませんかとか、よく言われるんです。それで、私は今年の選挙でずっと回っております。その中で八東に回っていたときに、全然知らない方、家は今分かってますが、2人の方が近くに寄ってきて、いよいよわしら困っちゃうでと、議員。何ですかって言ったら、アオサを作っても少しでも小遣いにしようと思うて養殖しようがけんど、よいよ魚の害が増えて、太りよりや、魚に食われて何ともならんなっちゃうと、議員さん知ってますかと言うけん、全然知りませんと、こう答えました。テレビで見たことはありましたので、全然知らんが、そこそこの知識は、四万十川の育ちですのでありました。名鹿にもよう行きますので、見てましたので。そこで、どういう漁業者、アオサに限って問いますけんど、何人ぐらいおって、実態はどうなっちゃうのかと、その人はそう言っていました、よいよ食害を受けると。チヌやボラに食われるんだと、そういうことで、何とか対策を、何とかならんもんかと相談を受けたが、実態はどうなってるか。アオサをどれぐらい作って、何人ぐらい、実態を教えてください。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

四万十川の下流域と竹島川において養殖を行っているアオサでございますが、冬場の貴重な収入源として、古くから漁業者が生産し、先ほど議員のほうからもありましたが、アユやウナギ・カワエビ・アオノリ、こういったものと同様に、四万十川の貴重な産物というふうに考えているところでございます。

その生産量は、昭和50年代に最盛期を迎えておりますが、年々減少いたしまして、議員ご承知のとおり、令和3年度には生産量がゼロというふうになっております。

まず、ご質問のアオサの生産者数でございますが、アオサの養殖を行うことができる四万十川下流漁協の組合員数が、令和8年度時点で323人いらっしゃいます。このうちに令和7年度に実際にアオサの養殖を実施したのは6名ということをお伺っております。

次に、過去5年間のアオサの生産量でございますが、四万十川下流漁協に確認しましたところ、乾燥重量で令和6年が51kg、令和7年が13kgということでございます。

なお、生産量の減の要因というものは、地球温暖化や四万十川河口域の環境の変化など、様々な要因が考えられますが、議員が言われる食害です。食害につきましては、高知県、これは土佐清水漁業指導所のほうになります。令和6年度に先ほど議員のほうからもありました魚類、チヌによるアオサの食害が起きている映像の撮影というものに成功しているとのこと。こういった状況から、アオサの養殖の生産量の減少の要因の一つとして認識をしているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 実態はよく分かりました。

51kg、16kg、それからゼロ、それでは食べれんわけです。6人が挑戦をして、年々減って。

そこで、私は提案といいましょうか、やはり6名の養殖漁業者というか、効果というのは、それだけじゃないですね、生産されてですね。観光にも非常に役立つとるんですね、観光にも。よそから来た人は、四万十川のアオサの天ぷら、よく頼むんです。どうもうちが取れませんので、うちのを四万十川で取れたというふうに居酒屋は言うて、ほかのやつを、今もありますから、ゼロですから、出しよります。そういうのは観光客にも失礼やし、私はやはり先ほど課長が言われたように、2人の方はチヌとかボラに食われて、非常にもうやってもやりがないと。せめて河口は干満の差で引くんですから、出たときチヌが来んように、ボラが来んように、コイも来んように網でもできんかという要望をもらったんです、私は。そら私は市長ではありませんので、農林水産課長でもないけんよ、議会でそのことを問うてみようということで、今日何も分からんずつ問うて、それで分かりました。やっぱりゼロになったらいかんけん、私はその方に成り代わって言いたいのは、収入もないので、種に補助があっても網買うお金がないんです。私は、陸上のスジアオノリには1,000万円、千単位の6,000万円とか、一個人の会社でも補助を出しとる。権利者は300人近く河口にはおる、やろうと思えば、いっぱいできれば、お金になれば。300人もおると、組合員が。という状態の中で、今だんだん減って6人が挑戦してみたけど、生産高ゼロやったら、その対策をせないかんと思うんです。その対策について、市は水産を担当しとる課長としてはどのようにお考えか、もう一回お聞きかせください。

■議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

食害対策ということで、先ほど申し上げました魚類による食害は確認されたということでございますので、令和7年度、昨年度ですが、本市・高知県・四万十川下流漁協・高知大学の連携の下、竹島川のアオサ養殖場で食害対策の実験を行っております。具体的には、漁協が高知

県・土佐清水漁業指導所と大学との指導の下、養殖場の一部で食害対策ネットを張りまして、市がこれに係る経費の一部を支援しているところでございます。結果、改善点というものは幾つかあったものの、食害対策ネットを張った箇所では、ほかの場所と比較すると、アオサの成長度合いが一定よかったというふうなことが確認できております。

なお、昨年度の取組は、実験的な取組でありまして、小規模であったため、生産量の増加には至っておりませんが、効果的な取組であることは確認できましたので、令和8年度はこの範囲を拡大する方向で漁協と調整を行っておりまして、本市といたしましても、この取組を支援するための予算措置をしているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 上岡 正議員。

■16番（上岡 正） 久しぶりに執行部から前向きな答弁をいただきました。

本当にありがとうございました。これで私の質問を終わります。

■議長（山崎 司） 以上で上岡 正議員の質問を終わります。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時9分 延会

令和 8 年 6 月 24 日（水） 第 14 日

本 会 議

令和8年6月四万十市議会定例会会議録（第14日）

令和8年6月24日（水）

■議事日程

日程第1 一般質問

日程追加 追加議案

第17号議案 動産の買入れについて

第18号議案 教育委員会委員の任命について（永橋泰彦）

第19号議案 教育委員会委員の任命について（田村太一）

（議案の上程、提案理由の説明）

■本日の会議に付した事件

日程第1 から日程追加まで

出席議員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 竹 本 寛 実  | 2 番 西 澤 和 史  | 3 番 鳥 谷 恵 生  |
| 4 番 川 村 真 生  | 5 番 澤良宜 由 美  | 6 番 前 田 和 哉  |
| 7 番 寺 尾 真 吾  | 8 番 廣 瀬 正 明  | 9 番 山 下 幸 子  |
|              | 11 番 川 渕 誠 司 | 12 番 大 西 友 亮 |
| 13 番 西 尾 祐 佐 | 14 番 谷 田 道 子 | 15 番 山 崎 司   |
| 16 番 上 岡 正   | 17 番 小 出 徳 彦 | 18 番 宮 崎 努   |

欠席議員

10 番 垣 内 孝 文

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| 市 長 山 下 元一郎              | 副 市 長 武 田 安 仁      |
| 総 務 課 長 山 崎 寿 幸          | 企画財政課長 竹 田 哲 也     |
| 防災まちづくり課長 安 岡 栄 治        | デジタル・広報課長 中 脇 弘 樹  |
| 市民・人権課長 武 田 千 尋          | 税 務 課 長 戸 田 裕 介    |
| 環境生活課長 横 山 昌 之           | 子育て支援課長 田 村 典 義    |
| 健康推進課長 竹 本 美 佳           | 高齢者支援課長 中 田 智 子    |
| 観光商工課長 遠 近 由 幸           | 農林水産課長 吉 田 貴 浩     |
| 建 設 課 長 津 野 智 宏          | 上下水道課長 岡 村 速 人     |
| 会計管理者兼会計課長 薦 田 則 一       | 市民病院事務局長 金 子 雅 紀   |
| 福祉事務所長 武 内 俊 治           | 教 育 長 松 田 文 雄      |
| 学校教育課長 岡 本 寿 明           | 生涯学習課長 濱 田 武       |
| 総合支所長兼<br>地域企画課長 佐 川 徳 和 | 西土佐診療所事務局長 橋 田 慎 也 |
| 産業建設課長 田 中 邦 典           |                    |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局 長 岡 村 むつみ

事務局 長 補 佐 戸 田 卓 宏

主 監 原 憲 一

午前10時0分 開議

■議長（山崎 司） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（山崎 司） 日程に従い、一般質問を行います。

西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） おはようございます。市民クラブ、西尾祐佐、議長のお許しをいただきましたので、早速質問通告に従いまして質問していきます。

初めに、人材確保と関係人口増の取組についてということで質問したいと思います。

ふるさとワーキングホリデーについてです。

ふるさとワーキングホリデーとは、平成28年から始まっていて、都市部の人などが2週間から1か月程度の一定期間、地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて、地域での暮らしを体験・体感していただくものです。

昨年、馬路村に特定地域づくり事業協同組合の視察に行ったときに、この制度を上手に使って地域に人を呼び込んでいたので、気になっておりました。その気になっている中、先月、若手農家が集まっているところで出ている人手不足の話も相まって、この制度を上手に使えば、人手不足の人材確保、関係人口増と移住・定住へのつながり、そういったものになるかもしれないなと思い、今回取り上げました。

早速お伺いいたしますが、このふるさとワーキングホリデーについての財政措置や概要、また他市町村の実績等々、現状での認識についてお伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） それでは、答弁申し上げます。

ふるさとワーキングホリデーは、本市で実施した場合、例えば本市に訪れた都市部の方が、暮らしを体験しながら短期の就労により収入を得ることができ、またその就労を受け入れる地域の事業者にとっては、繁忙期の人材確保にもつながる仕組みということになっております。また、滞在中の様々な交流を通じ地域への愛着も生まれることから、総務省のデータによると、ふるさとワーキングホリデー参加者のうち、約2.9%が移住につながっているというふう聞いております。

財政措置の面でございますが、受入れに伴う費用に対し特別交付税措置がありまして、財政力補正もありますが、措置の対象となる経費の2分の1が交付されることとなっているところでございます。

新たにこの取組を開始するに当たっては、関係人口の増や移住促進に一定の効果があると考えられる一方、受入れ事業者については、公募の必要があると考えられること、また労働契約の締結や労働環境の整備等、本制度に関わる事業者にも一定の事務負担が生じることが見込まれます。

また、取組を効果的に進めるためには、単に来訪者と受入れ事業者をマッチングさせる仕組みづくりのみではなく、滞在中に本市の魅力を感じていただけるようなモデルプランの提案、体験の提供など、他自治体と差別化した、ただ働きに来るだけではない、楽しめる受入れ体制の構築も必要であるというふうに考えているところでございます。

なお、県内の他市町村の事例につきましては、現在高知県及び15市町村が受入れを行っておりまして、受入先については、ご質問にあった農業分野のほか、酒造会社、スポーツ施設、観光施設、宿泊施設など多岐にわたるところでございます。

今年度は、総務省が実施する説明会やワークショップを通じた情報収集、事例研究等、また他市町村への聞き取りを行いながら、本市での実現性や差別化の可能性について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 一定認識を結構持たれてるんだなというところで理解いたしました。

馬路村の事例でいきますと、約10年前にユズの収穫に人手が足りないことから、制度活用が始まったようです。ちょうど村に数人が宿泊できる施設があったこともあり、毎年数人を受け入れ、実際移住・定住にもつながった事例を聞きました。補助的なものとしては、来てくれる人に対して、高知空港から馬路村まで公共交通機関を使ったときの旅費、また作業着の数万円程度を事業として補助を出しているということでした。

宿泊できる施設があったことがうまくいった要因の一つではあると思いますが、人材の確保と新しい風による地域の活力、地域内消費、滞在期間での経験や暮らしをPR・広報してもらうなど、よい効果もたくさんあると感じております。

先ほど事業者の事務負担が一定あるんじゃないかと、幾つか課題的なところも挙げられておりましたが、結構これは事業者にとっても、また地域にとっても、考え方によってはいいんじゃないかなと私自身思っておりますが、再度前向きなご検討をお願いしたいんですが、そのご見解をお伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 先ほども申し上げましたとおり、事業者の負担というものも一定ございますけれども、何より人材が確保できるという議員のご質問にありましたご指摘、その部分につきましては大きい効果が得られるものであると考えております。したがって、事業者様の側のご意向も確認できるのであれば、そこは前向きに検討していきたいと考えております。

ただ、こちらの受入れ側の事情だけではなく、やはりふるさとワーキングホリデー制度は、実際に来てくれる皆様がいかに楽しめて、ここの地域に移住につながってくれるかというところも目指したいところでございますの、こちら側のニーズと、また来てくれる側のニーズ、これ

をしっかりマッチングできるような体制を今後も検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） ありがとうございます。

馬路村さんに最後にデメリットについても聞いてみたんですが、特にないというようなご答弁でしたので、本当にマッチング、本市の魅力と来てくれる方、そして何よりも事業者の方、そういった方々の利益、メリットのほうが多いんじゃないかなと感じておりますので、本当に本市に適した有効な活用の仕方、これを見いだせるのではないかと考えておりますので、ぜひ前向きな取組をお願いいたします。

次に移りたいと思います。

次は、四万十市DX推進計画についてということで、庁内のDXについてお伺いしていきます。

山下市長は昨年5月の就任以来、ICT等の活用、DXの推進などを積極的に進めておられ、昨年12月には、早速要約版の四万十市DX推進計画を発表し、そのスピード感に力を入れている様子がうかがえます。今年度には、庁内DXに注力してもらうため、DX推進官として伊藤賢二氏の派遣を受けていることも明言しております。

そこで、まずは庁内DXを早急に進める理由や思いのようなものをお伺いしたいと思います。目指しているところ、またその背景やこれまでの取組についてなど、こういった目的や意図を持って進めているのでしょうか、ご答弁をよろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

庁内、四万十市のDXですけれども、少子化・高齢化、また人口減少が進む中、制度改革や社会改革、市民ニーズの変化に対応し、限られた資源で質の高い行政サービスを提供し続けることが求められている。そういった中におきまして、業務を効率化することで得られた成果を行政サービスに再投資することで、市民の方々にもっとしっかりと還元をしていく、そういったことが必要だというふうに考えております。

こういった背景の下、昨年度、庁内外の多分野にわたるDX推進計画を策定したところでございますが、本年度、この計画の詳細版の作成と進捗管理を行っていくということにしております。

本市では、地域活性化起業人制度を活用し、DXを推進するために外部人材の派遣を受けているところではございますが、同制度の利用が本年度が最終年度となっておりますので、特に庁内のDXに関して加速度的に進めることを目的に、推進計画とは別に詳細なアクションプランを策定する予定としており、今現在、作業を進めているところでございます。

このプランでは、昨年までに明らかになった庁内課題の解決手法・プロセスを明確化・具体

化するだけでなく、市役所が次年度以降も自律的にD Xを回していけるような体制を取るため、人材育成も含めた土台づくりを進めることを明記する予定でございます。今ある課題でなく、将来の課題にも対応できるよう、組織づくりを進めてまいります。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） おおむね理解できました。

その中で、現状での課題についてお伺いしていきたいと思いますが、まだ庁内D Xを取り組み始めて間もないかもしれませんが、その取組状況であったり、今後進めていくに当たり課題であると感じているもの、こういったものについてお伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） それでは、取組状況と現状の課題について答弁をさせていただきます。

取組状況でございますが、先ほど市長のほうからも答弁がありましたとおり、現在そのアクションプラン、庁内D Xのアクションプランの作成を当課のほうで進めているところでございます。庁内各課に聞き取りをしながら、現在、今月中ぐらいの策定を目指してヒアリング等を続けているところでございます。

現状での課題認識ということでございますが、昨年度までに庁内に設置しておりましたD X推進プロジェクトチームにより、複数の課題を把握しております。例えばフロントヤードの改革の必要性やデータ取り回し事務の見直し等、こういった事務レベルの部分の課題等を既に把握しているところでございますが、これらのほか、新たな課題がないかも含め、6月末をめどとして、本年度特に注力する課題の洗い出し作業を現在進めているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 今月中にアクションプランをというような話でよかったですか。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） それでは補足をさせていただきます。

アクションプランにつきましては、本年度中に早い段階に策定をして皆様に周知しなければいけないと思っているところ、我々の作業上の目安として、6月いっぱい程度に素案をつくりたいというふうに考えているところでございます。この素案づくりと並行して、課題の洗い出し作業を現在進めているという状況でございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 分かりました。本年度中につくるということで、今月中に素案をとということでございます。

アクションプランについては分かりましたし、洗い出しも早急に進めていくということも分かりました。今年度の目標、ここまでは進めたい、こういうふうなところまではというのがありましたら、お伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 今し方答弁申し上げましたアクションプランには、複数の取り組むべき課題を設定いたしますが、課題ごとに本年度の到達目標は異なっているものでございます。

一方、これら個々の課題とは別に、プランでは、今後自律的にDXを進める土台をつくるための人づくりを行うことを目指しておりまして、組織的な目標として、職員個々から事務所の業務改善提案がコンスタントに出てくる風土づくりを掲げる予定でございます。

この職員意識向上の実現に向け、本年度研修、実践を通じて、次年度以降の研修プラン、プロセスなど、人づくりの方向性を確立することを本年度の目標としているところでございます。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） ありがとうございます。

いや、大変スピード感があるんじゃないかなと感じております。言われるように、目標としているところ、自律的に職員が考え、職員が進めていくというようなことができるようになれば、本当に進む速度は倍に、2倍に、3倍にというような形になっていくんじゃないかなというイメージが湧きました。

ただ、この後、他課との連携であったり、庁内どういうふうに全体的に進めていくのかというところも聞いていくところですが、その前に、まずDX、言葉では結構使っているんですけど、DXというものはどういうことなのか、また庁内DXとはどういうものなのか、これについてまず再確認したいと思うんですが、よろしいでしょうか。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 我々はデジタル・広報課ということで今年新しく再編された課でございますけれども、デジタルという名前がついておりますが、デジタル化とDXは、本質的にはちょっとプロセスが異なるものというふうに考えております。デジタル化というのは、デジタル技術を使って今ある仕事の中にそれを組み入れていって、速度を上げたり効率化したりすることですけれども、DXとなりますと後ろにXがついておりまして、今までのやり方を改める、デジタルを使いながら、今までの例えば申請行為であれば、交付決定に至るまでのプロセスの中で、どこかデジタルでカットできるものがあるのではないかと、大きいやり方を変えていくのがDXというふうに考えております。

我々のほうでは、単なる事務改善ではなく、現場の皆様と一緒に、各所管課と一緒に、事務の在り方をどう変えられるのかというところを目標に、そこで効果が得られる。事務改善では

なくて、事務のやり方自体が変わったところで効果が得られるところを目指したいというふう
に考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） おおむね大体分かりました。

そのDXを進めるに当たり、個人的には、先日鳥谷議員もしまんとS i X sのことについて
質問しておりました。そのときに、よく可視化というような言葉を使っておったと思うん
です。DXを進めるに当たり、私もそうなんですけど、可視化というのはすごい重要なキーワ
ードだと思っております。その中で、DXを進めるに当たり、可視化というもの、こういったこ
との重要性であったりというものの認識についてお伺いしたいんですが、よろしいでしょ
うか。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 我々、庁内でDXを進めていくに当たりまして、やはり
どうしても他の課との連携が必要になってまいります。所管課としっかり連携するためには、
例えばDXの取組を一つ一つ作業に分けて、タスクに分けて、それをいつまでに、誰がやらな
ければいけないかというところを明確にしなければなりません。どのタスクをどのように進め
ていくか、ここを明らかにすることが可視化であるというふうに我々は考えておりまして、こ
れからつくりますワーキンググループにおきましても、しっかりそのタスクの可視化を皆様の
各所管課の共通認識の下、行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） そこで、各課との共通認識、これをどうやって持っていくのかという
ところが、この他課との連携・共有というところのお伺いしたいところなんですけど、そこを具
体的にもう少しお伺いしたいと思います。デジタル広報課としての役割をどのように考えてい
るのか、お伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 他課との情報の共有や連携の仕方ということになってこ
うかと思いますが、現在、先ほど申し上げたアクションプラン策定に当たりまして、庁内の
他課とヒアリングを進めているところでございます。

DXは総合戦略にも位置づけられた取組であるため、今後は総合戦略推進本部の下に、これ
までありましたDX推進本部やプロジェクトチームを集約してワーキンググループを置く方向
で調整を進めておりまして、このワーキンググループでそれぞれのタスクの進捗を管理してい
くことを予定しているところでございます。

このため、庁内DXは庁内全課を対象として情報共有が行われる形となることを想定してい

るところでございますが、このワーキンググループの総括を行う者がDX推進官、先ほど議員からの質問にもありました伊藤推進官のほうに総括をやっていただきまして、事務局はデジタル広報課が進めることとなっております。

また、先ほども申し上げましたワーキンググループの下に、タスクを管理するチームをそれぞれつくっていくわけなんですけれども、これは施策ごとにそのチームに入る課が異なっています。例えば庁内のフロントヤード改革であれば、窓口を持っている課とか総合的な政策を調整する課が入りまして、そこにデジタル・広報課が事務局として入りまして、全体の施策の方向性を整えて、それぞれのタスクの可視化を行っていくというような形で、進め方の共有を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 何かちょっと整理しないと難しいような気がするんですけど、例えば、一つの課が何かを進めたいというときに、デジタル・広報課がこういうのを進めますっていうことで進めるのか、どこかの課がこういうのを進めたいというのを進めるのか。そのマーケティングというか、何か最初に洗い出しというものをどこがしたものをしていくのか。それを全庁的にどうやって進めるのかというところをもう少しちょっと、構いませんか。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） 現在まだワーキンググループは開催されてないところでございますけれども、現在プランの素案をつくっております、その際に、今デジタル・広報課とDX推進官が一緒になって各所管課に入って、今ヒアリングを行っているところでございます。このヒアリングの中で、当面最初に取り組むべき施策、こういうことを改革していったらいいんじゃないかという課題出しを今進めているところでございまして、まずはここで洗い出された課題を持って、初回のワーキンググループを開きたいというふうに思っております。

ただ、そこで洗い出した課題で全て終わりではなくて、今後は人づくりも進める中で、新しい課題を自らでつくり出して、各所管課からの発案もいただきながら、新たな課題も整理して、それに対してもタスクを整理していくと、実現するためのタスクを整理していくと、そういうようなサイクルを考えているところでございます。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） なるほど、分かりました。最初は、ということは、各課にヒアリングをやって、こういうふうにやっていくんですよということをやってみせて、それが課ごとでできるようになっていくということを、人材を育成をやりながら目指していくと。最終的には、それがデジタル・広報課が管理しながら全庁的に進めていくと。分かりました。ありがとうございます。

ぜひそういうふうに進めていっていただきたいなと。実際それがなれば、本当に理想的に自

分たちで問題をつくり、問題を解決していくというのがD Xされながら、利便性が向上していく。それで余った時間を福祉なり何なりに回していくというのが、先ほど山下市長が言われていたことなんだなということで理解いたしました。

私も、この人口減少の流れが止まらない中、どうやって地域の維持・発展につなげていくのかを考えると、時代の流れを見ながら柔軟に対応し、また最先端の技術を取り入れることの必要性は強く感じております。また、地方であればあるほど、行政の存在や担う役割は大きいと感じておりますので、市内D Xがスピード感を持って進んでいくことは大変心強いことですし、進む方向性、目指しているところなども確認でき、懸念していたところが理解、クリアされました。考えていたことが取り入れられていたことも安心しましたし、引き続き推進プランを進めていただきたいと思います。よろしく願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、部活動の地域展開についてお伺いしていきます。

学校部活動については、中学生の子供たちにとって大変大きなことだという思いを持っておりますので、この話題については以前から取り上げてきました。多くの方がこの部活動の地域移行等については耳にしたことがあると思いますが、今どういう状況なのか不明確な方も多いと思いますので、現在の状況と今後の計画についてお伺いしたいと思います。

ホームページにも掲載しておりますし、私が発言して同じ内容を申し上げても時間がもったいありませんので、現在の状況と今後の計画について、大まかで構いませんのでお答えください。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 部活動の地域展開の現状と今後のスケジュールについて答弁させていただきます。

近年、生徒数の減少や教員の働き方改革の必要もあって、このまま学校部活動を維持していくことが困難となっております。このような状況から、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化・芸術活動に親しむ機会を確保し、豊かで幅広い活動機会を保障していくため、この4月に本市における部活動改革基本方針を策定しました。

基本方針では、令和13年度までを改革実行期間と定め、令和8年度から10年度までを前期、11年度から13年度までを後期期間として、学校部活動は地域展開し、最終的に終了していくという方針としております。

地域展開としての受皿は、本市が定める認定要件を満たす認定地域クラブ活動とし、学校部活動については、時期を見て学校判断で新規部員募集を停止するなど、前期期間中に可能な種目は、平日・休日を含めた地域展開を図ってまいります。

現在、4月からソフトテニスの男子・女子、それからバレーボールの女子、5月からサッカーの3つの種目の地域クラブ活動を認定しております。順次、学校部活動から移行を進めてお

ります。この認定地域クラブ活動は、いわゆる民間クラブやスクール等と区別し、学校部活動の教育的意義の継承や活動時間、低廉な参加費の設定、安全確保、学校との連携など本市の認定要件7項目を満たす公的な性質を有する活動として位置づけ、運営財源などの公的支援を行うこととしています。

また、認定地域クラブ活動は市立中学校を対象とし、原則、県立中学校を含む市外中学校の生徒の受入れはしないこととしております。

受皿のない種目については、学校部活動を継続しながら、新たな受皿の創出など、後期期間を含めて令和13年度までに取り組むこととしています。そのための体制として、部活動地域展開コーディネーターを雇用し、学校等と調整、あと課題等の洗い出しを進めるとともに、地域展開に当たっての諸課題に対応しております。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 確認ですけど、13年度でもう部活動は終了するという確認と、コーディネーター、先ほど言いました、これはいつから、もう既にあれなんですか。いつから来られるというのか。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 計画の期間としましては、まず8年から令和10年度までの前期で活動を取組をしまいいりまして、その状況によって、後期の活動内容というのはまた見直していくというふうに考えております。基本方針としましては、13年度までに全ての学校部活動の地域展開を終えたいというスケジュールで考えております。

コーディネーターにつきましては、今年の4月から雇用しておりまして、既に活動していただいております。コーディネーターの人数は2名となっております。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 分かりました。現在は改革実行期間前期の初年度ということで理解いたしました。

よく議会でも発言させてもらっておりますが、何か計画を進めるに当たり、初めに取り組む、また明確にすることの一つに、課題の的確な抽出というものがあると以前学ばせていただいております。

そこで、お伺いいたします。

今後変わらずなのか、現在の課題なのか、現状で認識している地域展開を進めていくに当たっての大きな課題というものはどんなものなんですか、お伺いいたします。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 現在の課題についてお答えします。

取組を進める中で課題は多種多様にありますけれども、最も大きなものとしましては、学校部活動の受皿となる地域クラブの確保だと考えております。地域クラブ活動となると、指導者だけでなく、団体としての運営もあります。指導者の人数も、生徒の安全面から複数での体制が望ましいため、既に認定となっている地域クラブ活動の運営状況を見ながら、既存団体への呼びかけを行ったり、また新しく団体を創設する場合には、そういった部分をしっかりサポートすることが必要だと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 分かりました。

地域展開をしていく中で大きな課題の一つに、受皿があるということでございます。なぜ課題になっているのかというところをもう少し知りたいのと、それに対する対応、対策というものを知りたいと思います。既にソフトテニス、バレーボール等々始まっているということでございますが、受皿になるのに、子供たちを見れるだけの先生がいないのか、労力、経費的なもので受皿になりにくいのか、具体的にもし分かるようでしたら教えていただきたいと思います。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） まず、どうして問題になるのかというところですが、まずの受皿が存在しないと地域展開は進みませんので、ここは一番の問題かなというところで、その中でどういった課題があるかというところになりますけれども、実際、先ほど議員もおっしゃられたように、指導者の人数の確保も問題ですし、経費的なところとなりますと、今回は市のほうで財政支援も行いますので、そういったところではそれほど問題はないかなと思っているんですが、やはり組織としてのしっかりした運営の体制をつくるどころと、指導者の確保というところが一番の問題かなというふうに考えております。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） では、それに対して何か対策的なものをお考えがあるようでしたら、お伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 今、認定して活動を行っております3つクラブがありますが、その中には以前からクラブ活動として活動していたものを母体として認定地域クラブとなったクラブと、あと学校部活動を母体として地域クラブ化していったというところと2種類、種類がございます。

これから新しい受皿をつくっていく場合でも、この2つの方法が主になろうかなというふうに考えておりますので、これからも部活動の地域展開コーディネーターを中心に、そういった既存のクラブチームでありますとか、学校部活動でありますとか、そちらに説明とかを行った

上で、調整をして、新たな受皿をつくっていきたいというふうに考えております。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 受皿については今後いろいろと明確になってくると思いますので、そこら辺を一つずつ丁寧に積み上げて、確保していただきたいと思います。

ここからが本題というか、私が課題と思っていることについてお伺いしていきたいと思います。

昨年令和7年3月議会で、私はこのような質問をしました。部活動の位置づけは、学校教育の一環なのかと問いました。そのときの答弁は、中学校における部活動につきましては、異なる年齢との交流の中で、生徒の体力や精神力の向上はもちろんのこと、人間関係を構築する中で協調性やコミュニケーション能力の育成、活動を通して達成感や自己肯定感を得られるなど、教育的要素が高く、教育課程以外の活動にはなりますが、学校教育の中でも大切な活動であると認識しております。

また、その後で、部活動の地域移行・展開が進むにつれて、本市教育委員会の考えとして、部活動を子供たちの権利として保障していくつもりなのかとの問いには、現在本市において取り組んでおります部活動改革につきましては、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化・芸術活動に親しむ機会を確保することも目的の一つでありますので、生徒たちが選択できる権利を確保し、生徒に豊かで幅広い活動機会を保障してまいりたいと考えておりますので、部活動につきましては子供たちの権利であると考えておるところでございますとの答弁でございました。心ある答弁であったとうれしく思っております。

ぜひ、答弁にありました生徒が選択できる権利を確保し、生徒に豊かで幅広い活動機会を保障してほしいと願います。これをしっかり実現していくことは大変難しく、課題であるとも思っておりますが、担当課の意気込み、しっかりと進めるんだというような意気込みをお伺いしたいと思いますが。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 議員おっしゃいますとおり、本事業は大変難しい事業だと認識しております。しかし、この取組を行わなければ、中学校の部活動を維持していくことができないと考えておりますので、最大限努力し、基本方針の実現に向け取り組みたいと考えております。

この実現のために部活動地域展開コーディネーターを配置し、学校や保護者に対して説明を行い、また様々な問題の解決に当たっているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 次に、課題というか懸念事項ですが、地域クラブでの活動に移行していくと、金銭的な負担が増えることになるのではないかと懸念があります。月々の参加費や保

険代、また遠征や試合等に行く旅費などは、多分個人的な負担になっていくのではないかなと思っています。

そういった負担が増えた場合、家庭の事情により、やりたくてもクラブ等に入れない、そういった子供たちが出てこないよう考えていただきたいですが、このことについてのお考えをお伺いいたします。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 地域認定クラブの運営には、受益者負担として一定の参加費が必要となりますので、この部分が負担増になろうかと考えております。ただ、生徒の活動機会を保障する観点から、国や県のガイドライン、それから地域クラブ活動の認定要件におきましても、運営に必要な範囲で可能な限り低廉な額での参加費設定というものが示されておりますので、保護者への負担が大きくならないようにしていきたいと考えております。

また、経済的な理由で活動の参加を諦めることがないように、就学援助費の支給対象世帯につきましては、この参加費の支援を行うこととしております。

それから、試合とか遠征とかの旅費等についてですが、この部分は、現状の学校部活動でも同様に保護者に負担をしていただいているというものと認識しております。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 部活動でなくなった場合に、PTAとの関わり、中村中学校はPTAの会費の中から負担している部分もありますので、そういったもののやり方っていうものも、何か少し懸念ではあるんですけど、ぜひ本当に負担が増えない、負担が増えることでクラブに入することを諦めるような子供たちがいないように配慮をお願いしたいと思います。

次に、地域展開が進んでいったときの学校教育の一環という部分についてはどのような見解なのか、また地域クラブに展開していったときに、勝ち負けに対しての割合が大きくなって、先ほど引用しました3月議会答弁での教育的要素が失われないか懸念するところでございます。勝つことに偏りが出ることについての見解、学校教育の一環という部分、そういったものに対してのご見解をお伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 学校部活動につきましては学校教育の一環でございますので、地域展開後につきましても、学校との連携を取りながら実施していくこととしております。地域クラブの認定要件にも学校との連携の項目を設けておりますので、そういった形で進めてまいりたいと考えております。

あと、勝つことに目的が偏ってしまうのではという懸念でございますが、このことにつきましても、認定要件の中に教育的意義の継承に関する項目も設けております。こちらでしっかりと地域クラブのほうに説明をして、そういう活動をしていていただきたいと。また、活動段

階につきましても、継続してこちらに関わっていくというふうなことも必要かなというふうに考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 分かりました。

ただ、理想と実際は変わるのではないかなという懸念がございます。私が今後最大の課題になってくるものではないかなと思っているものが、学校教育と完全に離れた存在になっていってしまうんじゃないか、また今行っている学校部活動から子供たちが離れていってしまうんじゃないかなというところがございます。簡潔に言うと、部活から関わるのが随分減るのではないかなというところがございます。

本当に限られた生徒たちが通う地域クラブとなったり、学校教育から離れたものとなったり、先生と生徒とのコミュニケーションの機会が減り、関係性が希薄になっていく、また生徒の健全な育成機会の損失につながっていくのではないかなというものでございます。ぜひとも子供たちには、部活には関わってほしいと願います。

私も小学校から高校まで各部活に関わっていましたが、いいことも、大変だったことも、多くのことを経験し、学び、今でも気心知れて付き合いのある多くの友人も得ました。部活に関わる子供がいなくなってしまうまいよう、よりよい未来のイメージを持って地域展開を進めていただきたいところですが、見解を伺いたいと思います。

また、このことについて課題意識がある場合、具体的な対策を考えているようでしたら教えていただきたいと思います。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 我々が目指すイメージとしましては、生徒が希望する活動を自由に選択することができ、初心者であっても気兼ねすることなく参加することができ、生徒それぞれの目標とする活動ができる認定クラブ活動であり、その活動が学校とも連携の取れたものであると、そういったことを目指しております。

ただし、これを実現するには様々な課題があることも考えておりまして、まずは地域クラブの認定に際し、このことを地域クラブ側に十分理解していただかなければならないと考えています。

また、同様に学校に対しても地域展開について理解いただき、協力いただくことが不可欠と考えておりますので、我々も継続して認定クラブの運営に対し指導や助言を行っていく必要があると考えております。

議員が、地域展開により、先生と生徒の関係性が希薄になるのではないかなという懸念をお持ちですけれども、地域展開によりまして教員の負担が一定軽減されれば、そこでその分、生徒と関わる時間が持てるのではという期待も持っておりますので、ぜひそのような形の取組になれば

ばというふうに考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 言われるとおり、本当にこの地域移行・地域展開というのは、先生たちの働き方改革の一つということで始まっているものと認識しておりますので、ぜひそういった部活に関わることがなくなることで、子供たちと向き合う時間が多くなる、実際にそういったものが進んで、よりよい子供たちの学習環境につながればなと思っております。

ただやっぱり、言われているような理想に近づくためには、大変厳しい道のり、課題が多いんじゃないかなと思っております。

その中で1つ、私、イメージなんですけど、個人的にポジティブで楽観的な部分もあると思っておりまして、先日の友人との話の中で、未来像がこんなだったらいいなというようなイメージが湧きました。それは、アメリカでは子供たちを含め、スポーツなどは地域で応援しているとのことでした。極端に分かりやすく例えると、中村高校が甲子園に行く感じです。地域のクラブを地域が応援するというものでございます。そこには学校も市民もみんなが気にして、意識して関わり、応援し、それぞれが思いやり、心通う人材育成の機会にできれば本当にすばらしいことではないかなと思っております。

ぜひそのような明るいイメージの方向性を持ちながら、今後、その幾度、課題や問題も出てくると思いますが、子供たちがスポーツや文化・芸術に関わっていけるよう、具体的な対策や対応を重ね、地域にとってよりよい部活動の地域展開になってほしいと思っております。

改革実行期間の6年間、この期間の間には、子供たちは入学し、卒業していく子供たちがおられると思います。制度設計、変革の間も、子供たちにとってはかけがえのない中学校生活です。この期間においても子供たちを置き去りにしないよう、気かけながら、明るい未来へと向かう地域展開を目指していければと思っておりますので、ぜひとも子供たちが中心であり、子供たちへのケアを気かけながら、明るい方向へ向かうような地域展開になっていくことをお願いしたいと思います。ご答弁ありましたら。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 議員おっしゃられるとおり、子供たちをしっかりとケアしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） ぜひよろしく願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

最後の質問になります。最後は、教職員の業務の見える化についてでございます。

今までも教員の働き方改革等については何度も質問してきました。しかし、定量的な基礎資料がないままに進めていても、優先順位や、取り組んだ結果、どれだけの成果につながったの

か数値で示せない限り、感覚的なものでしか判断できないのではないかなと感じております。

そこで、先ほど庁内D X等でも質問し、確認してきておりますが、まず初めに重要なのは基礎資料の作成だと気づきました。そこで、まずは教員の業務の棚卸し、見える化をやる必要性を感じております。

また、D Xについて確認していくに当たり、工数というものも知りました。今までに気にしていませんでしたが、気づいてみると、文科省のページにもこの工数という文字は散見できます。こういった工数によっての教員の日々の業務内容のみで見える化をやってはどうかと考えますが、まずこの工数についての認識をお伺いしたいと思います。工数についての教育委員会の認識についてお聞かせください。

■議長（山崎 司） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

工数は、作業に必要な人手と時間を数値化したものでございまして、教育委員会といたしましても、工数の把握は、業務の見える化でありますとか負担の偏りの把握及び改善の検討に有効であると認識をしております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 認識について分かりました。

最近、工数削減という言葉を使って業務改善に取り組んでというのが、いろいろな自治体、教育委員会等々のホームページやいろんなSNS等でも散見できます。今後もD X等を進めていくためにも、この工数表を作成することが重要であると思いますが、教員の業務の棚卸し、見える化についてのご見解をお伺いいたします。

■議長（山崎 司） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

教員の業務の棚卸し、見える化につきましては、業務の負担状況や課題を客観的に把握し、学校に携わる全ての関係者の課題意識を共有するとともに、改善に向けた実効性のある取組を進めていく上で重要であると認識をいたしております。

本市におきましては、令和8年2月に四万十市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、長時間勤務の要因となっております業務の整理を行うとともに、改善を図るべき業務とその取組内容を明確にいたしました。これで一定の見える化を図っているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） その内容をもう少し詳しく教えてほしいんですけど、それは作業量、定量的な判断ができるというような基礎資料になるもののでしょうか。

■議長（山崎 司） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

定量的なものまでは把握はできませんけれども、具体的には文部科学省が示しております指針に基づきまして、学校における業務のうち14の業務を抽出いたしまして、それぞれ学校以外が担うべき業務、それから教師以外が積極的に参画すべき業務であるとか、教師の業務ではございますが負担軽減を図るべき業務、こういった3つに分類をいたしまして、業務ごとに負担軽減に向けた取組の方向性を整理しておることでございます。

内訳といたしましては、学校以外が担うべき業務といたしましては、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応など4業務、教師以外が積極的に参画すべき業務といたしましては、各種調査でありますとか統計への回答や部活動に関する業務など5業務、それから教師の業務ではございますが負担軽減を図る業務といたしましては、学校行事の準備・運営など5業務、こういった合わせて14業務を整理をしておるところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） そういったものを学校教師が担う業務に係る3分類ということで載っているものであるとは認識しておりますが、私が伝えたい、聞きたいのが、ぜひ定量的に判断できる。最初にも申しましたとおり、感覚的なもので進んだなっていうものではなくて、数値的に進んだなっていうものが分かる。平準に見えるというか、共有して、誰もが見て分かる。これだけ楽になったなっていうのではなくて、時間的にこれだけのものがこれだけに短縮されたみたいな、そういった定量的なものの進め方というもので進める必要性があるんじゃないかなと思っておるんですが、そこら辺のご見解はどうでしょう。

■議長（山崎 司） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

定量的な業務の数値化、これにつきましては、個々の業務に要する時間を定量的に把握することは、より具体的な業務改善や役割分担の見直しにつながる有効な手法であるとは考えておりますけれども、一方で、学校現場における業務は多様かつ流動的でございますので、調査に伴う負担も十分配慮する必要があると認識をしております。

そのため、まずは今年の2月に策定をいたしましたこの実施計画に基づく取組、こういったものを着実に実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） ちょっと確認していきたいと思いますが、定量的な基礎資料というものの必要であると認識してるということでよろしいでしょうか。

■議長（山崎 司） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 必要性は理解できておりますけれども、それに伴う業務量、こういったことを考えると、まずは先ほど言いましたように、今年2月に新たな計画をつくりましたので、それに基づいて実施をして、毎年度その効果を検証していくと、こういったことをやっていきたいと考えております。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 必要性は感じているということで、じゃあよろしいかなと思っております。

その必要性を感じているのであれば、ぜひやってほしいと思うんですが、そこら辺、負担が多い、それを、必要性があつて負担が多い。じゃあ、どうやって解決していくかっていうところだと思うんです。その解決にする、できる・できないというよりは、できる方法を考える中で、どういったふうにすればできると認識されているというか、ご見解をお伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） まずは、この14分類の中で、例えば部活動でしたら地域展開でございませうとか、それからあとは過剰な苦情・不当要求の対応でございましたら学校におけるカスタマーハラスメントの対応マニュアルに基づいた対応であるとか、そういったものは一つ一つ個別に具体例を挙げてこの計画にのせておりますので、それができているか。それから、この計画では時間外の在校等の時間を月平均45時間に令和11年度にはするという目標を掲げておりますので、こういったことで一つ一つ検証していく。こういったことで実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 話がちょっとずれているんですけど、私個人は、先生の日々の業務の見える化、定量的に見える化をやってはどうでしょう、その必要性はどうでしょうかっていうことを確認したところです。

■議長（山崎 司） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 定量化につきましては、必要性は認めますけれども、その分、業務負担が増えますので、今年度は考えていないというところでございます。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） 先ほどと同じ繰り返しなんですけど、感じているけども進めない、進めないことを解決するためにはどういうことが考えられるでしょうということでお伺いしたんですけど、現状なければ、ぜひともどうやればそれができるのかということは考えていただきたいと思います。

時間がなくなつたので、次に移りたいと思います。

この工数で例えば定量的に出た場合、削減すると、先ほどもありましたとおり、これは子供たちと向き合う時間や授業改善といった教育の本質的な活動、教育の質向上につながっていくことを期待するものでございます。

本当に何か業務の改善であったり、今回庁内D Xはそれぞれが問題・課題を出し、それが解決できてというふうに自走できるような形をつくっていくということ、それに対しての一番最初のアプローチは可視化することではないかということで認識したところでございますので、ぜひともそういったものを進めていただきたいと思います。

最後のデジタル・広報課との連携についてですが、四万十市D X推進計画の簡易版の中では、分野別課題のページの教育のところでは、教職員の働き方改革の推進と児童生徒の学びの充実、次ページの取組分野別概要の教育のところでは、校務D X推進による教育現場環境の改善、デジタルツール活用によるさらなる学びの充実、次ページの短期取組内容では、校内教育委員会業務のデジタル化、クラウドツール活用によるデジタル基礎知識人材育成支援と記述があります。こういった取組を進めていくことではあるうと思っておりますが、デジタル・広報課とはどういった関わりで、どのように連携しこれらを進めていこうと考えているのか、お伺いしたいと思います。

■議長（山崎 司） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

デジタル・広報課との連携につきましては、デジタル技術やシステム運用に関する専門的な知見を有する部署と連携することにより、教育委員会のみでは十分に把握し切れない技術面がありますとか運用面の知見を共有でき、より実効性の高いD Xの推進につながるものと考えております。

また、先ほどデジタル・広報課長からも答弁がございましたように、今後は庁内におけるD Xの取組に関する情報共有が図られる予定となっているところでございます。こういったことを踏まえまして、教育委員会といたしましても、学校現場で進めている校務D Xやペーパーレス化の取組状況、さらには現場が抱える課題等について積極的に情報共有を行い、双方向の意見交換を通じて取組の質の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） ありがとうございます。

積極的に関わって行って、双方向の意見交換をしていきたいということですので、ぜひとも、先ほど時間がなくてできませんでしたけど、先生の日々の業務の定量化、工数表というものになるのか、定量的に可視化できるもの、こういったものをデジタル・広報課と一緒にしながら前に進める。先生の負担が多いからできないというところではなくて、何とかできる方法を一緒にしながら解決を導いていただきたいなど。その必要性については確認でき

ましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。

以前から申しておりますが、子供たちはまさに四万十市、高知、日本の未来です。そこに直接的に関わる先生方には、しっかりと子供たちと向き合える時間を確保していただきたいと思いますし、教員不足や成り手不足といったことがないよう、魅力ある職になってほしいと切に願っております。

これで私の一般質問を終わります。

■議長（山崎 司） 以上で西尾祐佐議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、西澤和史議員。

■2番（西澤和史） 議員番号2番、次世代・未来の会、西澤和史でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして初めての一般質問をさせていただきます。

まず、今回質問に当たっての考え方や心構えなどをお話をさせていただきたいと思います。

私、皆様ご存じのとおり、長年市役所の職員として勤務しておりました。業務をする中で最も気にかけていたことは、論理的にしっかりと考え説明できることを常に念頭に置いて業務を行ってまいりました。内閣府も取組を推進しております証拠に基づく政策立案ということを念頭に置き、職員の皆さんも全てを知っているわけではないと思っておりますので、知らないことやその根拠を調べることでしっかりと説明できるようになることが、市民の皆さんにとって非常に信頼される、そして信頼される市政を築いていただけるというふうに思っております。

手続等の疑問や質問などにつきましては、市民の皆様から寄せられることが多いと思いますが、各課窓口で一定確認すれば分かると思います。私からの質問といたしましては、それぞれの事業を行うに当たっての大本となります考え方やその方向性についてお伺いをしたいと思っております。

今回、私の質問の主な内容は、数年前から市民の皆さんの困り事の相談をお伺いしながら見えてきた市民生活の現状を市政に関わる方々に知っていただき、市政に生かしていただきたいという観点からのものでして、昨年度策定されました市の最上位計画であります第2期四万十市総合計画と第3期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容に基づき質問をさせていただきます。と思っております。

具体的には、アンケート結果や統計データの分析により、市政の課題や市民の皆さんの困り事を的確にキャッチできているのか、そして最も効果の高い方法で解決を図っていくという方

向を示すことができているのか、そのような考えが大前提となっております。

まず、総合計画や総合戦略の策定に関わった関係者の皆様には大変なご苦勞があったと思います。改めて敬意を表しますとともに、お礼申し上げます。

今回の私からの市長の政治姿勢についての一般質問は、人口減少対策、少子化対策、子育て支援、高齢者支援、協働のまちづくりの推進など、全て人口減少に伴う問題であるということと総括はできますが、その背景などについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、人口減少対策についてです。

6月4日付の高知新聞に、厚生労働省の発表した人口動態統計の結果が掲載されておりました。高知県の出生数は過去最少の3,079人となっており、合計特殊出生率も1.29で2番目の低さであったと記事が掲載されておりました。高知県では、令和8年度版の元気な未来創造戦略として、魅力ある仕事をつくり若者の定着につなげる、結婚の希望をかなえる、子供を産み育てたい希望をかなえるを政策として掲げております。

本市におきましても、本年3月に策定されました第3期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、新たな人を呼び込み、強い地域経済を創出する、生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築する、若者や女性に選ばれるまちづくりを基本目標に掲げ、市政運営を行っていただいていると思っております。

まず、私は人口減少対策として、その中でも特に若者定住について何かやれることはないかと考えました。今回の総合戦略においては、基本目標3の若者や女性に選ばれるまちづくりに該当すると思いますが、私はその中でも特に社会増減について考えてみました。

つい先日も、全国的に地元に戻ってきたい方の就職や起業など様々な支援をしてくださっている民間企業の方とZoom等でお話をする機会がありました。今後の定住対策のヒントになるのではないかと考えたことでしたので、そのあたりからご質問させていただきます。

Uターン者を増やす取組が、本市の人口減少の課題を解決する一歩につながるのではないかと統計データなどから推察いたしております。市内在住の若者で、高校を卒業して県外や都会に進学や就職などで一度転出した方で、どのぐらいの割合が市内にとどまり、そしてどのぐらいの割合で四万十市に戻ってこられたのか、人口動態を統計的に分析し、様々な施策に生かすべきであると考えているとは思いますが、特に、人口減少問題については数値で明らかになってまいりますので、統計データの分析や推計が非常に大切になってくると思います。

そこでまず、人口動態などの統計データの分析について何点か伺いたいします。

まずは、あまり知られていない部分があるかもしれませんが、参考として、四万十市の高校卒業時の18歳人口が、5年後、そして10年後には何割ぐらい減少しているのでしょうか。割合で結構です、それぞれ教えてください。

次に、一度県外や市外に住んでいた若者を呼び戻すための最も効果的・有効的な施策、ここでは「セサク」と言います。読み方としては「シサク」なんですけれども、分かりにくいので

「セサク」というふうに今回の一般質問では言わせていただきます。有効的な施策としてはどのようなことを行えば効果がある、または今後実施していこうと考えているのか、そのような施策があれば教えてください。

次に、特に女性が一度転出したら、なかなか地元に戻ってこれないというふうにお伺いします。その要因分析と、女性のUターンに特化した具体的な施策があれば教えていただきたいです。

U I J ターンの方々、移住支援を受ける方々には様々な支援などありますが、高校卒業後に四万十市に残って地域の人材としてこの町を守ってくれている若者については、町の未来を担う若者に対する支援など、U I J ターンの方々、移住支援と同様に行っていくべきではないかというふうに考えます。何か現在行っているもの、または今後行う予定の施策など具体的な考えはないでしょうか、お伺いします。

先日お会いした方の子供さんは、この地元高校を卒業して、現在32歳。外資系大手企業で働き、現在東京に住んでいるそうです。年収1,600万円だそうです。そんな若者に、帰ってきてほしいとただ願うだけで、帰ってくるわけはありません。本気で将来への投資であると考え、ありとあらゆる様々な施策を講じなければならないと思っております。限られた予算ではありますが、思い切った答弁をお願いいたします。

次に、少子化対策についてです。

自然増減の話なので、大きな意味では人口減少につながります。今回私は、結婚支援、出会いの場の提供についてご質問をさせていただきます。

総合戦略では、基本目標2の生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築するに該当すると思います。結婚や出産は、個人の価値観や人生設計に基づく自由な選択であり、その意思は最大限に尊重されるべきものであるということは、総合戦略にも記載されているとおりです。その前提の下、結婚を希望される方に対して仕組みや制度を整えていくということが大切であると思っております。

厚生労働省の全国調査では、結婚しない方の考える独身でいる理由として、適当な相手に巡り会わない、必要性を感じないなどが上位を占めております。総合戦略にもありますように、結婚に対するプラスのイメージ、価値観や希望を持っていただくためのポジティブキャンペーンを非常に大切なことだと思っておりますし、出会いの場をつくり、何度も何度も地道に行っていく必要があると感じております。そのためには、高知県も推進いたします多様な出会いの機会の創出を、県と市が連携してしっかりと持続的に取り組んでいく必要があると考えております。

私の知る限り、出会いの場でマッチングした方が、そのままそのマッチングした方と結婚した方もおりますし、かつて婚活イベント等に参加した若者が、そのときのお相手ではないかもしれませんが、数年後に結婚されている方も何人も知っております。その結婚された方の年齢

やタイミングがよかったのかもしれませんが、イベントや少人数引き合わせの際のお相手ではないにしても、結婚、お付き合いに対する自らの考え方にいい意味で変化があったものと考えべきであり、出会いのイベントなどは、数値では表せないものの、一定の効果はあると評価すべきであると思います。

本年度に入ってから四万十市結婚支援センターが行った何回かのイベントにおいては、これまでなかなか集まらなかった女性の参加者も定員以上に申込みがあったと伺っております。徐々にイベントの認知度や信頼度が高まってきたのではないかと考えております。

参加者が増えた主な理由としては、継続的なイベント告知・広報など、これまでのチラシのほか、SNSを使った広報に力を入れたこと、魅力あるイベントが企画できたことなどによるものが大きいとは考えられますが、婚活サポーターのボランティアの皆さんも、一生懸命参加しやすい興味あるイベントや取組などを一緒になって考えてくださって、協力いただいた結果であるとも考えられます。

そこで、今回はイベント等の財源やその仕様などについて2点お伺いをさせていただきます。

まず、現在行われている婚活イベントや結婚支援センターの運営を安定的に実施するためには、有利な財源を考える必要があると思います。県においても少子化対策、本気で取り組んでおりますが、現在国や県の補助金、一般財源など財源構成をお伺いいたします。

次に、県等の補助金を受けるに当たっては、補助条件は必要最小限クリアする必要があると思いますが、あまり細かい仕様などで縛り過ぎず、長年結婚支援などを行ってきた婚活サポーターの積極的な意見や、民間事業者のノウハウを生かしたアイデアある柔軟な取組が必要だと考えます。仕様の変更など柔軟な対応を取り入れることなどお考えはお持ちでしょうか、お伺いいたします。

次に、子育て支援についてです。

子育てを経験された方はご承知のとおりだと思いますが、子育ての期間というのはあっという間に終わってしまいます。子育ての時間は楽しく幸せで、人生の中でも非常に充実した時間であったと感じております。さらに、子供と一緒に過ごすことができる時間は、子供が物心ついたときから高校生まで一緒に暮らしたとしても、僅か15年ほどしかありません。保育所・小学校・中学校・高校、そして大学・専門学校などの進学と、子育てはずっと続きます。子供のためなら、親は自分のやりたいことや欲しいものを我慢して、子供が欲しいものを買い、習い事をさせ、一生懸命子育てを頑張っていると思います。

今子育てをしている親御さんにお会いするときには、私は必ず子育てを楽しんでねといつも伝えます。子供の成長の喜びなど、子育てを楽しんでいただきたいという思いからです。ワーク・ライフ・バランスではないですけど、私ももっと子育てを思い切りやったらよかったなと思うこともあります。

そのような中で、今回はその子育て中でも経済的支援についてをご質問したいと思います。

最も経済的な負担が大きくなるのは、高校を卒業し、大学や専門学校などの高等教育機関に進学した後の負担がかなり大きく、保護者も授業料などに教育ローンを借りるなど、卒業後にその返済が始まると考えると、不安しかありません。

また、子供たちは奨学金を借り、生活費などに充てている場合もあります。日本学生支援機構の調べでは、進学した学生のうち約3分の1が奨学金を借りているとの資料があります。例えば最大12万円月に借りたとして、住居費や生活費に充てたとしたら、卒業後の返済は月々3万円ほど、20年かけて返済しなければならないようです。

この20年の返済は借金、ローンと同じものであり、本来は本人が返済すべきものでありますが、若者が結婚しない、結婚できない理由の一つとして経済的な問題となっている場合もありますので、親としても子供のために何もしないわけにはいかないと思います。親も卒業までの毎年の学費を教育ローンで賄っている場合があり、卒業後には本当に経済的に困窮することは明らかに目に見えております。

さらに、兄弟が共に高等教育機関に同時に進学する場合もあり、親としては本当に返済の不安を先延ばしにしつつ、子供の希望や期待に応えてあげたいと、一生懸命に頑張ってくださいることと思います。

現在、四万十市では、UIJターンの方々、移住支援を受ける方々には、奨学金返済支援として月1万円、最大60か月の支援があり、本当に助かっていることと思います。奨学金の返済も、広い意味では人口減少対策と言えますが、各家庭での子育て支援とも考えることができます。

そこで、2点ほどお伺いいたします。

現在県が実施しております高知奨学金返済支援事業の金額や月数などを参考に見直しを行うとともに、移住支援登録者以外でも現在返還している方々がたくさんいると思いますが、現在の奨学金返還支援を、この町の未来を担う若者の投資と考えて、他市町村の状況なども比較しながら拡充することはできないでしょうか。

次に、奨学金返還支援制度以外のほかの制度などで、子育て支援、その中でも経済的負担に対する何らかの支援で現在考えられていること、または将来このようにしたいという施策などありましたら、教えてください。

次に、高齢者支援についてです。

あるとき、90歳を超えた方から私のところに電話がありました。もう生活していくのしんどくなってきたと、そのような相談を受けることがあります。ほかにも、もう少しお金があったらなどと訴える方もおりました。私はそのたびに、直接お会いしたり電話などで励ましたりして、関係機関へとつなげる取組を行ってまいりました。

皆さんそれぞれ笑顔で過ごされている方々も、人生の中ではつらいことや悲しいことを乗り

越えて生活しているのです。私も以前、認知症を患った親戚と共に、何日間も何時間もこの町を一緒に歩き回ったことがあります。その当時は、関係機関をはじめ近隣の皆様からはいろいろと情報や連絡をいただきまして、本当にご迷惑をおかけしたことでした。

その親戚は、それまで自立して生活していたため、私は直接生活などの関わりは持っておりませんでした。しかしながら、ほかに身寄りがないため、急に私が保護責任のある立場になり、私自身も本当に戸惑い、市の地域包括支援センターの職員の方々にも相談させていただいたことでした。職員の方々は、介護認定の手続などの手順や利用できる施設などを親身になって教えてくださり、速やかな対応をしてくれたことでした。本当にありがたく思っております。

ただ、実際には一人で生活ができるレベルではないけれども、私は自分の家族との生活があり、自宅の広さなどの関係からも一緒に生活することは難しく、かといって施設に入所するには年金だけでは収入が非常に厳しいなど多くの課題があり、日々悩んでいたことでした。

このように何ともすることができず、悩みだけが増し、不安になる方は少なくないと思います。私は決して不安をあおるわけではありませんが、いつ、誰しもそのような立場になるかわかりません。そのような立場になった際に、どこに相談していいのかわからないという方々もたくさんいらっしゃいます。

市の窓口の皆さんは、それぞれの立場や役割に応じてできることを的確に助言してくださいます。ただ、行政システムの中でできないこともありますし、法的な相談など専門家に相談したい場合もあるでしょう。

私は、本市は市民の皆さん全員がお互いに助け合いながら、末永く明るく笑って過ごしていけるような町を目指していくべきであると思っております。本市には健康福祉委員会という組織があり、健康づくりや介護予防などを通じて近隣の皆さんと交流を深め、地域で見守り、支え合いの体制が整っております。そして、地域の世話役の皆さんが一生懸命に頑張っている姿には、本当に感謝を申し上げるところでございます。

そのような中、国の令和8年度版高齢社会白書によりますと、人付き合いについて、頼れる人がいるが82.1%、頼れる人がいないというのは15.3%となっており、近所付き合いについて、近所付き合いがあるが81.6%、近所付き合いがないが17.4%となっております。この数値を基に考えると、頼れる人がいない方や近所付き合いがない方に対して、どのような形で支援や声かけをするべきなのか、課題があると考えました。

子供から若者、高齢者までが集うことができ、お互いに声をかけ合える、付き合い、共助につなげることができないかなどを考えました。全ての世代が集える場所などは、特に目的がない場合にはなかなか実現が難しく、支え合う仕組みをつくることは難しいかもしれません。ただ、芸術でもスポーツでも自分の好きなこと、趣味などに合わせて仲間と共に集うことができれば、共助や顔が見える支援ができるのではないかと考えたことです。

例えば、私も参加させていただいておりますグラウンドゴルフなども、その一つだと思います。一見すると高齢者の方だけのスポーツのように思えます。しかしながら、暑い日も寒い日も皆さんが笑顔で元気に練習や試合をやっている姿を見ると、私も笑顔になります。メンバーの皆さんはとても上手で、私は教えられてばかりですが、仲間に入れていただき、人生の先輩方と楽しく過ごさせていただいております。

笑顔は心身を活性化させ、人間関係を円滑にし、仕事や家庭でよい影響をもたらすと言われております。また、心理学的にも笑顔は幸福感を高め、ストレスを軽減するとも言われております。

このように、高齢者の生きがいに子供や若者を含め、全ての世代の方々が笑顔で参加し楽しむことが、高齢者の支援、ひいては地域の一体感につながるのではないのでしょうか。

そこで、2点ご質問をさせていただきます。

現在の地域で支える健康福祉委員会の仕組みは非常によい取組であり、世話役の方々には中心になっていただき、本当に頑張ってくださいいただいております。しかしながら、その場所になかなか出てくることができない、または出ていきたくない方々に対する効果的な支援策というのを考えていることがありましたら、教えてください。

また、超高齢社会を迎え、様々な分野で子供から若者、高齢者まで笑顔と一緒に楽しく過ごせることが、明るいまちづくりに最も大切であると考えております。全ての世代が一緒になって楽しめる行事やイベントなどをきっかけに、支え合う地域づくりに発展させるという取組や、現在はそのような取組を行っておりますでしょうか。また、行っていない場合、新たな取組・アイデアはお持ちでしょうか、お伺いをさせていただきます。

次に、協働のまちづくりの推進についてです。

総合計画施策23、地域コミュニティの活性化による共助の体制づくりにもあるように、多様化・複雑化する地域課題に対応していくために、様々な団体などが主体的に参画する共助による地域づくりを推進していくという考え方は、非常に大切な視点であると考えております。

これまで地域内における全てのことを何でも区長さんに大変なご苦勞をかけながら、地域の住民の皆さんが安心・安全に暮らすことができる、本当に区長さんのお力があつてのことだと思っております。本当に感謝申し上げます。

しかしながら、地域内には自主防災組織、健康福祉委員会、民生委員の皆さん、PTAの皆さんなど様々な組織があり、それぞれに多くの課題を抱えていることだと思います。その多岐にわたる課題を住民全体で解決できるような取組として、例えば高知市などでは地域内の全ての団体が集まり地域内連携協議会という組織を立ち上げ、あらゆる情報を共有し、地域内の課題解決を図っていく取組が始まっております。その組織の中では、まちなかのにぎわいを取り戻すことや、人の流れをつくるための魅力を創造すること、全ての住民の集える場所づくりや社会的孤立を防ぐこと、有事の際の助け合い、見守り役の不足解消、地域イベントの存続な

ど、全ての地域の課題に対して、地域内の全ての団体が集まり、地域住民一人一人が自分たちの住む地域づくりに参画しております。これから地域の課題や地域づくりは、地域の人たち全員で考えていくべきであると考えております。

そこで、ご質問させていただきます。

防災・青少年健全育成・地域内スポーツ・防犯・交通安全など、高知市や他市町村で取組が行われておりますが、地域における課題が複雑多岐にわたると、ますます地域内での情報共有や団体間での相互の協力、地域の活性化などに新たな仕組みを研究する必要があると思います。総合計画にも記載があるとおりの、地域コミュニティの活性化による共助の体制づくりの中で、地域内の各団体で連携して課題解決などを行う協議会の仕組みづくりに取り組むということではできないでしょうか、お伺いいたします。

次に、生涯学習について、特に今回はスポーツの振興についてです。

一昨日の川渕議員の質問にもありましたが、4月末に四万十市に対して、新サッカー場の整備についての要望書が1万筆以上の署名とともに提出があったと思います。私も高知県サッカー協会の役員を務めさせていただいておりますので、芝のグラウンド整備について、他市の状況や、他のスポーツにも活用できるという観点からご質問をさせていただきたかったのですが、防災広場としての活用など他市の状況は一昨日の川渕議員の質問のとおりでありますので、私からは、特に経済効果と他のスポーツにも活用できるという観点からご質問をさせていただきます。

皆さんご承知のとおり、現在サッカーワールドカップの真っ最中で、日本代表の活躍により本当に盛り上がっております。そこで私は、スポーツが与える経済波及効果の面から考えていきたいと思います。

今回のサッカーワールドカップが例えばアメリカに与える経済波及効果は約2.8兆円、日本国内だけでも約290億円に上ると試算されていると報道があります。また、昨シーズン、J3の高知ユナイテッドが高知県内に及ぼした経済波及効果は11億1,083万円であったとの報道が先日載っておりました。

私は何年か前にサッカー関係者から、もし四万十市にサッカー場を整備することができたら、近隣市町村でサッカーの全国大会を呼びましようと言われたことがありました。まさに関係人口の拡大とそれに伴う経済波及効果は大きなものがあると言わざるを得ません。

また、高齢者支援の中でも、スポーツ・芸術・趣味などで集える場所があれば、支え合う仕組みになるのではないかと先ほどお話ししましたが、グラウンドゴルフのグラウンドも全国的な芝のグラウンドが一般的だそうです。ほかにも、子供や高齢者に優しい芝のグラウンドは、他のスポーツやイベントにも利用できると思います。

川渕議員の一般質問でもありましたが、隣の宿毛市の芳奈の総合運動公園には、防災広場として整備された芝のグラウンドがあり、他の事業との利活用や複合的な利用をすることで、活

用できる補助金等があるのではないかと考えられます。

そこで、再度になるかもしれませんが、2点ご質問いたします。

芝のグラウンドを使った様々なスポーツも考えられると思いますが、サッカー以外でも子供・若者・高齢者までが利用できる生涯スポーツへの活用や防災など、他の利活用も含めて整備を検討することができないか、お伺いします。

また、検討に当たっての手順として、芝のグラウンドの活用が考えられる各スポーツ団体や関係機関の意見を聞くなど、可能な範囲で調査を進め、研究していただきたいと思います。いかがでしょうか、お伺いいたします。

以上、長くなりましたが、私の1回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） それでは、私のほうからですけれども、高齢者の支援のところでありました、高齢者だけでなく、若者も含めた皆さんと一緒に楽しめるような行事・イベント等というところのご質問に答えさせていただきたいと思います。

子供から高齢者まで地域の幅広い世代が交流するということは、住民同士の支え合いの意識を向上させるためにも大変重要なことだと考えております。実際、一部の地区の健康福祉委員会やあったかふれあいセンターなどでは、世代間交流によるようなイベントも行われておりますので、こういった取組をさらに前進できるよう、若者や親子も一緒に楽しめるような仕組みづくりというのを進めていきたいと思っております。

本市では、地域づくり推進のために輪投げの普及等々もやっておりますけれども、こちらは毎年、地区の健康福祉委員会を対象に輪投げ大会を開催しております。令和7年度には41チーム、246名が参加し、11名の高校生ボランティアによる参加もございました。

また、あったかふれあいセンターにおきましては、子ども食堂やこいのぼり運動会・七夕コンサート・文化祭など、世代間で取組めるようなイベントということを図っているというふうにお聞きをしております。

また、市内の12圏域で実施している座談会によりまして世代間交流に至った事例といたしましては、東富山の文化祭、こちらは認知症をテーマに、振る舞い豚汁も行われ、世代間交流を行ったというふうにお聞きをしております。また、後川地域交流祭2025ということで、こちらは地域住民、利岡の小学校、また保育所・社協が一緒になって取り組んだというようなこともお聞きをしておりますので、そういった形で子供から高齢者までが一緒にいろんなことをするというのも、非常に重要なことだと考えておりますので、そういった施策を進めていきたいというふうに思っております。

その他、質問いただきました施策につきましては、また各課のほうからもお答えさせていただきます。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） 人口減少対策について、私のほうから答弁させていただきたいと思います。4点あったかと思います。

まず、高校卒業時の18歳人口の推移についてでございますが、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口、令和5年の推計になりますが、これによる年齢別推計人口では、本市の15歳から19歳の人口は、2025年で997人、2030年には993人、2035年には863人と見込まれております。本データは5歳階級別の推計人口でありまして、18歳に限定した人口推移は算出できませんが、各基準年度における年齢ごとの平均値では、2025年で199人、5年後の2030年に198人、10年後の2035年には172人となり、5年後は横ばいですが、10年後には約86%に減少すると推計されております。

次に、市外に転出した若者を呼び戻すためには、安心して働き、暮らすことのできる環境を整えることが重要であるというふうに考えております。そのためには、安定した雇用の場の確保が最も有効な施策であると考えております。

本市では、奨学金返還支援制度やこどもプロジェクトの実施、教育を通じたシビックプライドの醸成などに取り組み、将来的なUターンにつながる土壌づくりを進めておりますが、若者が実際に戻るためには、魅力ある仕事や働く場が必要不可欠となっております。今後は、地域資源を生かした産業振興や企業誘致、しまんとS i X sの取組による既存事業所への支援などを通じて雇用の場の確保に努め、若者が帰りたい、帰っても生活できると思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、女性のUターンに特化した施策についてお答えいたします。

若い女性の転出超過は全国的な課題となっており、その要因としては、進学や就職の選択肢が都市部に集中していることに加え、自身の希望に合った職種やキャリア形成の機会が地方では限られていることなどが考えられます。

本市では、女性が安心して出産・子育てを行える環境づくりとして、産後ケア児事業や共働き・共育での推進事業等に取り組んでおりますが、女性のUターン促進においても、やはり働く場の確保が重要であると考えております。今後は、女性に選ばれる雇用環境づくりを進め、若者・女性に選ばれる地域づくりの視点を持ちながら、必要な施策について検討していきたいと考えております。

最後に4点目になりますが、高校卒業後に四万十市に残る若者に対する支援についてお答えいたします。

高校卒業後も本市に残り地域を支えている若者は、本市の未来を担う大切な存在であり、その定着を図ることは、人口減少対策の観点からも重要であると認識しております。

現在、市内に残った若者に特化した財政的支援制度は設けておりませんが、移住・定住施策や子育て支援、産業振興などの各種施策を通じて、若者が安心して暮らし続けられる環境づく

りに取り組んでおります。今後は、令和7年度に策定しました第3期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、若者の定着やUターンの促進に向けてどのような支援策が効果的であるかを総合的に検討しまして、若者や女性に選ばれるまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 田村子育て支援課長。

■子育て支援課長（田村典義） それでは、私のほうから少子化対策についてご答弁申し上げます。

まず、婚活・結婚支援事業の安定的運営ということで、財源構成についてご答弁申し上げます。

本市の結婚支援事業につきましては、結婚を希望する方への相談対応業務、個別引き合わせ等に協力いただいている婚活サポーターとの調整業務、出会いの場の提供のための婚活イベントの企画・実施に取り組んでおります。これらの業務を実施するため、令和5年度に子育て支援課内に結婚支援センターを開設し、令和6年度途中からは、公募型プロポーザルによる方法で選定した市内NPO法人へ同センター運営業務を委託しております。

事業の財源としましては、高知県地域少子化対策重点推進補助金を活用しておりまして、結婚支援センターの運営に係る経費の3分の2、婚活イベントの実施に係る経費の4分の3が補助対象となっております。令和7年度の委託料の実績額は850万7,400円でしたので、当該補助金額は578万6,000円となっており、その差額である約270万円が一般財源となっております。

続きまして、この結婚支援センターの運営につきまして、事業者のノウハウを生かした柔軟な取組はできないかという質問ですが、この結婚支援センター運営業務委託における仕様書におきましては、結婚支援センターの設置に関する内容、職員体制のほか、業務内容と業務目標について定めております。

委託している業務内容は、独身者から結婚相談への対応、出会いサポート事業の登録業務のほか、婚活サポーターに対して結婚支援に関する情報提供やスキルアップ研修の実施、資料作成や引き合わせ業務の調整といった活動支援を行うこととしており、婚活サポーターの意見を反映した婚活イベントの企画・運営も実施しております。

業務目標につきましては、県の補助金を活用していることから実績評価が必要でありますので、相談対応の件数やイベントの実施回数、カップルの成立数等の指標を定めまして、達成状況を報告していただくこととしております。

市としましては、人口減少を抑制するためにも、この結婚支援事業の必要性は感じていますが、時代の流れとともに結婚に対する考え方に変化がある中、民間事業者のノウハウを生かすことや、婚活サポーターの意見を聞きながら、この結婚支援事業の実施形態や仕様につきまして精査していきたいと考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 中脇デジタル・広報課長。

■デジタル・広報課長（中脇弘樹） それでは、私のほうからは、移住に係る奨学金についての2点のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、県の奨学金制度を参考にした本市制度の拡充について、本市でできないかというところでございますが、県の高知奨学金返還支援給付金につきましては、若者の県内企業等への就職及び定着と、本県の産業を担う人材の活躍支援を目的としているところでございます。制度の概要といたしまして、本市制度が補助上限額年間で12万円であるところに対し、県では年額20万円、また支援月数が本市の制度は最大60か月、5年であるのに対し、県の制度は6年、72か月と隔たりがございます。ただ、本市制度とは目的が異なりますので、本市制度をこの形に拡充するというよりは、この県の奨学金制度自体をどう取り扱うかといった視点で申し述べさせていただきます。

県給付金制度では、市町村が連携して取り組む場合には上乗せ補助ができることとなっております。まして、本市住民向けに取り組むことを過去に検討した経緯もございます。しかし、登録企業で四万十市近辺に支社等を持つ企業が少なく、効果が見込めないと判断し、現在のところ連携はしておりません。

一方、登録企業は年々増えていることから、最近の状況を踏まえつつ、本市で取り組める状況が生まれましたら、本市でも本制度の取扱いをできないか検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして2点目、市の制度につきましてでございますが、本市の現行の奨学金返還支援制度の移住者以外、すなわち本市に継続的に在住する若者への支援につきましてご答弁申し上げます。

人口減少対策には、転出抑制を目的とした取組もございますが、この奨学金返還支援制度につきましては、ご質問にもありますとおり、移住支援のための事業として市外から転入して就労する方を経済的に支援し、市内で安定した生活を営み、定住していただく人口増の取組として位置づけているところでございます。このことから、本制度におきましては、既に市内に継続的にお住まいされる方を対象者とすることは考えておりません。

なお、一度出た方がUターンしてくる際には、当然利用できるというふうと考えておるところでございますが、本制度が本市出身者のUターン施策として有効に機能するためには、ご家庭で奨学金利用を検討する段階で、本制度に関する十分な知識を有していることが重要であると考えておりますため、この点につきましては機会を捉えて十分に周知してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 中田高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（中田智子） 私のほうからは、高齢者支援について、集いの場・集まりの場に行けない、行きたくないと考えている人に対する効果的な支援策として現在行っている事業についてお答えさせていただきます。

本市では、超高齢社会に対応していくため、平成24年4月から地域の皆さんと協働し、高齢となっても、住み慣れた地域でいつまでも元気に健康で安心して暮らすことができる地域を目指す四万十市健康福祉地域推進事業に取り組んでおり、各地区が組織・設立する地区健康福祉委員会に事業を委託し、介護予防・健康推進事業、広報・啓発活動事業、支え合いの地域づくり事業について、地区からの提案に基づいて実施していただいております。

介護予防・健康推進事業では、地区住民が集まって健康教室や体操・スポーツなどを行っておりますが、このような地区住民の集まりの場に行きたくても行けない人のための支援としまして、支え合いの地域づくり事業により送迎をしていただいております、令和7年度におきましては107地区中53地区での実施となっております。

また、地区住民の集まりに興味がなく、参加されていない地区住民の方に対しましては、広報・啓発活動事業により、地区健康福祉委員会の活動報告や今後の予定、また健診日程の周知など健康に関する情報を回覧や掲示板へ掲示することで、参加を促しております。

このほかにも、本市では四万十市社会福祉協議会に高齢者閉じこもり等予防支援事業を委託しておりますが、この事業は、閉じ籠もり等何らかの支援が必要な高齢者を要介護状態に陥らないよう早期に把握し、住民主体の介護予防活動や必要な関係機関等へつなぐものでございます。

昨年度は、主に令和6年度の後期高齢者健診にて身体的フレイルの結果が出た方や、令和7年度に実施した運動機能の低下や閉じ籠もりなどを判定する基本チェックリストによる該当者として把握しました452名を訪問し、医療機関や介護申請、四万十市通所型サービスC事業、傾聴ボランティア、あったかふれあいセンターなどにつないでおります。

特に、四万十市通所型サービスC事業は、要支援状態の軽減や悪化を防止し、高齢者の活発な生活の促進や社会参加の促進につなげるもので、自立した日常生活の継続を図ることを目的に、保健・医療の専門職等を配置し、運動などの介護予防プログラムを短期間で集中的に実施しております。卒業後は、外出の機会が増えた、また運動への意欲が湧いたなどの声も聞かれており、地区健康福祉委員会やまちなかサロン、あったかふれあいセンターなどに参加していただいている方もいらっしゃいます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 小休にいたします。

午後0時0分 小休

午後0時0分 正会

■議長（山崎 司） 正会にいたします。

西澤和史議員の質問途中ですが、この際、午後１時まで休憩いたします。

午後０時１分 休憩

午後１時０分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

西澤和史議員の１回目の質問に対する答弁を求めます。

山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） それでは、私のほうからは、１の市長の政治姿勢についての５番目、協働のまちづくりの推進についてご答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃっていただきましたとおり、人口減少や少子高齢化が進み、地域の担い手の減少や地域のつながりが希薄化する中、また住民ニーズが複雑化・多様化する中で、地域を取り巻く課題の解決に向けて様々な団体が連携・協力して取り組むことは、その解決の糸口の一つになり得るのではないかというふうに考えております。

また、議員のほうからご紹介もいただきました高知市の地域内連携協議会のような地域運営組織が全国的に増えてきており、総務省のほうでもその設立を推進していることも認識をさせていただいております。

現時点では、高知市などと同様の取組を進めていくのかどうなのか、その判断をするだけの十分な情報を持ち合わせておりませんので、まずは国の推進している制度や先進的に取り組んでいる他の自治体の状況を、もう少し詳しく情報収集を行ってみたいというふうに考えております。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） 私のほうから、サッカー場の整備についてご答弁させていただきます。

４月２８日に、四万十市新サッカー場整備プロジェクト事務局から、四万十市への新サッカー場整備に関する要望書ということで、１万筆を超える署名と一緒に要望書を頂いたところでございます。内容につきましては、災害時の避難場所としての機能を有した夜間照明を備えた人工芝サッカー場の整備についてへの要望でありました。大変多くの皆様からの声として、所管課としても真摯に受け止めなければならないと考えております。

本市においては、スポーツ少年団や中学校での部活動地域展開における地域クラブ活動、高校から一般まで幅広い世代でサッカーに親しむ市民も多く、これらの活動場所としての必要性は認識しております。また、西澤議員のおっしゃられた経済効果でありますとか交流人口の拡大についても、有効なものであると考えます。

そこで、その整備の検討についてですが、一昨日、川渕議員から提案のありました他の競技や防災広場としての活用などどのような選択肢があるのか、市長部局とも協議しながら、必要

性も含めて情報収集する必要があると考えています。

また、検討に際しましては、サッカー関係者はもとより、サッカー以外で利用が想定されるスポーツの関係者との意見交換、防災広場など多目的な活用であれば、その各関係者とも意見交換するなど、他の市町村の取組事例も見ながら、多角的な視点で検討していく必要があると考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 西澤和史議員。

■2番（西澤和史） それぞれに真摯にご答弁いただきましてありがとうございます。やはり本当の課題、的確にキャッチし、速やかに解決していくべきであるというふうに考えております。

2回目のご質問をさせていただきたいと思います。

まず、人口減少対策につきましては、答弁についておおむね了解としたいと思います。

ただ、若者の人口はどんどん減ってきているということが推計されるということは分かったと思います。都会から若者を呼び戻すための施策を行っている先進地などの事例を研究し、本当に当てはめることができるかどうか、研究をお願いしたいと思います。

その中で、雇用の場・仕事というお話も出ておりました。ただ、仕事や年収だけの施策となりますと、都会の収入と真正面からお金だけの比較になってくる可能性というのがあります。その他ワーク・ライフ・バランスなど、この町のいいところを前面に押し出せるような施策を、ぜひとも考えていただきたいというふうに思います。ぜひ町の未来を担う若者への支援・投資は、10年後、20年後を見据えた政策として考えていただきたいと思っております。

次に、少子化対策についてです。

前向きなご答弁をいただきましたので、了解とさせていただきます。ぜひとも民間事業者の長年のノウハウ、それからこれまで一生懸命婚活に関わって頑張ってくださいました婚活サーターの皆さんの意見などをお伺いしながら、共に少子化対策に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

子育て支援についてです。

子育て支援の中で、奨学金返還制度についてお話をいただきました。県の事業とも異なる、現在の制度とは違うということは承知しております。

ただ、例えば山形県の鶴岡市などにおける奨学金支援制度など、先進地を少し勉強していただいて、充実したところがあります。それらを含めて参考に制度設計を考えてほしいなと思って、今回質問させていただきました。

現制度においては、そもそもなぜ1万円なのか、60か月分なのか、財政面以外での論理的説明が難しいのではないかというふうに考えたので、質問させていただいたところです。

他の支援も思いつかない状況で思い切った投資をしないと、若い世代が帰ってくることはな

いと考えております。移住支援以外、県の制度とともに別建て制度としてぜひと制度設計し、新たな取組を創設いただきたいというふうに考えております。こちらも意見でございます。

高齢者支援についてでございます。

既存の取組や社会福祉協議会の委託事業、非常にいい取組だというふうに感じております。その見守りから、または既存の制度などから次につなげ、共助できる仕組みにつなげるということが出来るのかどうか、そういう事業になっているのかどうか。これからの社会において、共助という言葉は一つのキーワードになってくると考えております。それまで取り組むべき事業となっているのかどうなのかということを、再度ご質問させていただきます。

また、新たなアイデアということについても、世代間交流であるとか非常に様々なところで行われているという事例をお話しいただいたところでございます。

ただ、なかなか相談する人、閉じ籠もりではないにしても、相談する人がいなかったり、近所付き合いがない方の制度としてこれらが成り立つものであるのかどうか、またこれまでの既存の手順で行っていくことがいいのかどうかも含めて、既存制度の拡充なども含めて検討いただけるのかどうか、教えていただきたいと思います。

次に、協働のまちづくりの推進についてです。

おおむね了解いたしました。総務省の制度、他市町村も研究しながら、地域には課題が山積しておりますので、ありとあらゆる施策を講じていただきながら、よりよい四万十市になるために一緒に汗をかいてまいりましょう。

最後に、スポーツ振興の芝のグラウンドについてです。

様々な分野から検討いただけるということはもちろんですが、場所の選定、財源など様々な課題はあろうかと思えます。いつまでをめぐに、どのぐらいのレベルのグラウンドを想定していただけるのか、再度教えていただきたいなというところが1点と、ぜひとも芝のグラウンド整備を実現していただき、他のスポーツやイベント・行事とともに活用できるような、笑顔あふれる場所を整理していただきたいと思います。

最後に、市役所時代に同じチームでプレーしたことがある武田副市長からも、整備に向けての思いを一言いただければというふうに思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

■議長（山崎 司） 中田高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（中田智子） それでは、2回目ということでご答弁させていただきます。

まず1つ目、共助できる仕組みにつながっているのかというご質問だったというふうに思っております。

先ほどもお答えいたしました、介護予防・健康推進事業の中での地区健康福祉委員会でございますが、その中で地区住民の集まりの場に行きたくても行けない人のための支援ということで、支え合いの地域づくり事業による送迎をしていただいております。こういったところ

で、地区住民同士で支え合いながら集まりの場に連れ出すというか、一緒に行こうということで声かけをしながら、できるだけ集まりの場に支え合いながら行く、こういったところをもう少し制度としても考えながら、地区の住民がもっと行いやすい仕組みづくりも考えていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

それからあと、既存制度の拡充ということで、相談する人がいない、近所付き合いをする方もないという中で、どうやって集まりの場に行くのかというところでございますが、なかなかどうしても高齢者の居場所づくりというところを充実させても、行きたくない人ということはある程度いらっしゃると思います。

そのためには、高齢者閉じこもり等予防支援事業、こういったところで早期にそういった方々を把握して、介護や福祉、そういった制度につなげていく、そういったところで、初日にもご答弁いただきましたが、支え合いの体制づくりということを強化しながら、こういった人たちを支えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 濱田生涯学習課長。

■生涯学習課長（濱田 武） サッカー場の整備について、いつまでにどの程度のものという質問でございますが、先ほど答弁いたしましたように、これからこういった形でのものができるのかということを含めまして、情報収集から行ってまいるという段階でございますので、いつまでにどの程度ということとは、この場ではお答えしかねるところでございます。

ただ、情報収集等につきましては、なるべく早い段階で情報を集めて、庁内こういった形での検討ができるような準備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

■議長（山崎 司） 武田副市長。

■副市長（武田安仁） 突然ご指名いただきましてありがとうございます。

私も西澤議員とは従来一緒にプレーさせていただいた仲間の一人でございます。今は引退しておりますけれども、私からもということでございますので、考え方を述べさせていただきたいと思いますけれども、この件につきましては、先立って川渕議員からもご質問いただいております。1万筆を超える署名、これは大変重く受け止めておりますし、それが市民の声であるということは理解しております。

ただ、生涯学習課長からもありましたように、検討しなければならない課題、これはたくさんございまして、1つは場所の問題、それからご提案の中で多目的に活用できたらというようなご提案もいただいておりますけれども、そういったことによる一定波及効果というものも踏まえまして、総合的に今後判断する必要があると考えます。

もう一つは、需要の問題もございまして、そういうことについては、大会の誘致というようなご提案もありましたので、そういったことも含めて総合的にこのことについては市としても

検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 西澤和史議員。

■2番（西澤和史） どうもありがとうございました。それぞれ真摯にお答えいただいていることと思います。

まず、高齢者支援については、2点ともおおむね了解いたしました。ぜひとも閉じこもり支援事業から支え合う体制づくりの強化に向けて、よろしくお願いいたします。

次に、サッカー場の検討についても、早い段階で情報収集も行っていくというご答弁をいただきましたので、ぜひとも先ほどの副市長のご意見も含めて、場所の選定や多目的での利用・需要、それらを含めた形で検討をいただきたいと思いますし、その検討に当たっては、しっかりとした上からの指示というのをお願いしておきたいと思っています。

少し時間を残しておりますが、以上をもちまして私の初めての一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で西澤和史議員の質問を終わります。

13時20分まで休憩いたします。

午後1時17分 休憩

午後1時20分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、寺尾真吾議員。

■7番（寺尾真吾） それでは、市民クラブ、寺尾真吾です。これより一般質問を始めさせていただきますと思います。四万十市の発展のためにしっかりと質問していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、厳しい財政状況の健全化から質問させていただきます。

市長、今上がり続ける物価高騰が市民の生活を圧迫しています。本当、食料品を買うにしても大変高いと、皆さんも実感してと思います。スーパーで買物をする、いつもだったら3,000円かなというようなイメージが、もう5,000円を超える、そんなことになっているかなと思います。例えば卵でいえば、2020年頃は200円ほどでしたが、今1.5倍ほどとなり、300円を超えてきています。食料品も衣料品も様々な生活に必要なものが上がっており、しかしこの地方ではなかなか給料が上がりません。子育て世帯からは、外食を控える話も聞きます。

消費活動が減少すると商売もうまくいかず、経済が冷え込みます。事業者から、卸値が何割か上がった、しかしそのまま値段に反映させても、消費者が離れることを踏まえ値上げに踏み切れず、商売が難しい、このような声もお聞きしました。

国は、交付金により生活費、経済活動の維持ができるような施策は打っていますが、市民の生活への不満はますます高まってきているのが現状だと感じています。

こういうときに、市の財政が安定しているなら、その不安を緩和させる一定の政策を短期的でも本市独自で行って、市民が少し安心することができるかもしれません。しかし、本市財政状況が厳しいと、支援策の実施は困難となります。

総務委員会でも、財政状況について先日調査をさせていただきました。議員間では危機感を感じております。特に、減債基金の減少。減債基金は、家庭に例えると家庭の貯金です。この貯金が大きく減少しています。貯金と言える減債基金は、令和3年度の残高で28億8,000万円ありましたが、この4年間で平均5億円ずつを取り崩し、令和7年度の残高見込みは12億3,700万円です。約57%も使っています。今年度の取崩し予定額は5億2,000万円です。このまま同様の取崩しをすると、当然ながら令和10年度には減債基金はゼロになる見込みの話も総務委員会ではありました。

市の貯金を大きく取崩ししなくてはならない状況に、まず危機感があります。この点をしっかりと見直すべきと考えています。財政が健全な方向へ向かうことで、さらに必要不可欠な公共サービスを削らざるを得ない状況を回避して、そして新しい取組に市長のアイデアの下、また本日の議会でもありました市民からいただいた声を基に、議員たちが提案することにも積極的に取り組み、市民が望む充実した公共サービスの提供のためにも見直しは必要なことです。

ここから質問に入っていきますが、市長は3月定例会でも私の質問に対し、厳しい財政状況が続いている旨の答弁をされ、また市長は、5月号の広報しまんとにて市民へ厳しい財政状況を伝えました。この厳しい財政状況という言葉は市民にも伝わりやすいですが、なぜ厳しいと市長が感じているのかを、市民とより具体的に共有していただきたいと考えます。

そこで、まず1番の質問として、市長の財政認識について伺います。

市長が述べられている本市の厳しい財政状況とは、具体的にどのような財政指標、どんな数字を見て厳しい財政状況と判断されているのでしょうか、答弁を求めます。

次に、事務事業の見直しについて伺います。

市長は令和8年3月定例会において、予算編成時に各所各課へスクラップ・アンド・ビルドを促しているものの、抜本的な見直しにはなかなか至っていないとの認識を示されました。さらに、従来より踏み込んだ事務事業見直しを全庁的に進める方針で、早急に検討する旨の答弁もされています。この答弁は重要です。財政が厳しいという認識だけではなく、従来の各課単位の見直しでは抜本的な改善に至っていないという課題認識を示したものと受け止めています。

私自身も、これまで剪定木等堆肥事業化、長寿祝い金など、一般財源を用いる市独自の事業について、他市比較を踏まえて苦言を呈してきました。一部改善されたものもありますが、本市全体の財政構造を改善するには、個別事業ごとの見直しだけでは限界があると考えています。私は、この財政健全化に対しては、強いリーダーシップが求められていると考えています。

そこで、伺います。

2 番目の質問として、市長が答弁された従来より踏み込んだ事務事業見直しを全庁的に進めるについて、次の4点を明確にお示しください。

1 点目に、いつからですか。見直し作業の開始時期についてです。

2 点目に、誰が、どんな形で見直しますか。担当部署または庁内の体制です。

3 点目に、どこからどこまでの見直しをしますか。対象とする事業範囲。

そして、最後に4点目に、来年はどうしますか。令和9年度当初予算への反映の有無です。

この4点を市長は今どのように考えていますでしょうか。令和9年度当初予算に反映させるのなら、今年度中、少なくとも予算要求や予算査定に入る前の段階で、見直しの方針や対象範囲を示す必要があると考えています。

また、市長は令和8年3月定例会において、高知市の事業見直しなども参考にしながら丁寧に進めていきたい旨の答弁をされています。高知市では、窓口時間の見直しなど行政サービスの提供方法そのものを見直す動きがあります。本市においても、単なる事業削減だけではなく、業務量や人件費、時間外勤務、住民サービスの水準を含めた見直しが必要ではないかと考えています。前回答弁以降、現在どのような検討が進んでいるのか、令和9年度当初予算への反映を含め、市長の方針を先ほどの4点を踏まえてお聞かせください。

また、3 番目の質問として、基金取崩しに対する削減または抑制の目標額についても答弁を求めます。

冒頭に話したとおり、基金の取崩しが大き過ぎます。危機感を覚えています。基金は、災害など緊急的なときにも必要なものです。そのために伺います。

次に、行政サービスの無償化についてお尋ねします。

近年、子育て支援、福祉サービス、教育関連支援など、全国の自治体において、自治体の財源を使い行政サービスの無償化や負担軽減を進める動きが広がっています。もちろん、物価高や子育て世帯の負担増、高齢者や障害のある方、生活に困難を抱える方への支援は、行政として重要な役割であります。

自治体独自の社会問題に対する必要な支援または国による全国的な無償化を否定するものではありませんが、しかし自治体による独自の無償化という言葉については、慎重に捉える必要があると考えます。

無償化は、費用そのものがなくなるものではありません。利用者負担を市税や国、県の補助金、ふるさと納税などの財源に置き換えるものです。つまり、受益者から見れば無料になったとしても、市全体として行政コストが発生し、その財源は市民全体の負担となっています。ここが市民には、受益者には見えづらいところ、伝わりにくいところという課題があり、私は問題視をしています。

また、無償化は、導入するときよりも、廃止や縮小を行うときのほうがはるかに難しい施策

です。本来は受益者負担を公平性の観点からも求めるべきものを市の財源負担にすることで、弾力性のある事業構築へ支障が出ることも考えられます。

近年の無償化は、地方分権、地方創生、少子化対策、移住・定住政策、国や県の交付金、ふるさと納税制度などを背景として、自治体が独自施策によって、人口、子育て世帯、寄附、住民からの視点から、自治体間での評価を競う構造が強まってきた面もあると考えます。

その結果、福祉サービスや子育て支援の無償化が、政策効果や財政負担の十分な検証よりも、近隣自治体との比較や分かりやすい政策アピールとして進められているおそれがあるのではないのでしょうか。私は、社会情勢などで無償化へ踏み切る施策をする際は、まずは市民へ目的、そして財源、効果、見直しの基準などを分かりやすく伝え、短期的に検証していく体制を整えた中で踏み切ることが望ましいと考えています。

また、本市だけではなく、近隣市町村との横断的な議論も行い、近隣市町村と過度な競争とならず、真に住民の公共的福祉を柔軟にできる政策を考えているようにしていかななくてはならないと考えています。

そこで、市長にお尋ねします。

4番目の質問として、市長は行政サービスの無償化について、単なる市民負担の軽減ではなく、受益者負担を市全体の財源負担に置き換える施策であり、将来の財政負担、公平性、他の事業への影響を伴うものとして認識をしているのか、基本的な見解を伺います。

次に、5番目の質問として、本市において今後行政サービスを無償化する場合、導入時に対象者、年間事業費、一般財源負担額、国県補助の有無、制度の目的、期待する効果、効果検証の方法または見直し基準などを整理して、必要なものを市民に分かりやすく示すべきと考えますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

次に、下田小学校の高台移転について質問をします。

下田小学校の高台移転は、令和10年度からの開校を目標に、現在実施設計の段階にあります。実施設計後は、改修工事に入る費用が議会で審議される予定ですが、この事業について、今回は学校存続の見通し、教育環境、財政負担、そして防災機能の在り方という複数の観点から改めて慎重に検討すべきと考え、質問します。

市長は、令和7年6月定例会において、下田小学校の高台移転について、様々なご意見があると答弁をされているので、この事業については市民や地域の中にも複数のご意見があると市長が分かっているものと受け止めています。市民の中には、子供たちの数を考えると再編も考えられるから今やるべきとは思わない、費用が高過ぎるのではないかと、優先順位が違うのではないかなど、私と同様の考えを持つ者は少なくはないと私は判断をしております。

そのため、私が今回問いたいのは、下田地域の防災を軽視するということではありません。また、下田地域を軽視するということでもありません。問いたいのは、児童数の見通しが厳しい小学校の高台移転に多額の公費を投じることが、四万十市全体の教育投資、財政運営、防災

政策として最適なのではないかという点です。

そこで、まず下田小学校の存続可能性について確認をしていきます。

今年度、下田小学校への新入学生はゼロ人としてお聞きをしております。もともとの想定として2名から3名が入学予定でしたが、ゼロということで、今後の将来的な入学数も想像し、深刻に受け止めています。

2025年8月4日、下田地域にて市長との意見交換がありました。このとき、住民の下田小学校の高台移転の要望に対して、市長は前向きな答弁を住民にされたことを覚えています。それと同時に、市長は学校存続のために、住民にも子供たちが下田小学校を選ぶよう、残るように努力してほしい旨の発言をしていたことを覚えています。そのため私は、市長が高台移転に対して、児童数による学校の存続性を重要視もしていると受け取っています。現在、結果として入学者がいなかったことをどう受け止めていますでしょうか。

私は、今回の入学者数に加え、3点の事柄において存続性がより厳しくなったと考えています。

1点目は、下田保育所の閉園です。入園児童数を踏まえ、保護者間で話し合い、昨年度に閉園となりました。そこでこれから培う子供たちの友人関係は、教育的にも大切に守られるべき関係性であり、保護者はより多くの子供たちの中で我が子が育まれることを望むことを考えると、竹島小学校など下田小学校以外を選択する可能性が高まりました。

2点目は、その可能性を実現させることとなった校区外就学の特例措置です。この特例措置は、通園する保育所・保育施設等の校区の小学校を選定できる制度になっています。この制度追加により、下田校区の園児が卒園後に下田小学校以外を選択することができるようになりました。

そして、令和7年12月定例会では、この特例措置についての答弁があります。教育委員会の答弁では、下田小学校区の保護者が下田小学校以外を選択することはゼロではないと考えている旨の答弁をされています。

小規模にとって、1人の入学者数は学校存続に大きく影響します。この制度変更は、保護者の選択肢を広げます。そのため私も、教育委員会の方針に賛同する追加制度ではありますが、一方で、結果として下田小学校の児童数確保を今後はさらに難しくさせています。

3点目は、社会的な少子化の加速です。四万十市の出生数は、令和2年度216人だったのが、令和7年度は81人も少ない135人へと減少。この5年間で出生数が約4割も減少しています。これは下田地域だけのことではありませんが、小規模校の存続は、子供たちの教育を第一義とすると、極めて厳しいと言わざるを得ません。

そこで、教育委員会に伺います。

6番目の質問として、令和10年度の高台移転開校時における下田小学校の児童数、学年構成、複式学級の見込みを示してください。

7 番目の質問として、令和10年度開校時点について、先ほど 6 番目の答弁の見込み数、または仮に新入学児童が見込みよりも少数またはゼロ人となる年度が続いた場合の見込みをも想定し、その上で複式学級の有無を含め、教育環境として望ましい規模と考えるのか、教育長の見解を伺います。

この答弁はとても重要です。これから教育委員会が決定した学校存続に関わる高台移転という教育投資に 5 億 6,000 万円以上の市民の税金を投入をするのです。教育環境として望ましい規模とは言えないという答弁が返ってくるなら、多額の教育投資額に対する責任を負ったものと判断できかねます。

そしてまた、当然ながら、できて数年で学校再編となりましたというわけにはまいりません。

そのため、8 番目の質問として、教育委員会は下田小学校の存続に関し、どの程度の年数は存続するとお考えなのでしょうか、存続の可能性について教育長の見解を伺います。

次に、市長に伺います。

まずは私見を述べます。私は、下田小学校は遠くない未来に再編となる可能性を否定できません。令和 7 年 9 月定例会答弁から、5 億 6,000 万円の事業費、一般財源で約 1 億 6,800 万円を投じる判断は、財政運営上、極めて重い判断です。そのため、最悪の場合を想定をしてみたいと考えます。

今後の極めて厳しい入学者数を想定しまして、令和10年度まで入学者数がゼロとします。そうすると、1 年生から 3 年生まではおらず、4 年生から 6 年生までの学年のみとなり、そうしますと児童数は恐らく 12 名になってくると考えます。その後の令和12年度は 6 年生 5 人のみとなる可能性があります。開校から実に 2 年後の将来予測です。そして、令和13年はゼロ人です。私の最悪の予測が当たらずとも、執行部の児童推移予測でも、令和13年は児童数 13 人、全てが複式学級の予測です。

視点を変えてみましょう。本市には、より多くの児童が通う学校施設の教育投資が近年度中に必要になってきます。老朽化対策、維持修繕、教育環境の改善。具体的には、具同小学校や中村南小学校、西土佐中学校などの施設整備は既に課題になっています。限られた財源の中で、今後の学校再編の可能性がある小学校に大きな教育投資を行うことが、四万十市全体の教育環境の維持と向上に照らして本当に優先すべき事業なのでしょうか。

そこで、伺います。

9 番目の質問として、令和10年度開校時点の児童数見込み、今後の入学見込み、複式学級の可能性、学校再編の可能性を踏まえて、下田小学校の高台移転を進めることが市全体の教育投資として合理的だと判断する根拠をお示してください。

10 番目の質問として、資材高騰や人件費の上昇が今続いている中、これまで示されてきた事業費 5 億 6,000 万円という見込みに変更はあるのか、伺います。

今回6月定例会におきましても、西土佐地域の若者住宅においての約3,000万円ほどの補正金額が上がってきています。これは、今の資材高騰等によるものというふうなこともお聞きをしております。本当に大きな今資材高騰がある中で、前回の金額のままでいけるのか、大変不安があります。

そのため、変更がある場合は、現時点の概算事業費、一般財源負担額、増額要因、今後さらに増額する可能性があるのでしたらお示してください。

次に、避難所機能について伺います。

下田地域において、旧下田中学校の指定避難所機能の回復を望む声があることは承知をしています。しかし、令和6年9月定例会において執行部は、下田中学校校舎を避難所として使えない場合でも、旧中医学研究所を指定避難所に加えたことで、収容可能人数は若干増えると答弁をしています。

また、下田地域には津波避難路、津波避難タワー、防災拠点、高台の公共施設など、他地域にはない防災上の条件があるとの答弁もありました。したがって、少なくとも収容人数の面だけを見れば、小学校移転を行わなければ避難機能を確保できないという説明にはならないのではないかと考えます。

そこで、伺います。

11番目の質問として、下田地域の避難所機能について、収容人数の面では、旧中医学研究所等で一定の対応が可能であるという過去答弁との整合性をどのように整理しているのかを伺います。

ここで市民に分かりやすくお伝えしますが、学校の高台移転と防災の強化は、私は別問題だと考えております。もし下田地域にほかの地域と同様に学校施設しか避難所がない場合、私もこのように質問することはできなかったと考えております。しかし、下田地域には、市が答弁されたように、ほかの避難所機能で補えるものとなっています。

また、前回想定より強化する必要があるとして、それは5億6,000万円をかけて学校機能に合わせた回復まで必要なのかという点は、市全体の防災機能の面からも深い議論が必要だと考えます。

そのため、12番目の質問として、仮に下田地域の防災機能を強化する必要があるとしても、それは学校移転と一体でなければ実現できないものか、旧中医学研究所・旧下田中学校体育館・いやしの里・西南大規模公園等の既存施設を活用し、避難機能の代替措置や強化に絞った整備を行う選択肢について学校移転案と比較検討したのか、伺います。検討している場合は、概算費用、防災効果、維持費、管理費、実現可能性の比較をお示してください。

市長に伺います。

私は、下田地域の振興策や防災機能の強化そのものに反対してはおりません。重ねてお伝えしますが、問題にしているのは、児童数の見込みが極めて厳しく、学校再編の可能性も

否定できない中で、学校移転という形で多額の公費を投入する判断が、本市全体の教育政策、財政運営として合理的なのかという点です。

13番目の質問として、再検証の可能性を問います。

下田小学校の高台移転について、実施設計完了後、事業費、一般財源負担、児童数見込み、複式学級の見込み、学校再編の可能性、防災機能代替案を含め改めて比較し、事業継続の可能性を判断する再検証の場を設ける考えがあるのか伺います。その結果によっては、中止、延期、規模縮小を選択肢に含めるのか、市長の見解をお示しください。

私としては、市長に下田住民から一定の理解を得られる代替案を下田住民と話していただければと考えています。

次に、小学校の教育環境の観点から、学校再編についてお尋ねします。

令和7年12月定例会において教育委員会は学校再編について、単に児童数の増減のみで判断するのではなく、教育の質の担保、地域とのつながり、通学環境の安全性、教職員配置など総合的な観点から検討すべきものと答弁されています。

しかし、第2次四万十市立小中学校再編計画では、小学校の複式学級について、直接指導と間接指導を組み合わせて複式学年を指導するケースが多く、課題が生じるため、解消が必要であると明記がされています。さらには、小学校の配置計画においても、複式解消を最優先しながら、望ましい学校規模を確保することを前提としています。

14番目の質問として、現在は複式学級を有する小学校は何校ありますか。

次に、令和7年2月10日の教育民生常任委員会において、教育委員会は、小学校の現状として、児童数の減少から複式学級が増加しており、再編は避けられない現状であり、再編を進めていく必要がある、地域への説明を果たしていきたいと答弁をされています。この2月の時点では学校再編を進めていく趣旨の答弁を委員会にて発言され、議事録に記載をされています。

この認識は、第2次四万十市立小中学校再編計画における複式学級など、学校の小規模化を解消し、望ましい学校規模を確保する方針で、できるだけ早い段階で学校再編に取り組む必要があるという趣旨と整合するものです。

一方で、令和7年12月定例会では、学校再編について、教育の質、地域とのつながり、通学環境、教職員配置などを総合的に検討すべきであり、時期は未定と答弁をされています。2月の委員会答弁では再編の必要性が明確に示されていた一方、12月定例会答弁では時期未定とされ、再編に向けた方針の具体性が弱まったように受け止めます。

そこで、お尋ねします。

15番目の質問として、2月の委員会答弁、複式学級の増加のため再編は避けられない、再編を進めていく必要があるという認識は、現在も教育委員会として維持しているのか。維持しているのであれば、12月答弁における時期未定との整合性をどのように説明するのか、お示しください。

16番目の質問として、第2次再編計画では、小学校再編について、中学校再編後、必要性が認められた場合に具体的な検討を加えるとされています。中学校再編は既に完了しており、教育委員会自身も複式学級の増加と再編の必要性を答弁をしています。現在は、第2次再編計画にいう必要性が認められた場合に該当しているのではないかと考えます。該当をしているのか、していないのか、教育委員会の認識を明確にお示してください。また、該当していないとする場合は、その判断理由をお示してください。

私は、既に10年先を見据えた場合、第3次再編計画をももしかしたら考えなくてはならないほど、そのような段階にも入ってきているとも考えております。

17番目の質問として、再編時期が未定であるなら、現に複式学級で学ぶ児童への教育上の配慮が必要だと考えます。市として加配支援員の配置、ICT活用、合同授業、教員の研修、学校間交流などどのような具体策を講じているのか、またその効果を学力、学習意欲、教育負担、保護者意見などどの指標で検証しているのかを伺います。

以上で私からの1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） それでは、寺尾議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、本市の財政状況の判断についてお答えいたします。

判断に当たっては、各年度の決算における収支状況や財政調整基金や減債基金の取崩しが判断材料になると考えております。

最近の決算で申しますと、令和7年度は特別交付税が予算以上に交付されたことなどから、取崩しを行っておりませんが、令和4年度から令和6年度までは収支不足を補うため、減債基金の取崩しを行っております。こちらは寺尾議員のほうからもご紹介がありました。

例年の決算の報告におきましては、黒字といった報告となっておりますけれども、これは基金の取崩しを行った結果でございますので、実質的には収支不足の状況にあるということになっております。この状況が続いているということが、私が厳しい財政状況と判断している材料になっております。

また、例年予算編成前に各課から今後見込まれる事業を示してもらった上で策定している財政収支見通しや中期の財政見通しにおいて、収支不足や基金の減少が見込まれるとともに、毎年度決算後に算定し、議会への報告と公表が義務づけられている健全化判断比率の一つである実質公債費比率では、しまんとぴあの建設や東山小学校の建て替え、新食肉センター整備など大型事業による地方債の借入れに伴い、償還額の増加が今から見込まれているところでございます。こういった当該指標の悪化というのも踏まえて、厳しい財政状況であるというふうに認識をしているところでございます。

続きまして、行政サービスの無償化についての質問でございます。

無償化というのは、利用者負担を市全体の財政負担に置き換える政策であるというふうに考

えておりますので、将来的な財政負担や他事業への影響というものは少なからずあるというふうに考えております。

それから次に、一度無償化した場合、それを廃止したり利用者負担に転換するということは、政策的に非常に厳しいというふうに私も認識をしております。この無償化の実施に当たっては、目的や対象者を整理した上で、将来的な財政負担、公平性の確保、他事業への影響なども踏まえて十分に検討を行い、市民の代表である議員の皆様へ説明をし、ご理解をいただいた上で実施することになるというふうに考えております。

続きまして、下田小学校の高台移転のほうに移ります。

下田小学校の高台移転ですけれども、昨年の議会でも答弁させていただきましたが、旧下田中学校施設の有効利用を図る、児童の安全を確保する、津波震災時における指定避難場所機能回復するということで、下田地区住民の皆様の生命と財産を守るという観点から、事業を進めるという判断に至ったものでございます。

議員のご指摘のとおり、政策決定に当たりましては、将来の児童数の推移、複式学級の可能性、さらには学校再編の可能性などについても考慮する必要があるということは認識をしております。実際に本事業の検討に際しましても、一定人口動態、児童数の将来設計、学校を取り巻く変化などを踏まえながら、総合的な判断を検討してまいりました。

本事業は、単に学校施設の整備をする教育投資という側面ではなく、地域の防災力向上や避難所機能の確保といった公共的な役割も併せ持つもので、教育の分野のみの視点ではなく、地域全体の安全・安心を確保するための施策として、その必要性を判断したというところでございます。

判断に当たりましては、下田小学校の保護者の皆様や地区住民の皆様を対象とした説明会を開始し、様々なご意見も伺いながら検討を重ねてまいりました。そういった結果、子供たちの安全確保と津波被害が想定される下田地域の避難所機能の早期回復を図るため、高台移転を進めるということを現時点で必要であると考え、この方針を決定したというところでございます。

続きまして、私のほうからは、下田小学校高台移転の事業の継続、再検証のところについてお答えいたします。

政策判断に当たりましては、事業者のみならず、将来の児童数の推移や複式学級の見込み、災害リスクへの対応、地域における学校の役割、さらには一般財源の負担を含む財政状況など様々な要素を総合的に勘案した上で行う必要があると思います。したがって、実施設計の完了により事業費が明らかとなった時点で、その内容を精査し、事業の妥当性や実現可能性について改めて検証を行うことは必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） 私のほうからは、財政の健全化について2点お答えいたしたいと思います。

まず、事務事業の見直しについてでございます。

残念ながら、今のところ、議員の言われました体制や対象事業の範囲、見直しの開始時期など具体的な対策については決まってないところが現状でございます。ただ、先ほど市長の答弁にもありましたように、厳しい財政状況を踏まえてその必要性は高いと認識しておりますので、当然当課が主導的な立場で全庁的な取組が必要となろうかと思えます。体制づくりをはじめ、他の自治体の取組等情報収集を行いながら、効果的な取組になるように検討していきたいと考えております。

そしてもう一つ、2点目ですが、財政調整的な基金の取崩しに対する削減あるいは抑制の目標についてでございますが、明確に幾らという金額を定めているものではありませんが、収支不足を補うものですので、目標とするならば取崩しはゼロもしくは積立てするということが望ましいと考えております。ただ、どうしても予算編成において当該年度に実施が必要な事業を整理する中で収支不足が見込まれる場合に、取崩しの予算措置を行っております。

ただ、この財政調整的な基金は、議員も言われましたように、不測の事態への備えとして一定規模の確保が必要と考えておりますので、事業費の精査を行うなど対応を図り、取崩しについて整理を行っているところでございます。

以上です。

■議長（山崎 司） 安岡防災まちづくり課長。

■防災まちづくり課長（安岡栄治） 私のほうからは、2番の教育行政と防災政策についての中での2つの質問にお答えさせていただきます。

まず、全体の11番目のご質問にありました過去の答弁との整合性でございます。

令和6年9月議会では、旧下田中学校校舎が避難所として機能しない状況にあっても、旧中医学研究所の活用等により、避難所の収容面積は確保しているにご答弁させていただきました。これは、平成25年度に県のほうから示されました南海トラフ巨大地震の被害想定の中での避難者数を基に、人口減少を勘案した上で、スフィア基準1人当たり3.5㎡に沿って計算した結果であり、現在の人口で再計算をいたしましても、収容面積は確保できる見込みとなっております。

一方で、本年3月に県のほうから新たに示されました南海トラフ巨大地震の避難所内避難者数は、平成25年と比べまして約1.7倍増加をしております。また、沿岸部の津波による死者数が大幅にこれは逆に減少しているところからも、下田地区の避難所数は増加する可能性もございますので、現在県が作業をしております地区ごとの避難者数が示された際には、市全域を含めた避難所の必要面積について改めて計算をした上で、避難所運営マニュアル等を見直していきたいというふうに考えております。

次に、全体の12番目のご質問です。

防災機能と学校の関連、それから他の施設等を検討したのかといったご質問でございますが、まず最初に、避難所の基本的な考え方は、有事の際に公共施設等を副次的に利用するものでございます。現在、既存の施設の検討につきましては、さきの大学誘致を進める中で、収容避難者数が減ることになった際に、避難所機能を確保するために、周辺の公共施設だけではなくて、民間施設も含めて施設管理者に相談し了承を得た上で、新たに避難所として指定をした経過もございます。先ほど申しましたように副次的な利用をするものでございますので、避難機能のみを目的とした施設整備については検討したことはございませんし、費用的な比較検討もしておりません。

現状の学校と防災機能の強化の観点で申しますと、避難所生活で配慮が必要な方、例えば障害を持たれている方や妊婦や産婦・乳幼児など福祉避難所施設へ移送する前の対応として、教室等を活用し、個室スペースを設けることが可能となるほか、家庭科室を利用した炊き出しなど避難所機能の強化につながってくるというふうに考えております。

また、先ほどご答弁しましたように、今後県から示される最新の避難者数に基づいた計算が必要になり、その結果、さらなる避難所の確保が急務となった場合には、旧下田中学校を機能回復する効果が期待できるものというふうに考えております。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） それでは、私のほうから、まず7番、8番と一緒に回答させていただきます。

まず、新入児童が少数またはゼロとなる年度が続いた場合の見通しと、その規模を教育環境として望ましいと考えているかということですが、新入児童につきましては、全国的な少子化に加え、本市でも出生の減少が続いていることから、下田小学校におきましても、今後児童が極めて少数あるいは入学者がいない年度が生じる可能性があるものと認識しております。

第2次四万十市立小中学校再編計画において本市が示す小学校の望ましい学校規模の目安は、1学年15人程度、全校で90人以上です。この指標は、児童が多様な意見に触れ、切磋琢磨しながら学び合う機会の確保や、集団活動、学校行事における教育効果及び効率的な教職員配置といった観点を総合的に勘案して設定したものであります。

しかし現状は、下田小学校のみならず、多くの学校でこの数値を下回っております。しかし、小規模校では一人一人の習熟度に応じたきめ細やかな指導が行いやすい、異学年交流を通じ思いやりの心や社会性を育みやすい、全児童に役割や活躍の機会を確保しやすいなどの利点もございます。教育委員会としましては、こうした小規模校の特性や強みを最大に生かし、児童一人一人に寄り添った教育活動の充実に努めております。

さらに、小学校の再編につきましては、令和14年度の下田小学校の今の予想人数は合計で

12名になります。しかし、小学校の再編につきましては、再度申し上げますが、人数だけではなく、保護者の意見、地域の方々の意見等々を踏まえて、皆様と密接に連携し、子供たちにとってよりよい教育環境を確保できるように取り組んでまいります。したがって、現時点では不確実ではありますが、しばらくの間、下田小学校は存続するものと考えております。

それから、続きまして16番、小学校で複式が増加をしていることから、第2次再編計画でいう必要性が認められた場合に現在該当しているかということですが、少子化に伴い、小学校における児童数の減少が続いており、その結果、複式学級が増加をしております。こうした状況は、学習指導や集団活動の面での一定の課題が生じる可能性があるため、教育環境の在り方を検討すべき段階にあるというふうには認識をしております。

第2次四万十市立小中学校再編計画における必要性が認められた場合については、今後の児童数の見通しを踏まえたと、その必要性は高まっておるといふふうには考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、小規模校はその特性や強みを生かした教育活動があり、また小学校は地域のコミュニティーの中核としての役割を担っております。学校の在り方の変更は、地域への影響が極めて大きいため、単に数値的な状況のみをもって、直ちに再編を進めるべきではないというふうには考えております。今後につきましては、教育環境の確保という観点を重視しつつ、児童数の推移や学校の状況を引き続き注視してまいります。

あわせて、地域住民や保護者の皆様のご意見を丁寧に向いながら、再編の必要性や具体的な時期、進め方について総合的に検討してまいりたいと考えております。

現在は、各学校小規模校が合同で授業を行ったり、水泳・体育などの授業を行ったりして、小規模校学校独自で授業を行っているばかりではありません。修学旅行も合同して行っております。

17番目の問いに対するお答えですが、複式学級における具体的な配慮についてお答えをいたします。

現在、複式学級の有無のみを理由とした支援員の配置や県教育委員会からの教員加配は行われてはおりません。しかしながら、特別な支援を要する児童が在籍するなど一定の配置基準を満たす際には、適切に支援員を配置しております。

また、ICT機器につきましては、全ての学校において導入を完了しており、その有効活用を図っているところでございます。

複式学級において教員が複数の学年を行き来しながら指導を行うという特性上、児童が自ら主体的に学習を進める機会が必然的に多くなります。この特性を前向きに捉え、本市ではデジタルドリルや授業支援サービス、これはロイロノートといいますが、を積極的に活用し、児童の主体的な学びを促進するとともに、きめ細やかな指導に努めております。

また、本市独特の研究推進校指定事業において、複式学級を有する学校の中には複式授業研究を研究主題に上げ、年間を通して実践的な授業研究に取り組んでいる事例もございます。年

度末には研究発表会を開催し、各学校の成果や課題を共有することで、教育効果の検証と指導力の向上に組織的に取り組んでおります。さらに、複式研究大会への参加や教職員の合同研修等を通じて継続的な研修を開催することで、複式教育の充実に向けた取組を多角的に推進しております。

今後におきましても、学校現場の実態を丁寧に把握し、校長会や教職員との連携を密にしながら、複式学級の特性を最大に生かした教育環境の充実に向け、適切かつ切実に対応してまいります。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 私からは、6番目の質問、下田小学校の高台移転に関します令和10年度開校時点での児童数等の見込みについてご答弁させていただきます。

令和10年度の下田小学校の児童数等につきましては、推計の人数となりますけれども、1年生が3名、2年生が3名、4年生が5名、5年生が6名、6年生が2名の合計19名で、2つの複式学級及び1つの単独の学級で編制されると見込まれております。

続きまして、同じ下田小学校の高台移転のご質問で10番目、現在の下田小学校の高台移転に係る概算事業費、一般財源負担額、増額要因及び今後の増額の可能性についてお答えをいたします。

現在、高台移転に係る設計業務を進めておりますが、委託期間が本年9月25日までとなっており、委託事業者による設計を現在進めている段階でございます。このため、概算事業費及びそれに伴う一般財源負担額につきましては、委託事業者が現在その精査を行っているところでございます。

また、事業費の増額要因及び増額の可能性といたしましては、近年の建設資材価格や労務単価の上昇などが考えられますが、これらにつきましても、現在実施設計業務の中で詳細を確認している段階でございます。ご質問のありました事業費等につきましては、お答えをするのが金銭的には難しい状況でございます。

続きまして、学校再編につきまして、14番目の質問にお答えをいたします。

四万十市立小学校の複式学級につきましては、小学校13校中、現在9校が複式学級を編制しておるところでございます。

続きまして、15番の質問でございます。

学校再編につきましては、本市における小学校の再編につきましては、先ほど教育長からのご答弁いたしましたように、児童数の減少や学校の小規模化が進む中で、子供たちにとってより望ましい教育環境を確保していくための重要な課題であると認識をしております。

現在におきましてもこの基本的な考え方に変更はなく、第3期四万十市教育振興基本計画及び第2次四万十市立小中学校再編計画を踏まえ、教育の質の確保や持続可能な学校運営などと

いった観点から、再編について検討を進めていく必要があるものと考えております。

議員ご質問の中で、令和7年2月の教育民生常任委員会のご質問がございました。この2月の教育民生常任会では、学校教育課のほうから第3期四万十市教育振興基本計画の策定について報告した後、ご質問に答えておるところでございまして、この2月の委員会では、学校再編に関する現状認識を述べさせていただいております。また、令和7年12月の一般質問の答弁では、再編の検討に当たっての視点、こういったものを示したものでございまして、この両方の考え方は一貫した方針の基に発言したものでございます。

以上で答弁を終わります。

■議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■7番（寺尾真吾） 誠実に皆さんお答えをしていただきましてありがとうございます。

それでは、第2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目の財政状況につきましてご答弁いただきました。今の先ほど言った市長が厳しい財政状況の具体的なところというのは、この議会だけではなく、市民にも伝えるべきではないかなというところに考えてます。今本当に財政的に厳しい中で、市民もそれに関してはきちんと捉えることによって、これから起こるであろう公共サービスをどのように考えていくのかというのは、私たち議会、そして執行部だけではなく、市民と共に考えなくてはならないという点において、より具体的なことを市民にも伝えていく、このようなことが必要になってくるのではないのでしょうか。ぜひ、広報について具体的な厳しい財政状況お伝えすることをどのように考えるか、お聞かせください。

2番目につきまして、具体性はないということでした。しかし、前回の答弁でもあったように、早急にこれ見直しをしなくてはならないということ、全庁的にやらなくてはならないということをお答弁をいただいています。このままでは、恐らく令和9年度の予算措置というものも簡単には見直しができないというふうに、今の答弁では判断をせざるを得ません。

実際に早急にどのような形できちんと財政状況健全化していくのか、その取組に関しまして、せめていつからその取組に関して移るか、その時期、それはさすがに示すべきではないでしょうか。せめて、今年度できないのなら、来年度中にはできる等のその点、時期についてはしっかりとお示しをし、それが早急な全庁的な見直しにつながっていくというふうな私は解釈をさせていただきますので、時期についてお聞かせください。

続いて3番目、取崩しはゼロとしたいという考えでございます。一定の目標を持ったということですので、理解いたしました。

4番目につきまして、こちらについて市長のご答弁は、議員の皆さんに説明をしていくというふうに、議員への説明ということで限定をされています。しかし、冒頭でも伝えたとおり、今の厳しい財政状況も踏まえ、市民に対して負担額を減らす等に関しては、もう少し丁寧な本市の状況も踏まえた説明というものが需要ではないかなというふうに考えています。

私たち市民の代表である議員の説明はもちろんのこと、市民に対しても、より今四万十市がどのような状況であり、その負担をどのような形で行っているのか、一定の説明は必要ではないかなというふうに考えますので、議員の皆さん限定というだけでなく、市民に対する受益者に対しての説明というものをお考えはないのか、再度ご説明をお聞きしたいと考えております。

続いて、6番目の質問としまして、先ほど令和10年の見込みお聞きをしました。そして、14年度には14名がいるというふうなご回答もあったと言います。この間、11年、12年、13年度の児童数についてもお聞かせください。

また、14年の14名についての根拠を聞かせていただきたいと思います。1年生から6年生までどの程度の人数を考えていらっしゃるのか。これは、先ほども今年度ゼロというふうな数字もありましたし、下田の保育所が閉園となったことによること、そして保育所の卒園の場所によって学校を選定できるということを踏まえたときに、この14名というものはどのようなになっているのかということは、大変その根拠として説明が必要だなというふうに考えております。その点についてお聞かせをください。

その後、学校の存続に関しましては、先ほどの数字をもってしばらく存続はするであろうというご答弁をいただきました。しかし、これは確かに存続年数を正確に示すことは難しいというふうには私も理解します。

他方で、高台移転には多額の公費を投じるということです。少なくとも短期的で再編対象となる可能性があるのかや、長期的な存続性を見込んでいるのか、教育委員会として、開校後おおむね何年程度は存続する前提で考えているのか、こちらについては、この多額の公費を投じる以上は、一定の方向性を示していただきたいというふうに考えておりますので、再度この年数についてのご見解を伺いたいと考えております。

また、複式学級についてというところでもちょっとお聞きをしたいと思いますが、平成27年作成の文科省公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に係る手引というものがあります。この中の11ページ、学校規模の標準を下回る場合の対応の目安というもののの中で、小学校の場合としまして、おおむね複式学級が存在する学校規模、一般的に教育上の課題が極めて大きいと、学校統合等により適正規模に近づけることが適当であり、速やかに検討する必要性があるというふうに書かれております。

私は、複式学級があることによって、極めて一般的に教育上の課題があるというふうな文科省の認識が、先ほど確かに少数においてでの教育の環境の良さっていうのはお伝えをしていただきましたが、文科省のほうではこのようにもしておりますし、第2次小中学校の再編計画においても、小規模化の複式学級の解消というものは大切だというふうなうたっていると私は考えております。

その上におきまして、この複式学級について極めて厳しい教育上の課題がある、その点につ

いてもどのような課題があるかというのをお示ししていただきたいというふうに考えております。

最後に、12番目のご答弁の中でも防災に関するところで、この防災機能というのは副次的なものだというふうにお話をしております。他方で、今回市長の答弁は、この機能を回復することも大切だというふうにお話をされているので、前回もこの話では、学校高台移転については、防災の機能の面、そして学校を高台移転する、命を守るという視点もあるかと思いますが、今回これは副次的なところと言えば、一番重要なのは学校の存続ができるかどうかというふうに私は考えるんです。

学校の存続が可能だからこそ、高台移転をする財源を出すということにというような私は認識をしております。この点について、まず主目的が何なのかというところをもう一度ご確認をさせてください。

2回目については以上になります。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

まず、最初の厳しい財政状況につきまして市民にも伝えるべきだというご意見でございます。もちろん、市民の方々にも理解してもらえるように努めてまいりたいと思います。

それから、無償化のところについても、議員だけでなく、市民への説明もというところでございます。内容につきましては、もちろん市民の方々にも伝えていきます。ただ、実際様々な事業をやるに当たっては、議員の皆様の決裁をいただければ、実際事業として行うことができないという意味で、まずは市民の代表である議員の皆様の理解をいただくということで、事業実施に至れるというふうに考えたため、そういった答弁をさせていただいたというところでございます。

それから、最後の下田小学校の主目的は何なのかというところでございますが、こちらにつきましては、もちろん学校でございますので、教育機関ということの意味というのがありますけれども、市のこれから全ての事業は、これだけの縦割りという考え方を私はしておりませんで、様々なものが絡んでやっていく中で、市にとって最大効率を出すのはどうすればいいかというような視点も併せ持っていますので、もちろん学校という形での整備の以上、教育というのが主目的であるというふうにはなるかもしれませんが、同時に防災機能の回復というようなこともかなえられるということが、これがただの副産物的なものであるというふうな考えではないというところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 竹田企画財政課長。

■企画財政課長（竹田哲也） 私のほうからは、事務事業の見直しのことについてご答弁させていただきます。

何もまだ決まってないというような答弁をさせていただきました。ただ、時期については、今年度中にどのような形でやるのか、どういう体制でやるのかということは、今年度中に決めたいというふうに考えております。来年度に実際、どの事業を見直しするのかという具体的な作業に入るといふふうに考えております。

先ほど市長のほうから、財政状況の市民への広報という話もございましたが、当然こういった事業の見直しをするということは、事業の縮減とか、今ある事業の縮減・廃止、そして行政サービスを一定レベルが下がるのか分かりませんが、見直しも必要になってきます。そういう必要性というのは、やはり財政状況も厳しいというものがあって、そういう見直しも必要ということになるかと思っておりますので、やはりセットといいますか、併せた形で市民の皆様にも周知することが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

■議長（山崎 司） 松田教育長。

■教育長（松田文雄） 児童数については、この後、課長のほうが根拠についてもお答えします。

存続の年数ということですが、現時点でははっきりとは申し上げられないことですので、これについてはようお答えはいたしません。

毎年、どの学校でも5月1日が児童生徒数の配置の決定になりますので、そこまでに1人、2人の増減によって学級数が変わる云々ということなども見込めないまま、教員の配置等々決まっていきますので、下田小学校においても同じことが言えると思います。

それから、複式学級についてですけど、課題があるのかというふうな問いだったと思いますが、課題というのは、やはり教員の力量が問われるというのが一番の課題になると思っています。2学級を同じ教室で授業を行うということが主になってきます。そうすると、2つの学年を一緒にやるということで、教員が2つの学年の教材研究を行い、2つの学年をうまくコントロールしていく必要がありますので、教員の力量というのがやはり問われるのが最大の課題ではないかと思えます。

ただ、今は同じような教材を使って、学年のつけるべき力を変えて、交流的な授業を行っているというのが主流のやり方になっています。完全に分けるのではなくてですね。そういうやり方もあると、下の学年にとってみると、上の学年の方が一緒に教えていただけると、ピアティーチャーみたいな感じで教えていただける。上の学年の児童にとってみると、復習も兼ねますし、なおさら人に教えるということは、自分がかんまり理解してないと無理ですね。そういうふうな教育効果も出てくるように感じます。

そういう面で、複式学級だけが必ず駄目やと、駄目と言い方はしてないですけど、ちょっと問題があるようなことは私自身はないと思います。今、特に教育というのは、資質・能力を生かすような授業を行いなさいと、自分で問題見つけてきて、その問題を解決するために学びな

さい、既習事項を生かした学びをやりなさいというのが主流の学び方です。そうすると、複式学級で自己学びをやっていくというときに、やはりこのやり方がICTの活用等でできてくる可能性が非常に強いのではないかと思いますか。

それから、文部科学省の認識によると云々というお話もありましたが、文部科学省の数値を取ると、四万十市の小学校はほとんどなくなります。やはり大都会に合わせた形で人数を組んでいるのではないかと、私は勝手に思っているんですよ。ほとんどの学校がなくなっていくます。

やはり、四万十市の地域性を考えると、人数で一くくりにしていくということに教育的な効果であるとか地域的な活力であるというものが見受けられるかどうか、子供たちが地域の方から支えられて、地域の方に育ててもらおうというようなキャリア教育的な面が非常に薄れてくるのではないかと考えています。

だから、現時点では、文科の示すような数値をそのまま四万十市に当てはめていこうということは、今現在は考えておりません。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 私からは、下田小学校の児童数の見込みについて答弁させていただきます。

令和9年度につきましては24名、令和10年度が19名、令和11年度が18名、それから令和12年度が15名、それから令和13年度が11名、それから令和14年度が12名です。先ほど教育長が1回目の答弁で12名と言ったと思いますけども、令和14年度は12名です。

それから、この児童数の根拠につきましては、住民基本台帳にある人口でございますとか、これまでの過去の校区外の決定で入学した人数とか、そういったものを反映させた人数でございます。質問の中でありました下田保育所がなくなったことによる影響、こういったものは含んではおりません。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 寺尾真吾議員。

■7番（寺尾真吾） ありがとうございます。

文科省の先ほどの手引の中でもそうですけども、私が言ったのは、複式学級における考え方なんです。大きいところを全部小規模だよってということじゃなく、複式学級があるところに関しては6学級は必要だというふうに示されていると思いますが、そのところは正しいでしょうか、最後です。

■議長（山崎 司） 小休にいたします。

午後2時34分 小休

午後2時34分 正会

■議長（山崎 司） 正会にいたします。

松田教育長。

■教育長（松田文雄） 複式学級を有する学校でも6学級以上が必要だということでしたが、6学級以上ある学校は、現在四万十市の中では4校しかありません。だから、したがって、その数値に照らし合わせていくと、先ほども申しましたように、ほとんどの学校がなくなっていきます。

小学校で子供たちが育つに必要な一つの条件は、先ほど申しましたキャリア教育が今どの小学校でも必要、中学校でももちろん必要だと思います。そのキャリア教育の一端を担うのは、やはり地域の方々、あるいはご家庭やご家族のおじいちゃん・おばあちゃんであつたり、地域の方であつたりであると思います。したがって、地域性を考えると、6学級以上で一くくりに四万十市の地域の特性としてはできないんじゃないかというふうに考えております。よろしいでしょうか。

■議長（山崎 司） 以上で寺尾真吾議員の質問を終わります。

14時50分まで休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、宮崎 努議員。

■18番（宮崎 努） それでは、久しぶりではございますが、一般質問をさせていただきたいと思っております。

前回の議会まで、そこで皆さんの発言を遮って止めたりしておりましたので、今日は止められないように一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、3回しかありませんので、答弁漏れに関してはないようにお願いしたいと思います。

それでは、まず全体で市長の政治姿勢について今回はお伺いいたします。

まず1つ目が、商工業版の地産地消の推進についてでございます。

市の総合計画や各種統計資料を見ますと、本市の産業構造は、農林水産業などの第1次産業が約11%、建設業・製造業などの第2次産業が約16%であるのに対し、卸売・小売業、医療・福祉・サービス業などの第3次産業が約71%を占めております。幡多地域の豊かな農林水産物やその加工品が集まり、商業都市として発展してきた中村の歴史を考えれば、この産業構造は本市の特徴であり、強みでもあると考えております。

私はこの4月、選挙戦を通じて市内各地を回らる中で、4年前と比べて多くの家庭の玄関先に宅配ボックスが設置されていることに気づきました。このこと自体は、物流業界の昨今言われております働き方改革や人手不足対策として大変意義あることだと、そのように考えておりま

す。

一方で、その背景には、ネット通販であったり電話を利用したカタログ通販、テレビショッピングなど、市外・県外からの購買が増えている現状もあるのではないかとこのように感じております。小売の仕入れやサービス業の仕入れ、建設・建築業の資材・原材料も、ほぼ市外・県外からの調達であり、そこから市民の皆さんが一生懸命働いて得た所得が、市外・県外の商品やサービスの購入を通じて地域外へ流出している現状について、市長はどのような認識をお持ちでしょうか、また地域経済への影響をどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。これが1つ目でございます。

次に、市の物品調達についてお伺いいたします。

以前、市の部署が乾電池や文具類をインターネットで購入しているという事例を見聞きしたことがございます。現在は当然改善されているものと思いますが、市内で調達可能な物品やサービスについては、市内事業者から優先的に購入する仕組みは徹底されているのでしょうか。市内調達可能な備品やサービス、市民病院・診療所・学校・保育所等の給食食材などの各種調達において、市内調達率の把握や検証はどの部署が行い、どのような方法で確認しているのか、お伺いいたします。2つ目でございます。

さらに、今度は建築や建設の公共事業に関してお伺いしたいと思います。

地域経済の活性化という観点からは、単に市内発注を増やすだけではなく、市内業者の技術力や提案力も高めていく、そういった取組も重要であると考えております。

全国の先進事例は、情報としてインターネットでも先進地の視察でも容易に入手できる時代です。新しい工法なんかもすぐ分かるようになっております。しかし、市内事業者にはできないと判断するのではなく、どうすれば実現できるのかを行政と事業者が共に考え、挑戦していくことが、地域産業の底上げにつながるのではないのでしょうか。市内事業者の育成や能力向上に対する市長のお考えをお聞かせください。3つ目でございます。

この項目の最後に、本市の産業政策についてお伺いいたします。

高知県は長年にわたり地産外商を推進し、一定の成果を上げてこられました。しかし、本市は、さきに申し上げましたとおり、第1次産業、第2次産業の規模が比較的小さく、製造業の集積も十分とは言えません。そのため、地産外商だけで地域経済を大きく押し上げるには限界があるのではないかと感じております。

もちろん、農林水産物の高付加価値化や外商は引き続き重要ですし、その中で近隣市町村との連携も重要です。

しかし、それと同時に、本市の主要産業である第3次産業に着目し、お買物は地元で、サービスは地元で利用するといった、言わば商工業版の地産地消を市の目標として推進することも重要ではないのでしょうか。地域内で所得を循環させる取組は、直ちに大きな成果が出るものではありません。しかし、地域経済の下支えとなり、第2次産業の育成や市長の掲げる観光振興

など、将来の成長戦略を進めるための基盤づくりになると考えます。商工業版地産地消の推進について、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、市民病院の経営体制と事業の在り方についてお伺いいたします。

先ほど寺尾議員の質問にもありました。非常に四万十市は財政上厳しい状況にあると。それは市長も認識されておりますし、ここにいらっしゃる皆さんの共通認識事項だと思います。

しかしながら、市民病院は、決算額はまだ示されておりませんが、令和7年度に約2億1,000万円、令和8年度には約2億2,700万円の赤字予算が計上されるなど、厳しい経営状況が続いております。また、令和7年度には、資金ショートを回避するため、一般会計から3億円の貸付けが行われるなど、市民病院の経営は極めて深刻な局面を迎えております。このままでは、毎年多額の基準外繰り出し、すなわち市民の税金投入を続けなければ病院経営を維持できない状況となっており、市民負担の増大は避けられません。

しかし、このような状況は突然生じたものではなく、10年、20年以上前から抜本的な改革が先送りされた結果ではないでしょうか。市民病院を守るためには、現状維持ではなく、経営の責任体制と事業の在り方を根本から見直す時期に来ていると考えます。

そこで、次の点について市長の考えを伺います。

まず、現在の経営状況と、今後も恒常的に多額の税金投入が必要となることについて、市長はどのような認識を持っておられるのか、お伺いいたします。

また、市長自らが事業管理者として経営改善を担い続けることには限界があるのではないか、専門知識や病院経営の経験を有する第三者に経営を委ねるなど、経営体制そのものを見直す考えはないのか、お伺いしたいと思います。

次に、病院給食事業の在り方について伺います。

市民病院は、当時99床であった平成28年度に病院給食の外部委託を開始し、継続しておりますが、現在は55床まで病床数が減少しております。このように病院規模が大きく変化したにもかかわらず、同じ手法を維持することが経営的に妥当なのか、疑問を感じております。

これまで委託方式の採算性や効率性について十分な検証が行われてきたのか、またレトルトやクックチル方式の活用など、経費削減につながる手法について検討されてきたのか伺います。

1つ目が、病床数が99床から55床へ減少した現在においても、外部委託方式を継続している理由は何でしょうか。これまで見直しの提案や、事業者等から情報提供はなかったのか、お伺いいたします。

もう一つ、さらに、今後給食の提供方法そのものを見直す考えはないのか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

ほかの2人に比べて短いですが、1回目の質問といたします。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） お答えいたします。

まず初めに、商工業版地産地消についての第3次産業が主力の四万十市における地域経済への影響の部分でございます。

議員のほうからもありましたけれども、本市におきましては、1次産業、2次産業に比べまして第3次産業というのが大半を占めており、その中でも保健衛生・社会事業・卸売・小売業など全体に占める割合が比較的大きいという状況でございます。産業別の就業者数も同様の構造となっておりまして、人口減少が進む中で就業人口は減少傾向にあり、少子高齢化により生産年齢人口割合も減少傾向にございます。

そういった中、市内総生産額や市内製造品出荷額等を見れば、変動はありますが、令和元年からはおおむね横ばいであり、高齢者や外国人の労働力、またデジタル化による技術革新等もあって、地域経済は何とか踏ん張っているとは思いますが、今後さらに厳しい状況になっていくのではないかとこのように考えております。

そういった状況の中で、ECによる通信販売が地域経済に与える影響というのは大きく、よい影響としては、地元業者が大きなコストをかけずに全国や海外に市場を展開していく、そういった可能性であるとか、域外だけでなく、外部からの収益を獲得する地域経済の活性化につながるというような面はある一方で、これも議員のほうからありましたけれども、スマートフォンも含め、気軽にインターネットを利用して物を買うことができるということになって、地元の商店などで物を買う人が減ったことで、域内の消費が減ることで地域経済が弱まっていくという現象は起こっていると思います。

特に、本市におきましては、ECの普及によって暮らしが便利になった一方で、この地域内の消費の減少の影響というのは、本当に大きいものがあるのではないかとこのように考えているところでございます。

続きまして、3番目の質問のほうになります。地域経済の活性化には、市内業者の技術力等々を高めていくということでございますが、事業者の育成と能力の向上に対する考え方でございますけれども、まず市内の各業者は、地域経済の発展や成長に寄与するとともに、少子高齢化や労働力不足が進行するにあって、その持続的な発展というのは、活力ある地域社会を維持していく上で非常に重要な課題であるというふうに認識をしております。

そのような中で、事業者の育成、能力の向上に対する取組として考えますのは、建設の話もありましたけれども、例えば建設DX・ICTなどの新技術や新工法や品質管理・安全管理に関する知識や技術力を高めるための研修や講習会への参加の奨励、また担い手確保に向けて、若年層への興味を喚起し、魅力を発信するための建設協会や学校等と連携をした出前授業や現場見学などの実施が考えられると思います。

何よりも、安定な事業機会の確保と技術力の研さんを可能とする機会を創出するため、市内業者の受注機会の確保が必要になるというふうに考えております。

こういった取組を重ねて経験を積んでいくことによりまして、事業者の組織体制の強化、技術力の向上が図られ、結果として経験に基づく提案力の向上という形につながっていくのではないかと考えます。

ついては、これらの実現に向けまして、本市が抱える課題や事業の方向性について、引き続き事業者の方々と意見交換の機会を設けるなど、双方向の対話を深めながら、地域の未来のつくり手として、その能力を最大限に発揮できる環境整備に努めていきたいというふうに考えます。

続きまして、4つ目の質問になりますが、地域経済の活性化を図る上で、地域内で生産された製品やサービスが地域内で消費される地産地消の考え方というのは、農林水産業のみならず、商工業分野においても重要であり、1次産業、2産業、3次産業それぞれが連携して発展をさせていくことが必要であるというふうに考えます。

第2次産業は、地域資源に付加価値を与え、雇用の確保、所得の向上につながる重要な役目を担っていると考えておりますので、市内事業者同士の取引拡大や、市内事業者を中心とした事業発注、地元業者の維持・育成といった観点からも重要であるというふうに考えます。

今後も市内業者の受注機会の確保、地産地消の取組など、地域で生み出された価値を地域内で循環させるということと併せて、地産外商で外貨を稼いでくるという取組も進めていくということをしていきたいというふうに考えます。

地域内での経済循環を高めるためには、市内業者や市民の皆様だけではなく、行政職員一人一人が日常の消費や業務において、地産地消の意識を今まで以上に持つことが大切になっていくというふうに思います。

続きまして、市民病院の経営の見直しについての1番の質問となります。

まずは、市民病院の経営状況に関する認識の部分でございますけれども、議員がおっしゃられたとおり、市民病院の経営状況は極めて厳しい状況にあるというふうに認識をしております。令和7年度の決算で約1億6,000万円の赤字、それから令和8年度約2億円の赤字が見込まれているという状況でございます。このため、基準外繰出金による支援が必要な状況が見込まれているということで、市の財政負担が増すことが懸念されております。

令和6年度に実施した3億円についても言及がありましたけれども、病院の資金不足を回避するための緊急的な措置として行ったというふうに確認をさせていただいておりまして、今後の返済につきましては、経営改善の進捗状況を踏まえながら、慎重に検討する必要があるというふうに認識をしております。

このように、市民病院の提携状況は改めて極めて厳しい状況にあるというのが私の認識でございます。

その中で、市民病院の経営体制の抜本的な見直しについてお答えさせていただきますが、議員からもありましたけれども、市長の私が経営者として病院経営・経営健全化に当たることに対

しては、一定限界があるというふうに感じております。

このような中で、今、これまでも市民病院は経営健全化につけて、民間の病院コンサルタント会社への業務委託による経営支援の導入を行うとともに、令和3年度から3年間にわたり、総務省及び地方公共団体金融機構の経営財務マネジメント強化事業を活用し、専門的知見を有するアドバイザーから経営についての助言や支援を受けて、健全化を図ってきたという経過があります。

ただ、全国の公立病院の約8割が赤字経営であることを踏まえると、現状の医療体制そのものにも構造的な課題があるのではないかとということで、医療費抑制政策の下で、物価高騰や人件費の上昇に診療報酬の見直しが追いついていない、そういったことも病院の赤字を招く根本的な原因の一つではないかというふうにも思っております。

現在、市民病院の健全化については、院長を中心に経営強化委員会を組織し、その下に入院の収益向上、外来収益向上、業務改善・費用削減の3つのプロジェクトチームを設置して、鋭意取り組んでいるところでございます。第三者による経営体制の導入及び専門的な経営者の配置につきまして、現在のこの経営改善の成果を踏まえつつ、その必要性と実現可能性を総合的に検討して判断をしたいというふうに考えております。

私からは以上です。

■議長（山崎 司） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎幸幸） 私のほうからは、1番、市長の政治姿勢についての(1)商工業版地産地消についての2つ目の項目、市役所内部における物品調達等につきましてご答弁を申し上げます。

市内での物品調達率の把握、検証状況につきましては、市民病院、それから保育所・学校等も含めまして関係部署に確認をいたしましたけれども、いずれの部署につきましても、調達率の把握、それから検証ということは実施をしていないという状況でございます。

しかしながら、各部署で共通していることといたしましては、基本的には市内での調達に努めているということ、また調達が困難な場合には、市外業者から調達をしている状況となっているということで、各部署において大半の物品の調達につきましては、現在のところ市内で調達が行われているという状況であるというふうには認識をさせていただいております。

また、これらの所管部署についてでございますけれども、以前は事務用品を会計課が一括で購入をして、各課の請求に応じて配布をしていたという時期もありましたけれども、現在はそのような取扱いを行っておりませんので、特に所管部署というものにつきましてははないというのが現状でございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） それでは、私からは、給食についてご答弁申し上げます。

まず、外部委託方式を継続してきた理由、あるいは見直しを考えてないのかというところでございますけれども、市民病院では平成28年度に給食業務を外部委託に切り替えております。こちらにつきましては、当時の経営判断、経営改善計画に基づきまして、人件費の圧縮など経費節減を図るための経営改善策の一つとして実施をされたものと理解をしております。

当院では、令和3年に99床のうち44床を休床とし、稼働病床を55床に減少し稼働をしております。この際に、既存の外部委託契約を継続しつつ、これまで委託先との協議を通じまして、勤務体制の見直しや従業員数の適正化などを図り、費用の上昇の抑制などに取り組んできたというのが現状であります。

給食業務の見直しについてでございますけれども、ご指摘のように、現状の55床で現在の給食の供給体制が無駄がないのかどうか、適正なのかどうかというところは、検証していく必要はあろうと考えております。

また、現在のところ、外部委託の事業者の方々から、具体的な経営改善提案や給食の運営の方法、そういったものの情報提供は現状では受けてない状況でございます。ただ、今後は委託事業者との協議を一層綿密に行いながら、さらなる効率化の検討はさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

現状の給食の評価でございますけれども、市民病院では入院患者を対象とした退院時アンケートを実施しております。このアンケートでは、給食業務について満足しているとのご意見を多くいただいており、患者の満足度は現状高い状況であります。

また、病院の給食につきましては、地産地消の観点から、なるべく地元の食材を地元の商店から仕入れて、新鮮で旬の食材による給食を提供しております。こういったものも満足度につながっていると思っております。

調達率といたしましては、委託事業者と協力をいたしまして、地元の事業者からの仕入れの金額ベースで6割以上仕入れをしております。食材の多くが四万十市産、特に米・魚・肉・野菜、あと調味料ではしょうゆなど、そういったものは地元から仕入れて提供するようにしております。

このように、先ほど議員がおっしゃられたようなクックチル方式など経費の節減、費用の削減、そういったものとともに、給食の質、患者の満足度、そういったもののバランスを考えながら、市民病院にとってどういった方法が適正なのか、最適なのか、そういったものを考えながら、給食の運営方法については検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 宮崎 努議員。

■18番（宮崎 努） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、市内への影響というところの市長のご答弁でございますが、おっしゃっていただいたのは、外向きにはいいという話で、Eコマースとかでこっちのものをよそに売っていく地産外

商の考え方だと思いますけども、これはいいんですけども、そのときに第3次産業が主力の、先ほど最初に言った71%に対して、例えばうちの家内がやっている食器、これはよそから仕入れたもので、これをEコマースにのせて市外・県外に売れるかという、これは売れないですよ。となると、じゃあこの四万十市にある大半の小売店でどんな業種が使えるかという、ほとんどないですよ。

飲食店なんかも、実際先ほど言ってみた冷凍機を使ったりしてという形で、何とかそのお店の味というのを打ち出すというのは可能なんですけども、なかなかそこまでの投資もできなければ、商工業って農林水産業と比べて全然そういった補助とかというのが少ない業種なので、そういったことも考えていっていただく必要があるのかなと。

確かにこの四万十市の、例えば飲食店なんかが一番合うと思いますけども、そういったところが外に向いて打ち出せるように、そういった施策がこれまで四万十市、中村の時代から一切ない状態できてます。そこは市長、ぜひそういった形の制度づくりとか、そういったことに進めていっていただいて、第3次産業が外に向かっていく、それなら私もいいと思いますので、そういったことをまたぜひ考えていただければと思いますが、それについてご意見があればお伺いしたいと思います。

先ほど地域内循環・経済循環の話がちらっと市長からも出たんですけども、四万十市として地域内で生み出された所得のうちどの程度が市外へ流出していったのか、地域経済の循環率を把握できてないというのが今現状だと思います。庁舎内でもできてない状態なので。であれば、地域内循環率や市内調達率というのを数値化して、それこそ今のDXの考え方の中で、そういったものを数値化することによって、目標数値を決めていく。こういった取組も商工業の振興ということでは必要なかと思いますが、それについてもご答弁を求めたいと思います。

次に、市内調達率の把握や検証の点のところでございます。

今やってないというところで、ただ心情的というか、極力市内さんを使うというような形の努力はされてるというお話でございました。ただ、それでは市自体が地域内経済循環を政策として、マネジメントという形にはなっていないというふうに考えるわけです。

行政なので、そういった形で施策としてやっていく必要がある。市内事業者優先の方針はあったとしても、調達率が把握してない状況で、その効果をどのように検証できるかというのは不透明な状態です。市内調達可能な商品や物品や食材、サービス、公共調達について全庁横断的に市内調達率を把握して、それを市民の皆さんに毎年公表する仕組みを構築してはいかかと、そういうふうな提案をさせていただきますが、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

市内事業者の育成、能力向上については市長のおっしゃるとおりで、おおむね私も同じ意見でございます。

ただ、この事業者の育成というのは、5年、10年のスパンでもまだ短いと思います。10年、

20年の話になってくると思います。もう私らはこの世におらんようになるかもしれない、そんな先の話なりますけども、ただこれ実際にやっていかないと、10年後、20年後にこの地域のインフラを誰が守るのか、そういった観点で考えますと、具体的に先進事例や新たな工法の導入に当たって、市内事業者が受注できるように取り計らうのはもちろんのこと、行政が伴走支援したり、そして事業者同士の技術習得や共同受注という形を後押しするような制度、そういったものの創設というのはできないのか、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

次に、商工業版地産地消の推進についてのところではございます。

市長から、地域経済循環の重要性についてご答弁いただいたと思っております。

しかし、この取組自体は、行政が施策を実施し、市民に協力を呼びかけるだけでは、大きな広がりにはつながりにくいのではないかと考えております。商工業版地産地消は、市民一人一人の行動の積み重ねによって成り立つものであり、そのためには、まず行政自らが率先して実践する姿勢を示すことが重要ではないでしょうか。市民から選ばれた市長や議員、そして市民全体の奉仕者である市の職員が、お買物は地元で、サービスは地元で利用する、そういった意識を共有し、日々の業務や生活の中で実践していくことが、市民や事業者への何よりのメッセージになると考えます。

地域経済の活性化は、特別な施策だけで実現するものではなく、一人一人の選択が地域内での所得循環につながるという意識を地域全体で醸成していくことが重要だと考えます。その意味では、商工業版地産地消を単なる市民への呼びかけで終わらせるのではなく、市長・議員・市職員が率先垂範し、市民・事業者と共に地域全体で取り組む市民運動へと発展させていくべきではないでしょうか。市長自身が先頭に立っていただき、その機運醸成に取り組んでいくお考えはありませんでしょうか、その点についてもお伺いしたいと思います。

次に、市民病院についてでございますが、市長のご認識のとおり、市民病院はこれまで以上に厳しい状況に置かれていると私も思います。

しかし、答弁の中で1点気になる点がございました。全国の公立病院の8割が赤字経営というようなお話があったと思いますが、これは医療政策の問題ということでございますが、確かにそれはそのとおりなんですけども、経営者としての視点を持つ山下市長の言葉としては、少し違和感を感じました。

どのような業種であっても、民間事業者は置かれた環境の中で、従業員や家族の生活を守るため、役員報酬の見直しや給与の見直しも含めて最大限の努力と抜本的な改革を行ってまいります。同じ医療機関である民間病院も例外ではありません。

そこで、お伺いいたします。

この認識は市長ご自身の言葉として間違いないでしょうか、もう一度確認させてください。

また、現場職員の皆さんが院長先生を中心に経営強化委員会を組織し、経営改善に取り組ん

でおられることは大変評価いたしますし、素晴らしいと思っております。しかしながら、市長はその場におられますか。経営危機にある組織のトップである市長ご自身が、現場が取り組むその改革の中心に立っておられるのでしょうか。私は、その点が少し気になるところでございます。民間の経営者なら、社員と共に全力で一緒になって取り組む、そういった姿勢が必要かと私は考えております。

平成21年の市民病院改革プラン策定以降、経営健全化計画などは繰り返し策定してきましたが、何が変わったのでしょうか。結果として現在の経営危機を招いていることが、今分かる事実でございます。

そこで、お伺いいたします。

これまでの延長線上にある改善策で、本当にこの状況を打開できると市長はお考えでしょうか、お伺いいたします。

経営者の目で見ていただいて、この病院は市長にはどう映るんでしょう。私は市民病院をなくせと言っているのではありません。問うているのは、誰が、いつまでに、どのような責任体制で病院を再建するのが、そういった経営の問題でございます。

では、いつがそのときなのか。私は、山下元一郎さんが市長になった今のこのタイミングしかないと考えております。経営感覚を持った、私が共感の持てる市長は、私が議員になってからはあなたしかおりません。

だからこそお伺いします。

これまでの市長と同じようにこの問題を先送りするのか、それとも期限を区切り、外部人材の登用や公営企業法全部適用への移行など、経営体制の抜本的な見直しに着手するのか。市民病院を守るためには、現状維持ではなく、経営の責任体制と事業の在り方を根本から見直す時期に来ております。市長の覚悟を明確にお伺いしたいと思います。

次に、病院給食でございます。

A I は便利なもので、A I に55床の病床数の病院が外部委託で給食を運営するコストはどのぐらいが適当かというふうに聞いてみましたところ、すぐ返ってきました。1人1日当たりの食材費が800円から1,200円、人件費・委託費が1,200円から1,600円で、1日1人当たりのコストは2,000円から2,600円。病床稼働率82%で計算すると、年間で3,285万円から4,270万円となります。

令和3年度時点での入院時食事療養費1の病院収入は1食640円、1日で1,920円でございますので、コストが2,000円から2,600円、これは四万十市が幾らかかっているかは、私も確認はしていませんが、先ほどの地産地消を重要視されている素晴らしい、アンケートでも素晴らしい結果の出る食事ということでございますので、この場合でいくと、多分2,600円ぐらいの単価をかけて作られているんじゃないかなというふうに推察いたします。と考えると、1日1人3食で600円ぐらいの赤字が出てるわけです。2,000円の病院収入に対して2,600円のコスト

がかかる、1人600円の赤字が出る。これは年間に直しますと、45床で計算して、365日で985万5,000円、約1,000万円です。

この1,000万円というのは、赤字が1億円ぐらい、今年、去年はむちゃくちゃ悪いんですけども、その前の形で大体1億円ぐらいの赤字を考えて、これでも10%が病院給食だけで赤字、そういう状況も考えられると思います。

そう考えたときに、こういったコスト計算を委託事業するときに考えずに、病床が減ったときにそのままこういう委託事業を続けたということなのか。今3年ごとに指定管理をやり直していると思いますけども、このときにもこのコストについてという考え方は考えられてないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

先ほどの話の中で、これまで改善提案とかは業者さんとかからも一度もないとおっしゃってましたが、ちょっとこれは不思議で、現在指定管理者の日清医療食品さんはセントラルキッチンでの提供もされてて、当然コストを下げるためには、セントラルキッチンでうちで作ったやつを四万十市さん導入したら、コスト下げれますよという提案はできるはずなんです。これをしてしないのは、やっぱり商売上の問題かと。

そう考えると、そういった情報が得られないのであれば、ほかの各社から、一旦もう3年間指定管理決まったから、ほかの業者との接触はしないじゃなくて、新しいところをどんどんどんどん吸収しながらやっていく必要があると思うんです。

そういった形の改革をするためにも、市長、やっぱり先陣に立ってこういうことを事務長と一緒に考えて考える人間は、私は必要だと思います。

ここからちょっと夢の話をさせていただきたいと思います。

そもそも、現在の55床の病院給食単独で、先ほど申し上げましたように赤字運営をしているということであれば、1割ですから、市民病院事業からこの病院給食事業を切り離して、市の単独事業としてセントラルキッチンとして、日清医療食品さんじゃなくてもいいです、そういったノウハウを持った事業者に同じように指定管理をする。どうせ年間1,000万円赤字なんですから、55床のためにそれをやって、当然設備投資はかかると思います。けども、それをやって、55床のときにやって、市の事業として、それは市の赤字、1,000万円は。という形で取りあえず運営して、市民病院には、今6月から入院時食事療養費1はちょっと値上がりをしておりますので、2,100円幾らかな、ぐらいは入りますので、その分で市民病院が運営できるようにすれば、市民病院の赤字が1,000万円減る上に、市の赤字は増えますよ、その分が。けど、基準外繰り出しすることを考えたら一緒だと思いますので、そういった形で運営したらどうかと。

これはここで終わりじゃなくて、市内の民間病院や福祉施設等のご意見を伺いながら、各施設への提供、もっと言えば、幡多全域の病院・福祉施設への提供を目指してはいかがでしょうか。

市の事業として給食事業をやっていく。そこに地産地消の考え方を入れていけば、きっと協力体制も取れるんじゃないかと思いますし、幡多一円を巻き込んで、幡多でやるというのも一つだと思います。ここは山下市長、リーダーシップを発揮していただけると、面白いんじゃないか、夢の話ですよ、面白いんじゃないかなというご提案でございます。

さらに、谷田議員の質問にあった高齢者の見守り・配食、大西議員の長期休暇中の児童の昼食、そういったものもここでやればいい。そしたら、病院給食だけでなくいろんなことが、市のやりたいこと、やってほしいと言われる施策をいろんなことがこの中でやっていける。地産地消の食を通じていろんな事業を増やしていける。そういった夢のある事業というのも面白いんじゃないかと思います。

また、施設更新時がいずれ来ます。学校給食もこの仕組みに加えてセントラルキッチン化していけば、同じように地産地消の食による本当に事業が多岐多様にいって、コストも下がります。

今申し上げただけじゃなくて、もっと面白い事業を思いつくことがあるかもしれませんし、そういったわくわくするような事業展開、こういったのをぜひ考えていただきたいと思いますが、このことについて市長のご所見を伺いたいと思います。

以上で2回目の質問といたします。

■議長（山崎 司） 山下市長。

■市長（山下元一郎） ありがとうございます。

まず、最初のところからいきます。

第3次産業がほかに比べて非常に制度的にも支援が少ない状況であるということは、私も認識しております。そういった中で、第3次産業がどういった形で支援をしていくかということも、併せて考えていかないといけないということは、そのとおりだと思います。

確かに数値として第3次産業のEC等の影響というのが明確には出てないんですけども、例えば四国内で1世帯当たりでインターネットを利用した1か月の平均支出額というのが、令和元年が1万1,418円だったものが、令和6年には1万6,551円となって、もう約1.5倍。同じく国の経済センサス活動調査でいうと、本市の小売業年間販売額というのは平成27年が462億円あったものが、令和2年には411億円ということで10%減少。こういったことを見ても、確かに通信、これは通信だけじゃないかもしれないですけども、影響というのは実際にあると思ひまして、域外にお金が出ているということもあると思います。

そういった中で、先ほど言ったようなこの地域のものを外貨に換えていく、そういった政策の中でしっかりと支援をしていくということは重要であるというふうに私も思っております。

その中で、人に来てもらうということも一定の地産外商で、外からお金を持ってきてもらうということにつながっていくと思いますので、そういったことも含めて3次産業の振興というものを進めていきたいというふうに考えました。

それから次、商工版地産地消の市内業者に対する伴走支援についてでしたけれども、こちらでも商売ですので、どこまで行政が関与するかというのはちょっと難しいところがあるんですけども、例えば地域とか団体、業種ごとにそういった新しいものに取り組むとかということに関しましては、情報提供とかそういったことも含めてやっていくということも重要かと思えますし、また建設業者等であれば、四万十市の場合は特に行政発注部分でお仕事されてる方がほとんどというのが現実でございますので、そういった中で、例えば入札方式から含めて、どういった形で市内の業者さんが仕事ができるか、もしくは市内の業者さんだけでは不十分であれば、JVなどそういった共同受注体で、市内の業者さんを入れてもらって仕事を取ってもらうというような方法も考え得るのではないかというふうに考えておるところでございます。

それから、地域経済を回すに当たって、市長、そして議員さん、また行政職員が率先して進めていくべきではないか、市民運動へと高めていくべきではないかというご提案をいただきました。おっしゃるとおりで、この地域で手に入るものというのはこの地域で皆さんが買うということで地域内の消費が回るというのは、もうそのとおりだと思いますので、そういったことをまず進めていくということで、自らが率先して進めていくということに関しましては、はい、頑張りたいと思います。

続きまして、病院経営のほうに移ります。

まず、経営者として、公立病院が赤字であるということが、それに対して医療制度に問題があるというのが私の言葉でいいのかというご指摘をいただきましたけれども、これは実際に医療制度に対して問題、今これは公立病院が8割と申しましたけれども、実際民間病院も赤字のところが多いということでありますので、医療制度に対して問題があるというのは、公立病院に関わらず問題があるというふうに考えておりますので、そこに対しての課題の解決というのは、一定必要になってくると思います。

そういった中で、ただ、この公立病院がこれまでの取組を様々やられてきたというところで、私も着任してからのことで、これまでのことというのを深くは確かに知らないですし、議員からもご意見がありましたとおり、全てを見れる状況にないということも事実でございます。

そういった中で、先ほどの答弁でも、今やってることも踏まえた成果を見つつ、経営体制の変更もしくは専門的な経営管理者の配置、そういったものが必要であるというふうに考えておりますので、これまでどおりの取組がこれまでどおりいかないということに対して変更していくということは、非常に重要だと考えております。

市民病院に関しましては、私、選挙のときから残すためにどうするかということで、これは市長になってからもそういった答弁を様々なところでさせていただいております。残すためには、やはり経営者が自分でいいのかということも踏まえて、しっかりと考えていかないといけない状況にあるということは重々感じておるところでございます。

それから、最後の夢のお話、ありがとうございます。

セントラルキッチン、もちろん市がやるということが正しいかどうかは、ちょっと僕の中では分からないんですけども、幡多広域として物事を考えていくことも重要ですし、そういった中で、単純に市民病院だけではなく、様々なところがそういったものを使うことによって、そういうものができれば解決できるとようなお話だったと思いますので、それに関しましては研究させていただきまして、可能な部分であれば、幡多全体の取組としてできるよう、近隣市町村の長とも協議を重ねたいというふうには思ったところでございます。ありがとうございました。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） それでは、私からは、2回目の病院給食についてもう一度ご答弁をさせていただきます。

まず、市民病院の給食、こちらは令和3年度に稼働病床数を削減した際に、コスト計算とかそういうところをして、引き続き継続していくということを考えたのかということですけども、基本的に給食業務というところは委託業務ですので、委託料、それと診療報酬というところでどうなっているかっていうところは見ながら、コストを見ながら、どうしていくかというところは検討させていただいてます。

宮崎議員がおっしゃられるように、赤字の部門であるというところは事実でございます。その中で、給食を引き続き今の外部委託というところで続けてきたということですけども、その根拠、理由になりますけれども、まずは給食、満足度が高いということを先ほどご答弁差し上げましたけれども、入院患者にとってこの給食というのは大変重要なもので、病院が目指す治療を行って、早く退院していただいて、自宅に帰って今までどおりの生活を送っていただく、そういうことを目指してやっています。この給食というところは治療と同じで、楽しく食べて、おいしく食べるということでしっかりと栄養をつけてもらって健康になっていただくというところで、すごく大事だと思っております。

また、委託業務をしたことで、管理栄養士が市民病院にはおりますけれども、入院とか外来患者さんへ栄養指導、そういうことをしていく時間も多く確保できるようになりまして、そういったことで、患者さんに対して治療の推進というところで取組を進めているところでございます。

そのような中で、患者の栄養管理、食事の質の維持という観点から、給食の提供方式の見直しについては慎重に検討してきたというような状況でございます。

ただ、議員がご指摘いただいたように、今の状況でいいのか、赤字の状況がいいのかというところもございます。民間病院さんではクックチルの方式を導入されているというところは存じております。そのような中で、経営的な視点、そういうところ、コスト削減の観点、そういったところもしっかりと捉えながら、また他院の導入状況、実績などもしっかりと注視し、情

報収集に努めながら、当院にとって最良の病院給食というものを追求してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） 宮崎 努議員。

■18番（宮崎 努） 3回目の質問でございますが、時間がたくさんあるので、どうしようかなと考えながら。

まず、先ほど金子局長から言っていたいただいたコスト管理を考えながら、一番いい方法というふうに考えていただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

ただ、1点意見なんですけど、今の冷凍食品はすごい技術が高くて、テレビなんかでも皆さん見たことがあると思いますけど、冷凍食品だけでどれが1位か競争するような、それだけのレベルになってますので、一昔前と比べると、おいしくないとかそういうことはないと思いますので、ただ患者に一番適当なものをということで、またお願いしたいと思います。

あと、市長からいろいろご答弁いただきました。第3次産業振興については、本当にぜひお願いをしたいと思います。

また、行政の関与は難しいながらも、市内業者の育成というのはここから先は重要になってきますし、どうも自然災害があったときに、じゃあこの地域であったときに、誰がそれ道路啓開をしてくれるんだとか、そういった話もたくさん聞きますし、市長も多分聞いてると思いますので、そういったことも今後また取り組んでいっていただきたいと思います。

今回、病院と商工業版の地産地消ということでお話しさせていただきましたが、病院につきましては、十数年前ぐらいに、まず公営企業法の全適から入って、病院の抜本的改革をするんじゃないかという話はずっとさせていただいておりました。途中ちょっと抜けてますけども。そのときに考えたのが、10年、20年先に市民の負担がこの先ずっと続いていくということにならないように、今手を打つべきだと思って、十数年前にその話をしたんです。

今まだ潰れてもないし、何とかもってるし、今自分の生活で、市民病院が今大変な状況だからといって私の生活が変わるかといったら、そんなことないです。ここから10年、20年先も、もしかしたら変わらないかもしれないけども、ひょっとすると、この先10年、20年、多分市長とか今日ここにいらっしゃる方でいったら、該当は誰かなと思って見てるんですけども、30代、40代の皆さん、20代の皆さん、こういった方々が10年、20年先に本当に負担が大きくなるとか、大変な状況になるとか、そういったことを話す場が、この市議会の場合だというふうに考えてます。

当然、議会は今ある制度のこと、今市民が困っていること、これをやるのは当然のことですけども、やはり10年、20年先、自分たちがいなくなってなおの先のこと、ここにいらっしゃる課長さんたちも皆さんいらっしゃるなくなると思います。けども、その先のことをみんなで一生懸命考えていかないと、この政治というものは成り立たない、そのようにずっと考えており

ます。

地産地消につきましても、実際に私もこっちにないものはインターネットでぽちぽち買っております。60前後の人間、70代の人でもどんどんどんそういうのができる人はたくさんいますし、ただやはり、先ほど言いましたとおり、どうか市役所の職員の皆さん、議員の皆さん、そして市長も、こういった形にある方々は、私も含めてですけども、本当になるべく地産地消、市内経済を循環させていく、そういったことを一生懸命やっていただきたいし、何よりも皆さんの部下、20代、30代、40代の皆さんに伝えていただきたいのが、これは私たちは多分もう、これが大変な状態になって商工業が衰退していても、もう20年たったらこの場にもいないですし、さあこの世にいるかなという状況です。けど、20代、30代、40代の皆さんはまだいるということをどうか伝えていただきたい、その思いがあります。

長々と意見になってしまいましたが、10年、20年先の四万十市の話はこの先も議論できる、そういった四万十市議会であることをお祈り申し上げまして、私の久々の質問でございますが、時間が余りましたが、終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で宮崎 努議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

小休にいたします。

午後 3 時42分 小休

午後 3 時43分 正会

■議長（山崎 司） 正会にいたします。

ただいま「第17号議案」から「第19号議案」までが提案されました。

お諮りをいたします。

「第17号議案」から「第19号議案」までを日程に追加し、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、「第17号議案」から「第19号議案」までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■議長（山崎 司） 直ちに提案理由の説明を求めます。

山下市長。

■市長（山下元一郎） それでは、本日提案いたしました追加議案の提案理由を説明させていただきます。

初めに、追加議案書の2ページをお開きください。

「第17号議案、動産の買入れについて」でございます。

市役所での業務において使用するパソコンは順次更新を行っておりまして、今年度は136台

を購入するものであり、予定価格が2,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付すものでございます。

続きまして、「第18号議案、教育委員会委員の任命について」でございます。

これは、現在教育委員会委員として2期目を務められております町田義彦氏から、本年7月2日をもって辞職したいとの申出があったことによるものでございます。教育委員会はこの申出に同意するとともに、私も本人の意思を尊重し、これに同意をしたところでございます。

町田委員におかれましては、2期5年間、本市の教育行政の推進に多大なご尽力いただきました。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

後任の教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めますのは、永橋泰彦氏でございます。

同氏は、昭和62年に中村市職員として採用され、令和3年3月に本市を退職されました。退職後も引き続き再任用職員として本市で勤務いただきましたが、現在は社会福祉法人幡多手をつなぐ育成会で勤務されているところでございます。

本市在職時におきましては、収納対策課長や生涯学習課長を歴任され、非常に広い視点での業務に取り組まれておりました。地方教育行政に関しても優れた識見を有しており、教育委員会委員として適格であると考えております。

続きまして、「第19号議案、教育委員会委員の任命について」でございます。

これは、現教育委員会の亀谷文裕氏が、本年4月3日をもって任期満了となりますので、後任の教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

亀谷委員におかれましては、3期12年、本市の教育行政の推進に多大なご尽力をいただきました。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

後任の教育委員会委員として同意を求めますのは田村太一でございます。

田村氏は、現在中村小学校のPTA副会長として精力的にご活動されるなど、教育に対する関心や意欲が高く、また真摯な人格とともに、保護者や地域からの信頼も厚く、教育委員会委員として適任だと考えております。

両氏の略歴につきまして、それぞれ議案関係参考資料に記載をしておりますので、ご参照の上、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

■議長（山崎 司） これにて提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あした25日の日程は、提出議案等に対する質疑、委員会付託、予算決算常任委員会でありま

す。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後 3 時47分 散会

令和8年6月25日（木） 第15日

本 会 議

|              |   |     |
|--------------|---|-----|
| 6月26日（金）第16日 | } | 休 会 |
| 6月27日（土）第17日 |   |     |
| 6月28日（日）第18日 |   |     |
| 6月29日（月）第19日 |   |     |

令和 8 年 6 月 四万十市議会定例会会議録（第15日）

令和 8 年 6 月 25 日（木）

■議事日程

日程第 1 第 1 号議案から第19号議案まで

- 第 1 号議案 専決処分の承認を求めることについて  
（令和 8 年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算  
（第 1 号））
- 第 2 号議案 令和 8 年度四万十市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 3 号議案 令和 8 年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第 1  
号）について
- 第 4 号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 号議案 四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 第 6 号議案 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 号議案 四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 号議案 四万十市まち・ひと・しごと創生会議設置条例の一部を改正す  
る条例
- 第 9 号議案 四万十市高度無線環境整備推進事業基金条例を廃止する条例
- 第10号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中平晋祐）
- 第11号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（門田勝利）
- 第12号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（岡田志津）
- 第13号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（宮村喜久）
- 第14号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（三浦 治）
- 第15号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（山本 聡）
- 第16号議案 動産の買入れについて
- 第17号議案 動産の買入れについて
- 第18号議案 教育委員会委員の任命について（永橋泰彦）
- 第19号議案 教育委員会委員の任命について（田村太一）

諮問第 1 号から諮問第 3 号まで

- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
（助村通俊）
- 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
（芝 雅人）
- 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(吉本千史)

所管事項の調査（令和８年第２回臨時会より継続調査）

(質 疑)

(委員会付託)

■本日の会議に付した事件

日程第１ 質疑、委員会付託

出席議員

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| １番 竹 本 寛 実  | ２番 西 澤 和 史  | ３番 鳥 谷 恵 生  |
| ４番 川 村 真 生  | ５番 澤良宜 由 美  | ６番 前 田 和 哉  |
| ７番 寺 尾 真 吾  | ８番 廣 瀬 正 明  | ９番 山 下 幸 子  |
|             | １１番 川 渕 誠 司 | １２番 大 西 友 亮 |
| １３番 西 尾 祐 佐 | １４番 谷 田 道 子 | １５番 山 崎 司   |
| １６番 上 岡 正   | １７番 小 出 徳 彦 | １８番 宮 崎 努   |

欠席議員

１０番 垣 内 孝 文

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 市 長 山 下 元一郎        | 副 市 長 武 田 安 仁            |
| 総 務 課 長 山 崎 寿 幸    | 企画財政課長 竹 田 哲 也           |
| 防災まちづくり課長 安 岡 栄 治  | デジタル・広報課長 中 脇 弘 樹        |
| 市民・人権課長 武 田 千 尋    | 税 務 課 長 戸 田 裕 介          |
| 子育て支援課長 田 村 典 義    | 健康推進課長 竹 本 美 佳           |
| 高齢者支援課長 中 田 智 子    | 観光商工課長 遠 近 由 幸           |
| 農林水産課長 吉 田 貴 浩     | 建 設 課 長 津 野 智 宏          |
| 上下水道課長 岡 村 速 人     | 会計管理者兼会計課長 薦 田 則 一       |
| 市民病院事務局長 金 子 雅 紀   | 福祉事務所長 武 内 俊 治           |
| 教 育 長 松 田 文 雄      | 学校教育課長 岡 本 寿 明           |
| 生涯学習課長 濱 田 武       | 総合支所長兼<br>地域企画課長 佐 川 徳 和 |
| 西土佐診療所事務局長 橋 田 慎 也 | 産業建設課長 田 中 邦 典           |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 事 務 局 長 岡 村 むつみ | 事務局長補佐 戸 田 卓 宏 |
| 主 監 原 憲 一       |                |

午前10時0分 開議

■議長（山崎 司） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

■議長（山崎 司） 日程第1、「第1号議案」から「第19号議案」まで及び「諮問第1号」から「諮問第3号」まで並びに継続調査の所管事項調査、以上の案件を一括議題といたします。

これより以上の議案及び各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ないようでございますので、質疑なしと認めます。よって、これにて質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。

お諮りをいたします。

「第10号議案」から「第15号議案」まで、「第18号議案」及び「第19号議案」並びに「諮問第1号」から「諮問第3号」までについては、会議規則第37条第3項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） 異議なしと認めます。よって、「第10号議案」から「第15号議案」まで、「第18号議案」及び「第19号議案」並びに「諮問第1号」から「諮問第3号」までの委員会付託については、これを省略することに決しました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案の委員会付託については、付託表に記載のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、付託表に記載のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日この後、予算決算常任委員会審査、あした26日は産業建設常任委員会、総務常任委員会、教育民生常任委員会審査、29日は委員会審査結果取りまとめのため休会、30日午前10時会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前10時2分 散会

令和 8 年 6 月 30 日（火） 第 20 日

本 会 議

令和 8 年 6 月 四万十市議会定例会会議録（第20日）

令和 8 年 6 月 30 日（火）

■議事日程

日程第 1 第 1 号議案から第 9 号議案まで並びに第16号議案及び第17号議案

第 1 号議案 専決処分の承認を求めることについて

（令和 8 年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算  
（第 1 号））

第 2 号議案 令和 8 年度四万十市一般会計補正予算（第 1 号）について

第 3 号議案 令和 8 年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第 1  
号）について

第 4 号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 5 号議案 四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正す  
る条例

第 6 号議案 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例

第 7 号議案 四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例

第 8 号議案 四万十市まち・ひと・しごと創生会議設置条例の一部を改正す  
る条例

第 9 号議案 四万十市高度無線環境整備推進事業基金条例を廃止する条例

第16号議案 動産の買入れについて

第17号議案 動産の買入れについて

（各委員長報告、質疑）

日程第 2 第10号議案から第15号議案まで並びに第18号議案及び第19号議案

第10号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中平晋祐）

第11号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（門田勝利）

第12号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（岡田志津）

第13号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（宮村喜久）

第14号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（三浦 治）

第15号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について（山本 聡）

第18号議案 教育委員会委員の任命について（永橋泰彦）

第19号議案 教育委員会委員の任命について（田村太一）

諮問第 1 号から諮問第 3 号まで

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
（助村通俊）

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(芝 雅人)

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(吉本千史)

所管事項の調査(令和8年第2回臨時会より継続調査)

(全員協議会)

(討論、採決)

日程第3 意見案5件

意見案第1号 皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備  
の早期実現を求める意見書

意見案第2号 殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める意見書

意見案第3号 高知県による犯罪被害者等見舞金制度の創設を求める意見書

意見案第4号 中東情勢を踏まえた地域産業及び市民生活への緊急措置を求  
める意見書

意見案第5号 学習内容の精選と標準授業時数の改善を求める意見書

(提案理由の説明)

(討論、採決)

## ■本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

### 出席議員

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 竹 本 寛 実  | 2番 西 澤 和 史  | 3番 鳥 谷 恵 生  |
| 4番 川 村 真 生  | 5番 澤良宜 由 美  | 6番 前 田 和 哉  |
| 7番 寺 尾 真 吾  | 8番 廣 瀬 正 明  | 9番 山 下 幸 子  |
|             | 11番 川 渕 誠 司 | 12番 大 西 友 亮 |
| 13番 西 尾 祐 佐 | 14番 谷 田 道 子 | 15番 山 崎 司   |
| 16番 上 岡 正   | 17番 小 出 徳 彦 | 18番 宮 崎 努   |

### 欠席議員

10番 垣 内 孝 文

### 出席要求による執行部側出席者職氏名

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 市 長 山 下 元一郎       | 副 市 長 武 田 安 仁     |
| 総 務 課 長 山 崎 寿 幸   | 企画財政課長 竹 田 哲 也    |
| 防災まちづくり課長 安 岡 栄 治 | デジタル・広報課長 中 脇 弘 樹 |
| 市民・人権課長 武 田 千 尋   | 税 務 課 長 戸 田 裕 介   |
| 環境生活課長 横 山 昌 之    | 子育て支援課長 田 村 典 義   |
| 健康推進課長 竹 本 美 佳    | 高齢者支援課長 中 田 智 子   |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 観光商工課長           | 遠 近 由 幸 |
| 建設課長             | 津 野 智 宏 |
| 会計管理者兼会計課長       | 薦 田 則 一 |
| 福祉事務所長           | 武 内 俊 治 |
| 学校教育課長           | 岡 本 寿 明 |
| 総合支所長兼<br>地域企画課長 | 佐 川 徳 和 |
| 産業建設課長           | 田 中 邦 典 |

|            |         |
|------------|---------|
| 農林水産課長     | 吉 田 貴 浩 |
| 上下水道課長     | 岡 村 速 人 |
| 市民病院事務局長   | 金 子 雅 紀 |
| 教 育 長      | 松 田 文 雄 |
| 生涯学習課長     | 濱 田 武   |
| 西土佐診療所事務局長 | 橋 田 慎 也 |

**職務のために議場に出席した事務局職員職氏名**

|       |         |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 岡 村 むつみ |
| 主 監   | 原 憲 一   |

|        |         |
|--------|---------|
| 事務局長補佐 | 戸 田 卓 宏 |
|--------|---------|

午前10時0分 開議

■議長（山崎 司） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

発言の訂正がございます。

山下市長より、開会日の提案理由説明に関し訂正の申出がありますので、お聞き取り願います。

山下市長。

■市長（山下元一郎） おはようございます。

発言の訂正をお願いいたします。

開会日の提案理由の説明の中で、令和7年度決算概要のうち、下水道事業会計の説明におきまして「収入5億5,033万円、支出6億8,949万円、差引き1億3,916万円」と申し上げましたが、これを「収入5億3,902万円、支出6億8,949万円、差引き1億5,047万円」と訂正をさせていただきます。度重なる訂正となりまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

■議長（山崎 司） 以上で発言訂正の説明を終わります。

議長において、発言訂正の説明のとおり訂正することといたします。

~~~~~

■議長（山崎 司） これより議事に入ります。

日程第1、「第1号議案」から「第9号議案」まで並びに「第16号議案」及び「第17号議案」を一括議題といたします。

以上の案件に関し、各委員長の報告を求めます。

先に、宮崎 努予算決算常任委員長。

■予算決算常任委員長（宮崎 努） それでは、予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案3件について、6月25日に委員会を開催し審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第1号議案、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第1号）」については、令和7年度決算において、歳出に対し歳入が不足することになったため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和8年度の予算をもって補填したものと説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、「第2号議案、令和8年度四万十市一般会計補正予算（第1号）について」、款・項ごとに所管課からそれぞれ説明を受け、審査を行いました。

今回の補正は、各種制度改正に対応するためのシステム改修、物価高騰等の影響による事業費の見直し、県・国補助金を活用した事業費の増額等が主なものであります。

4款衛生費の補正は、ごみ収集指定袋の購入について、物価高騰等の影響により年間の必要

量の調達が困難になったため購入費を補正するもの、6款農林水産業費の補正は、国庫補助金の割当てによる四万十大橋舗装改修に要する費用、水田農業機械導入支援については、申請状況を踏まえた事業費の見直し、8款土木費の補正は、第二津野川若者住宅建設費について、物価高騰等の影響により事業費の見直しを行ったものなどとのことで、それぞれ事業の目的や財源内訳、歳出根拠等の詳細な説明がございました。

ごみ収集指定袋について、市民生活への影響の有無に関する質疑があり、執行部から、「店舗からの発注量が多くなっており、市の在庫が例年より少なくなる傾向にはあるが、市民生活には影響が出ないよう取り組んでいく。」との説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第3号議案、令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第1号）について」は、令和8年度介護報酬改定に伴う介護保険業務システムの改修等に必要な費用を計上したものとのことでございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（山崎 司） 以上で予算決算常任委員長報告を終わります。

続いて、西尾祐佐総務常任委員長。

■総務常任委員長（西尾祐佐） 総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案6件につきまして、6月26日、委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第5号議案、四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」について税務課から説明を受け、審査を行いました。

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、本市条例の適用期限について、令和7年3月31日から令和9年3月31日まで2年延長するものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第8号議案、四万十市まち・ひと・しごと創生会議設置条例の一部を改正する条例」について企画財政課から説明を受け、審査を行いました。

四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・推進に当たり、四万十市まち・ひと・しごと創生会議を設置しているが、第3期総合戦略の策定に当たり、令和7年度で四万十市産業振興計画を総合戦略に一本化し、同計画の附属機関である四万十市産業振興計画フォローアップ委員会を解散したことから、今後の本市の産業振興に資する取組の進捗管理を創生会議において担う必要があることや、産業界関係者の幅広い参画を促進するため、委員定数について所要の改正を行うものとの説明がございました。

委員から、「四万十市まち・ひと・しごと創生会議は、子育て、将来人口ビジョン、今後の

医療や介護といった分野も重要であると考えるが、その分野からは委員はいないのか。」の質疑に対し、「子育て関係の団体・地域移住サポーター・幡多福祉保健所を委員として現在委嘱している。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第9号議案、四万十市高度無線環境整備推進事業基金条例を廃止する条例」についてデジタル・広報課から説明を受け、審査を行いました。

本基金は、県から交付された交付金を積み立て、順次当該整備事業に係る辺地債の償還等の財源として取崩しを行ってきたが、令和7年度末をもって基金全額の取崩しが完了し、目的が達成されたことから本基金を廃止し、併せて四万十市高度無線環境整備推進事業基金条例を廃止するものとの説明がございました。

委員から、「この事業により市内全域がブロードバンド化されたのか。」との質疑に対し、「全地域でブロードバンド化が完了した。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第4号議案、四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

人事院規則の一部改正により、国家公務員に係る特殊勤務手当（災害応急作業等手当）が見直されたことを踏まえ、本市においてもこれに準じた取扱いとするため所要の改正を行うものとの説明がございました。

委員から、「職員が派遣されるとしたらどのくらいの期間なのか。」との質疑に対し、「能登半島地震のときは1人が1週間前後であった。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第16号議案、動産の買入れについて」総務課から説明を受け、審査を行いました。

令和8年度に小学校の学習用端末を1,841台更新する予定であり、国の方針により県が共同調達を行うことが義務づけられている。このため、高知県GIGAスクール構想推進協議会が公募型プロポーザルを実施し、納入業者を決定した。本市の契約金額が約1億円となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格2,000万円以上の動産の買入れに該当するため、議会の議決を求めるものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第17号議案、動産の買入れについて」総務課から説明を受け、審査を行いました。

市役所の業務で使用するパソコン136台の購入について、予定価格2,000万円以上の動産の買入れとなるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものとの説明がございました。

委員から、職員の使いやすさについての質疑に対し、「実務に支障のないスペック等になっ

ていること、また今後想定している、より仕事しやすい事務環境及びネットワーク構成に対応できるような仕様としている。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（山崎 司） 以上で総務常任委員長報告を終わります。

続いて、川村真生産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（川村真生） それでは、産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案1件につきまして、6月26日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第7号議案、四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例」について地域企画課から説明を受け、審査を行いました。

物価高騰や人件費上昇等の原因により、宿泊業界においても施設利用料が上昇傾向にある中、令和元年度の消費税率の引上げに伴う改正以来、利用料限度額の見直しを行ってないホテル星羅四万十においても、安定した運営を行うため、令和2年度から令和8年度までの物価上昇分13%に対応すべく、利用料限度額を10%程度増額するものとのことでございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他の案件として、管内視察について協議を行い、7月22日に四万十川かわまちづくり計画の現状と今後の構想及び幡多公設地方卸売市場の賃貸スペースの現状について調査を行うため、渡川緑地及び幡多公設地方卸売市場を視察することといたしました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（山崎 司） 以上で産業建設常任委員長報告を終わります。

続いて、谷田道子教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（谷田道子） 教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案1件につきまして、6月26日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第6号議案、四万十市介護条例の一部を改正する条例」について高齢者支援課から説明を受け、審査を行いました。

令和7年度の税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられた。これにより、令和6年度から8年度に当たる第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少することを防ぐため、介護保険法施行令の一部改正が行われたが、この法令により、令和8年度の市町村民税が非課税の者であっても、介護保険料の算定においては課税者として扱われるみなし課税者が一部の被保険者において生じることとなる。今回の特例減免は、この状況を解消するため、令和7年度非課税者であり令和8年度みなし課税者となる者を非課税者の区分まで保険料を減免するための措置である。令和9年度以降は新たな介護保険事業計画期間と

なるため、今回の特例減免は令和8年度保険料についてのみ適用され、附則に記載するものとのことでございました。

委員から、「今回の減免対象者は何名程度想定しているのか。」との質疑があり、執行部から、「対象者は試算で37名を見込んでいる。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他の案件といたしまして、管内視察について協議を行いました。

管内視察は7月14日に行うこととし、教育支援センターふれあい学級・四万十市総合文化センターしまんとぴあ・スクールミールなかむらみなみ・福祉工場「中村」A型・東山小学校を視察することといたしました。

以上のとおりご報告をいたします。

■議長（山崎 司） 以上で教育民生常任委員長報告を終わります。

これにて各委員長報告を終わります。

これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ないようでございますので、質疑なしと認めます。よって、各委員長の報告に対する質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第1に日程第2、日程第3を追加し、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、日程第1に日程第2、日程第3を追加し、一括議題といたします。

~~~~~

■議長（山崎 司） お諮りいたします。

これより意見調整のため全員協議会を開きたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、これより意見調整のため、全員協議会を開きます。

本会議を暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午後4時0分 再開

■議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、議事日程の修正について報告いたします。

日程第3に記載している6件の意見案ですが、1件の意見案について提出者より取下げの申出がありました。議題とする前ですので、議長において許可をいたしました。

修正後の議事日程は、タブレットに保存のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

お諮りいたします。

調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

「第2号議案、令和8年度四万十市一般会計補正予算（第1号）について」、「第3号議案、令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第1号）について」、「第4号議案、四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「第5号議案、四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」、「第6号議案、四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」、「第7号議案、四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例」、「第8号議案、四万十市まち・ひと・しごと創生会議設置条例の一部を改正する条例」、「第9号議案、四万十市高度無線環境整備推進事業基金条例を廃止する条例」、「第16号議案、動産の買入れについて」、「第17号議案、動産の買入れについて」、以上10件を一括して採決いたします。

以上の案件の委員長報告はいずれも可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、以上10件の議案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、「第1号議案、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第1号））」についてを採決いたします。

本案の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認いたしました。

次に、「第10号議案」から「第15号議案」までの「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の6件の議案を一括採決いたします。

お諮りをいたします。

以上6件の議案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(山崎 司) ご異議なしと認めます。よって、以上6件の議案は原案のとおり同意いたしました。

次に、「第18号議案」及び「第19号議案、教育委員会委員の任命について」の2件の議案を一括採決いたします。

お諮りをいたします。

以上2件の議案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(山崎 司) ご異議なしと認めます。よって、以上2件の議案は原案のとおり同意いたしました。

次に、「諮問第1号」から「諮問第3号」までの「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の3件の議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。

以上3件の議案は、原案のとおり適当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(山崎 司) ご異議なしと認めます。よって、以上3件の議案は原案のとおり適当と認めることにいたしました。

次に、令和8年第2回臨時会より継続調査の所管事項について決定を行います。

所管事項の調査については、各常任委員長及び議会運営委員長から、委員会条例第39条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。

以上、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(山崎 司) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~

■議長(山崎 司) 日程第3、「意見案第1号」から「意見案第5号」までを議題といたします。

初めに、「意見案第1号、皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書」について提案理由の説明を求めます。

川村真生議員。

■ 4 番（川村真生） それでは、「意見案第 1 号、皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書」につきましてご説明いたします。

文書読み上げにて説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

皇室は、我が国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは我が国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、我が国が古来より守り伝えてきた男系継承の重みを尊重した上での真摯な議論が求められる。

よって、四万十市議会は、国会及び政府に対し、126代にわたる歴代の天皇と皇統・皇室は我が国の歴史・伝統文化の礎であり、先人たちが守り抜いてきた国柄を受け継ぎ、責任を持って次世代に引き渡していくためにも、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな議論を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、「意見案第 2 号、殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める意見書」について提案理由の説明を求めます。

川渕誠司議員。

■11番（川渕誠司） それでは、意見書の提案をいたします。

私は、武器輸出に関しましては、今回一般質問でも取り上げさせていただきました。そして、市長に対して、武器輸出は市長の政治姿勢と一致しますか、相入れますかという話をさせていただきました。市長からは、閣議決定であるので意見する立場ではないという答弁とともに、しかし核兵器の根絶、恒久平和の実現に向けた取組はしっかりしていきたいという言葉いただいております。恒久平和を求めるということであれば、この世界中から武器がなくなるといけないと思います。少なくともこれまで日本が営々として積み上げてきた平和国家としての理念、これをここで捨ててしまっはいけない、死の商人に成り下がってはいけない、そういう強い思いからこの意見書の提案をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、読み上げます。

殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める意見書（案）。

日本国憲法第9条は、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定め、戦後日本は専守防衛と平和主義を国是として歩んできました。そして、いわゆる武器輸出三原則とその後の政府方針により、事実上、武器輸出を禁止し、国際社会において武器を輸出しない平和国家としての信頼を築いてきました。

しかし、近年、政府により防衛装備品の海外移転に関する方針の見直しが進められ、2026年4月21日、閣議決定により、殺傷能力を有する武器輸出を可能にしました。日本製の武器が海外の武力紛争で使用されることにより、他国の人々の命を奪ったり、多くの犠牲者を生んでいる世界各地での戦争や武力紛争を助長する懸念が生じています。

武器輸出の拡大は、国際紛争の平和的解決という日本の基本方針と相入れず、国民の多数が望む平和国家としての歩みを損なうものです。現に世論調査では、武器輸出に対し反対の声が半数以上を占めています。

よって、四万十市議会は、国に対して次の事項を強く求めます。

1つ、殺傷能力のある武器輸出の容認を撤回し、禁止すること。

2つ、国際紛争の平和的解決及び軍縮に向けた外交努力を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出をいたします。

どうか皆様のご賛同よろしくお願いをいたします。

■議長（山崎 司） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、「意見案第3号、高知県による犯罪被害者等見舞金制度の創設を求める意見書」について提案理由の説明を求めます。

前田和哉議員。

■6番（前田和哉） 「意見案第3号、高知県による犯罪被害者等見舞金制度の創設を求める意見書」について提案理由を申し上げます。

私は、本年3月議会において、四万十市犯罪被害者等支援条例に対し、教育民生常任委員会では一旦反対の立場を取りました。しかし、それは犯罪被害者支援そのものに反対したものではありません。犯罪被害に遭われた方やその家族を支援することは極めて重要であり、その理念には当時から賛同でありましたので、本議会では賛成の立場を取りました。

私が懸念したのは、見舞金制度を各市町村がそれぞれ独自に運用することにより、支給対象や支給額、運用方法に地域差が生じ、被害者が居住する自治体によって支援内容が異なること、さらには専門性を要する制度運用を市町村だけが担うことへの不安でありましたので、私は、県が主体となり市町村を支援する仕組みや県内で統一した制度設計が必要であると申し上げてまいりました。

そこで、今回提案している意見書は、県が主体となり、業務を市町村が担う制度を求める内

容となっております。犯罪被害者は、どこの市町村に住んでいるかによって支援に差があってはなりません。被害者に寄り添う制度である以上、県内どこでも一定水準の支援を受けられる仕組みこそ必要です。本意見書は、四万十市だけの課題でなく、高知県全体の犯罪被害者支援の充実につながる極めて意義あるものと思っております。議員各位におかれましては、趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■議長（山崎 司） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、「意見案第4号、中東情勢を踏まえた地域産業及び市民生活への緊急措置を求める意見書」について提案理由の説明を求めます。

鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） それでは、私は意見案の読み上げをもって提案理由を説明させていただきます。

中東情勢を踏まえた地域産業及び市民生活への緊急措置を求める意見書（案）。

令和8年3月の米・イラン衝突を契機とする中東情勢の緊迫化は、石油・石油化学製品のサプライチェーンを広く混乱させ、本市においても、建設・塗装・物流・製造・農業など多岐にわたる産業分野で、受注停止や着工不能などの深刻な影響が生じている。また、エネルギーや物価の高騰は医療・介護をはじめ国民生活全般に及んでおり、特に所得の相対的に低い世帯や高齢世帯ほど深刻な打撃を受けている。

国におかれては、燃料油の激変緩和措置の実施、電気・ガス料金支援、目詰まり解消への取組、補正予算の編成など各般の対応を進められているが、流通の目詰まりは地域において今なお残存し、事業者自らの責めに帰すことができない不測の事態による経営の窮迫は継続している。中東情勢の帰趨は予断を許さず、資金繰りへの支援及び国民生活の安定を図る措置の継続・拡充が急務である。

よって、国におかれては、次の事項についての措置を強く求める。

1つ、供給の偏り・流通の目詰まりの解消を引き続き最優先課題として位置づけ、地方の中小・小規模事業者の実態を丁寧に把握するとともに、川中・川下を含むサプライチェーン全体にわたる目詰まりを速やかにかつ確実に解消すること。

1つ、国及び地方公共団体が発注する公共工事・物品調達において、中東情勢を起因とする資材の供給不足や価格高騰により工期・納期に支障が生じている場合は、受注者の責めに帰すことのできない事由として、工期の延長・設計変更並びにインフレスライド及び単品スライドを含む価格変動条項の適用を発注機関が柔軟かつ積極的に運用するよう、国から全発注機関に対して徹底すること。

1つ、中東情勢を直接の原因とする経営悪化に対応するための運転資金融資については、事業者の責めによらない不測の事態に対するセーフティーネットとして実質的に機能するよう、金利を市場水準を明確に下回る低利に設定した制度を整備し、事業者が実際に活用できるもの

とすること。

1つ、エネルギー価格の高騰及び物価上昇による市民生活への打撃を最小化するため、電気・ガス料金の支援措置を状況に応じて継続するとともに、都市ガスの供給が及ばない地域のLPガス利用者も含め、あまねく恩恵が届くよう措置すること。また、医療・介護・食品など生活関連の幅広い産業分野においても燃料費・資材費高騰への支援を講じ、地域の社会基盤の維持を図ること。

1つ、中東情勢を直接の原因として事業活動の縮小・休業を余儀なくされた事業者に対する雇用調整助成金の要件について、実情に即した柔軟な運用を行い、対象事業者への周知・相談支援を徹底すること。また、万が一離職を余儀なくされた労働者に対しては、雇用保険の給付その他の就労支援を迅速かつ適切に行い、必要に応じて制度の拡充を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、「意見案第5号、学習内容の精選と標準授業時数の改善を求める意見書」について提案理由の説明を求めます。

西尾祐佐議員。

■13番（西尾祐佐） それでは、「意見案第5号」について説明していきます。

現在、国のほうでは10年に1度の学習指導要領の改訂に向けて作業が進んでおるところでございます。そこに対しまして、地方のほうからも声を上げていきたいということで、下記内容につきまして意見書を提出させていただきます。

以下は読み上げて説明とさせていただきます。

学習内容の精選と標準授業時数の改善を求める意見書（案）につきまして。

時代の変化とともに、子供たちや教員を取り巻く教育環境も変わってきている。子供たちの不登校・いじめ・自死などは増加傾向が続き、教職員の病休や早期退職者の増加、教員不足など、教育現場は深刻な課題を抱えております。

このような事態の一因として、様々な社会的要請が学校教育に押し寄せ、学習指導要領の内容が増え続けてきたことも指摘されている一つであります。今日の教育課程では、外国語や道徳の教科化、ICT・プログラミング教育など多くのカリキュラムが新設・追加され、カリキュラム・オーバーロードが指摘されております。

また、教職員は多大な業務を抱え、法定の休息時間や問題を抱える子供に寄り添う時間、授業準備・教材研究の時間を十分に確保できない状況に置かれております。現在の標準授業時数は、小学校4年生から中学校3年生までは年間1,015時数、その中に学校行事などの特別活動の時間は含まれていない。この時数が年間に最低限確保すべき目安として定められていることにより、教職員の長時間過密労働の一因となっていることが指摘されている。よって、教員の

労働環境は子供たちの学習環境であることを鑑み、下記の実施を強く求める。

1つ、次期学習指導要領の改訂において、学習内容の精選と標準授業時数の改善をさらに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 以上で提案理由の説明を終わります。

「意見案第1号」及び「意見案第2号」については、質疑、委員会付託を省略し、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、「意見案第1号」及び「意見案第2号」については、質疑、委員会付託を省略し、討論、採決することに決しました。

これより「意見案第1号、皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書」について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

まず、原案に反対の議員。

川淵誠司議員。

■11番（川淵誠司） それでは、「意見案第1号、皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書」（案）に反対の立場から討論を行います。

今月10日、衆参両院の正副議長は皇位継承の在り方に関する全体会議を開き、立法府の総意について取りまとめを行いました。そして、政府に法制化を要請するとしています。その取りまとめの内容は全会一致のものではなく、幾つかの会派の反対意見は全く反映をされておられません。

その中身ですけれども、取りまとめ1、女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する。2、戦後に皇籍を離れた旧宮家の男系男子を皇族の養子に迎える。この2つであります。皇族数の確保策と言いながらも、実際は養子の子に皇位継承資格を与えて、男系男子による永続的な継承に道筋をつけるものであると思います。つまり、女系天皇の道を閉ざすものとなると思います。

そのことを裏づけるような発言が先日ありました。自民党の中曽根憲法改正実現本部長が講演で天皇皇后両陛下の長女愛子様による皇位継承についてあり得ないと述べたとする、共同通信の報道があります。報道によりますと、さらに愛子様が天皇になったら結婚する人もいない、世論調査などで女性天皇を容認する声が多いことに触れ、人気投票ではない、国家の天皇陛下を決める皇位継承をどうするか議論であり、冷静に法律にのっとって論議しないと。まさにこのことが先ほどのことを示していると思います。

意見書（案）には男系継承の重みを尊重しとありますが、天皇は国民統合の象徴であるとす

る憲法に照らせば、多様な性を持つ国民の統合の象徴を男性に限定する合理的理由はないと思います。国民の多数が求める女性天皇の問題を正面から議論する、そのことも十分に行われておりません。立法府の総意と言うけれども、国会は主権者国民の代表であり、国民の声を聞くことなしに立法府の総意をまとめることはできないと考えます。有識者や憲法学者からの意見聴取や広くパブリックコメントを実施する、そういったことで国民的議論を行い、国民の総意を形成する努力をすることこそ国会の責務だと考えます。

そういったことで、意見書が言います今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する、そうすべきではないと私は考えて、この意見書（案）に反対をいたします。どうか議員各位の賛同をよろしくお願いをいたします。

■議長（山崎 司） 次に、原案に賛成の議員。

鳥谷恵生議員。

■3番（鳥谷恵生） それでは、私は、安定的な皇位継承に関する意見書に対して強く賛同する理由を述べさせていただきたいと思います。

まず1つ目に、皇位継承というのは日本の国家にとって非常に重要なことであると私は考えております。私がそう考えるようになったのは、今から約10年前に、私の高校の同級生のお父さんが宮内庁に勤めており、皇居奉仕に参加しないかということで、皇居のお掃除のほうに行かせていただきました。その中で、同級生のお父さんはもともと天皇陛下やご皇族のお世話係をされていたということもあって、宮中三殿と言われる賢どころ、アマテラスオオミカミをお祭りをされるところ、また皇霊殿、歴代の天皇陛下やご皇族を祭られるところ、そして八百万の神々を祭られる宮中三殿というところに招いて、いろいろ説明をしていただきました。

例えば、そこでは大みそかの夜、1年間の罪・汚れを国家規模ではらう大はらい、そしてその夜更けには全ての神々に感謝する除夜祭が行われ、ほぼ寝る間もなく、元旦朝5時半から、四方拝と言われる天皇陛下が国家・国民に降りかかるであろうあらゆる厄災を自分の身を通じて軽減し、国民・国家を守っていただきたいと究極の自己犠牲をもってかがり火をたいてお祈りをされる場所を案内していただきました。当時、私は、大みそか・元旦というと、本当に恥ずかしいかもしれませんが、鍋を食べお酒を飲み、紅白歌合戦を見て楽しんでいるときに、よわい82歳を迎えられる国家元首が正座をされ、国民の安寧を祈られているというこの国に対して、正直言って物すごく敬意を持ちました。それが私にとって大きな体験になりました。

そしてその次に、そのお父さんは説明をしてくださいました。日本という国は権威と権力の分離をしっかりとしていると。権力とは決定力、例えば予算執行であり、議決権であったり、経済や軍隊を動かす、これは権力であると。権威とは、簡単に言えば、いわゆるいてくれてありがたいと思える、そういった思いを持てるのが権威というものだと言われました。そして、現在憲法第4条には、天皇陛下は国政に関する権能を有しないとあります。明確に権威と権力が分離されております。例えば、内閣総理大臣の任命においては、国会の指名に基づき任命す

る。また、最高裁判所長官もしかりでございます。これが、決定権があれば権力を有するということになりますが、いわゆる承認である、任命するということでもあります。

これは、過去、日本を見ても、源頼朝が、征夷大將軍は朝廷によって任命された、いわゆる天皇陛下の任命をもって征夷大將軍となった、そして豊臣秀吉が関白となり、またこれも天皇陛下の任命をもって関白となったと言われております。これをもって権力を持つ者は、いつの日か必ず倒される可能性があるというふうにお父さんは言われてました。そして、権威だけであれば、存続する可能性が極めて高いというふうにおっしゃられておりました。

また、それを支える一つの方法として、ご皇族には名字がございません。今、上皇陛下になられた前天皇陛下は明仁様、現天皇陛下は徳仁様、名字がございません。なぜ名字がないのかというと、本来、名字というものは我々みんなありますが、家臣や民に与えられるもので、持つ必要がなかったと、それが歴史的経緯ではありますが、もう一つ、副次的な効果もございました。古来中国において、王朝が替わるとその一族はことごとく皆殺しにされておりました。それは例えば、分かりませんが、王さんとかいろんな方がいらっしゃったと思いますが、その一族は必ずといっていいほど一族郎党皆殺しということがありました。これを易姓革命と言いますが、日本においては国家元首に名字がない、姓がなかったため、多少の内乱はありましたが、我々日本は特段その一族が絶滅するようなことまでは起こらなかったと聞いております。こういった、日本が万世一系126代守り続けてくれたこのご皇室がきちんと末代まで続くように、私はこの意見書は絶対に必要なものだと感じております。

以上をもって私の賛成討論を終了させていただきます。皆様のご賛同よろしく願いいたします。

■議長（山崎 司） 発言通告のあった討論は以上となります。

他に反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） 他に賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ないようでございますので、討論なしと認めます。

以上で「意見案第1号」に対する討論を終了します。

これより本案について電子表決により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することについて賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、重ねて申し上げますが、賛成のボタンも反対ボタンも押さなかった議員の表決は、否とみなします。

それでは、電子表決のほうをお願いいたします。

(電子表決)

■議長(山崎 司) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(山崎 司) 表決漏れなしと認め、採決を確定をいたします。

(賛否表明)

■議長(山崎 司) 賛成の議員は8人、反対の議員は8人でございます。同数でございます。

ただいま報告しましたとおり可否同数ですので、したがって地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は熟慮の結果、可決と裁決いたします。よって、賛成多数により本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、「意見案第2号、殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める意見書」について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

まず、原案に反対の議員。

寺尾真吾議員。

■7番(寺尾真吾) それでは、「意見案第2号、殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める意見」に反対の立場で討論を行います。

私は、武器というものには人を傷つけ、場合によっては命を奪う側面があることを否定はしません。そのため、日本の武器により他国の人たちが傷つけられることを恐れることは理解できます。しかし一方で、武器には人を守るための側面もあります。例えば、身近なところで警察による武器所持があります。警察は、犯罪行為・暴力行為等から国民を守るため武器を所持し、犯罪抑止や治安の維持を行っています。ですので、武器そのものを一律に悪と捉えるのではなく、どのような武器が、どのような目的で、誰によって、どのような管理の下で使われるのかによって、評価は変わるものと考えます。

世界には日本の日常から想像し難い現実があります。侵略や武力による威嚇、武装勢力による暴力・海賊行為・テロなど一方的な暴力行為により、平穏に暮らそうとする人々の生活が世界各国で脅かされています。近隣諸国でも、子供たちが物乞いをする国があります。貧富の差が激しいことで、食べ物に困り、教育を受けられない子供たちはたくさんいます。日本では考えられないような様々な暴力が存在し、私たちは武器輸出によって、平和を願う国々の治安の維持や暴力への抑止、安全保障の安定に貢献ができます。そして、安全保障の安定によって、その国々の長期的には教育や食料、経済基盤への投資余地を生む可能性を高め、国際平和へもつながると考えます。

とは言いましても、意見書の懸念点があります。目的外の使用、第三国への移転、技術の流

出、紛争の助長といったリスクです。だからといって一律に禁止するのではなく、移転先・使用目的・種類・数量・第三国移転の制限であったり、目的外の使用の防止、移転後の管理体制を厳格に確認した上で、個別に判断すべきと考えます。

日本政府は、防衛装備移転三原則等の見直しにおいて、防衛装備移転を通じて国際平和と安全の維持、同盟国・同志国の抑止力や対処力を強化し、望ましい安全保障環境を創出することを重要視しています。これは、私が述べてきた抑止力の考え方と方向性を同じくするものです。また、日本は平和国家として歩んできました。その日本が行う武器輸出には、先ほど述べたような、武器を単なる殺傷能力のある武器としてではなく、国際平和につながる概念をも交えた実行をすることは、日本国憲法第9条が掲げる正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する姿勢とも矛盾するものではないと考えます。日本の武器輸出は、平和国家として歩んできた日本だからこそできる、国際平和に準じた国際協力の一つの在り方ではないでしょうか。

本意見書は、武器の危険性に注目する一方で、武器が人を守る力、抑止力として働く側面、防衛装備移転による国際協力、そして協力関係国の安全保障を通じて日本への信頼を高めるという側面、国際平和へつながる可能性への考慮が十分ではないと考えます。よって、私は殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める本意見書に反対をいたします。議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 次に、原案に賛成の議員。

谷田道子議員。

■14番（谷田道子） 「殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める意見書」に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

私は、安全保障や平和っていうのは武器によって守られることはないと思っています。武器は一旦海外に輸出されれば、その後どのように使われるかを完全に管理することは困難です。日本が直接戦争していなくても、日本から輸出をされた武器が他国の紛争や軍事行動に使われ、人の命を奪うことにつながる危険があります。これは、国際紛争を助長しないとしてきた日本の基本姿勢に反するものです。

1つに、世論調査でも殺傷能力がある武器輸出に反対する声が少なくなく、国民の理解が十分に得られていません。国の進路を大きく変える問題であるにもかかわらず、十分な国民的議論が尽くされないまま進められることは認められません。

2つに、これまで輸出可能な装備品を限定することで歯止めとしてきた枠組みをなぜ撤廃・緩和しなければならないのか、その必要性や影響について政府の説明が不十分です。武器輸出は、一度広げれば、さらに対象が拡大されていく危険があります。だからこそ、明確な歯止めが必要です。

戦後、国際紛争を助長しないという考え方を日本は大切にしてきました。殺傷能力のある武

器輸出の解禁は、この原則を大きく崩すものであり、日本が武器を売る国へと進むことにつながりかねません。政府は厳格な審査や適正な管理を行うとしていますが、輸出先の国際情勢は変化します。現在は紛争当事国でなくても、将来紛争に関わる可能性があります。第三国への移転や実際の戦闘での使用を完全に防ぐことはできません。

四万十市議会としても、地方から平和を求める声を国に届ける立場から、殺傷能力のある武器輸出に反対の意思を示すことは大変重要だと思います。どうか議員皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

■議長（山崎 司） 発言通告のあった討論は以上となります。

他に反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） 他に賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ないようでございますので、討論なしと認めます。

以上で「意見案第2号」に対する討論を終了いたします。

これより本案について電子表決による採決を行います。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決することについて賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

重ねて申し上げます。賛成ボタンも反対ボタンも押さなかった議員の表決は、否とみなします。

（電子表決）

■議長（山崎 司） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） 表決漏れなしと認め、採決を確定いたします。

（賛否表明）

■議長（山崎 司） 賛成の議員は6人、反対の議員は10人でございます。よって、賛成少数により、本案は否決いたしました。

次に、「意見案第3号」から「意見案第5号」までについては、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、「意見案第3号」から「意見案第5号」までについては、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより「意見案第3号、高知県による犯罪被害者等見舞金制度の創設を求める意見書」、「意見案第4号、中東情勢を踏まえた地域産業及び市民生活への緊急措置を求める意見書」、

「意見案第5号、学習内容の精選と標準授業時数の改善を求める意見書」について採決いたします。

お諮りをいたします。

「意見案第3号」から「意見案第5号」までについては原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） 異議なしと認めます。よって、「意見案第3号」から「意見案第5号」までにつきましては原案のとおり可決いたしました。

ただいま意見案が議決されましたが、その条項・字句・数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上で今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉会前に山下市長より挨拶の申出がありますので、お聞き取り願います。

山下市長。

■市長（山下元一郎） 令和8年6月市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月11日に開会しました本議会におきましては、専決処分の承認1件、補正予算2件、条例議案6件、その他の議案7件、また人権擁護委員候補者の諮問3件、さらに追加議案3件につきまして、慎重なご審議の上、それぞれ適切なご決定をいただきありがとうございました。

今定例会は、議員の皆様にとりましても、この4月に臨時議会はありましたものの、市議会議員選挙後、実質的に初めての議会でごございましたが、議員の皆様から様々な分野や視点におきまして多くのご質問・ご意見をいただいたところであります。今後、それらのご意見等を尊重し、適切な市政運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、我が国における長引く物価高騰や人口減少・少子高齢化の進行は、地方自治体にとって最重要課題の一つであり、本市においても例外ではなく、市民の皆様の暮らしを守るため、これらの対策を早急に進めていかなくてはなりません。本市におきましては、3月に第2期四万十市総合計画、第3期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであり、それらの方針に基づきこれらの諸課題に対し取り組み、また国・県とも連携を密にして、持続可能なまちづくりに向けて、私以下、職員が一丸となって全力で取り組んでまいり所存でございます。

結びとなりますが、これから夏本番を迎える中、議員の皆様におかれましては、健康には十分ご留意いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会

のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

■議長（山崎 司） 以上で市長の挨拶を終わります。

これにて、令和8年6月四万十市議会定例会を閉会いたします。

連日ご苦労さまでございました。

午後4時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

四万十市議会議長

四万十市議会副議長

四万十市議会議員

四万十市議会議員

令和 8 年 6 月定例会

付 録

令和 8 年 6 月定例会議案等付託表

1 議案

付託委員会	議案番号	件 名
予算決算常任委員会	第 1 号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第 1 号））
	第 2 号議案	令和 8 年度四万十市一般会計補正予算（第 1 号）について
	第 3 号議案	令和 8 年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第 1 号）について
総務常任委員会	第 4 号議案	四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	第 5 号議案	四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
	第 8 号議案	四万十市まち・ひと・しごと創生会議設置条例の一部を改正する条例
	第 9 号議案	四万十市高度無線環境整備推進事業基金条例を廃止する条例
	第 16 号議案	動産の買入れについて
	第 17 号議案	動産の買入れについて
産業建設常任委員会	第 7 号議案	四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例
教育民生常任委員会	第 6 号議案	四万十市介護保険条例の一部を改正する条例

委員会審査報告書(No.2)

令和8年6月25日

四万十市議会議長 山崎 司 様

予算決算常任委員長 宮崎 努

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件 名	審査の結果	議決の理由
第1号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和8年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第1号））	原案承認	
第2号議案	令和8年度四万十市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決	
第3号議案	令和8年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第1号）について	原案可決	

令和8年6月26日

四万十市議会議長 山 崎 司 様

総務常任委員長 西 尾 祐 佐

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件 名	審査の結果	議決の理由
第4号議案	四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	
第5号議案	四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	
第8号議案	四万十市まち・ひと・しごと創生会議設置条例の一部を改正する条例	原案可決	
第9号議案	四万十市高度無線環境整備推進事業基金条例を廃止する条例	原案可決	
第16号議案	動産の買入れについて	原案可決	
第17号議案	動産の買入れについて	原案可決	

令和8年6月26日

四万十市議会議長 山崎 司 様

産業建設常任委員長 川村 真生

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件 名	審査の結果	議決の理由
第7号議案	四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例	原案可決	

令和8年6月26日

四万十市議会議長 山崎 司 様

教育民生常任委員長 谷田 道子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件 名	審査の結果	議決の理由
第6号議案	四万十市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決	

令和8年6月25日

四万十市議会議長 山崎 司 様

総務常任委員長 西尾 祐 佐

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、委員会条例第39条の規定により申し出ます。

記

調 査 事 項	1 一般行政事務機構の研究について 2 市財政内容並びに公有財産の管理運営について 3 非常備消防施設の整備状況について 4 南海地震対策、防災対策事業の推進について 5 都市計画事業の推進について
---------	---

理 由 議案審査の参考とするため

令和8年6月25日

四万十市議会議長 山 崎 司 様

産業建設常任委員長 川 村 真 生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、委員会条例第39条の規定により申し出ます。

記

調 査 事 項	1 商工業者の近代化促進について 2 農林水産業振興の基礎調査について 3 農林道等の整備状況について 4 観光産業開発の基礎調査について 5 市道等の維持管理について 6 上水道事業の管理運営について 7 下水道事業の推進について
---------	--

理 由 議案審査の参考とするため

令和8年6月25日

四万十市議会議長 山崎 司 様

教育民生常任委員長 谷田 道子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、委員会条例第39条の規定により申し出ます。

記

調 査 事 項	1 教育施設の管理運営について 2 環境衛生施設等の整備について 3 病院事業の管理運営について 4 福祉厚生施設の整備充実について 5 保育事業の管理運営について
---------	--

理 由 議案審査の参考とするため

令和8年6月25日

四万十市議会議長 山崎 司 様

議会運営委員長 山下 幸子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、委員会条例第39条の規定により申し出ます。

記

調 査 事 項	1 議会の運営について 2 議会の会議規則、委員会条例等について
---------	-------------------------------------

理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見案第1号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の
早期実現を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年6月25日

提出者	四万十市議会議員	川村真生
賛成者	〃	前田和哉
	〃	小出徳彦
	〃	西尾祐佐
	〃	鳥谷恵生
	〃	宮崎努
	〃	西澤和史

四万十市議会議長 山崎 司 様

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の
早期実現を求める意見書（案）

皇室は、我が国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、我が国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、我が国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

よって、四万十市議会は、国会および政府に対し、126代にわたる歴代の天皇と皇統、皇室は我が国の歴史、伝統、文化の礎であり、先人たちが守り抜いてきた国柄を受け継ぎ、責任をもって次世代に引き渡していくためにも、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

高知県四万十市議会

(提出先)

衆議院議長 森 英介 殿
参議院議長 関口 昌一 殿
内閣総理大臣 高市 早苗 殿
内閣官房長官 木原 稔 殿

意見案第2号

殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年6月25日

提出者	四万十市議会議員	川 渕 誠 司
賛成者	〃	竹 本 寛 実
	〃	大 西 友 亮
	〃	谷 田 道 子

四万十市議会議長 山 崎 司 様

殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める意見書（案）

日本国憲法第9条は、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定め、戦後日本は「専守防衛」と「平和主義」を国是として歩んできました。そして、いわゆる武器輸出三原則とその後の政府方針により、事実上、武器輸出を禁止し、国際社会において「武器を輸出しない平和国家」として信頼を築いてきました。

しかし、近年、政府により防衛装備品の海外移転に関する方針の見直しが進められ、2026年4月21日、閣議決定により、殺傷能力を有する武器輸出を可能にしました。日本製の武器が海外の武力紛争で使用されることにより、他国の人々の命を奪ったり、多くの犠牲者を生んでいる世界各地での戦争や武力紛争を助長する懸念が生じています。

武器輸出の拡大は、国際紛争の平和的解決という日本の基本方針と相容れず、国民の多数が望む平和国家としての歩みを損なうものです。現に世論調査では、武器輸出に対し反対の声が半数以上を占めています。

よって四万十市議会は、国に対し、次の事項を強く求めます。

記

- 1 殺傷能力のある武器輸出の容認を撤回し、禁止すること。
- 2 国際紛争の平和的解決及び軍縮に向けた外交努力を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月 日

高知県四万十市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

経済産業大臣

防衛大臣

意見案第3号

高知県による犯罪被害者等見舞金制度の創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年6月25日

提出者	四万十市議会議員	前 田 和 哉
賛成者	〃	川 村 真 生
	〃	小 出 徳 彦
	〃	西 尾 祐 佐
	〃	宮 崎 努
	〃	鳥 谷 恵 生

四万十市議会議長 山 崎 司 様

高知県による犯罪被害者等見舞金制度の創設を求める意見書（案）

四万十市では、令和8年3月定例会において四万十市犯罪被害者支援条例並びに犯罪被害者

等への四万十市犯罪被害者等見舞金を創設した。

条例の目的は犯罪被害に遭われた方や、そのご家族に対して支援を行い、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため。そして、見舞金の目的は犯罪被害者等が被害後に直面する経済的な負担を軽減し、日常生活や社会生活等の早期回復を図るためである。

一方で、この見舞金の創設審議時にその運用等にあたり懸念が生じた。それは、職員による申請審査、関係機関との調整、個人情報管理、被害者等に配慮した窓口対応など、専門性を要する事務負担の適切な遂行への不安。また、各自治体ごとの制度創設は制度の有無、支給対象、支給額、申請要件等に差がでる可能性があることである。犯罪被害は、被害者等が居住する自治体の財政力や制度整備の状況によって支援水準が左右されるべきものではない。少なくとも県内においては、どの市町村に居住していても、一定水準の経済的支援を受けられる制度設計が必要であると考ええる。

関連し、警察庁は、地方公共団体における見舞金支給制度等について、できる限り全国的に同水準で導入されるよう要請していくとしている。また、高知県犯罪被害者等支援条例第4条第2項（県の責務）では、市町村に対して支援制度の策定及び実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとしている。

よって、高知県におかれては、犯罪被害者等への支援に県内格差が生じることのないよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者等見舞金について、県が実施主体となり、窓口事務を市町村が担う制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

高知県四万十市議会

（提出先）

高知県知事 様

（参考送付先）

高知県議会議長 様

意見案第4号

中東情勢を踏まえた地域産業及び市民生活への緊急措置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年6月25日

提出者	四万十市議会議員	鳥谷恵生
賛成者	〃	西尾祐佐
	〃	前田和哉
	〃	小出徳彦
	〃	宮崎努
	〃	川村真生

四万十市議会議長 山崎 司 様

中東情勢を踏まえた地域産業及び市民生活への緊急措置を求める意見書（案）

令和8年3月の米・イラン衝突を契機とする中東情勢の緊迫化は、石油・石油化学製品のサプライチェーンを広く混乱させ、本市においても建設・塗装・物流・製造・農業など多岐にわたる産業分野で受注停止や着工不能等の深刻な影響が生じている。また、エネルギーや物価の高騰は医療・介護をはじめ国民生活全般に及んでおり、特に所得の相対的に低い世帯や高齢世帯ほど深刻な打撃を受けている。

国におかれては、燃料油の激変緩和措置の実施、電気・ガス料金支援、目詰まり解消への取組、補正予算の編成など各般の対応を進められているが、流通の目詰まりは地域において今なお残存し、事業者みずからの責めに帰すことのできない不測の事態による経営の窮迫は継続している。中東情勢の帰趨は予断を許さず、資金繰りへの支援及び国民生活の安定を図る措置の継続・拡充が急務である。

よって、国におかれては、次の事項についての措置を強く求める。

記

- 一 供給の偏り・流通の目詰まりの解消を引き続き最優先課題として位置付け、地方の中小・小規模事業者の実態を丁寧に把握するとともに、川中・川下を含むサプライチェーン全体にわたる目詰まりを速やかに且つ確実に解消すること。
- 一 国及び地方公共団体が発注する公共工事・物品調達において、中東情勢を起因とする資材の供給不足や価格高騰により工期・納期に支障が生じている場合は、受注者の責めに帰すことのできない事由として、工期の延長、設計変更並びにインフレスライド及び単品スライドを含む価格変動条項の適用を、発注機関が柔軟かつ積極的に運用するよう、国から全

発注機関に対して徹底すること。

- 一 中東情勢を直接の原因とする経営悪化に対応するための運転資金融資については、事業者の責めによらない不測の事態に対するセーフティネットとして実質的に機能するよう、金利を市場水準を明確に下回る低利に設定した制度を整備し、事業者が実際に活用できるものとする。
- 一 エネルギー価格の高騰及び物価上昇による市民生活への打撃を最小化するため、電気・ガス料金の支援措置を状況に応じて継続するとともに、都市ガスの供給が及ばない地域のLPガス利用者も含め、あまねく恩恵が届くよう措置すること。また、医療・介護・食品など生活関連の幅広い産業分野においても燃料費・資材費高騰への支援を講じ、地域の社会基盤の維持を図ること。
- 一 中東情勢を直接の原因として事業活動の縮小・休業を余儀なくされた事業者に対する雇用調整助成金の要件について、実情に即した柔軟な運用を行い、対象事業者への周知・相談支援を徹底すること。また、万が一離職を余儀なくされた労働者に対しては、雇用保険の給付その他の就労支援を迅速かつ適切に行い、必要に応じて制度の拡充を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

高知県四万十市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

財務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

農林水産大臣

意見案第5号

学習内容の精選と標準授業時数の改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年6月25日

提出者	四万十市議会議員	西 尾 祐 佐
賛成者	〃	前 田 和 哉
	〃	小 出 徳 彦
	〃	川 村 真 生
	〃	鳥 谷 恵 生
	〃	宮 崎 努

四万十市議会議長 山 崎 司 様

学習内容の精選と標準授業時数の改善を求める意見書（案）

時代の変化と共に子ども達や教員を取りまく教育環境も変わってきている。子どもたちの不登校・いじめ・自死などは増加傾向が続き、教職員の病休や早期退職者の増加、教員不足など、教育現場は深刻な課題を抱えている。

このような事態の一因として、様々な社会的要請が学校教育に押し寄せ、学習指導要領の内容が増え続けてきたことも指摘されている一つである。今日の教育課程では、外国語や道徳の教科化、ICT・プログラミング教育など多くのカリキュラムが新設・追加され「カリキュラムオーバーロード」が指摘されている。また、教職員は多大な業務を抱え、法定の休憩時間や問題を抱える子どもに寄り添う時間、授業準備・教材研究の時間を十分に確保できない状況に置かれている。現在の標準授業時数は、小学校4年生から中学校3年生までは年間1015時数、その中に学校行事などの特別活動の時間は含まれていない。この時数が年間に最低限確保すべき目安として定められていることにより、教職員の長時間過密労働の一因となっていることが指摘されている。よって、教員の労働環境は子どもたちの学習環境であることを鑑み、下記の実施を強く求める。

記

- 1 次期学習指導要領の改訂において、学習内容の精選と標準授業時数の改善をさらに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

令和8年6月 日

高知県四万十市議会

(提出先)

衆議院議長	森	英介	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
財務大臣	片山	さつき	様
文部科学大臣	松本	洋平	様

議 決 結 果 一 覧 表

令和 8 年 6 月定例会提出議案

議案 番号	件 名	議決年月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第 1 号））	8. 6. 30	原案承認
2	令和 8 年度四万十市一般会計補正予算（第 1 号）について	〃	原案可決
3	令和 8 年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第 1 号）について	〃	〃
4	四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
5	四万十市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
6	四万十市介護保険条例の一部を改正する条例	〃	〃
7	四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例	〃	〃
8	四万十市まち・ひと・しごと創生会議設置条例の一部を改正する条例	〃	〃
9	四万十市高度無線環境整備推進事業基金条例を廃止する条例	〃	〃
10	固定資産評価審査委員会委員の選任について（中平晋祐）	〃	原案同意
11	固定資産評価審査委員会委員の選任について（門田勝利）	〃	〃
12	固定資産評価審査委員会委員の選任について（岡田志津）	〃	〃
13	固定資産評価審査委員会委員の選任について（宮村喜久）	〃	〃
14	固定資産評価審査委員会委員の選任について（三浦 治）	〃	〃
15	固定資産評価審査委員会委員の選任について（山本 聡）	〃	〃
16	動産の買入れについて	〃	原案可決
17	動産の買入れについて	〃	〃
18	教育委員会委員の任命について（永橋泰彦）	〃	原案同意
19	教育委員会委員の任命について（田村太一）	〃	〃
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（助村通俊）	〃	原案適当 と認める

議案 番号	件 名	議決年月日	結 果
諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて (芝 雅人)	8. 6. 30	原案適当 と認める
諮問 3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて (吉本千史)	〃	〃

令和 8 年第 2 回臨時会より継続の所管事項調査

委員 会名	件 名	議決年月日	結 果
総務	所管事項の調査	8. 6. 30	継続調査
産建	所管事項の調査	〃	〃
教民	所管事項の調査	〃	〃
議運	所管事項の調査	〃	〃

意見案

意見案 番 号	件 名	議決年月日	結 果
1	皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の 早期実現を求める意見書 提出者 川 村 真 生ほか 6 名	8. 6. 30	原案可決
2	殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める意見書 提出者 川 渕 誠 司ほか 3 名	〃	原案否決
3	高知県による犯罪被害者等見舞金制度の創設を求める意見書 提出者 前 田 和 哉ほか 5 名	〃	原案可決
4	中東情勢を踏まえた地域産業及び市民生活への緊急措置を求め る意見書 提出者 鳥 谷 恵 生ほか 5 名	〃	〃
5	学習内容の精選と標準授業時数の改善を求める意見書 提出者 西 尾 祐 佐ほか 5 名	〃	〃